

持続可能な水道の構築に関する
検討調査一式
(簡易水道事業の過疎化対策検討)

報告書

令和5年3月

厚生労働省
医薬・生活衛生局水道課

目次

1. 業務概要	1-1
1.1. 業務の目的	1-1
1.2. 業務内容	1-1
1.2.1. 最新の水道統計や全国簡易水道統計による簡易水道事業数等の推移に関する調査	1-1
1.2.2. 代表的な簡易水道事業のモノ、ヒトに関する調査	1-1
1.2.3. 報告書の作成	1-2
1.3. 留意事項	1-2
2. 調査検討概要	2-1
2.1. 使用資料	2-1
2.2. データ表の更新	2-1
2.3. 将来給水人口の試算	2-1
2.4. 水道施設台帳整備状況についての考察	2-1
2.5. 有識者ヒアリング	2-2
2.5.1. 資料及び雑誌・論文集等の要旨まとめ	2-2
2.5.2. 有識者ヒアリング	2-2
3. 簡易水道事業数等の推移に関する調査	3-1
3.1. データ表の概要と水道事業の区分	3-1
3.2. データ表の更新結果	3-1
4. 代表的な簡易水道事業のモノ、ヒトに関する調査	4-1
4.1. 将来給水人口の試算	4-1
4.1.1. 試算方法	4-1
4.1.2. 試算結果	4-1
4.2. 水道施設台帳の整備状況についての考察	4-8
4.2.1. 台帳整備状況調査結果の推定値の設定	4-8
4.2.2. 水道施設台帳の整備状況	4-9
4.2.3. 給水人口規模別の整備状況	4-12
4.2.4. 将来給水人口規模別の整備状況	4-16
4.2.5. 給水量規模別の整備状況	4-22
4.2.6. 料金回収率別の整備状況	4-26
4.2.7. 主産業別の整備状況	4-29
4.3. 有識者ヒアリング	4-31
4.3.1. 文献調査と要旨の取りまとめ	4-31
4.3.2. ヒアリングの概要と要旨	4-63
4.4. まとめと今後の課題	4-79

1. 業務概要

1.1. 業務の目的

水道事業の基盤強化のためには、広域連携及び事業統合を推進していくことを基本の政策としているが、山間僻地等で過疎化が進行する地域の簡易水道にあっては、事業統合にかかる条件が悪く、統合が順調に進みにくい状況にあることから、今後も小規模な水道を維持することを前提とした持続可能な水道の構築を検討することについても視野に入れる必要がある。

本調査では、水道事業規模が将来 100 人以下になる見込みの簡易水道にあって、水道施設の維持、更新にかかる計画・設計等の課題について、解決に向けての知見や基礎データを収集、整理することを目的とする。

1.2. 業務内容

1.2.1. 最新の水道統計や全国簡易水道統計による簡易水道事業数等の推移に関する調査

厚生労働省水道課で令和 3 年度に実施した「水資源開発施設の有効利用等に関する調査一式」にて整理した電子データ（簡易水道事業数等の推移の整理表及び市町村ごとの事業体数の整理表）の貸与を受け、最新の「水道統計（令和 2 年度）」及び「令和 2 年度全国簡易水道統計」を用いてデータ表を更新して、最新版を作成する。調査方法は以下の①～③とする。

- ①市区町村ごとの水道事業者数（上水道事業、簡易水道事業及び水道用水供給事業）を抽出し、Excel 表のデータを更新する。
- ②同様に市区町村に供給する事業者名を抽出し、データ表を更新する。
- ③上記作業において不明な点が生じた場合は、必要に応じて各都道府県及び市町村のホームページ等で公表資料を参照する。これら公表資料で確認できない事項については発注者と協議する。

1.2.2. 代表的な簡易水道事業のモノ、ヒトに関する調査

1) 将来給水人口の試算

国立社会保障・人口問題研究所資料による人口増減トレンドと全国簡易水道統計を用いて将来給水人口の試算を行い、25 年後（2045 年）に水道法適用人口 101 人以上を維持できないと見込まれる簡易水道事業を明らかにする。

2) 水道施設台帳整備状況についての考察

全国簡易水道協議会が実施している最新の簡易水道の水道施設台帳整備状況調査について、整備率の高低と当該簡易水道の給水規模、地域、主産業との関係などの考察を行う。また、給水人口と台帳整備状況の組み合わせ（2045 年に 100 人以下または 101 人以上、かつ台帳整備済みまたは台帳なし）を整理・考察する。

3) 有識者ヒアリング

施設維持、更新に際してどのような支援プログラムが必要となるか、どのようなコスト、リスク管理上の効果があり得るかを検討するため、次の手順で有識者ヒアリングを行う。

- ①厚生労働省より貸与する資料及び過去 5 年程度の水道関係の雑誌・論文集等より参考となると考えられる資料を 30 事例ほど抽出し、要旨をまとめ、ヒアリング対象を選定及びヒアリングすべき事項を整理するための作業を行う。
- ②給水人口が 100 人以下になる見込みのある状況にある簡易水道事業等の小規模水供給システムが参考にすべき内容について、有識者ヒアリングを実施する（3 名に対して各 3 回程度、オンライン会議方式で実施）。

4) まとめと今後の課題

有識者ヒアリング等を踏まえて、将来適切に給水人口減少を想定した管路施設等小規模化（ダウンサイジング）、維持修繕・危機管理対応を行うための理想的な仕組みを提案する。

1.2.3. 報告書の作成

上記の成果を取りまとめ、報告書を作成する。

1.3. 留意事項

上記調査を実施するにあたっては、随時厚生労働省医薬・生活衛生局水道課と協議する。

2. 調査検討概要

2.1. 使用資料

本調査検討に用いた主な統計書、統計データを示す。

- 1) 令和 2 年度全国簡易水道統計（令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）
(全国簡易水道協議会)
- 2) 水道統計「令和 2 年度」（公益社団法人日本水道協会）
- 3) 都道府県が公表している水道統計資料
- 4) 日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）
- 5) 簡易水道事業における水道施設台帳の整備状況調査（全国簡易水道協議会）
- 6) 平成 28 年経済センサス-活動調査結果（総務省、経済産業省）
- 7) 厚生労働省調査資料

なお、「3）都道府県が公表している水道統計資料」は簡易水道事業の経営主体の種別を設定する際に一部用いている。

2.2. データ表の更新

水道事業者数などについてまとめられた「データ表」（令和 3 年度作成）の更新にあたっては、原則「令和 2 年度全国簡易水道統計」及び「水道統計（令和 2 年度）」の情報をを用いる。

2.3. 将来給水人口の試算

国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」による全国各市町村の将来人口指数と「令和 2 年度全国簡易水道統計」による現在給水人口を乗じることで各簡易水道事業の将来給水人口を算定する。

なお、推計年度は「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」に基づき 2045 年度とした。

2.4. 水道施設台帳整備状況についての考察

全国簡易水道協議会が令和 3 年度に実施した「簡易水道事業における水道施設台帳の整備状況調査」を元に、簡易水道事業における水道施設台帳の整備状況について、「令和 2 年度全国簡易水道統計」や厚生労働省調査資料に基づき、

- (1) 計画給水人口と現在給水人口
- (2) 将来給水人口
- (3) 計画 1 日最大給水量と実績 1 日最大給水量
- (4) 料金回収率
- (5) 市町村の主産業

との関連性について考察する。

2.5. 有識者ヒアリング

2.5.1. 資料及び雑誌・論文集等の要旨まとめ

有識者ヒアリングを行うにあたり、厚生労働省より貸与された資料から簡易水道及び小規模水道に関するものを抽出し、要旨をまとめる。取りまとめた要旨はヒアリング対象者候補の選出、ヒアリング項目の選定及びヒアリング時の話題提供に利用する。

2.5.2. 有識者ヒアリング

簡易水道事業については経営を安定させるため、統合・広域化を進めることが政策として示されている。一方で地域の事情などから統合・広域化が進まない簡易水道があることも事実として存在している。有識者ヒアリングにおいては、これら統合・広域化の進捗が芳しくない簡易水道に焦点を当て、「2.5.1 資料及び雑誌・論文集等の要旨まとめ」の結果を参考に今後のあり方について意見聴取を行う。

3. 簡易水道事業数等の推移に関する調査

3.1. データ表の概要と水道事業の区分

データ表は全国の市町村における水道事業の経営状況や受水状況について「上水道（公営、民営）」、「簡易水道（公営、民営）」及び「水道用水供給事業」に分けて事業数、事業者名を都道府県ごとに整理し表にまとめているものである。

水道事業の種別と公営、民営の区分を表 3-1 及び表 3-2 に示す。

表 3-1 水道事業の種別

種別	定義
上水道事業	計画給水人口が 5,001 人以上で、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業
簡易水道事業	計画給水人口が 101 人以上、5,000 人以下で、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業
水道用水供給事業	水道事業者（上水道または簡易水道事業を経営する者）に水道用水（浄水）を供給する事業

出典：水道統計「令和 2 年度」

表 3-2 「公営」と「民営」の区分表

水道事業種別	公営の経営主体	民営の経営主体
上水道事業	<ul style="list-style-type: none">・ 都道府県営、市営、町営、村営・ 縣市町村よりなる企業団・ 市町村よりなる企業団・ 町村よりなる企業団	<ul style="list-style-type: none">・ 左記以外
簡易水道事業	<ul style="list-style-type: none">・ 県営、市営、町営、村営、一部事務組合営	<ul style="list-style-type: none">・ 自治会等組合営・ 私営

出典：水道統計「令和 2 年度」、令和 2 年度全国簡易水道統計

3.2. データ表の更新結果

データ表の更新結果の一覧を表 3-3、図 3-1 及び図 3-2 に、令和元年度との比較を表 3-4 に、都道府県別の更新結果を表 3-5 に、水道用水供給事業者と給水対象の一覧を表 3-6 に示す。

表 3-3 「事業状況ごと市町村数」集計表

No.	都道府県	市町村数	水道事業数（公営＋民営）				市町村数					適用
			上水道事業	簡易水道事業	用水供給事業	計	上水道からのみ給水	上水道と簡易水道から給水	簡易水道からのみ給水	その他	計	
01	北海道	179	89	199	5	293	56	40	83	0	179	
02	青森県	40	26	33	1	60	25	7	8	0	40	
03	岩手県	33	28	29	1	58	23	6	4	0	33	
04	宮城県	35	33	12	2	47	31	3	1	0	35	
05	秋田県	25	22	105	0	127	10	10	5	0	25	
06	山形県	35	29	32	4	65	21	10	3	1	35	
07	福島県	59	37	65	3	105	28	14	15	2	59	
08	茨城県	44	42	119	3	164	35	9	0	0	44	
09	栃木県	25	24	6	2	32	21	4	0	0	25	
10	群馬県	35	20	135	2	157	16	11	8	0	35	
11	埼玉県	63	55	6	1	62	59	3	1	0	63	
12	千葉県	54	40	3	6	49	51	2	0	1	54	
13	東京都	40	6	8	0	14	32	0	8	0	40	
14	神奈川県	33	20	15	1	36	28	4	1	0	33	
15	新潟県	30	25	145	3	173	16	9	4	1	30	
16	富山県	15	12	46	3	61	10	2	3	0	15	
17	石川県	19	18	91	1	110	10	8	1	0	19	
18	福井県	17	15	114	2	131	6	9	2	0	17	
19	山梨県	27	16	145	2	163	4	14	8	1	27	
20	長野県	77	61	124	4	189	19	34	24	0	77	
21	岐阜県	42	39	58	1	98	31	7	4	0	42	
22	静岡県	35	37	116	4	157	13	20	1	1	35	
23	愛知県	54	43	4	1	48	50	1	3	0	54	
24	三重県	29	29	25	2	56	26	3	0	0	29	
25	滋賀県	19	22	8	1	31	16	3	0	0	19	
26	京都府	26	22	8	1	31	21	1	4	0	26	
27	大阪府	43	43	0	2	45	43	0	0	0	43	
28	兵庫県	41	43	16	4	63	37	4	0	0	41	
29	奈良県	39	29	15	1	45	26	2	11	0	39	
30	和歌山県	30	26	51	2	79	18	6	6	0	30	
31	鳥取県	19	12	83	0	95	7	5	5	2	19	
32	島根県	19	14	8	2	24	11	2	6	0	19	
33	岡山県	27	24	37	4	65	19	5	3	0	27	
34	広島県	23	19	5	3	27	17	2	2	2	23	
35	山口県	19	15	21	1	37	9	7	3	0	19	
36	徳島県	24	18	38	0	56	12	6	6	0	24	
37	香川県	17	1	1	0	2	16	0	1	0	17	
38	愛媛県	20	29	74	2	105	10	8	2	0	20	
39	高知県	34	15	53	0	68	11	4	18	1	34	
40	福岡県	60	50	17	6	73	45	8	4	3	60	
41	佐賀県	20	11	41	2	54	14	6	0	0	20	
42	長崎県	21	22	47	0	69	14	6	1	0	21	
43	熊本県	45	29	122	1	152	15	14	16	0	45	
44	大分県	18	17	51	1	69	6	10	2	0	18	
45	宮崎県	26	20	75	0	95	9	11	6	0	26	
46	鹿児島県	43	39	85	0	124	27	11	5	0	43	
47	沖縄県	41	26	16	1	43	25	2	14	0	41	
計		1,719	1,312	2,507	88	3,907	1,049	353	302	15	1,719	
比率		—	—	—	—	—	61.0%	20.5%	17.6%	0.9%	100.0%	

※1 市町村数に東京都23区は、1つにまとめて計上している。（1718市町村＋東京都23区＝1719市町村）

※2 上表の「市町村数」-「その他」は次に示すとおり定義する。
・行政区域外給水によるものか、公営、民営の水道事業がない市町村。

※3 上表は原則「令和2年度全国簡易水道統計」、「水道統計「令和2年度」」の情報による。

表 3-4 令和元年度「事業状況と市町村数」との比較

No.	都道府県	市町村数	水道事業数（公営＋民営）				市町村数					適用
			上水道事業	簡易水道事業	用水供給事業	計	上水道からのみ給水	上水道と簡易水道から給水	簡易水道からのみ給水	その他	計	
01	北海道	0	0	-1	0	-1	0	0	0	0	0	0
02	青森県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
03	岩手県	0	1	-34	0	-33	4	-3	-1	0	0	0
04	宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
05	秋田県	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
06	山形県	0	0	-1	0	-1	1	-1	0	0	0	0
07	福島県	0	-1	-3	0	-4	3	0	-1	-2	0	0
08	茨城県	0	-1	-1	-1	-4	0	0	0	0	0	0
09	栃木県	0	0	-1	0	-1	0	0	0	0	0	0
10	群馬県	0	0	-7	-2	-9	1	-1	0	0	0	0
11	埼玉県	0	0	-1	0	-1	1	-1	0	0	0	0
12	千葉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	東京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	新潟県	0	-4	-27	0	-32	2	-3	1	0	0	0
16	富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	福井県	0	0	-1	0	-1	0	0	0	0	0	0
19	山梨県	0	0	-20	0	-20	0	0	-1	1	0	0
20	長野県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	岐阜県	0	0	-2	0	-2	1	-1	0	0	0	0
22	静岡県	0	0	-26	0	-26	3	-3	0	0	0	0
23	愛知県	0	0	-7	0	-7	2	-2	0	0	0	0
24	三重県	0	0	-1	0	-1	1	-1	0	0	0	0
25	滋賀県	0	-1	-23	0	-24	1	-1	0	0	0	0
26	京都府	0	0	-8	0	-8	1	-1	0	0	0	0
27	大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	兵庫県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	奈良県	0	0	-1	0	-1	0	0	0	0	0	0
30	和歌山県	0	-1	-3	0	-4	1	-2	1	0	0	0
31	鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	岡山県	0	1	-56	0	-55	3	-2	-1	0	0	0
34	広島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	山口県	0	0	-4	0	-4	0	0	0	0	0	0
36	徳島県	0	0	-5	0	-5	1	-1	0	0	0	0
37	香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	愛媛県	0	0	-18	0	-20	1	-1	0	0	0	0
39	高知県	0	-1	-80	0	-81	3	-4	4	-3	0	0
40	福岡県	0	0	-3	0	-3	1	-1	0	0	0	0
41	佐賀県	0	-6	-2	0	-8	1	-1	0	0	0	0
42	長崎県	0	0	-2	0	-2	1	-1	0	0	0	0
43	熊本県	0	0	-25	0	-25	1	-1	0	0	0	0
44	大分県	0	0	-66	0	-66	1	-1	0	0	0	0
45	宮崎県	0	0	-2	0	-2	2	-2	0	0	0	0
46	鹿児島県	0	4	-84	0	-80	10	-4	-6	0	0	0
47	沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		0	-9	-514	-3	-530	47	-39	-4	-4	0	

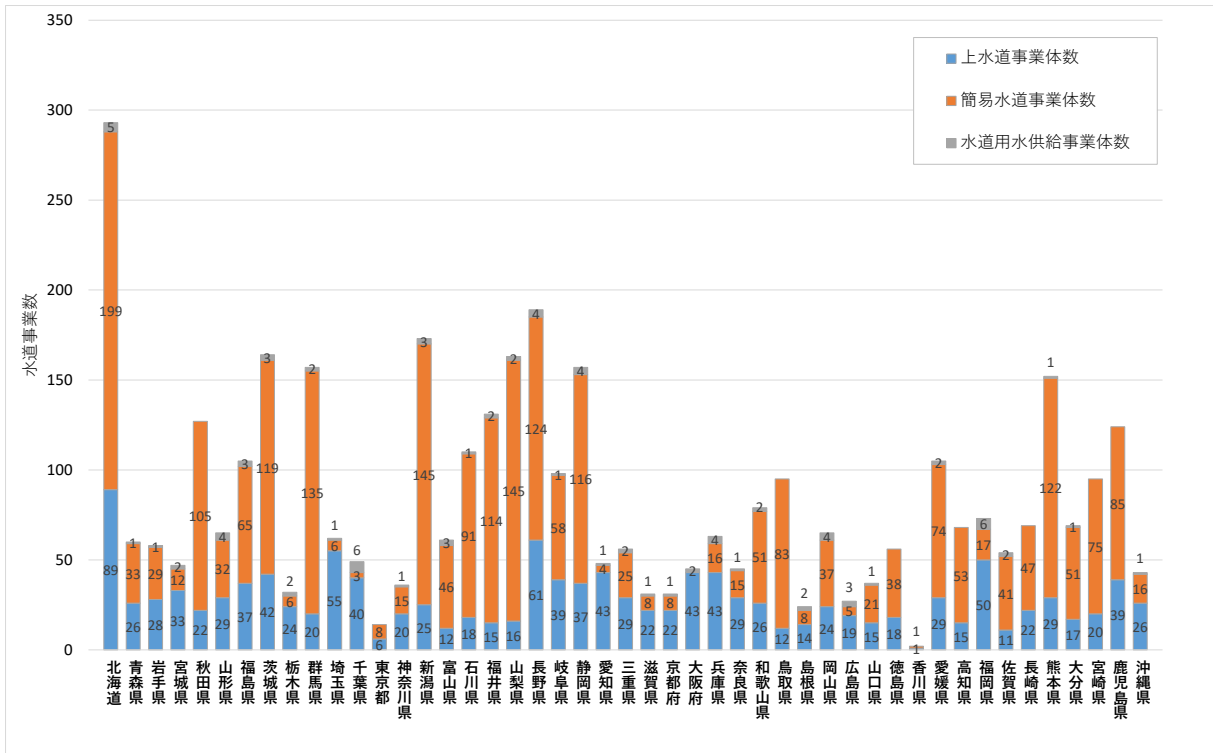


図 3-1 都道府県別水道事業数

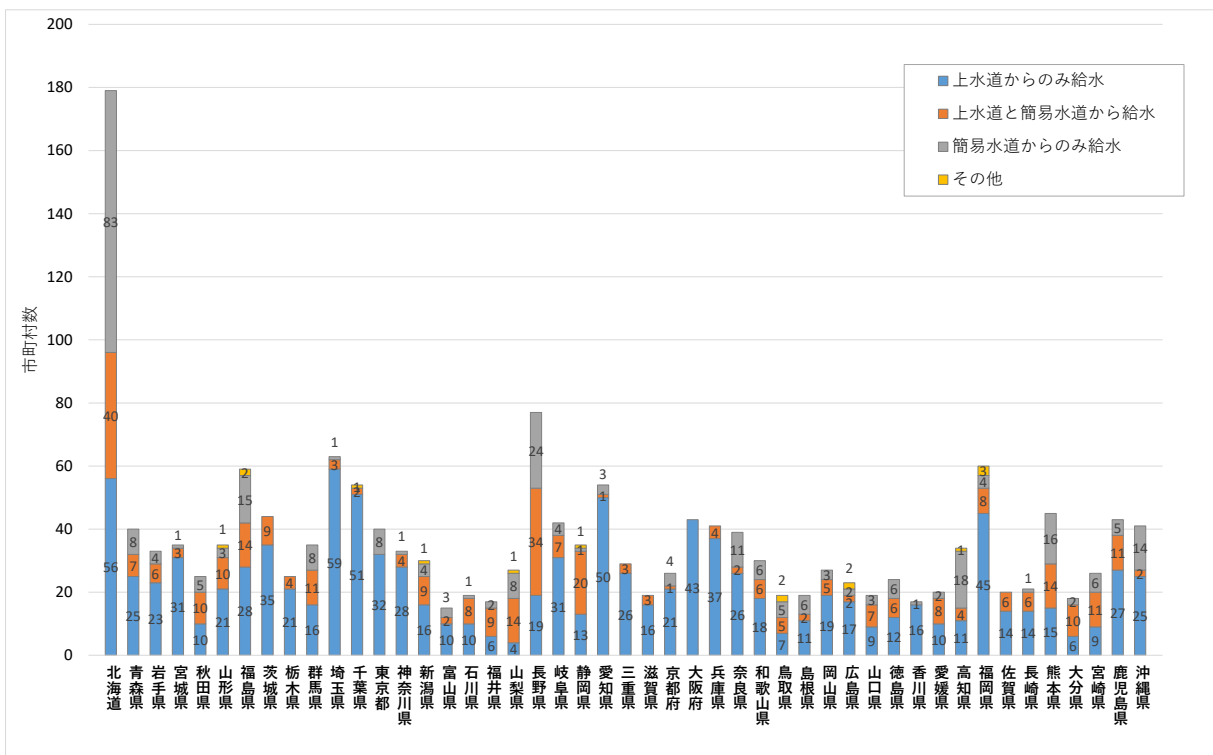


図 3-2 給水形態別市町村数(都道府県別)

表 3-5 各都道府県の調査結果表(1)

【01_北海道】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			通 用	判 定 1:上水 2:上水+簡水 3:簡水 4:その他	上水道事業（公営）	上水道（民営）	簡易水道事業（公営）	簡易水道事業（民営）	上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者
		公営	民営	計	公営	民営	計									
1	夕張市	1	0	1	0	0	0	1	夕張市						0	
2	岩見沢市	2	0	2	0	0	0	1	岩見沢市	月新水道企業団				三笠市	1	桂沢水道企業団
3	美瑛市	1	0	1	0	0	0	1	美瑛市					三笠市	1	桂沢水道企業団
4	芦別市	1	0	1	0	0	0	1	芦別市						0	
5	赤平市	1	0	1	0	0	0	1	赤平市						0	
6	三笠市	1	0	1	0	0	0	1	三笠市						1	桂沢水道企業団
7	滝川市	1	0	1	0	0	0	1	中空知広域水道企業団						0	
8	砂川市	2	0	2	0	0	0	1	中空知広域水道企業団	西空知広域水道企業団					0	
9	歌志内市	1	0	1	0	0	0	1	中空知広域水道企業団						0	
10	深川市	1	0	1	0	0	0	1	深川市						1	北空知広域水道企業団
11	南幌町	1	0	1	0	0	0	1	長幌上水道企業団						1	石狩東部広域水道企業団
12	奈井江町	1	0	1	0	0	0	1	中空知広域水道企業団						0	
13	上砂川町	0	0	0	1	0	1	3			上砂川地区				0	
14	由仁町	1	0	1	0	0	0	1	由仁町						1	石狩東部広域水道企業団
15	長沼町	1	0	1	0	0	0	1	長幌上水道企業団						1	石狩東部広域水道企業団
16	栗山町	1	0	1	0	0	0	1	栗山町						0	
17	月形町	1	0	1	0	0	0	1	月新水道企業団						0	
18	浦臼町	1	0	1	0	0	0	1	西空知広域水道企業団						0	
19	新十津川町	1	0	1	0	0	0	1	西空知広域水道企業団						0	
20	妹背牛町	0	0	0	1	0	1	3			妹背牛町				1	北空知広域水道企業団
21	秩父別町	0	0	0	1	0	1	3			秩父別町			深川市	1	北空知広域水道企業団
22	雨竜町	1	0	1	0	0	0	1	西空知広域水道企業団						0	
23	北竜町	0	0	0	1	0	1	3			北竜町				1	北空知広域水道企業団
24	沼田町	1	0	1	0	0	0	1	沼田町						1	北空知広域水道企業団
25	札幌市	1	0	1	0	0	0	1	札幌市						1	石狩西部広域水道企業団
26	江別市	1	0	1	0	0	0	1	江別市					北広島市	1	石狩東部広域水道企業団
27	千歳市	1	0	1	1	0	1	2	千歳市	支笏湖湖畔地区					1	石狩東部広域水道企業団
28	恵庭市	1	0	1	0	0	0	1	恵庭市						1	石狩東部広域水道企業団
29	石狩市	1	0	1	0	0	0	1	石狩市						1	石狩西部広域水道企業団
30	北広島市	1	0	1	0	0	0	1	北広島市						1	石狩東部広域水道企業団
31	当別町	1	0	1	0	0	0	1	当別町						1	石狩西部広域水道企業団
32	新篠津村	1	0	1	0	0	0	1	月新水道企業団						0	
33	小樽市	1	0	1	1	0	1	2	小樽市	石狩湾新港銭函地区					1	石狩西部広域水道企業団
34	島牧村	0	0	0	1	0	1	3			島牧村簡易水道				0	
35	寿都町	0	0	0	1	0	1	3			寿都町				0	
36	黒松内町	0	0	0	1	0	1	3			黒松内町				0	
37	蘭越町	0	0	0	1	0	1	3			蘭越町				0	
38	ニセコ町	0	0	0	1	0	1	3			ニセコ町				0	
39	真狩村	0	0	0	1	0	1	3			真狩村				0	
40	留寿都村	0	0	0	1	0	1	3			留寿都村				0	
41	喜茂別町	0	0	0	1	0	1	3			喜茂別町				0	
42	京極町	0	0	0	1	0	1	3			京極地区				0	
43	倶知安町	1	0	1	0	0	0	1	倶知安町						0	
44	共和町	0	0	0	1	0	1	3			共和町				0	
45	岩内町	1	0	1	0	0	0	1	岩内町						0	
46	泊村	0	0	0	1	0	1	3			泊村				0	
47	神恵内村	0	0	0	1	0	1	3			神恵内地区				0	
48	横丹町	0	0	0	1	0	1	3			横丹町				0	
49	古平町	0	0	0	1	0	1	3			古平				0	
50	仁木町	0	0	0	1	0	1	3			仁木町				0	
51	余市町	1	0	1	0	0	0	1	余市町						0	
52	赤井川村	0	0	0	3	0	3	3			赤井川地区	都地区	常磐地区		0	
53	室蘭市	1	0	1	0	0	0	1	室蘭市						0	
54	苫小牧市	2	0	2	0	0	0	1	苫小牧市	安平町					0	
55	登別市	1	0	1	1	0	1	2	登別市	登別市					0	
56	伊達市	1	0	1	1	0	1	2	伊達市	大滝区					0	
57	豊浦町	0	0	0	1	0	1	3			豊浦町				0	
58	社管町	0	0	0	1	0	1	3			社管町				0	
59	白老町	1	0	1	0	0	0	1	白老町						0	
60	厚真町	0	0	0	1	0	1	3			厚真地区				0	
61	洞爺湖町	1	0	1	1	0	1	2	洞爺湖町	洞爺地区					0	
62	安平町	1	0	1	0	0	0	1	安平町						0	
63	むかわ町	1	0	1	1	0	1	2	むかわ町	穂別地区					0	
64	日高町	1	0	1	1	0	1	2	日高町	日高簡易水道					0	
65	平取町	0	0	0	1	1	2	3			平取町		去場地区		0	
66	新冠町	0	0	0	1	0	1	3			新冠町				0	
67	浦河町	1	0	1	1	0	1	2	浦河町	東部					0	樺似町
68	樺似町	1	0	1	1	0	1	2	樺似町	幌満簡易水道事業					0	
69	えりも町	0	0	0	1	0	1	3			えりも町				0	
70	新ひだか町	1	0	1	1	0	1	2	新ひだか町	新ひだか町					0	

表 3-5 各都道府県の調査結果表(2)

【01_北海道】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適用	判定 1:上水 2:上水+簡水 3:簡水 4:その他	上水道事業(公営)	上水道(民営)	簡易水道事業(公営)	簡易水道事業(民営)	上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者
		公営	民営	計	公営	民営	計									
71	函館市	1	0	1	9	0	9		2	函館市		戸井 日浦 恵山東部			0	
72	北斗市	1	0	1	0	0	0		1	北斗市		般法華 吉部 木直			0	
73	松前町	1	0	1	3	0	3		2	松前町		尾札部 白尻 大船		函館市	0	
74	福島町	0	0	0	1	0	1		3	福島町					0	
75	知内町	1	0	1	2	0	2		2	知内町		小谷石地区 湯の里地区			0	
76	木古内町	0	0	0	1	0	1		3	木古内町					0	
77	七飯町	1	0	1	0	0	0		1	七飯町					0	
78	鹿部町	1	0	1	0	0	0		1	鹿部町					0	
79	森町	1	0	1	1	0	1		2	森町		濁川地区			0	
80	八雲町	1	0	1	1	0	1		2	八雲町		熊石			0	
81	長万部町	1	0	1	0	0	0		1	長万部町					0	
82	江差町	1	0	1	0	0	0		1	江差町					0	
83	上ノ国町	0	0	0	1	0	1		3			上ノ国			0	
84	厚沢部町	0	0	0	1	0	1		3	厚沢部町					0	
85	乙部町	0	0	0	1	0	1		3	乙部町					0	
86	奥尻町	0	0	0	1	0	1		3	奥尻町					0	
87	今金町	0	0	0	7	0	7		3	今金町		今金 種川 花石			0	
88	せたな町	0	0	0	10	0	10		3	美利河 神丘 久遠 長磯 瀬棚		八東 元浦 北島歌			0	
89	旭川市	1	0	1	2	0	2		2	旭川市		西神居地区 江丹別地区			0	
90	名寄市	1	0	1	0	0	0		1	名寄市					0	
91	富良野市	1	0	1	6	0	6		2	富良野市		富丘地区 東山市街地区 島の下地区			0	
92	士別市	1	0	1	0	0	0		1	士別市		山部市街地区 学田地区 布部市街地区			0	
93	鷹栖町	1	0	1	0	0	0		1	鷹栖町					0	
94	東神楽町	1	0	1	0	0	0		1	東神楽町				旭川市	0	
95	当麻町	1	0	1	0	0	0		1	当麻町					0	
96	比布町	0	0	0	1	0	1		3	比布町					0	
97	愛別町	0	0	0	1	0	1		3	愛別町					0	
98	上川町	0	0	0	1	0	1		3	上川町簡易水道事業					0	
99	東川町	0	0	0	1	0	1		3	東川町					0	
100	美瑛町	1	0	1	0	0	0		1	美瑛町					0	
101	上富良野町	1	0	1	3	0	3		2	上富良野町		東中 西部地区 江花地区			0	
102	中富良野町	0	0	0	1	0	1		3	中富良野町					0	
103	南富良野町	0	0	0	1	0	1		3	南富良野町					0	
104	占冠村	0	0	0	1	0	1		3	占冠村					0	
105	和寒町	0	0	0	1	0	1		3	和寒町					0	
106	剣淵町	0	0	0	1	0	1		3	剣淵町				士別市	0	
107	下川町	0	0	0	1	0	1		3	下川町					0	
108	美深町	0	0	0	2	0	2		3	美深町		北部 中央			0	
109	音威子府村	0	0	0	1	0	1		3	音威子府村					0	
110	中川町	0	0	0	1	0	1		3	中川町					0	
111	幌加内町	0	0	0	1	0	1		3	幌加内町					0	
112	留萌市	1	0	1	0	0	0		1	留萌市					0	
113	増毛町	1	0	1	4	0	4		2	増毛町		阿分 別笈 岩老		留萌市	0	
114	小平町	0	0	0	1	0	1		3	小平町		雄冬			0	
115	苫前町	0	0	0	1	0	1		3	苫前町簡易水道事業					0	
116	羽幌町	1	0	1	2	0	2		2	羽幌町		天売 焼尻			0	
117	初山別村	0	0	0	1	0	1		3	初山別村					0	
118	遠別町	0	0	0	1	0	1		3	遠別町					0	
119	天塩町	0	0	0	1	0	1		3	天塩町					0	
120	権内市	1	0	1	1	0	1		2	権内市		東浦地区			0	
121	猿払村	0	0	0	4	0	4		3	猿払村		鬼志別 浜猿払	浜鬼志別 浅茅野		0	
122	浜頓別町	0	0	0	1	0	1		3	浜頓別町					0	
123	中頓別町	0	0	0	1	0	1		3	中頓別町					0	
124	枝幸町	1	0	1	4	0	4		2	枝幸町		枝幸南部地区 歌登地区 本幌別地区			0	
125	豊富町	0	0	0	1	0	1		3	豊富町					0	
126	礼文町	0	0	0	1	0	1		3	礼文町					0	
127	利尻町	0	0	0	1	0	1		3	利尻町					0	
128	利尻富士町	0	0	0	1	0	1		3	利尻富士町簡易水道					0	
129	幌延町	0	0	0	1	0	1		3	幌延町					0	

表 3-5 各都道府県の調査結果表(3)

【01_北海道】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適 用	判 定 1:上水 2:上水+簡水 3:簡水 4:その他	上水道事業（公営）	上水道（民営）	簡易水道事業（公営）	簡易水道事業（民営）	上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者						
		公営	民営	計	公営	民営	計															
130	北見市	1	0	1	0	0	0	1							0							
131	網走市	1	0	1	1	0	1	2			網走市				0							
132	紋別市	1	0	1	3	0	3	2			沼の上	小向	上渚滑		0							
133	美幌町	1	0	1	0	0	0	1							0							
134	津別町	0	0	0	1	0	1	3			津別町				0							
135	斜里町	1	0	1	1	0	1	2			斜里町				0							
136	清里町	0	0	0	1	0	1	3			ウトロ				0							
137	小清水町	0	0	0	1	0	1	3			清里町				0							
138	訓子府町	0	0	0	1	0	1	3			小清水地区				0							
139	置戸町	0	0	0	1	0	1	3			訓子府町				0							
140	佐呂間町	0	0	0	1	0	1	3			置戸				0							
141	遠軽町	1	0	1	0	0	0	1			佐呂間				0							
142	湧別町	1	0	1	2	0	2	2			遠軽町			遠軽町	0							
143	滝上町	0	0	0	1	0	1	3			川西	開盛			0							
144	興部町	0	0	0	1	0	1	3			滝上町				0							
145	西興部村	0	0	0	1	0	1	3			興部町				0							
146	雄武町	0	0	0	1	0	1	3			西興部村				0							
147	大空町	0	0	0	3	0	3	3			雄武町				0							
148	帯広市	1	0	1	1	0	1	2			女満別本町地区	女満別東部高台	東藻琴地区		1	十勝中部広域水道企業団						
149	音更町	1	0	1	2	0	2	2			帯広市				1	十勝中部広域水道企業団						
150	士幌町	0	0	0	3	0	3	3			音更町	西部	東部		0							
151	上士幌町	0	0	0	1	0	1	3			士幌町	新田地区	朝陽地区		0							
152	鹿追町	0	0	0	1	0	1	3			上士幌				0							
153	新得町	1	0	1	0	0	0	1			鹿追町				0							
154	清水町	1	0	1	0	0	0	1			新得町				0							
155	芽室町	1	0	1	3	0	3	2			清水町				0							
156	中札内村	0	0	0	1	0	1	3			芽室町	上美生地区	美生地区	河北地区	1	十勝中部広域水道企業団						
157	更別村	0	0	0	1	0	1	3			中札内村				1	十勝中部広域水道企業団						
158	大樹町	1	0	1	0	0	0	1			更別村				1	十勝中部広域水道企業団						
159	広尾町	1	0	1	3	0	3	2			大樹町				0							
160	幕別町	1	0	1	5	0	5	2			広尾町	野塚地区	音調津	豊似地区								
161	池田町	1	0	1	0	0	0	1			幕別町	駒島	幕別	大豊	1	十勝中部広域水道企業団						
162	豊頃町	0	0	0	1	0	1	3			池田町	新和	忠類									
163	本別町	1	0	1	3	0	3	2			本別町	茂岩				0						
164	足寄町	1	0	1	1	0	1	2			足寄町	勇足	仙美里	美里別		0						
165	陸別町	0	0	0	1	0	1	3			陸別町	陸別地区				0						
166	浦幌町	0	0	0	1	0	1	3			浦幌町					0						
167	釧路市	1	0	1	5	0	5	2			釧路市	山花	阿寒	阿寒湖畔		0						
168	釧路町	0	0	0	1	0	1	3			釧路町	音別	飽別			0						
169	厚岸町	1	0	1	2	0	2	2			厚岸町	釧路町				0						
170	浜中町	1	0	1	0	0	0	1			厚岸町	糸魚沢	上尾幌			0						
171	標茶町	1	0	1	1	0	1	2			浜中町					0						
172	弟子屈町	1	0	1	3	0	3	2			標茶町	標茶町簡易水道事業				0						
173	鶴居村	0	0	0	1	0	1	3			弟子屈町	川湯	美留和	屈斜路		0						
174	白糠町	1	0	1	1	0	1	2			鶴居村					0						
175	根室市	1	0	1	0	0	0	1			白糠町	茶路簡易水道				0						
176	別海町	1	0	1	0	0	0	1			根室市					0						
177	中標津町	1	0	1	1	0	1	2			別海町					0						
178	標津町	0	0	0	3	0	3	3			中標津町	中標津町				0						
179	羅臼町	1	0	1	2	0	2	2			標津町	標津地区	川北地区	薫別地区		0						
合計（総数）		99	0	99	198	1	199	1	56		羅臼町	釜浜	岬			0						
合計（重複除く）		89	0	89	198	1	199	2	40		合計（重複除く）	89	合計	0	合計	198	合計	1	合計	13	事業者数計 (重複除く)	5
								3	83													
								4	0													

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。

※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合)は公営、6(自治会等の住民による組合),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(4)

【02_青森県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適用	判定 1:上水 2:上水+簡水 3:簡水 4:その他	上水道事業（公営）	上水道（民営）	簡易水道事業（公営）			簡易水道事業（民営）			上水道 行政区域外からの給水 （給水区域外給水、分水） （供給元）	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者		
		公営	民営	計	公営	民営	計					雲谷地区	入内地区	孫内地区	岩渡地区	王余魚沢地区	細野相沢地区				今別地区	蓮田村簡易水道事業
1	青森市	1	0	1	6	0	6		2	青森市										1	津軽広域水道企業団（津軽）	
2	平内町	1	0	1	0	0	0		1	平内町										0		
3	今別町	0	0	0	1	0	1		3											0		
4	蓮田村	0	0	0	1	0	1		3											0		
5	外ヶ浜町	0	0	0	2	0	2		3											0		
6	弘前市	1	0	1	0	0	0		1	弘前市										1	津軽広域水道企業団（津軽）	
7	黒石市	1	0	1	2	3	5		2	黒石市										1	津軽広域水道企業団（津軽）	
8	平川市	2	0	2	2	0	2		2	平川市	久吉ダム水道企業団									1	津軽広域水道企業団（津軽）	
9	西目屋村	0	0	0	1	0	1		3											0		
10	藤崎町	1	0	1	0	0	0		1	藤崎町										1	津軽広域水道企業団（津軽）	
11	大鰐町	1	0	1	1	1	2		2	久吉ダム水道企業団										0		
12	田舎館村	1	0	1	0	0	0		1	田舎館村										1	津軽広域水道企業団（津軽）	
13	五所川原市	2	0	2	0	0	0		1	五所川原市	津軽広域水道企業団（西北）									1	津軽広域水道企業団（津軽）	
14	つがる市	1	0	1	0	0	0		1	津軽広域水道企業団（西北）										1	津軽広域水道企業団（津軽）	
15	鯉ヶ沢町	1	0	1	0	0	0		1	鯉ヶ沢町										0		
16	深浦町	1	0	1	0	0	0		1	深浦町										0		
17	板柳町	1	0	1	0	0	0		1	板柳町										1	津軽広域水道企業団（津軽）	
18	鶴田町	1	0	1	0	0	0		1	鶴田町										1	津軽広域水道企業団（津軽）	
19	中泊町	1	0	1	0	0	0		1	中泊町										0		
20	十和田市	1	0	1	5	0	5		2	十和田市										0		
21	三沢市	1	0	1	0	0	0		1	三沢市										0		
22	野辺地町	1	0	1	0	0	0		1	野辺地町										0		
23	七戸町	1	0	1	0	0	0		1	七戸町										0		
24	八戸町	1	0	1	0	0	0		1	八戸圏域水道企業団										0		
25	横浜町	0	0	0	1	0	1		3											0		
26	東北町	1	0	1	0	0	0		1	東北町										0	六ヶ所村	
27	六ヶ所村	1	0	1	0	0	0		1	六ヶ所村										0		
28	おいらせ町	1	0	1	0	0	0		1	八戸圏域水道企業団										0		
29	むつ市	1	0	1	0	0	0		1	むつ市										0		
30	大間町	1	0	1	0	0	0		1	大間町										0		
31	東通村	1	0	1	0	0	0		1	東通村										0		
32	風間浦村	0	0	0	1	0	1		3											0		
33	佐井村	0	0	0	1	0	1		3											0		
34	八戸市	1	0	1	0	0	0		1	八戸圏域水道企業団										0		
35	三戸町	1	0	1	1	0	1		2	八戸圏域水道企業団										0		
36	五戸町	1	0	1	1	2	3		2	八戸圏域水道企業団										0		
37	田子町	1	0	1	0	0	0		1	田子町										0		
38	南部町	1	0	1	0	0	0		1	八戸圏域水道企業団										0		
39	階上町	1	0	1	0	0	0		1	八戸圏域水道企業団										0		
40	新郷村	0	0	0	1	0	1		3											0		
	合計（総数）	34	0	34	27	6	33		1	25										6	合計	
	合計（重複除く）	26	0	26	27	6	33		2	7										6	合計	
									3	8											1	事業者数計（重複除く）
									4	0												

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「泉市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。

※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合)は公営、6(自治会等の住民による組合),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(5)

【03_岩手県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適用	判定 1.上水 2.上水+簡水 3.簡水 4.その他	上水道事業（公営）	上水道（民営）	簡易水道事業（公営）	簡易水道事業（民営）	上水道 行政区域外からの給水 （給水区域外給水、分水） （供給元）	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者			
		公営	民営	計	公営	民営	計												
1	盛岡市	1	0	1	0	0	0	1	盛岡市					滝沢市	雫石町	0			
2	富吉市	1	0	1	0	0	0	1	富吉市								0		
3	大船渡市	1	0	1	7	0	7	2	大船渡市		根白	越喜来	綾里				0		
											本郷	南嶺	小石浜						
											砂子浜								
4	花巻市	1	0	1	0	0	0	1	岩手中部水道企業団								0		
5	北上市	1	0	1	0	0	0	1	岩手中部水道企業団								0		
6	久慈市	1	0	1	0	0	0	1	久慈市								0		
7	遠野市	1	0	1	0	0	0	1	遠野市								0		
8	一関市	1	0	1	0	0	0	1	一関市						平泉町		0		
9	陸前高田市	1	0	1	3	0	3	2	陸前高田市		横田地区	下矢作地区	生田・二又地区				0		
10	釜石市	1	0	1	0	0	0	1	釜石市								0		
11	二戸市	1	0	1	4	0	4	2	二戸市		御返地区	白鳥・坂本地区	斗米地区				0		
											川又地区								
12	八幡平市	1	0	1	0	0	0	1	八幡平市						盛岡市		0		
13	奥州市	1	0	1	0	0	0	1	奥州市								1	奥州金ヶ崎行政事務組合	
14	滝沢市	1	0	1	0	0	0	1	滝沢市								0		
15	雫石町	1	0	1	1	0	1	2	雫石町		大村地区						0		
16	葛巻町	1	0	1	0	0	0	1	葛巻町								0		
17	岩手町	1	0	1	0	0	0	1	岩手町						一戸町（奥山中）		0		
18	紫波町	1	0	1	1	0	1	2	岩手中部水道企業団		船久保				矢巾町		0		
19	矢巾町	2	0	2	0	0	0	1	矢巾町	岩手中部水道企業団							0		
20	西和賀町	1	0	1	0	0	0	1	西和賀町								0		
21	金ヶ崎町	1	0	1	0	0	0	1	金ヶ崎町								1	奥州金ヶ崎行政事務組合	
22	平泉町	1	0	1	2	0	2	2	平泉町		長島	戸河内			奥州市		0		
23	住田町	0	0	0	1	0	1	3	住田町						遠野市		0		
24	大槌町	1	0	1	0	0	0	1	大槌町								0		
25	山田町	1	0	1	0	0	0	1	山田町								0		
26	岩泉町	1	0	1	0	0	0	1	岩泉町								0		
27	田野畑村	0	0	0	1	0	1	3	田野畑村		田野畑村						0		
28	普代村	0	0	0	8	0	8	3	普代		堀内	太田名部					0		
									黒崎		白井	机							
									茂市		萩牛								
29	軽米町	1	0	1	0	0	0	1	軽米町						九戸村		0		
30	野田村	0	0	0	1	0	1	3	野田						久慈市		0		
31	九戸村	1	0	1	0	0	0	1	九戸村								0		
32	洋野町	1	0	1	0	0	0	1	洋野町								0		
33	一戸町	2	0	2	0	0	0	1	一戸町（一戸）	一戸町（奥山中）							0		
	合計（総数）	31	0	31	29	0	29	1	合計（重複除く）	28	合計	0	合計	29	合計	0	合計	10	
	合計（重複除く）	28	0	28	29	0	29	2										事業者数計 （重複除く）	1
								3											
								4											
								4											
								0											

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。
 ※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合)は公営、6(自治会等の住民による組合),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(6)

【04_宮城県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適用	判定 1:上水 2:上水+簡水 3:簡水 4:その他	上水道事業(公営)	上水道(民営)	簡易水道事業(公営)	簡易水道事業(民営)	上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者			
		公営	民営	計	公営	民営	計												
1	仙台市	1	0	1	0	0	0	1	仙台市						1	宮城県(仙南・仙塩)			
2	石巻市	1	0	1	0	0	0	1	石巻地方広域水道企業団						0				
3	塩竈市	1	0	1	0	0	0	1	塩竈市						1	宮城県(仙南・仙塩)			
4	気仙沼市	1	0	1	2	0	2	2	気仙沼市		八瀬	廿一			0				
5	白石市	1	0	1	0	0	0	1	白石市						1	宮城県(仙南・仙塩)			
6	名取市	1	0	1	0	0	0	1	名取市					仙台市	1	宮城県(仙南・仙塩)			
7	角田市	1	0	1	0	0	0	1	角田市						1	宮城県(仙南・仙塩)			
8	多賀城市	1	0	1	0	0	0	1	多賀城市					塩竈市 仙台市	1	宮城県(仙南・仙塩)			
9	岩沼市	1	0	1	0	0	0	1	岩沼市						1	宮城県(仙南・仙塩)			
10	登米市	1	0	1	0	0	0	1	登米市					一関市(岩手県)	0				
11	栗原市	1	0	1	0	0	0	1	栗原市					大崎市	1	宮城県(大崎)			
12	東松島市	1	0	1	0	0	0	1	石巻地方広域水道企業団						0				
13	大崎市	1	0	1	0	0	0	1	大崎市					蒲谷町 色麻町 大郷町 美里町	1	宮城県(大崎)			
14	富谷市	1	0	1	0	0	0	1	富谷市					仙台市	2	宮城県(大崎) 宮城県(仙南・仙塩)			
15	刈田郡 蔵王町	1	0	1	5	0	5	2	蔵王町		透刈田地区 清水原地区 簡易水道事業	七日原地区 北原尾地区	山水苑第二		1	宮城県(仙南・仙塩)			
16	刈田郡 七ヶ宿町	0	0	0	1	0	1	3							0				
17	柴田郡 大河原町	1	0	1	0	0	0	1	大河原町						1	宮城県(仙南・仙塩)			
18	柴田郡 村田町	1	0	1	0	0	0	1	村田町					大河原町 川崎町 蔵王町	1	宮城県(仙南・仙塩)			
19	柴田郡 柴田町	1	0	1	0	0	0	1	柴田町						1	宮城県(仙南・仙塩)			
20	柴田郡 川崎町	1	0	1	0	0	0	1	川崎町						0				
21	伊具郡 丸森町	1	0	1	0	0	0	1	丸森町						0				
22	亶理郡 亶理町	1	0	1	0	0	0	1	亶理町						1	宮城県(仙南・仙塩)			
23	亶理郡 山元町	1	0	1	0	0	0	1	山元町						1	宮城県(仙南・仙塩)			
24	宮城県 松島町	1	0	1	0	0	0	1	松島町					大崎市	2	宮城県(大崎) 宮城県(仙南・仙塩)			
25	宮城県 七ヶ浜町	1	0	1	0	0	0	1	七ヶ浜町					仙台市	1	宮城県(仙南・仙塩)			
26	宮城県 利府町	1	0	1	0	0	0	1	利府町						1	宮城県(仙南・仙塩)			
27	黒川郡 大和町	1	0	1	0	0	0	1	大和町						1	宮城県(大崎)			
28	黒川郡 大郷町	1	0	1	0	0	0	1	大郷町					大崎市	1	宮城県(大崎)			
29	黒川郡 大衡村	1	0	1	0	0	0	1	大衡村					大和町 色麻町	1	宮城県(大崎)			
30	加美郡 色麻町	1	0	1	0	0	0	1	色麻町					大崎市	0				
31	加美郡 加美町	1	0	1	0	0	0	1	加美町						1	宮城県(大崎)			
32	遠田郡 蒲谷町	1	0	1	0	4	4	2	蒲谷町				吉住 小里 松崎 太田	大崎市 登米市 美里町 石巻広域水道企業団	1	宮城県(大崎)			
33	遠田郡 美里町	1	0	1	0	0	0	1	美里町					石巻広域水道企業団 大崎市 蒲谷町	1	宮城県(大崎)			
34	牡鹿郡 女川町	1	0	1	0	0	0	1	女川町						0				
35	本吉郡 南三陸町	1	0	1	0	0	0	1	南三陸町						0				
	合計(総数)	34	0	34	8	4	12	1	31	合計(重複除く)	33	合計	0	合計	8	合計	4	合計	26
	合計(重複除く)	33	0	33	8	4	12	2	3										
								3	1										
								4	0										

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。
 ※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合)は公営、6(自治会等の住民による組合),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(7)

【05_秋田県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			判 定 1:上水 2:上水+簡水 3:簡水 4:その他	上水道事業（公営）	上水道（民営）	簡易水道事業（公営）	簡易水道事業（民営）	上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者					
		公営	民営	計	公営	民営	計									適用				
1	秋田市	1	0	1	0	0	0							0						
2	能代市	1	0	1	5	4	9					ニツ井・荷上場 小繋	富根地区 種	仁樹地区	麻生中通り 切石山根	梅内下地区 切石堂ヶ沢	0			
3	横手市	1	0	1	0	0	0										美郷町	0		
4	大館市	1	0	1	0	4	4							新沢 独結川久保	大葛 独結			0		
5	男鹿市	1	0	1	0	0	0											0		
6	湯沢市	2	0	2	22	0	22		湯沢市（湯沢） 湯沢市（福川）	山田 宇留院内 三ツ村 磯 南沢 湯元 長石田 落合・沖ノ沢	高松 院内 川井 野中 小沢 羽場 貝沼・皿小屋	高松東部 横堀・小野 湯ノ岱 真木 小安 板戸 中生					0			
7	鹿角市	1	0	1	0	4	4							上台 長牛	上谷内	下谷内		0		
8	由利本荘市	1	0	1	0	0	0											0		
9	潟上市	1	0	1	0	0	0											0		
10	大仙市	1	0	1	30	7	37			協和中央 協和福沢地区 南外地区 北橋岡地区 川西地区 心像小杉山地区 柳栗野・立石地区 川戸賀 上川原 谷地	協和南部 協和淀川地区 宇留井谷地・船戸・戸月 刈和野地区 半道寺地区 大沢郷地区 入角地区 下横堀 板見内 戸地谷	協和小種地区 協和沢庄地区 神宮寺地区 強首地区 大野地区 豊岡地区 下福田 上福田 中屋布 仙北中央	古館 三本扇 新屋敷	北野 長野駅前 下田茂木	中里 井川町	美郷町	0			
11	北秋田市	2	0	2	13	0	13		北秋田市（鷹巣） 北秋田市（森吉・合川）	糠子 七座 阿仁合 比立内 小淵	向黒沢 摩当 萱草 幸屋	坊沢 小狼部 根子 打当					0			
12	にかほ市	1	0	1	0	0	0											0		
13	仙北市	1	0	1	0	1	1							先達				0		
14	小坂町	1	0	1	0	0	0											0		
15	上小阿仁村	0	0	0	4	0	4			沖田面 五反沢	羽立	小沢田						0		
16	藤里町	0	0	0	1	0	1			藤里地区								0		
17	三種町	1	0	1	0	0	0											0		
18	八峰町	0	0	0	2	1	3			八森地区	峰浜地区		石川					0		
19	五城目町	1	0	1	0	1	1						黒土					0		
20	八郎潟町	1	0	1	0	0	0											0		
21	井川町	1	0	1	0	0	0											0		
22	大潟村	0	0	0	1	0	1			大潟村								0		
23	美郷町	1	0	1	0	1	1							本堂城回				0		
24	羽後町	1	0	1	0	3	3							小坂清水	院ヶ台	上到米		0		
25	東成瀬村	0	0	0	1	0	1			東成瀬村								0		
	合計（総数）	22	0	22	79	26	105	1	10	合計（重複除く）	22	合計	79	合計	26	合計	3	事業者数計 (重複除く)	0	
	合計（重複除く）	22	0	22	79	26	105	2	10										0	
								3	5										0	
								4	0										0	

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「農山村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。

※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合)は公営、6(自治会等の住民による組合),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(8)

【06_山形県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適用	判定 1:上水 2:上水+簡水 3:簡水 4:その他	上水道事業(公営)	上水道(民営)	簡易水道事業(公営)	簡易水道事業(民営)	上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 受水事業者数		
		公営	民営	計	公営	民営	計											
1	山形市	2	0	2	0	5	5	2	山形市	最上川中部水道企業団			神尾 滝平	鴨の谷地 西蔵王	平石水	1	山形県(村山)	
2	米沢市	1	0	1	2	0	2	2	米沢市		白布高湯	板谷				1	山形県(置賜)	
3	新庄市	1	0	1	0	0	0	1	新庄市							1	山形県(最上)	
4	鶴岡市	1	0	1	0	1	1	2	鶴岡市					青龍寺		1	山形県(庄内)	
5	上山市	1	0	1	0	0	0	1	上山市							1	山形県(村山)	
6	南陽市	1	0	1	0	0	0	1	南陽市							1	山形県(置賜)	
7	金山町	1	0	1	0	0	0	1	金山町							1	山形県(最上)	
8	天童市	1	0	1	0	0	0	1	天童市						東根市	1	山形県(村山)	
9	蔵上町	1	0	1	0	0	0	1	蔵上町							0		
10	高島町	1	0	1	0	0	0	1	高島町						米沢市	1	山形県(置賜)	
11	舟形町	1	0	1	0	0	0	1	舟形町							0		
12	山辺町	1	0	1	2	1	3	2	最上川中部水道企業団		築北	大蔵		畑谷		1	山形県(村山)	
13	川西町	1	0	1	0	0	0	1	川西町							1	山形県(置賜)	
14	真室川町	1	0	1	0	0	0	1	真室川町							1	山形県(最上)	
15	中山町	1	0	1	0	2	2	2	最上川中部水道企業団					土橋	柳沢	寒河江市	1	山形県(村山)
16	長井市	1	0	1	0	0	0	1	長井市							0		
17	大蔵村	0	0	0	1	0	1	3			大蔵村					舟形町	0	
18	寒河江市	1	0	1	0	0	0	1	寒河江市							1	山形県(村山)	
19	小国町	1	0	1	7	0	7	2	小国町		玉川	尻無沢	叶水			0		
											白沼	五味沢	大滝					
											新股・河原角							
20	庄内町	1	0	1	0	0	0	1	庄内町							1	山形県(庄内)	
21	鮭川村	0	0	0	1	0	1	3			鮭川村					0		
22	河北町	1	0	1	0	0	0	1	河北町							1	山形県(村山)	
23	白鷹町	1	0	1	0	0	0	1	白鷹町							0		
24	戸沢村	0	0	0	1	0	1	3			戸沢村					0		
25	西川町	1	0	1	0	0	0	1	西川町							1	山形県(村山)	
26	飯豊町	1	0	1	2	0	2	2	飯豊町		中津川	小屋				0		
27	朝日町	1	0	1	0	0	0	1	朝日町							1	山形県(村山)	
28	三川町	0	0	0	0	0	0	4							鶴岡市	1	山形県(庄内)	
29	大江町	1	0	1	0	0	0	1	大江町						寒河江市	1	山形県(村山)	
30	酒田市	1	0	1	2	0	2	2	酒田市		飛鳥	八幡				1	山形県(庄内)	
31	村山市	1	0	1	0	0	0	1	村山市							1	山形県(村山)	
32	東根市	1	0	1	0	0	0	1	東根市							1	山形県(村山)	
33	尾花沢市	1	0	1	4	0	4	2	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合		尾花沢市	細野延沢	宮沢			舟形町	0	
											畑沢							
34	大石田町	1	0	1	1	0	1	2	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合		次年子					0		
35	遊佐町	1	0	1	0	0	0	1	遊佐町							0		
	合計(総数)	32	0	32	23	9	32	1	合計(重複除く)	29	合計	0	合計	23	合計	9	合計	7
	合計(重複除く)	29	0	29	23	9	32	2										
								3										
								4										

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。
 ※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合等)は公営、6(自治会等の住民による組合等),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(10)

【08_茨城県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			判 定 1:上水 2:上水+簡水 3:簡水 4:その他	上水道事業（公営）	上水道（民営）	簡易水道事業（公営）	簡易水道事業（民営）	上水道 行政区域外からの給水 （給水区域外給水、分水） （供給元）	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者			
		公営	民営	計	公営	民営	計									適用		
1	水戸市	1	0	1	0	0	0							1	茨城県（県中央）			
2	日立市	1	0	1	0	0	0							0				
3	土浦市	1	0	1	0	3	3					霞ヶ岡町	中村	若松町	2	茨城県（県南西）		
4	古河市	1	0	1	0	0	0								1	茨城県（県南西）		
5	石岡市	2	0	2	0	4	4		湖北水道企業団			関川	石川	井関	小美玉市	2	茨城県（県南西）	
6	結城市	1	0	1	0	0	0					高浜西地区				1	茨城県（県南西）	
7	龍ヶ崎市	1	0	1	0	2	2		茨城県南水道企業団			小通幸谷	新町南区			0		
8	下妻市	1	0	1	0	0	0									1	茨城県（県南西）	
9	常総市	1	0	1	0	1	1					吉野				1	茨城県（県南西）	
10	常陸太田市	1	0	1	6	0	6			里美地区里川	里美地区北部	里美地区中部				0		
11	高萩市	1	0	1	0	0	0			里美地区南部	水府地区南部	水府地区北部				0		
12	北茨城市	1	0	1	2	0	2			中郷	関本					0		
13	笠間市	1	0	1	0	0	0									1	茨城県（県中央）	
14	取手市	1	0	1	0	0	0		茨城県南水道企業団						千葉県我孫子市	0		
15	牛久市	1	0	1	0	0	0		茨城県南水道企業団							0		
16	つくば市	1	0	1	0	83	83									1	茨城県（県南西）	
												福田町	古来	小池				
												福田坪	台田野井	福岡				
												北原	鎌倉	水堀				
												西大沼	新町	不動町				
												鍋沼	高須賀中南	高須賀北部				
												台町下	本田	飯田				
												内町第一	鬼ヶ窪	真瀬新田				
												台町第一	境松	上萱丸				
												四ツ谷	関の台	東坪				
												入坪	中西	原新田				
												下河原崎	西岡	高良田				
												野手	大山	大宿第二				
												手子生第一	百家	西谷ヶ代				
												台宿	逸東	大宿第一				
												横町	本金村	金村四つ又				
												道角	神谷森	手子生第二・第三				
												西酒丸	田倉	権下				
												上郷	朝日町	雷神				
												野畑	筑波東山	洞下				
												上大島	水守第一	中菅間				
												北太田	水守第二	下手				
												上作谷	明石	作谷西坪				
												玉取一ノ矢	大曾根下宿	佐				
												下長高野	前野西坪	吉沼向町				
												吉沼新地	大砂	吉沼館笠				
												吉沼内坂	吉沼新地上	吉沼大坪				
												下西高野	東前野	大曾根中坪				
												大曾根荒町	九万坪					
17	ひたちなか市	1	0	1	0	0	0									1	茨城県（県中央）	
18	鹿嶋市	1	0	1	0	0	0									1	茨城県（鹿行）	
19	潮来市	1	0	1	0	0	0									1	茨城県（鹿行）	
20	守谷市	1	0	1	0	0	0									1	茨城県（県南西）	
21	常陸大宮市	1	0	1	0	0	0								常陸太田市	1	茨城県（県中央）	
22	那珂市	1	0	1	0	0	0									1	茨城県（県中央）	
23	筑西市	1	0	1	0	17	17					五所宮下	深見	鎌田		1	茨城県（県南西）	
												国府田東	谷中	山崎西山				
												伊佐山川岸	灰塚捨ヶ島	山崎久保				
												灰塚東	中野殿	小林				
												谷部	下江連	飯島中央				
												大塚	西櫻生					
24	坂東市	1	0	1	0	0	0									1	茨城県（県南西）	
25	稲敷市	1	0	1	0	0	0								千葉県香取市	1	茨城県（県南西）	
26	かすみがうら市	1	0	1	0	1	1					南根本				2	茨城県（県南西）	
																	1	茨城県（県中央）
27	桜川市	1	0	1	0	0	0									1	茨城県（県南西）	
28	神栖市	1	0	1	0	0	0									1	茨城県（鹿行）	
29	行方市	1	0	1	0	0	0									1	茨城県（鹿行）	
30	銚田市	1	0	1	0	0	0									1	茨城県（鹿行）	
31	つくばみらい市	1	0	1	0	0	0									1	茨城県（県南西）	
32	小美玉市	2	0	2	0	0	0		湖北水道企業団							1	茨城県（県中央）	
33	茨城町	1	0	1	0	0	0									1	茨城県（県中央）	
34	大洗町	1	0	1	0	0	0									1	茨城県（県中央）	
35	城里町	1	0	1	0	0	0									0		
36	東海村	1	0	1	0	0	0								日立市	1	茨城県（県中央）	

表 3-5 各都道府県の調査結果表(11)

【08_茨城県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適 用	判 定 1:上水 2:上水+簡水 3:簡水 4:その他	上水道事業（公営）	上水道（民営）	簡易水道事業（公営）	簡易水道事業（民営）	上水道 行政区域外からの給水 （給水区域外給水、分水） （供給元）	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者		
		公営	民営	計	公営	民営	計											
37	大子町	1	0	1	0	0	0	1	大子町					常陸大宮市	0			
38	美浦村	1	0	1	0	0	0	1	美浦村						1	茨城県（県南西）		
39	阿見町	1	0	1	0	0	0	1	阿見町						1	茨城県（県南西）		
40	河内町	1	0	1	0	0	0	1	河内町						1	茨城県（県南西）		
41	八千代町	1	0	1	0	0	0	1	八千代町						1	茨城県（県南西）		
42	五霞町	1	0	1	0	0	0	1	五霞町						1	埼玉県		
43	境町	1	0	1	0	0	0	1	境町						1	茨城県（県南西）		
44	利根町	1	0	1	0	0	0	1	茨城県南水道企業団						0			
	合計（総数）	46	0	46	8	111	119	1	合計（重複除く）	42	合計	0	合計	8	合計	111	合計	6
	合計（重複除く）	42	0	42	8	111	119	2										
								3										
								4										

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。
 ※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合)は公営、6(自治会等の住民による組合),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(12)

【09_栃木県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適 用	判 定 1:上水 2:上水+簡水 3:簡水 4:その他	上水道事業（公営）	上水道（民営）	簡易水道事業（公営）	簡易水道事業（民営）	上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者			
		公営	民営	計	公営	民営	計												
1	宇都宮市	1	0	1	0	0	0								1	栃木県（鬼怒）			
2	足利市	1	0	1	0	0	0								0				
3	栃木市	1	0	1	0	0	0							埼玉県加須市	0				
4	佐野市	1	0	1	0	0	0								0				
5	鹿沼市	1	0	1	0	1	1						ヒルタウンさつき野	日光市	0				
6	日光市	1	0	1	0	1	1						日光二社一寺		0				
7	小山市	1	0	1	0	0	0								0				
8	真岡市	1	0	1	0	0	0								1	栃木県（鬼怒）			
9	大田原市	1	0	1	0	0	0							那須塩原市	1	栃木県（北那須）			
10	矢板市	1	0	1	0	0	0								0				
11	那須塩原市	1	0	1	0	2	2								1	栃木県（北那須）			
12	さくら市	1	0	1	0	0	0								0				
13	那須烏山市	1	0	1	0	0	0								0				
14	下野市	1	0	1	0	0	0								0				
15	河内郡 上三川町	1	0	1	0	0	0								0				
16	芳賀郡 益子町	1	0	1	0	0	0								0				
17	芳賀郡 茂木町	1	0	1	0	0	0							茨城県城里町	0				
18	芳賀郡 市貝町	1	0	1	0	0	0								0				
19	芳賀郡 芳賀町	1	0	1	0	0	0								0				
20	下都賀郡 壬生町	1	0	1	0	0	0								0				
21	下都賀郡 野木町	1	0	1	0	0	0							茨城県古河市	0				
22	塩谷郡 塩谷町	1	0	1	0	0	0							日光市	0				
23	塩谷郡 高根沢町	1	0	1	0	0	0								0				
24	那須郡 那須町	1	1	2	0	2	2			藤和那須リゾート			平和郷	平和台	1	栃木県（鬼怒）			
25	那須郡 那珂川町	1	0	1	0	0	0								0				
	合計（総数）	25	1	26	0	6	6	1	21		23	合計	1	合計	0	合計	6	合計	7
	合計（重複除く）	23	1	24	0	6	6	2	4										
								3	0										
								4	0										

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。
 ※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合営)は公営、6(自治会等の住民による組合営),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(13)

【10_群馬県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			通 用	判 定 1:上水 2:上水+簡水 3:簡水 4:その他	上水道事業（公営）	上水道（民営）	簡易水道事業（公営）	簡易水道事業（民営）	上水道 行政区域外からの給水 （給水区域外給水、分水） （供給元）	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者	
		公営	民営	計	公営	民営	計										
1	前橋市	1	0	1	0	0	0	1	前橋市					渋川市	2	群馬県（県央第一） 群馬県（県央第二）	
2	高崎市	1	0	1	15	1	16	2	高崎市		倉沢地区中部 倉沢地区三ノ倉 倉沢地区川浦 榛名地区齊渡				1	群馬県（県央第一）	
3	桐生市	1	0	1	0	0	0	1	桐生市		倉沢地区相満 箕郷地区上善地 箕郷地区中善地 榛名地区社家町 榛名地区湖畔 榛名地区沼ノ原 榛名地区本庄・中戸 榛名地区中室田 榛名地区上室田原 榛名地区北の谷 榛名地区中室田北部 倉沢地区川浦西				1	群馬県（県央第二）	
4	伊勢崎市	1	0	1	0	0	0	1	伊勢崎市					埼玉県深谷市 埼玉県本庄市	1	群馬県（県央第二）	
5	太田市	1	0	1	0	0	0	1	群馬東部水道企業団					伊勢崎市	0		
6	沼田市	1	0	1	22	3	25	2	沼田市		下久屋上 奈良大倉 町田町 今井 上野 利根北部 根利 利根南部	佐山 碓田 上川田 川田 屋形原 岩本 白沢 平原 穴原 日向南郷 日向南郷	発知 三峯 清水町 坊坂 奈良清水			0	
7	館林市	1	0	1	0	0	0	1	群馬東部水道企業団						0		
8	渋川市	1	0	1	0	4	4	2	渋川市				蟹谷戸 高北	見滝 見滝中央	1	群馬県（県央第二）	
9	藤岡市	1	0	1	0	0	0	1	藤岡市						0		
10	富岡市	1	0	1	0	0	0	1	富岡市						0		
11	安中市	1	0	1	0	0	0	1	安中市					高崎市	0		
12	みどり市	1	0	1	1	0	1	2	群馬東部水道企業団	東町				桐生市	0		
13	北群馬郡 榛東村	1	0	1	0	0	0	1	榛東村						1	群馬県（県央第一）	
14	北群馬郡 吉岡町	1	0	1	0	0	0	1	吉岡町					前橋市 渋川市	1	群馬県（県央第一）	
15	多野郡 上野村	0	0	0	4	0	4	3			中央 橋原 神流	乙父 中越			0		
16	多野郡 神流町	0	0	0	1	0	1	3							0		
17	甘楽郡 下仁田町	1	0	1	0	2	2	2	下仁田町					上小坂 四ツ家	0		
18	甘楽郡 南牧村	0	0	0	11	0	11	3			住吉 檜沢 岩本 大仁田	桧平 勸能 大塩沢 大塩沢第二	屋尾 碓沢 小沢			0	
19	甘楽郡 甘楽町	1	0	1	3	0	3	2	甘楽町		秋畑 四万	那須 沢渡	国峰 岩本			0	
20	吾妻郡 中之条町	1	0	1	16	0	16	2	中之条町		曹田・寺社原 寺社平 南部 和光原 京塚	反下 高津 世立 小倉 中部	山田 広池 田代原			0	
21	吾妻郡 長野原町	0	0	0	8	2	10	3			北軽井沢 林 川原湯	中部 川原畑 浅間高原水道	横壁 東部	白根高原羽根尾別荘分譲地 ロイヤルパーク	榛恋村	0	
22	吾妻郡 榛恋村	1	0	1	19	2	21	2	榛恋村		田代 上ノ貝 長井 砂井 袋倉 仙ノ入 万座	古永井 仁田沢 大平 大前 今井 門貝	千俣 大笹 中原山梨 西窪 石津 三原	日本興業奥軽井沢 日本興業白樺台		0	
23	吾妻郡 草津町	1	0	1	1	0	1	2	草津町		前口					0	
24	吾妻郡 高山村	0	0	0	1	0	1	3			高山村					0	
25	吾妻郡 東吾妻町	1	0	1	1	5	6	2	東吾妻町					本宿 清水 本宿日向 五町田	水神原	0	
26	利根郡 片品村	0	0	0	6	0	6	3			片品中央 片品戸倉	片品南部 片品栗生	片品北部 片品針山			0	
27	利根郡 川場村	0	0	0	1	0	1	3			川場村					0	
28	利根郡 昭和村	0	0	0	4	0	4	3			南部 東部	中央 北部				0	

表 3-5 各都道府県の調査結果表(14)

【10_群馬県】

No.	市町村名		上水道事業			簡易水道事業			適 用	判 定 1.上水 2.上水+簡水 3.簡水 4.その他	上水道事業（公営）	上水道（民営）	簡易水道事業（公営）	簡易水道事業（民営）	上水道 行政区域外からの給水 （給水区域外給水、分水） （供給元）	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者
			公営	民営	計	公営	民営	計									
29	利根郡	みなかみ町	1	0	1	0	2	2	2								
30	佐波郡	玉村町	1	0	1	0	0	0	1								
31	邑楽郡	板倉町	1	0	1	0	0	0	1								
32	邑楽郡	明和町	1	0	1	0	0	0	1								
33	邑楽郡	千代田町	1	0	1	0	0	0	1								
34	邑楽郡	大泉町	1	0	1	0	0	0	1								
35	邑楽郡	邑楽町	1	0	1	0	0	0	1								
	合計（総数）		27	0	27	114	21	135	16								
	合計（重複除く）		20	0	20	114	21	135	11	20	合計	0	114	合計	21	合計	10
									1								
									2								
									3								
									4								

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。
 ※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合営)は公営、6(自治会等の住民による組合営),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(15)

【11_埼玉県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			通 用	判 定 1.上水 2.上水+簡水 3.簡水 4.その他	上水道事業（公営）	上水道（民営）	簡易水道事業（公営）	簡易水道事業（民営）	上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者		
		公営	民営	計	公営	民営	計											
1	さいたま市	1	0	1	0	0	0	1	さいたま市						1	埼玉県		
2	川越市	1	0	1	0	0	0	1	川越市						1	埼玉県		
3	熊谷市	1	0	1	0	0	0	1	熊谷市					群馬東部水道企業団	1	埼玉県		
4	川口市	1	0	1	0	0	0	1	川口市						1	埼玉県		
5	行田市	1	0	1	0	0	0	1	行田市						1	埼玉県		
6	秩父市	1	0	1	0	0	0	1	秩父広域市町村圏組合						0			
7	所沢市	1	0	1	0	0	0	1	所沢市						1	埼玉県		
8	飯能市	1	0	1	1	0	1	2	飯能市	名栗					1	埼玉県		
9	加須市	1	0	1	0	0	0	1	加須市						1	埼玉県		
10	本庄市	1	0	1	0	0	0	1	本庄市					群馬県伊勢崎市	1	埼玉県		
11	東松山市	1	0	1	0	0	0	1	東松山市						1	埼玉県		
12	春日部市	1	0	1	0	0	0	1	春日部市						1	埼玉県		
13	狭山市	1	0	1	0	0	0	1	狭山市						1	埼玉県		
14	羽生市	1	0	1	0	0	0	1	羽生市						1	埼玉県		
15	鴻巣市	1	0	1	0	0	0	1	鴻巣市						1	埼玉県		
16	深谷市	1	0	1	0	0	0	1	深谷市						1	埼玉県		
17	上尾市	1	0	1	0	0	0	1	上尾市						1	埼玉県		
18	草加市	1	0	1	0	0	0	1	草加市						1	埼玉県		
19	越谷市	1	0	1	0	0	0	1	越谷・松伏水道企業団						1	埼玉県		
20	蕨市	1	0	1	0	0	0	1	蕨市						1	埼玉県		
21	戸田市	1	0	1	0	0	0	1	戸田市						1	埼玉県		
22	入間市	1	0	1	0	0	0	1	入間市						1	埼玉県		
23	朝霞市	1	0	1	0	0	0	1	朝霞市						1	埼玉県		
24	志木市	1	0	1	0	0	0	1	志木市						1	埼玉県		
25	和光市	1	0	1	0	0	0	1	和光市						1	埼玉県		
26	新座市	1	0	1	0	0	0	1	新座市						1	埼玉県		
27	桶川市	1	0	1	0	0	0	1	桶川北本水道企業団						1	埼玉県		
28	久喜市	1	0	1	0	0	0	1	久喜市						1	埼玉県		
29	北本市	1	0	1	0	0	0	1	桶川北本水道企業団						1	埼玉県		
30	八潮市	1	0	1	0	0	0	1	八潮市						1	埼玉県		
31	富士見市	1	0	1	0	0	0	1	富士見市					三芳町	1	埼玉県		
32	三郷市	1	0	1	0	0	0	1	三郷市						1	埼玉県		
33	蓮田市	1	0	1	0	0	0	1	蓮田市						1	埼玉県		
34	坂戸市	1	0	1	0	0	0	1	坂戸、鶴ヶ島水道企業団						1	埼玉県		
35	幸手市	1	0	1	0	0	0	1	幸手市						1	埼玉県		
36	鶴ヶ島市	1	0	1	0	0	0	1	坂戸、鶴ヶ島水道企業団						1	埼玉県		
37	日高市	1	0	1	0	0	0	1	日高市						1	埼玉県		
38	吉川市	1	0	1	0	0	0	1	吉川市						1	埼玉県		
39	ふじみ野市	1	0	1	0	0	0	1	ふじみ野市						1	埼玉県		
40	白岡市	1	0	1	0	0	0	1	白岡市						1	埼玉県		
41	伊奈町	1	0	1	0	0	0	1	伊奈町						1	埼玉県		
42	三芳町	1	0	1	0	0	0	1	三芳町						1	埼玉県		
43	毛呂山町	1	0	1	0	0	0	1	毛呂山町						1	埼玉県		
44	越生町	1	0	1	0	0	0	1	越生町						1	埼玉県		
45	滑川町	1	0	1	0	0	0	1	滑川町						1	埼玉県		
46	嵐山町	1	0	1	0	0	0	1	嵐山町						1	埼玉県		
47	小川町	1	0	1	0	0	0	1	小川町						1	埼玉県		
48	川島町	1	0	1	0	0	0	1	川島町						1	埼玉県		
49	吉見町	1	0	1	0	0	0	1	吉見町						1	埼玉県		
50	桶山町	1	0	1	0	0	0	1	桶山町						1	埼玉県		
51	ときがわ町	1	0	1	0	2	2	2	ときがわ町				大野	西ノ沢	1	埼玉県		
52	横瀬町	1	0	1	0	0	0	1	秩父広域市町村圏組合						0			
53	皆野町	1	0	1	0	0	0	1	秩父広域市町村圏組合						0			
54	長瀬町	1	0	1	0	0	0	1	秩父広域市町村圏組合						0			
55	小鹿野町	1	0	1	0	0	0	1	秩父広域市町村圏組合						0			
56	東秩父村	0	0	0	1	0	1	3		東秩父村					0			
57	美里町	1	0	1	0	0	0	1	美里町						1	埼玉県		
58	神川町	1	0	1	0	0	0	1	神川町						1	埼玉県		
59	上里町	1	0	1	0	0	0	1	上里町						1	埼玉県		
60	寄居町	1	0	1	2	0	2	2	寄居町	金尾	風布小林			深谷市	1	埼玉県		
61	宮代町	1	0	1	0	0	0	1	宮代町						1	埼玉県		
62	杉戸町	1	0	1	0	0	0	1	杉戸町						1	埼玉県		
63	松伏町	1	0	1	0	0	0	1	越谷・松伏水道企業団						1	埼玉県		
	合計（総数）	62	0	62	4	2	6	1	合計（重複除く）	55	合計	0	合計	4	合計	2	合計	4
	合計（重複除く）	55	0	55	4	2	6	2										
								3										
								4										

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。

※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合営)は公営、6(自治会等の住民による組合営),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(16)

【12_千葉県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適用	判定 1.上水 2.上水+簡水 3.簡水 4.その他	上水道事業（公営）	上水道（民営）	簡易水道事業（公営）	簡易水道事業（民営）	上水道 行政区域外からの給水 （給水区域外給水、分水） （供給元）		水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者			
		公営	民営	計	公営	民営	計							四街道市	千葉県					
1	千葉市	2	0	2	0	0	0	1	千葉市	千葉県					四街道市	千葉県	0			
2	銚子市	1	0	1	0	0	0	1	銚子市								1	東総広域水道企業団		
3	市川市	1	0	1	0	0	0	1	千葉県								0			
4	船橋市	1	0	1	0	0	0	1	千葉県						習志野市		0			
5	館山市	1	0	1	0	0	0	1	三芳水道企業団								1	南房総広域水道企業団		
6	木更津市	1	0	1	0	0	0	1	かずさ水道広域連合企業団								1	かずさ水道広域連合企業団（用供）		
7	松戸市	2	0	2	0	0	0	1	松戸市	千葉県					流山市	柏市	1	北千葉広域水道企業団		
8	野田市	1	0	1	0	0	0	1	野田市								1	北千葉広域水道企業団		
9	茂原市	1	0	1	0	0	0	1	長生郡市広域市町村圏組合								1	九十九里地域水道企業団		
10	成田市	2	0	2	2	0	2	2	成田市	千葉県		伊能・桜田地区	清川・高岡地区		神崎町		1	印旛郡市広域市町村圏事務組合		
11	佐倉市	1	0	1	0	0	0	1	佐倉市								1	印旛郡市広域市町村圏事務組合		
12	東金市	1	0	1	0	0	0	1	山武郡市広域水道企業団								1	九十九里地域水道企業団		
13	旭市	1	0	1	0	0	0	1	旭市								1	東総広域水道企業団		
14	習志野市	2	0	2	0	0	0	1	習志野市	千葉県							1	北千葉広域水道企業団		
15	柏市	1	0	1	0	0	0	1	柏市								1	北千葉広域水道企業団		
16	勝浦市	1	0	1	0	0	0	1	勝浦市								1	南房総広域水道企業団		
17	市原市	2	0	2	0	0	0	1	市原市	千葉県						長生郡市広域市町村圏組合	0			
18	流山市	1	0	1	0	0	0	1	流山市						松戸市		1	北千葉広域水道企業団		
19	八千代市	1	0	1	0	0	0	1	八千代市								1	北千葉広域水道企業団		
20	我孫子市	1	0	1	0	0	0	1	我孫子市						柏市		1	北千葉広域水道企業団		
21	鴨川市	1	0	1	0	0	0	1	鴨川市								1	南房総広域水道企業団		
22	鎌ヶ谷市	1	0	1	0	0	0	1	千葉県								0			
23	君津市	1	0	1	0	0	0	1	かずさ水道広域連合企業団								1	かずさ水道広域連合企業団（用供）		
24	富津市	1	0	1	0	0	0	1	かずさ水道広域連合企業団								1	かずさ水道広域連合企業団（用供）		
25	浦安市	1	0	1	0	0	0	1	千葉県								0			
26	四街道市	1	0	1	0	0	0	1	四街道市								1	印旛郡市広域市町村圏事務組合		
27	袖ヶ浦市	1	0	1	0	0	0	1	かずさ水道広域連合企業団								1	かずさ水道広域連合企業団（用供）		
28	八街市	1	0	1	0	0	0	1	八街市								1	印旛郡市広域市町村圏事務組合		
29	印西市	3	0	3	0	0	0	1	印西市（印西）	千葉県							1	印旛郡市広域市町村圏事務組合		
30	白井市	2	0	2	0	0	0	1	長門川水道企業団								1	印旛郡市広域市町村圏事務組合		
31	富里市	1	0	1	0	0	0	1	白井市	千葉県							1	印旛郡市広域市町村圏事務組合		
32	南房総市	2	0	2	0	0	0	1	富里市								1	印旛郡市広域市町村圏事務組合		
33	匝瑳市	1	0	1	0	0	0	1	南房総市	三芳水道企業団							1	南房総広域水道企業団		
34	香取市	2	0	2	1	0	1	2	八匠水道企業団								1	九十九里地域水道企業団		
35	山武市	2	0	2	0	0	0	1	香取市（佐原）	香取市（小見川・山田）	栗源地区				神崎町		0			
36	いすみ市	1	0	1	0	0	0	1	山武市	山武郡市広域水道企業団							1	九十九里地域水道企業団		
37	大網白里市	1	0	1	0	0	0	1	いすみ市								1	南房総広域水道企業団		
38	酒々井町	1	0	1	0	0	0	1	山武郡市広域水道企業団								1	九十九里地域水道企業団		
39	栄町	1	0	1	0	0	0	1	酒々井町								1	印旛郡市広域市町村圏事務組合		
40	神崎町	1	0	1	0	0	0	1	長門川水道企業団								1	印旛郡市広域市町村圏事務組合		
41	多古町	1	0	1	0	0	0	1	神崎町								0			
42	東庄町	2	0	2	0	0	0	1	多古町								0			
43	九十九里町	1	0	1	0	0	0	1	東庄町（第1）	東庄町（第2）							1	東総広域水道企業団		
44	芝山町	0	0	0	0	0	0	4	山武郡市広域水道企業団								1	九十九里地域水道企業団		
45	横芝光町	2	0	2	0	0	0	1	八匠水道企業団	山武郡市広域水道企業団							1	九十九里地域水道企業団		
46	一宮町	1	0	1	0	0	0	1	長生郡市広域市町村圏組合								1	九十九里地域水道企業団		
47	睦沢町	1	0	1	0	0	0	1	長生郡市広域市町村圏組合								1	九十九里地域水道企業団		
48	長生村	1	0	1	0	0	0	1	長生郡市広域市町村圏組合								1	九十九里地域水道企業団		
49	白子町	1	0	1	0	0	0	1	長生郡市広域市町村圏組合								1	九十九里地域水道企業団		
50	長柄町	1	0	1	0	0	0	1	長生郡市広域市町村圏組合								1	九十九里地域水道企業団		
51	長南町	1	0	1	0	0	0	1	長生郡市広域市町村圏組合								1	九十九里地域水道企業団		
52	大多喜町	1	0	1	0	0	0	1	長生郡市広域市町村圏組合								1	九十九里地域水道企業団		
53	御宿町	1	0	1	0	0	0	1	大多喜町								1	南房総広域水道企業団		
54	鋸南町	1	0	1	0	0	0	1	御宿町								1	南房総広域水道企業団		
								1	鋸南町								1	南房総広域水道企業団		
	合計（総数）	66	0	66	3	0	3	51	合計（重複除く）	40	合計	0	合計	3	合計	0	合計	11	事業者数計 （重複除く）	6
	合計（重複除く）	40	0	40	3	0	3	2												
								3												
								4												

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。
 ※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合)は公営、6(自治会等の住民による組合),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(17)

【13_東京都】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			通 用	判 定 1:上水 2:上水+簡水 3:簡水 4:その他	上水道事業（公営）	上水道事業（民営）	簡易水道事業（公営）	簡易水道事業（民営）	上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者			
		公営	民営	計	公営	民営	計												
1	東京都23区	1	0	1	0	0	0	1	東京都						0				
2	八王子市	1	0	1	0	0	0	1	東京都						0				
3	立川市	1	0	1	0	0	0	1	東京都						0				
4	武蔵野市	1	0	1	0	0	0	1	武蔵野市					東京都	0				
5	三鷹市	1	0	1	0	0	0	1	東京都						0				
6	青梅市	1	0	1	0	0	0	1	東京都						0				
7	府中市	1	0	1	0	0	0	1	東京都						0				
8	昭島市	1	0	1	0	0	0	1	昭島市					東京都	0				
9	調布市	1	0	1	0	0	0	1	東京都						0				
10	町田市	1	0	1	0	0	0	1	東京都						0				
11	小金井市	1	0	1	0	0	0	1	東京都						0				
12	小平市	1	0	1	0	0	0	1	東京都						0				
13	日野市	1	0	1	0	0	0	1	東京都						0				
14	東村山市	1	0	1	0	0	0	1	東京都						0				
15	国分寺市	1	0	1	0	0	0	1	東京都						0				
16	国立市	1	0	1	0	0	0	1	東京都						0				
17	福生市	1	0	1	0	0	0	1	東京都						0				
18	狛江市	1	0	1	0	0	0	1	東京都						0				
19	東大和市	1	0	1	0	0	0	1	東京都						0				
20	清瀬市	1	0	1	0	0	0	1	東京都						0				
21	東久留米市	1	0	1	0	0	0	1	東京都						0				
22	武蔵村山市	1	0	1	0	0	0	1	東京都						0				
23	多摩市	1	0	1	0	0	0	1	東京都						0				
24	稲城市	1	0	1	0	0	0	1	東京都						0				
25	羽村市	1	0	1	0	0	0	1	羽村市					東京都	0				
26	あきる野市	1	0	1	0	0	0	1	東京都						0				
27	西東京市	1	0	1	0	0	0	1	東京都						0				
28	瑞穂町	1	0	1	0	0	0	1	東京都						0				
29	日の出町	1	0	1	0	0	0	1	東京都						0				
30	檜原村	0	0	0	1	0	1	3			檜原村				0				
31	奥多摩町	1	0	1	0	0	0	1	東京都						0				
32	大島町	1	0	1	0	0	0	1	大島町						0				
33	利島村	0	0	0	1	0	1	3			利島村				0				
34	新島村	0	0	0	1	0	1	3			新島村				0				
35	神津島村	0	0	0	1	0	1	3			神津島村				0				
36	三宅村	0	0	0	1	0	1	3			三宅村簡易水道事業				0				
37	御蔵島村	0	0	0	1	0	1	3			御蔵島村				0				
38	八丈町	1	0	1	0	0	0	1	八丈町						0				
39	青ヶ島村	0	0	0	1	0	1	3			青ヶ島村簡易水道事業				0				
40	小笠原村	0	0	0	1	0	1	3			小笠原村				0				
合計（総数）		32	0	32	8	0	8	1	32	合計（重複除く）	6	合計	0	合計	8	合計	0	合計	3
合計（重複除く）		6	0	6	8	0	8	2	0										0
								3	8										
								4	0										

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。
 ※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合)は公営、6(自治会等の住民による組合),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(18)

【14_神奈川県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適用	判定 1.上水 2.上水+簡水 3.簡水 4.その他	上水道事業（公営）	上水道事業（民営）	簡易水道事業（公営）	簡易水道事業（民営）	上水道 行政区域外からの給水 （給水区域外給水、分水） （供給元）	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者			
		公営	民営	計	公営	民営	計												
1	横浜市	1	0	1	0	0	0	1	横浜市						1	神奈川県内広域水道企業団			
2	川崎市	1	0	1	0	0	0	1	川崎市						1	神奈川県内広域水道企業団			
3	相模原市	1	0	1	3	0	3	2	神奈川県		青根	牧野中央	葛原		1	神奈川県内広域水道企業団			
4	横浜賀市	1	0	1	0	0	0	1	横浜賀市						1	神奈川県内広域水道企業団			
5	平塚市	1	0	1	0	0	0	1	神奈川県					中井町	1	神奈川県内広域水道企業団			
6	鎌倉市	1	0	1	0	0	0	1	神奈川県						1	神奈川県内広域水道企業団			
7	藤沢市	1	0	1	0	0	0	1	神奈川県						1	神奈川県内広域水道企業団			
8	小田原市	2	0	2	0	0	0	1	小田原市	神奈川県					1	神奈川県内広域水道企業団			
9	茅ヶ崎市	1	0	1	0	0	0	1	神奈川県						1	神奈川県内広域水道企業団			
10	逗子市	1	0	1	0	0	0	1	神奈川県						1	神奈川県内広域水道企業団			
11	三浦市	1	0	1	0	0	0	1	三浦市					横須賀市	0				
12	秦野市	1	0	1	0	0	0	1	秦野市					神奈川県	0				
13	厚木市	1	0	1	0	0	0	1	神奈川県						1	神奈川県内広域水道企業団			
14	大和市	1	0	1	0	0	0	1	神奈川県						1	神奈川県内広域水道企業団			
15	伊勢原市	1	0	1	0	0	0	1	神奈川県						1	神奈川県内広域水道企業団			
16	海老名市	1	0	1	0	0	0	1	神奈川県						1	神奈川県内広域水道企業団			
17	座間市	1	0	1	0	0	0	1	座間市					神奈川県	0				
18	南足柄市	1	0	1	0	0	0	1	南足柄市						0				
19	綾瀬市	1	0	1	0	0	0	1	神奈川県						1	神奈川県内広域水道企業団			
20	葉山町	1	0	1	0	0	0	1	神奈川県					横須賀市	1	神奈川県内広域水道企業団			
21	寒川町	1	0	1	0	0	0	1	神奈川県						1	神奈川県内広域水道企業団			
22	大磯町	1	0	1	0	0	0	1	神奈川県						1	神奈川県内広域水道企業団			
23	二宮町	1	0	1	0	0	0	1	神奈川県						1	神奈川県内広域水道企業団			
24	中井町	1	0	1	0	0	0	1	中井町						0				
25	大井町	1	0	1	0	0	0	1	大井町						0				
26	松田町	1	0	1	1	0	1	2	松田町		寄				0				
27	山北町	1	0	1	8	0	8	2	山北町		谷ヶ	透間	帯沢		0				
											川西	瀬戸	三保						
											共和	清水東部							
28	開成町	1	0	1	0	0	0	1	開成町						0				
29	箱根町	2	0	2	0	0	0	1	箱根町	神奈川県（箱根）					0				
30	真鶴町	1	0	1	0	0	0	1	真鶴町					湯河原町（吉浜）	0				
31	湯河原町	2	0	2	0	2	2	2	湯河原町（吉浜）	湯河原町（湯河原）				宮下	城堀	0			
32	愛川町	2	0	2	0	0	0	1	愛川町	神奈川県					1	神奈川県内広域水道企業団			
33	清川村	0	0	0	1	0	1	3			清川村				0				
	合計（総数）	36	0	36	13	2	15	1	合計（重複除く）	20	合計	0	合計	13	合計	2	合計	6	
	合計（重複除く）	20	0	20	13	2	15	2											
								3											
								4											
								1											
								0											

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。
 ※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合営)は公営、6(自治会等の住民による組合営),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(19)

【15_新潟県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適用	判定 1:上水 2:上水+簡水 3:簡水 4:その他	上水道事業(公営)	上水道(民営)	簡易水道事業(公営)	簡易水道事業(民営)	上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者
		公営	民営	計	公営	民営	計									
1	新潟市	1	0	1	0	1	1	2	新潟市				新潟東港	阿賀野市 五泉市	1	新潟東港地域水道用水供給企業団
2	長岡市	1	0	1	12	0	12	2	長岡市		虫亀 山古志 法末 一之貝 新山 まんさく 明道 中野俣地区 入東地区 山葵谷 川口中央 西倉			見附市 小千谷市	0	
3	三条市	1	0	1	0	0	0	1	三条市						1	三条地域水道用水供給企業団
4	柏崎市	1	0	1	0	0	0	1	柏崎市						0	
5	新発田市	1	0	1	0	0	0	1	新発田市					阿賀野市	1	新潟東港地域水道用水供給企業団
6	小千谷市	1	0	1	0	0	0	1	小千谷市						0	
7	加茂市	1	0	1	0	0	0	1	加茂市						1	三条地域水道用水供給企業団
8	十日町市	1	0	1	38	1	39	2	十日町市		池沢地区 当間地区 吉田地区 小出中央地区 北原地区 馬水地区 下条地区 赤倉地区 水沢中央地区 安養寺地区 飛二地区 新水地区 江道嶺倉地区 魚之田川地区 籠島地区 轟木 名ヶ山地区 六箇 真田地区 東下組地区 八箇 水沢南部地区 室島地区 白倉地区 中里中央地区 市之越地区 貝野地区 倉俣・芋川地区 清田地区 重地地区 松代地区 海老地区 伊沢地区 湯本地区 松之山地区 松里地区 湯之島地区 浦田第一地区 西浦田地区				0	
9	見附市	1	0	1	0	0	0	1	見附市					長岡市	0	
10	村上市	1	0	1	19	0	19	2	村上市	上海府・瀬波地区 山辺里 千鶴基太 高根 轟川 小揚 今川 八幡地区 府屋地区 北中・大毎・大沢地区 桑川地区 寒川地区 中俣地区 中継地区 朴平地区 山熊田地区 雷地区 荒川地区 中津原地区			山形県鶴岡市	0		
11	燕市	1	0	1	0	0	0	1	燕・弥彦総合事務組合					新潟市 長岡市	0	
12	糸魚川市	1	0	1	13	1	14	2	糸魚川市	白馬 西海 小滝 猫又 姫川 早川 能生谷 大洞 中尾新戸 高倉 徳合仙納 歌外波 市振 上路				0		
13	妙高市	2	0	2	4	0	4	2	妙高市(妙高高原) 妙高市(新井)	平丸 長沢 妙高 関地区				上越市	1	上越市
14	五泉市	1	0	1	0	0	0	1	五泉市						0	
15	上越市	1	0	1	0	0	0	1	上越市						0	
16	阿賀野市	1	0	1	0	0	0	1	阿賀野市					五泉市 新潟市	0	
17	佐渡市	1	0	1	0	0	0	1	佐渡市						0	
18	魚沼市	1	0	1	17	3	20	2	魚沼市	伊米ヶ崎 干溝 川東地区 上折立 下折立 宇津野 川西地区 三ツ又 李川 貫谷 滝之又 須原 上条 福山 入広瀬地区 横根 大白川 湯之谷 大湯 銀山平				0		
19	南魚沼市	1	0	1	0	0	0	1	南魚沼市						0	
20	胎内市	1	0	1	3	1	4	2	胎内市	第一 第二 荒井浜 築地 新潟東港			村上市	0		
21	聖籠町	1	0	1	0	1	1	2	聖籠町						1	新潟東港地域水道用水供給企業団
22	弥彦村	1	0	1	0	0	0	1	燕・弥彦総合事務組合						0	
23	田上町	1	0	1	0	0	0	1	田上町					新潟市	1	三条地域水道用水供給企業団
24	阿賀町	1	0	1	0	0	0	1	阿賀町						0	
25	出雲崎町	0	0	0	1	0	1	3	出雲崎町						0	
26	湯沢町	1	0	1	0	0	0	1	湯沢町						0	
27	津南町	0	0	0	23	5	28	3	津南町	中央 城原 津南原 秋成反里口 見玉 出浦 三箇 貝坂 大井平 加用 亀岡子種 太田新田 卯之木 所平 芦ヶ崎 龍ヶ窪 羽倉 駒返り 相吉 寺石 宮野原 中子 小下里 神山 田中 上野 逆巻 小規模				0		

表 3-5 各都道府県の調査結果表(20)

【15_新潟県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適 用	判 定 1:上水 2:上水+簡水 3:簡水 4:その他	上水道事業（公営）	上水道（民営）	簡易水道事業（公営）	簡易水道事業（民営）	上水道 行政区域外からの給水 （給水区域外給水、分水） （供給元）		水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者		
		公営	民営	計	公営	民営	計							柏崎市	長岡市				
28	刈羽村	0	0	0	0	0	0	4											
29	関川村	0	0	0	1	0	1	3			関川村								
30	粟島浦村	0	0	0	2	0	2	3			内浦	釜谷							
	合計（総数）	26	0	26	133	13	146	1	16	合計（重複除く）	25	合計	133	合計	12	合計	16	事業者数計 （重複除く）	3
	合計（重複除く）	25	0	25	133	12	145	2	9										
								3	4										
								4	1										

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。
 ※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合営)は公営、6(自治会等の住民による組合営),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(21)

【16_富山県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適 用	判 定 1:上水 2:上水+簡水 3:簡水 4:その他	上水道事業（公営）	上水道（民営）	簡易水道事業（公営）	簡易水道事業（民営）	上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者				
		公営	民営	計	公営	民営	計													
1	富山市	1	0	1	0	0	0	1	富山市						0					
2	高岡市	1	0	1	0	0	0	1	高岡市						1	富山県（西部）				
3	魚津市	1	0	1	9	0	9	2	魚津市		日尾	黒沢	東城		1	富山県（東部）				
											島尻	東蔵	小菅沼							
											鉢	升方	長引野							
4	氷見市	1	0	1	0	0	0	1	氷見市					高岡市	1	富山県（西部）				
5	滑川市	1	0	1	0	0	0	1	滑川市					上市町	0					
6	黒部市	1	0	1	5	4	9	2	黒部市		宇奈月	愛本	内山	田塚	嘉例沢	朴谷	1	富山県（東部）		
											音沢東山	布施山		福平						
7	砺波市	1	0	1	0	0	0	1	砺波市									1	砺波広域圏事務組合	
8	小矢部市	1	0	1	0	0	0	1	小矢部市									1	富山県（西部）	
9	南砺市	1	0	1	0	0	0	1	南砺市									1	砺波広域圏事務組合	
10	射水市	1	0	1	0	0	0	1	射水市					高岡市	1	富山県（西部）				
11	舟橋村	0	0	0	1	0	1	3			舟橋村			上市町	0					
12	上市町	1	0	1	0	0	0	1	上市町						0					
13	立山町	1	0	1	0	0	0	1	立山町						0					
14	入善町	0	0	0	8	8	16	3			野中	舟見	青木	入膳9区	入膳10区	入膳11区	1	富山県（東部）		
											們山	西部	新屋	入膳13区	入膳14区	入膳15区				
											小摺戸	横山		入膳17区	上野			1	富山県（東部）	
15	朝日町	0	0	0	0	11	11	3					大平	塊	宮崎					
													笹川	横尾	泊					
													五箇庄	南保	蛭谷					
													大家庄	山崎						
	合計（総数）	12	0	12	23	23	46	10	合計（重複除く）	12	合計	0	合計	23	合計	23	合計	4	事業者数計 (重複除く)	3
	合計（重複除く）	12	0	12	23	23	46	2												
								3												
								4												

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。

※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合営)は公営、6(自治会等の住民による組合営),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(22)

【17_石川県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適用	判定 1:上水 2:上水+簡水 3:簡水 4:その他	上水道事業(公営)	上水道(民営)	簡易水道事業(公営)	簡易水道事業(民営)	上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者	
		公営	民営	計	公営	民営	計										
1	金沢市	1	0	1	0	5	5										
2	七尾市	1	0	1	0	1	1										
3	小松市	1	0	1	1	0	1			小松市							
4	輪島市	1	0	1	4	0	4			町野地区 洲衛地区	大沢地区 舩倉島						
5	珠洲市	1	0	1	0	0	0										
6	加賀市	1	0	1	0	0	0										
7	羽咋市	1	0	1	0	0	0										
8	かほく市	1	0	1	0	0	0										
9	白山市	1	0	1	10	47	57			山島台ニュータウン 杉森 城山 白山ろく	みずほ 相滝 三坂	出合島町 倉部町 浜相川 上小川・小川 米光町 米永町 宮永新町 剣崎町西 一塚新区 藤波団地 寄新保町 津島町 信開オレンジシティ 福留ホワイトスプリングス 福留グリーンシティ 安養寺町	内方新保町 徳光町 八田中町 四ツ屋町 北島町 中相川 木津町 剣崎町東 平松地区 安吉町 吉田町 緑風台団地 倉部住宅団地 みすみニュータウン グリーンタウン松任・福留 笠間町	上安田・福永 東相川 八田町 下柏野町 石立町 相川新町 坊丸町 菅波町中央 上二口地区 長島町 向島町 南ひばりヶ丘 水島町 松本町 福留町			
10	能美市	1	0	1	0	0	0										
11	野々市市	1	0	1	0	0	0										
12	川北町	0	0	0	15	0	15			中島 土室 舟場島 橋 橋新・朝日	三反田 巻ツ屋 木呂場 グリーンタウン けやきタウン	草深 田子島 木呂場新町 なでしこタウン ひばりタウン					
13	津幡町	1	0	1	3	0	3			上河合区	上大田 木窪						
14	内灘町	1	0	1	0	0	0										
15	志賀町	1	0	1	0	0	0										
16	宝達志水町	1	0	1	0	1	1						宝達				
17	中能登町	1	0	1	0	0	0										
18	穴水町	1	0	1	0	4	4						下唐川 新崎	根木 志ヶ浦			
19	能登町	1	0	1	0	0	0										
	合計(総数)	18	0	18	33	58	91	1	10	18	0	33	58	0			
	合計(重複除く)	18	0	18	33	58	91	2	8								
								3	1								
								4	0								

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。
 ※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合営)は公営、6(自治会等の住民による組合営),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(23)

【18_福井県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適用	判定 1:上水 2:上水+簡水 3:簡水 4:その他	上水道事業(公営)	上水道(民営)	簡易水道事業(公営)	簡易水道事業(民営)	上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者				
		公営	民営	計	公営	民営	計													
1	福井市	1	0	1	19	10	29		2	福井市		北部 居倉地区 下宇坂第二地区 下宇坂地区 宇坂別所地区 南西俣地区 大宮・縫原地区 下栗師 西別所・宿堂 高須 尼ヶ谷町	千合 武岡町 畠中・風尾		1	福井県(日野川)				
2	敦賀市	1	0	1	0	0	0		1	敦賀市					0					
3	小浜市	1	0	1	13	1	14		2	小浜市		下根来 田島 門前・三分一 上根来		若狭町	0					
4	大野市	1	0	1	11	25	36		2	大野市		西富田地区 富田地区 荒島地区 五条方地区 上堀地区 西山・稲郷地区 木本地区 葛蒲池地区 北富田地区 平沢・今井地区 下打波地区 西勝原地区 飯谷第一地区 南富田地区 下庄北部地区 友兼地区 森政領家地区 森政地頭地区 和泉地区 飯谷第二地区 医王寺地区 猪島地区 吉地区 北御門地区 榎地区 下黒谷地区 上黒谷地区 上丁地区 千歳地区 深井地区 柿ヶ嶋地区 中堀地区 御給地区 阿難祖領家地区 阿難祖地頭方地区 下唯野・七板地区			0					
5	勝山市	1	0	1	0	0	0		1	勝山市					0					
6	鯖江市	1	0	1	0	0	0		1	鯖江市					1	福井県(日野川)				
7	あわら市	1	0	1	1	0	1		2	あわら市		芦原温泉上水道財産区			1	福井県(坂井)				
8	越前市	1	0	1	0	1	1		2	越前市			中平吹		1	福井県(日野川)				
9	坂井市	1	0	1	0	0	0		1	坂井市					1	福井県(坂井)				
10	永平寺町	1	0	1	0	0	0		1	永平寺町					0					
11	池田町	0	0	0	1	0	1		3	池田町					0					
12	南越前町	1	0	1	0	0	0		1	南越前町					1	福井県(日野川)				
13	越前町	1	0	1	7	0	7		2	越前町		宮崎 越前北部 厨 高佐白浜 米ノ 午房ヶ平 織田			1	福井県(日野川)				
14	美浜町	1	0	1	4	0	4		2	美浜町		丹生・竹波 菅浜 東部 新庄			0					
15	高浜町	1	0	1	4	0	4		2	高浜町		神野/神野浦 山中 鎌倉 日引			0					
16	おおい町	0	0	0	5	0	5		3			大島地区 本郷地区 佐分利地区 東中部地区 西部地区			0					
17	若狭町	1	0	1	12	0	12		2	若狭町		倉見 三十三地区 三方地区 向笠地区 田井 海越地区 世久見地区 食見地区 小川地区 神子地区 常神地区 杉山地区			0					
合計(総数)		15	0	15	77	37	114	上水	1	6	合計(重複除く)	15	合計	77	合計	37	合計	1		
合計(重複除く)		15	0	15	77	37	114	上水+簡水	2	9										
								簡水	3	2										
								その他	4	0										

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。
 ※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合営)は公営、6(自治会等の住民による組合営),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(24)

【19_山梨県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適用	判定 1:上水 2:上水+簡水 3:簡水 4:その他	上水道事業(公営)	上水道(民営)	簡易水道事業(公営)	簡易水道事業(民営)	上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者								
		公営	民営	計	公営	民営	計																	
1	甲府市	1	0	1	4	0	4	2	甲府市		上横翠寺洞 古閑・柳町	平瀬町平瀬 高成町高成			0									
2	富士吉田市	1	0	1	0	0	0	1	富士吉田市						0									
3	都留市	1	0	1	11	6	17	2	都留市		桂町 北部 東部 戸沢	境 上大幡 盛里 古渡	鹿留大野 宝南 大野	夏狩 曾根 小野	宮下 引の田組合	門原	0							
4	山梨市	1	0	1	11	0	11	2	山梨市		第1 北原上 藤立 徳和	小田野 北原下 牧平 第2	漆川 赤芝 中央					1	峡東地域広域水道企業団					
5	大月市	1	0	1	12	0	12	2	東部地域広域水道企業団		上和田 宮谷 小沢 神戸	幡野 中野 藤沢	小篠 立野 立河原					0						
6	富士吉田市	1	0	1	8	0	8	2	富士吉田市		鐘山 青木・中谷 宇波円井	北宮路 折居 上円井	武田・御杉 入戸野・下円井					1	峡北地域広域水道企業団					
7	南アルプス市	1	0	1	1	0	1	2	南アルプス市		芦安							0						
8	北杜市	1	0	1	0	0	0	1	北杜市										1	峡北地域広域水道企業団				
9	甲斐市	2	0	2	2	0	2	2	甲斐市	甲府市									1	峡北地域広域水道企業団				
10	笛吹市	1	0	1	8	0	8	2	笛吹市		御坂町藤野木 御坂町坂野	御坂町新田 御坂町道駒	御坂町十部新上宿 花鳥					1	峡東地域広域水道企業団					
11	上野原市	1	0	1	18	0	18	2	東部地域広域水道企業団		犬目 千足上 用竹 井戸黒田 下城河原 秋山中部	野田尻 千足下 大垣外 尾統 仲間川 秋山西部	棚頭 田野入 芦瀬 西原原 秋山東部 秋山安寺沢					0						
12	甲州市	1	0	1	0	0	0	1	甲州市										1	峡東地域広域水道企業団				
13	中央市	2	0	2	1	0	1	2	中央市	甲府市									0					
14	市川三郷町	1	0	1	8	0	8	2	市川三郷町		第一 山保 岩下	第二 八之尻・入 網倉・五八	下芦川 中央						0					
15	早川町	0	0	0	0	0	0	4											0					
16	身延町	0	0	0	17	0	17	3			下部 湯町 中富東部 矢細工 身延中央 大島	久那土・古閑 中富北部 大子山 江尻窪 下山 相又	三保 平須 中富南部 中富西部 大城					0						
17	南部町	0	0	0	9	0	9	3			中央 万沢 徳間	西部 十島 梅島宮農飲雑	東部 井出 中沢日向宮農飲雑					0						
18	富士川町	1	0	1	6	2	8	2	富士川町		平林 十谷	穂積 鳥屋柳川	中部地区 宮農飲雑用水	下高下 上高下				0						
19	昭和町	1	0	1	0	0	0	1	甲府市										0					
20	道志村	0	0	0	1	0	1	3			道志村								0					
21	西桂町	0	0	0	1	0	1	3			西桂町								0					
22	忍野村	1	0	1	1	0	1	2	忍野村		平山								0					
23	山中湖村	0	0	0	2	2	4	3			山中	平野		芙蓉台簡易水道	富士急丘陵			0						
24	鳴沢村	0	0	0	1	0	1	3			鳴沢村簡易水道事業							0						
25	富士河口湖町	1	0	1	9	0	9	2	富士河口湖町		河口湖 根場 青木ヶ原 小菅村	西浜 大嵐 本栖	西湖 精進居村 富士ヶ嶺					0						
26	小菅村	0	0	0	1	0	1	3			丹波	保之瀬	鳴沢					0						
27	丹波山村	0	0	0	3	0	3	3										0						
合計(総数)		20	0	20	135	10	145	1									10	合計	3	事業者数計 (重複除く)	2			
合計(重複除く)		16	0	16	135	10	145	1									合計	10	合計	3				
								2																
								3																
								4																

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。

※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営)、2(市営)、3(町営)、4(村営)、5(一部事務組合営)は公営、6(自治会等の住民による組合営)、7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(25)

【20_長野県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			通 用	判 定 1:上水 2:上水+簡水 3:簡水 4:その他	上水道事業（公営）	上水道（民営）	簡易水道事業（公営）	簡易水道事業（民営）	上水道 行政区域外からの給水 （給水区域外給水、分水） （供給元）	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者			
		公営	民営	計	公営	民営	計												
1	長野市	2	0	2	0	2	2	2	長野市	長野県			寺町北部	中社		0			
2	松本市	4	0	4	0	1	1	2	松本市（松本） 松本市（梓川）	松本市（波田） 松本市（四賀）			赤松			1	長野県		
3	上田市	2	0	2	0	2	2	2	上田市	長野県			鹿教湯	真田いづみの森	立科町	0			
4	岡谷市	1	0	1	0	1	1	2	岡谷市				山ノ神			0			
5	飯田市	1	0	1	1	0	1	2	飯田市		遠山					0			
6	諏訪市	1	0	1	1	1	2	2	諏訪市		諏訪市			霧ヶ峰ビバルデの丘		0			
7	須坂市	1	0	1	1	0	1	2	須坂市		峰の原					0			
8	小諸市	1	0	1	1	0	1	2	小諸市		菱野					1	浅藤水道企業団		
9	伊那市	1	0	1	8	1	9	2	伊那市		上新山	下新山	長谷	ますみヶ丘		1	長野県上伊那広域水道企業団		
											高遠第一	高遠第二	高遠黒沢						
											高遠御堂垣外	高遠片倉							
10	駒ヶ根市	1	0	1	0	0	0	1	駒ヶ根市								1	長野県上伊那広域水道企業団	
11	中野市	1	0	1	0	0	0	1	中野市								0		
12	大町市	1	0	1	1	3	4	2	大町市			大町市		青木	中綱	一律	1	高瀬広域水道企業団	
13	飯山市	1	0	1	1	0	1	2	飯山市			碓尾高原					0		
14	茅野市	1	5	6	0	10	10	2	茅野市		(株) 夢科ビレッジ 車急不動産(株) 東洋観光事業(株)	(株) 三井の森 鹿島リゾート(株)		ピラタスの丘 白樺高原緑の村 美濃戸地区 鹿山	夢科高原別荘地 三井の森いづみ平 雫山高原 鏡湖		0		
15	塩尻市	1	0	1	0	0	0	1	塩尻市								1	長野県	
16	佐久市	1	0	1	0	1	1	2	佐久水道企業団					うぐいすの森自治会		小諸市	1	浅藤水道企業団	
17	千曲市	2	0	2	0	1	1	2	千曲市	長野県				千曲高原		長野県	0		
18	東御市	2	0	2	0	0	0	1	東御市	佐久水道企業団						小諸市	1	浅藤水道企業団	
19	安曇野市	1	0	1	0	1	1	2	安曇野市					有明高原D4地区			0		
20	小海町	1	0	1	1	2	3	2	小海町					川平	親沢		0		
21	川上村	0	0	0	1	1	2	3	川上村			三区		シャトレリゾートハッポ			0		
22	南牧村	0	1	1	1	0	1	2	南牧村		(株) ハッポ高原ロッジ						0		
23	南相木村	0	0	0	1	0	1	3	南相木村								0		
24	北相木村	0	0	0	1	0	1	3	北相木村								0		
25	佐久穂町	1	0	1	2	0	2	2	佐久水道企業団			宿岩	八千穂高原				0	浅藤水道企業団	
26	軽井沢町	1	0	1	0	10	10	2	軽井沢町					丸紅南軽井沢別荘地 軽井沢湖畔保養地 太平洋興業軽井沢別荘地 旧軽井沢倶楽部	太陽の森 千ヶ滝 八風の郷	麓山 三井不動産中軽井沢別荘地 土屋別荘地	1	浅藤水道企業団	
27	御代田町	2	0	2	0	0	0	1	御代田町	佐久水道企業団							1	浅藤水道企業団	
28	立科町	1	0	1	3	0	3	2	立科町			焼・中尾	夢の平	白樺湖			0		
29	青木村	0	0	0	1	0	1	3	青木村								0		
30	長和町	1	0	1	0	0	0	1	長和町								0		
31	下諏訪町	1	0	1	0	0	0	1	下諏訪町								0		
32	富士見町	1	0	1	0	0	0	1	富士見町								0		
33	原村	1	0	1	0	1	1	2	原村					丸山			0		
34	辰野町	1	0	1	6	0	6	2	辰野町			川上	門前	下横川			0		
35	箕輪町	1	0	1	0	3	3	2	箕輪町			渡戸	上野	鴻ノ田			1	長野県上伊那広域水道企業団	
36	飯島町	1	0	1	1	0	1	2	飯島町						長岡	上棚	鹿垣	0	
37	南箕輪村	1	0	1	0	1	1	2	南箕輪村						神子柴		伊那市	1	長野県上伊那広域水道企業団
38	中川村	1	0	1	0	0	0	1	中川村								0		
39	宮田村	1	0	1	0	0	0	1	宮田村								1	長野県上伊那広域水道企業団	
40	松川町	1	0	1	0	0	0	1	松川町								0		
41	高森町	1	0	1	1	0	1	2	高森町			山吹					0		
42	阿南町	0	0	0	1	0	1	3	阿南町			阿南町					0		
43	阿智村	1	0	1	0	0	0	1	阿智村								0		
44	平谷村	0	0	0	1	0	1	3	平谷村			平谷村					0		
45	根羽村	0	0	0	1	0	1	3	根羽村								0		
46	下條村	0	0	0	1	0	1	3	下條村								0		
47	売木村	0	0	0	1	0	1	3	売木村								0		
48	天龍村	0	0	0	1	0	1	3	天龍村								0		
49	泰阜村	0	0	0	1	0	1	3	泰阜村								0		
50	喬木村	1	0	1	0	0	0	1	喬木村								0		
51	豊丘村	1	0	1	0	0	0	1	豊丘村								0		
52	大鹿村	0	0	0	1	0	1	3	大鹿村			大鹿村					0		
53	上松町	0	0	0	1	0	1	3	上松町								0		
54	南木曾町	0	0	0	1	0	1	3	南木曾町								0		
55	木曽村	0	0	0	1	0	1	3	木曽村								0		
56	王滝村	0	0	0	4	0	4	3	王滝村			王滝村	滝越	九蔵			0		
57	大桑村	0	0	0	1	0	1	3	大桑村			おんたけ高原					0		

表 3-5 各都道府県の調査結果表(26)

【20_長野県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適 用	判 定 1.上水 2.上水+簡水 3.簡水 4.その他	上水道事業（公営）	上水道（民営）	簡易水道事業（公営）			簡易水道事業（民営）			上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者	
		公営	民営	計	公営	民営	計					宇山	黒川	熊沢	木曾駒高原						
58	木曾町	1	0	1	10	1	11		2	木曾町										0	
59	麻績村	0	0	0	1	0	1		3											0	
60	生坂村	0	0	0	1	0	1		3											0	
61	山形村	1	0	1	1	0	1		2	山形村										1	長野県
62	朝日村	0	0	0	1	0	1		3											0	
63	筑北村	0	0	0	1	0	1		3											0	
64	池田町	1	0	1	1	0	1		2	池田町										1	高瀬広域水道企業団
65	松川村	1	0	1	0	0	0		1	松川村										1	高瀬広域水道企業団
66	白馬村	1	0	1	0	0	0		1	白馬村										0	
67	小谷村	0	0	0	1	1	2		3											0	
68	坂城町	1	0	1	0	1	1		2	長野県										0	
69	小布施町	1	0	1	0	0	0		1	小布施町										0	
70	高山村	1	0	1	0	0	0		1	高山村										0	
71	山ノ内町	1	0	1	2	1	3		2	山ノ内町										0	
72	木島平村	1	0	1	2	0	2		2	木島平村										0	
73	野沢温泉村	1	0	1	4	0	4		2	野沢温泉村										0	
74	信濃町	1	0	1	0	2	2		2	信濃町										0	
75	小川村	0	0	0	1	0	1		3											0	
76	飯綱町	2	0	2	0	0	0		1	飯綱町(牟礼)	飯綱町(三水)									0	
77	栄村	0	0	0	1	0	1		3											0	
合計(総数)		61	6	67	76	48	124	上水	1	55	6	76	48	13					事業者数計 (重複除く)		4
合計(重複除く)		55	6	61	76	48	124	上水+簡水	2											0	
								簡水	3											0	
								その他	4											0	

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。
 ※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合)は公営、6(自治会等の住民による組合),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(27)

【21_岐阜県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適用	判定 1.上水 2.上水+簡水 3.簡水 4.その他	上水道事業(公営)	上水道(民営)	簡易水道事業(公営)	簡易水道事業(民営)	上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者			
		公営	民営	計	公営	民営	計												
1	岐阜市	1	0	1	0	2	2							木田馬場	蔵前神明	0			
2	大垣市	1	0	1	2	0	2				上石津北部	上石津南部			神戸町	安八町	0		
3	高山市	1	0	1	0	0	0								瑞穂市		0		
4	多治見市	1	0	1	0	0	0										1	岐阜県	
5	関市	1	0	1	0	0	0										0		
6	中津川市	1	0	1	0	0	0										1	岐阜県	
7	美濃市	1	0	1	0	0	0										0		
8	瑞浪市	1	0	1	0	0	0								御嵩町		1	岐阜県	
9	羽島市	1	0	1	0	0	0										0		
10	恵那市	1	0	1	0	0	0										1	岐阜県	
11	美濃加茂市	1	0	1	0	0	0										1	岐阜県	
12	土岐市	1	0	1	0	0	0										1	岐阜県	
13	各務原市	1	0	1	0	0	0										0		
14	可児市	1	0	1	0	0	0								御嵩町		1	岐阜県	
15	山県市	2	0	2	2	0	2		山県市(高富)	山県市(美山)	中洞	伊自良					0		
16	瑞穂市	1	0	1	0	0	0										0		
17	飛騨市	1	0	1	0	0	0										0		
18	本巣市	1	0	1	0	0	0								岐阜市		0		
19	郡上市	1	0	1	0	0	0										0		
20	下呂市	1	0	1	20	0	20				萩原	浅水	釜ヶ野				0		
											四美	宮田	山之口						
											小坂	無数原	門坂						
											竹原	中山	中原東						
											門和佐	下呂東部	和川						
											久野川	金山	東						
											善田	馬瀬							
21	海津市	1	0	1	0	0	0										0		
22	岐南町	1	0	1	0	0	0										0		
23	笠松町	1	0	1	0	0	0										0		
24	養老町	1	0	1	1	0	1				西部						0		
25	垂井町	1	0	1	2	0	2				北部	栗原					0		
26	関ヶ原町	1	0	1	0	0	0										0		
27	神戸町	1	0	1	0	0	0								大垣市	大野町	0		
															瑞穂市				
28	輪之内町	1	0	1	0	0	0										0		
29	安八町	1	0	1	0	0	0										0		
30	揖斐川町	1	0	1	21	0	21				経永	市場	南部				0		
											神原	木曾屋	名礼						
											谷汲	長瀬	北部						
											春日	乙原	東津汲						
											小津	日坂	西津汲						
											外津汲	三倉	西横山						
											東杉原	板内	川上						
31	大野町	1	0	1	0	0	0										0		
32	池田町	1	0	1	0	0	0								大垣市		0		
33	北方町	1	0	1	0	0	0										0		
34	坂祝町	1	0	1	0	0	0										1	岐阜県	
35	富加町	1	0	1	0	0	0										1	岐阜県	
36	川辺町	1	0	1	0	0	0										1	岐阜県	
37	七宗町	0	0	0	1	0	1				七宗町						0		
38	八百津町	1	0	1	0	0	0										0		
39	白川町	0	0	0	5	0	5				白川	赤川	飛騨川流域				0		
											三川	黒川							
40	東白川村	0	0	0	1	0	1				東白川						0		
41	御嵩町	1	0	1	0	0	0										1	岐阜県	
42	白川村	0	0	0	1	0	1				白川村						0		
	合計(総数)	39	0	39	56	2	58	上水	1	31									
	合計(重複除く)	39	0	39	56	2	58	上水+簡水	2	7									
								簡水	3	4									
								その他	4	0									
											合計	0	合計	56	合計	2	合計	10	事業者数計 (重複除く)

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。
 ※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合営)は公営、6(自治会等の住民による組合営),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(29)

【23_愛知県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			通 用	判 定 1.上水 2.上水+簡水 3.簡水 4.その他	上水道事業（公営）	上水道（民営）	簡易水道事業（公営）	簡易水道事業（民営）	上水道 行政区域外からの給水 （給水区域外給水、分水） （供給元）	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者
		公営	民営	計	公営	民営	計									
1	名古屋市	1	0	1	0	0	0	1	名古屋市						0	
2	豊橋市	1	0	1	0	0	0	1	豊橋市						1	愛知県
3	岡崎市	1	0	1	0	0	0	1	岡崎市						1	愛知県
4	一宮市	1	0	1	0	0	0	1	一宮市						1	愛知県
5	瀬戸市	1	0	1	0	0	0	1	瀬戸市						1	愛知県
6	半田市	1	0	1	0	0	0	1	半田市						1	愛知県
7	春日井市	1	0	1	0	0	0	1	春日井市						1	愛知県
8	豊川市	1	0	1	0	0	0	1	豊川市						1	愛知県
9	津島市	1	0	1	0	0	0	1	津島市					愛西市	1	愛知県
10	碧南市	1	0	1	0	0	0	1	碧南市						1	愛知県
11	刈谷市	1	0	1	0	0	0	1	刈谷市						1	愛知県
12	豊田市	1	0	1	0	0	0	1	豊田市						1	愛知県
13	安城市	1	0	1	0	0	0	1	安城市						1	愛知県
14	西尾市	1	0	1	0	0	0	1	西尾市					南知多町	1	愛知県
15	蒲郡市	1	0	1	0	0	0	1	蒲郡市						1	愛知県
16	大山市	1	0	1	0	0	0	1	大山市						1	愛知県
17	常滑市	1	0	1	0	0	0	1	常滑市						1	愛知県
18	江南市	1	0	1	0	0	0	1	江南市						1	愛知県
19	小牧市	1	0	1	0	0	0	1	小牧市					春日井市	1	愛知県
20	稲沢市	1	0	1	0	0	0	1	稲沢市					愛西市	1	愛知県
21	新城市	1	0	1	0	0	0	1	新城市						1	愛知県
22	東海市	1	0	1	0	0	0	1	東海市						1	愛知県
23	大府市	1	0	1	0	0	0	1	大府市						1	愛知県
24	知多市	1	0	1	0	0	0	1	知多市						1	愛知県
25	知立市	1	0	1	0	0	0	1	知立市						1	愛知県
26	尾張旭市	1	0	1	0	0	0	1	尾張旭市						1	愛知県
27	高浜市	1	0	1	0	0	0	1	高浜市						1	愛知県
28	岩倉市	1	0	1	0	0	0	1	岩倉市						1	愛知県
29	豊明市	1	0	1	0	0	0	1	愛知中部水道企業団						1	愛知県
30	日進市	1	0	1	0	0	0	1	愛知中部水道企業団						1	愛知県
31	田原市	1	0	1	0	0	0	1	田原市						1	愛知県
32	愛西市	2	0	2	0	0	0	1	愛西市	海部南部水道企業団					1	愛知県
33	清須市	2	0	2	0	0	0	1	清須市	名古屋市					1	愛知県
34	北名古屋	2	0	2	0	0	0	1	北名古屋水道企業団	名古屋市					1	愛知県
35	弥富市	1	0	1	0	0	0	1	海部南部水道企業団						1	愛知県
36	みよし市	1	0	1	0	0	0	1	愛知中部水道企業団						1	愛知県
37	あま市	2	0	2	1	0	1	2	あま市	名古屋市	あま市			愛西市	1	愛知県
38	長久手市	1	0	1	0	0	0	1	愛知中部水道企業団						1	愛知県
39	東郷町	1	0	1	0	0	0	1	愛知中部水道企業団						1	愛知県
40	豊山町	1	0	1	0	0	0	1	北名古屋水道企業団						1	愛知県
41	大口町	1	0	1	0	0	0	1	丹羽広域事務組合						1	愛知県
42	扶桑町	1	0	1	0	0	0	1	丹羽広域事務組合						1	愛知県
43	大治町	1	0	1	0	0	0	1	名古屋市						0	
44	蟹江町	1	0	1	0	0	0	1	蟹江町					海部南部水道企業団	1	愛知県
45	飛島村	1	0	1	0	0	0	1	海部南部水道企業団						1	愛知県
46	阿久比町	1	0	1	0	0	0	1	阿久比町						1	愛知県
47	東浦町	1	0	1	0	0	0	1	東浦町						1	愛知県
48	南知多町	1	0	1	0	0	0	1	南知多町						1	愛知県
49	美浜町	1	0	1	0	0	0	1	美浜町						1	愛知県
50	武豊町	1	0	1	0	0	0	1	武豊町						1	愛知県
51	幸田町	1	0	1	0	0	0	1	幸田町						1	愛知県
52	設楽町	0	0	0	1	0	1	3		設楽町					0	
53	東栄町	0	0	0	1	0	1	3		東栄					0	
54	豊根村	0	0	0	1	0	1	3		豊根村					0	
	合計（総数）	55	0	55	4	0	4	1	50							
	合計（重複除く）	43	0	43	4	0	4	2	1	43	合計	0	合計	6	事業者数計 (重複除く)	1
								3	3							
								4	0							

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。
 ※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合)は公営、6(自治会等の住民による組合),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(30)

【24_三重県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適用	判定 1:上水 2:上水+簡水 3:簡水 4:その他	上水道事業(公営)	上水道(民営)	簡易水道事業(公営)	簡易水道事業(民営)	上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者		
		公営	民営	計	公営	民営	計											
1	津市	1	0	1	0	0	0	1	津市						1	三重県(北中勢)		
2	四日市市	1	0	1	0	0	0	1	四日市市						1	三重県(北中勢)		
3	伊勢市	1	0	1	0	0	0	1	伊勢市						1	三重県(南勢志摩)		
4	松阪市	1	0	1	1	0	1	2	松阪市		朝見				2	三重県(北中勢) 三重県(南勢志摩)		
5	桑名市	1	0	1	0	0	0	1	桑名市						1	三重県(北中勢)		
6	鈴鹿市	1	0	1	0	0	0	1	鈴鹿市						1	三重県(北中勢)		
7	名張市	1	0	1	0	0	0	1	名張市						0			
8	尾鷲市	1	0	1	8	0	8	2	尾鷲市		須賀利 三木浦 曾根	九鬼 三木里 梶賀	早田 賀田・古江		0			
9	亀山市	1	0	1	0	0	0	1	亀山市						1	三重県(北中勢)		
10	鳥羽市	1	0	1	0	0	0	1	鳥羽市						1	三重県(南勢志摩)		
11	熊野市	1	0	1	16	0	16	2	熊野市		南母 新鹿 神川 小又 紀和地区和気 紀和地区西山	二木島 瀬戸 五郷 日進小阪 紀和地区木津呂	遊木 育生 大又 紀和地区西部 紀和地区東部		0			
12	いなべ市	1	0	1	0	0	0	1	いなべ市						0			
13	志摩市	1	0	1	0	0	0	1	志摩市						1	三重県(南勢志摩)		
14	伊賀市	1	0	1	0	0	0	1	伊賀市						0			
15	木曾岬町	1	0	1	0	0	0	1	木曾岬町						1	三重県(北中勢)		
16	東員町	1	0	1	0	0	0	1	東員町						0			
17	菟野町	1	0	1	0	0	0	1	菟野町						1	三重県(北中勢)		
18	朝日町	1	0	1	0	0	0	1	朝日町						1	三重県(北中勢)		
19	川越町	1	0	1	0	0	0	1	川越町						1	三重県(北中勢)		
20	多気町	1	0	1	0	0	0	1	多気町					松阪市	1	三重県(南勢志摩)		
21	明和町	1	0	1	0	0	0	1	明和町						1	三重県(南勢志摩)		
22	大台町	1	0	1	0	0	0	1	大台町						1	三重県(南勢志摩)		
23	玉城町	1	0	1	0	0	0	1	玉城町						1	三重県(南勢志摩)		
24	度会町	1	0	1	0	0	0	1	度会町						1	三重県(南勢志摩)		
25	大紀町	1	0	1	0	0	0	1	大紀町						0			
26	南伊勢町	1	0	1	0	0	0	1	南伊勢町						0			
27	紀北町	1	0	1	0	0	0	1	紀北町						0			
28	御浜町	1	0	1	0	0	0	1	御浜町						0			
29	紀宝町	1	0	1	0	0	0	1	紀宝町						0			
	合計(総数)	29	0	29	25	0	25	1	合計(重複除く)	29	合計	0	合計	25	合計	0	合計	1
	合計(重複除く)	29	0	29	25	0	25	2										
								3										
								0										
								0										
								4										

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。
 ※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合)は公営、6(自治会等の住民による組合),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(31)

【25_滋賀県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適用	判定 1:上水 2:上水+簡水 3:簡水 4:その他	上水道事業（公営）	上水道（民営）	簡易水道事業（公営）	簡易水道事業（民営）	上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者			
		公営	民営	計	公営	民営	計												
1	大津市	1	0	1	0	0	0	1	大津市					京都府京都市	0				
2	彦根市	1	0	1	0	0	0	1	彦根市						0				
3	長浜市	4	0	4	5	0	5	2	長浜水道企業団（長浜） 長浜水道企業団（高月） 長浜水道企業団（木之本） 長浜水道企業団（浅井）		湖北中部 湖北西部 郡上			0					
4	近江八幡市	1	0	1	0	0	0	1	近江八幡市		余呉木之本 西浅井				1	滋賀県			
5	草津市	1	0	1	0	0	0	1	草津市					大津市	1	滋賀県			
6	守山市	1	0	1	0	0	0	1	守山市						1	滋賀県			
7	栗東市	1	0	1	0	0	0	1	栗東市						1	滋賀県			
8	甲賀市	1	0	1	0	0	0	1	甲賀市						1	滋賀県			
9	野洲市	1	0	1	0	0	0	1	野洲市						1	滋賀県			
10	湖南市	1	0	1	0	0	0	1	湖南市						1	滋賀県			
11	高島市	1	0	1	0	0	0	1	高島市						0				
12	東近江市	2	0	2	0	0	0	1	東近江市 愛知郡広域行政組合						1	滋賀県			
13	米原市	2	0	2	2	0	2	2	米原市 長浜水道企業団（長浜）		甲津原 伊吹北部			0					
14	日野町	1	0	1	1	0	1	2	日野町		平子・熊野地区			甲賀市	1	滋賀県			
15	竜王町	1	0	1	0	0	0	1	竜王町						1	滋賀県			
16	愛荘町	1	0	1	0	0	0	1	愛知郡広域行政組合						0				
17	豊郷町	1	0	1	0	0	0	1	豊郷町					豊郷町	0				
18	甲良町	1	0	1	0	0	0	1	甲良町						0				
19	多賀町	1	0	1	0	0	0	1	多賀町						0				
合計（総数）		24	0	24	8	0	8	1	合計（重複除く）	22	合計	0	合計	8	合計	0	合計	4	
合計（重複除く）		22	0	22	8	0	8	2									事業者数計 (重複除く)	1	
								3									水道		
								4									その他		

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。
 ※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合)は公営、6(自治会等の住民による組合),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(32)

【26_京都府】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適 用	判 定 1.上水 2.上水+簡水 3.簡水 4.その他	上水道事業（公営）	上水道（民営）	簡易水道事業（公営）	簡易水道事業（民営）	上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者		
		公営	民営	計	公営	民営	計											
1	京都市	1	0	1	0	0	0	1	京都市						0			
2	福知山市	1	0	1	0	0	0	1	福知山市						0			
3	舞鶴市	1	0	1	0	0	0	1	舞鶴市						0			
4	綾部市	1	0	1	0	0	0	1	綾部市						0			
5	宇治市	1	0	1	0	0	0	1	宇治市						1	京都府		
6	宮津市	1	0	1	0	0	0	1	宮津市						0			
7	亀岡市	1	0	1	0	0	0	1	亀岡市						0			
8	城陽市	1	0	1	0	0	0	1	城陽市					宇治田原町	1	京都府		
9	向日市	1	0	1	0	0	0	1	向日市					京都市	1	京都府		
10	長岡京市	1	0	1	0	0	0	1	長岡京市						1	京都府		
11	八幡市	1	0	1	0	0	0	1	八幡市					京都市 久御山町	1	京都府		
12	京田辺市	1	0	1	0	0	0	1	京田辺市					京都市	1	京都府		
13	京丹後市	1	0	1	0	0	0	1	京丹後市						0			
14	南丹市	1	0	1	0	0	0	1	南丹市						0			
15	木津川市	1	0	1	0	0	0	1	木津川市					奈良県奈良市	1	京都府		
16	大山崎町	1	0	1	0	0	0	1	大山崎町						1	京都府		
17	久御山町	1	0	1	0	0	0	1	久御山町					宇治田原町 京都市	1	京都府		
18	井手町	1	0	1	1	0	1	2	井手町		多賀				0			
19	宇治田原町	1	0	1	0	0	0	1	宇治田原町						0			
20	笠置町	0	0	0	3	0	3	3			笠置町	有市	東部		0			
21	和東町	0	0	0	1	0	1	3			和東中央				0			
22	精華町	1	0	1	0	0	0	1	精華町						1	京都府		
23	南山城村	0	0	0	2	0	2	3			中央	高尾			0			
24	京丹波町	1	0	1	0	0	0	1	京丹波町						0			
25	伊根町	0	0	0	1	0	1	3			伊根町				0			
26	与謝野町	1	0	1	0	0	0	1	与謝野町						0			
	合計（総数）	22	0	22	8	0	8	1	合計（重複除く）	22	合計	0	合計	8	合計	0	合計	8
	合計（重複除く）	22	0	22	8	0	8	1										
								2										
								3										
								4										
								4										

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。

※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合)は公営、6(自治会等の住民による組合),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(33)

【27_大阪府】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適用	判定 1.上水 2.上水+簡水 3.簡水 4.その他	上水道事業（公営）	上水道（民営）	簡易水道事業（公営）	簡易水道事業（民営）	上水道 行政区域外からの給水 （給水区域外給水、分水） （供給元）	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者
		公営	民営	計	公営	民営	計									
1	大阪市	1	0	1	0	0	0	1	大阪市						0	
2	堺市	1	0	1	0	0	0	1	堺市					高石市	1	大阪広域水道企業団
3	岸和田市	1	0	1	0	0	0	1	岸和田市						1	大阪広域水道企業団
4	豊中市	1	0	1	0	0	0	1	豊中市					大阪市	1	大阪広域水道企業団
5	池田市	1	0	1	0	0	0	1	池田市					兵庫県伊丹市	1	大阪広域水道企業団
6	吹田市	1	0	1	0	0	0	1	吹田市						1	大阪広域水道企業団
7	泉大津市	1	0	1	0	0	0	1	泉大津市						2	泉北水道企業団
8	高槻市	1	0	1	0	0	0	1	高槻市					島本町	1	大阪広域水道企業団
9	貝塚市	1	0	1	0	0	0	1	貝塚市					熊取町	1	大阪広域水道企業団
10	守口市	1	0	1	0	0	0	1	守口市					大阪市	1	大阪広域水道企業団
11	枚方市	1	0	1	0	0	0	1	枚方市					京都府八幡市 交野市	1	大阪広域水道企業団
12	茨木市	1	0	1	0	0	0	1	茨木市						1	大阪広域水道企業団
13	八尾市	1	0	1	0	0	0	1	八尾市					大阪市 柏原市	1	大阪広域水道企業団
14	泉佐野市	1	0	1	0	0	0	1	泉佐野市					貝塚市 熊取町 大阪広域水道企業団（泉南） 大阪広域水道企業団（田尻）	1	大阪広域水道企業団
15	富田林市	1	0	1	0	0	0	1	富田林市						1	大阪広域水道企業団
16	寝屋川市	1	0	1	0	0	0	1	寝屋川市					大阪広域水道企業団（四條畷）	1	大阪広域水道企業団
17	河内長野市	1	0	1	0	0	0	1	河内長野市						1	大阪広域水道企業団
18	松原市	1	0	1	0	0	0	1	松原市					大阪市	1	大阪広域水道企業団
19	大東市	1	0	1	0	0	0	1	大東市					大阪市	1	大阪広域水道企業団
20	和泉市	1	0	1	0	0	0	1	和泉市					堺市	2	泉北水道企業団
21	箕面市	1	0	1	0	0	0	1	箕面市						1	大阪広域水道企業団
22	柏原市	1	0	1	0	0	0	1	柏原市						1	大阪広域水道企業団
23	羽曳野市	1	0	1	0	0	0	1	羽曳野市					藤井寺市	1	大阪広域水道企業団
24	門真市	1	0	1	0	0	0	1	門真市						1	大阪広域水道企業団
25	摂津市	1	0	1	0	0	0	1	摂津市						1	大阪広域水道企業団
26	高石市	1	0	1	0	0	0	1	高石市						2	泉北水道企業団
27	藤井寺市	1	0	1	0	0	0	1	藤井寺市					柏原市 羽曳野市 八尾市	1	大阪広域水道企業団
28	東大阪市	1	0	1	0	0	0	1	東大阪市					大阪市 大東市	1	大阪広域水道企業団
29	泉南市	1	0	1	0	0	0	1	大阪広域水道企業団（泉南）					泉佐野市 大阪広域水道企業団（田尻）	1	大阪広域水道企業団
30	四條畷市	1	0	1	0	0	0	1	大阪広域水道企業団（四條畷）						1	大阪広域水道企業団
31	交野市	1	0	1	0	0	0	1	交野市						1	大阪広域水道企業団
32	大阪狭山市	1	0	1	0	0	0	1	大阪狭山市						1	大阪広域水道企業団
33	阪南市	1	0	1	0	0	0	1	大阪広域水道企業団（阪南）						1	大阪広域水道企業団
34	島本町	1	0	1	0	0	0	1	島本町						1	大阪広域水道企業団
35	豊能町	1	0	1	0	0	0	1	大阪広域水道企業団（豊能）						1	大阪広域水道企業団
36	能勢町	1	0	1	0	0	0	1	能勢町						1	大阪広域水道企業団
37	忠岡町	1	0	1	0	0	0	1	大阪広域水道企業団（忠岡）						1	大阪広域水道企業団
38	熊取町	1	0	1	0	0	0	1	熊取町					岸和田市	1	大阪広域水道企業団
39	田尻町	1	0	1	0	0	0	1	大阪広域水道企業団（田尻）					貝塚市 泉佐野市	1	大阪広域水道企業団
40	岬町	1	0	1	0	0	0	1	大阪広域水道企業団（岬）					泉佐野市	1	大阪広域水道企業団
41	太子町	1	0	1	0	0	0	1	大阪広域水道企業団（太子）						1	大阪広域水道企業団
42	河南町	1	0	1	0	0	0	1	河南町						1	大阪広域水道企業団
43	千早赤阪村	1	0	1	0	0	0	1	大阪広域水道企業団（千早赤阪）						1	大阪広域水道企業団
	合計（総数）	43	0	43	0	0	0	1	合計（重複除く）	43	合計	0	合計	0	合計	30
	合計（重複除く）	43	0	43	0	0	0	2								
								3								
								4								

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。
 ※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合)は公営、6(自治会等の住民による組合),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(34)

【28_兵庫県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適用	判定 1.上水 2.上水+簡水 3.簡水 4.その他	上水道事業(公営)	上水道(民営)	簡易水道事業(公営)	簡易水道事業(民営)	上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者				
		公営	民営	計	公営	民営	計													
1	神戸市	2	0	2	0	6	6	2	神戸市	神戸市(六甲山)			総合 老ノ口	池下 小東野	田井 東板木		2	阪神水道企業団 兵庫県		
2	姫路市	1	0	1	0	0	0	1	姫路市							西播磨水道企業団	赤穂市	1	兵庫県	
3	尼崎市	1	0	1	0	0	0	1	尼崎市							伊丹市		2	阪神水道企業団 兵庫県	
4	明石市	1	0	1	0	0	0	1	明石市									1	兵庫県	
5	西宮市	1	0	1	0	0	0	1	西宮市									2	阪神水道企業団 兵庫県	
6	洲本市	1	0	1	0	0	0	1	淡路広域水道企業団									1	兵庫県	
7	芦屋市	1	0	1	0	0	0	1	芦屋市									1	阪神水道企業団	
8	伊丹市	1	0	1	0	0	0	1	伊丹市							尼崎市	宝塚市	1	兵庫県	
9	相生市	1	0	1	0	0	0	1	西播磨水道企業団									1	安室ダム水道用水供給企業団	
10	豊岡市	1	0	1	0	0	0	1	豊岡市									0		
11	加古川市	1	0	1	2	1	3	2	加古川市		揖	国包船町	二俣			高砂市		1	兵庫県	
12	赤穂市	1	0	1	0	0	0	1	赤穂市							西播磨水道企業団		1	安室ダム水道用水供給企業団	
13	西脇市	2	0	2	0	0	0	1	西脇市(西脇)	西脇市(黒田庄)								1	兵庫県	
14	宝塚市	1	0	1	0	0	0	1	宝塚市							伊丹市		2	阪神水道企業団 兵庫県	
15	三木市	1	0	1	0	0	0	1	三木市							小野市		1	兵庫県	
16	高砂市	1	0	1	0	0	0	1	高砂市									1	兵庫県	
17	川西市	1	0	1	0	0	0	1	川西市							宝塚市		1	兵庫県	
18	小野市	1	0	1	0	0	0	1	小野市									1	兵庫県	
19	三田市	1	0	1	0	0	0	1	三田市									1	兵庫県	
20	加西市	1	0	1	0	0	0	1	加西市									2	市川町 兵庫県	
21	丹波篠山市	1	0	1	0	0	0	1	丹波篠山市									1	兵庫県	
22	養父市	1	0	1	0	0	0	1	養父市									0		
23	丹波市	3	0	3	0	0	0	1	丹波市(中央)	丹波市(山南)								0		
24	南あわじ市	1	0	1	0	0	0	1	淡路広域水道企業団									1	兵庫県	
25	朝来市	1	0	1	0	0	0	1	朝来市									0		
26	淡路市	1	0	1	0	0	0	1	淡路広域水道企業団									1	兵庫県	
27	穴栗市	1	0	1	1	0	1	2	穴栗市		下宇原							0		
28	加東市	1	0	1	0	0	0	1	加東市							丹波篠山市		1	兵庫県	
29	たつの市	3	0	3	0	0	0	1	たつの市	西播磨水道企業団								0		
30	猪名川町	1	0	1	0	0	0	1	播磨高原広域事務組合									1	兵庫県	
31	多可町	1	0	1	0	0	0	1	猪名川町									0		
32	稲美町	1	0	1	0	0	0	1	多可町									1	兵庫県	
33	播磨町	1	0	1	0	0	0	1	稲美町									1	兵庫県	
34	市川町	1	0	1	0	0	0	1	播磨町							明石市		1	兵庫県	
35	福崎町	1	0	1	0	0	0	1	市川町									1	兵庫県	
36	神河町	1	0	1	0	0	0	1	福崎町									1	兵庫県	
37	太子町	1	0	1	0	0	0	1	神河町									0		
38	上郡町	2	0	2	0	0	0	1	太子町							西播磨水道企業団		1	兵庫県	
39	佐用町	1	0	1	6	0	6	2	上郡町	播磨高原広域事務組合								1	安室ダム水道用水供給企業団	
40	香美町	1	0	1	0	0	0	1	播磨高原広域事務組合		佐用	中部	南部					0		
41	新温泉町	1	0	1	0	0	0	1			北部	三日月	上月					0		
	合計(総数)	48	0	48	9	7	16	1	合計(重複除く)	43	合計	0	合計	9	合計	7	合計	13	事業者数計 (重複除く)	4
	合計(重複除く)	43	0	43	9	7	16	2												
								3												
								4												

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。
 ※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合)は公営、6(自治会等の住民による組合),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(35)

【29_奈良県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適用	判定 1:上水 2:上水+簡水 3:簡水 4:その他	上水道事業（公営）	上水道（民営）	簡易水道事業（公営）	簡易水道事業（民営）	上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者
		公営	民営	計	公営	民営	計									
1	奈良市	2	0	2	1	0	1									1 奈良県
2	大和高田市	1	0	1	0	0	0									1 奈良県
3	大和郡山市	1	0	1	0	0	0									1 奈良県
4	天理市	1	0	1	0	0	0									1 奈良県
5	橿原市	1	0	1	0	0	0									1 奈良県
6	桜井市	1	0	1	0	0	0									1 奈良県
7	五條市	1	0	1	0	0	0									0
8	御所市	1	0	1	0	0	0									1 奈良県
9	生駒市	1	0	1	0	0	0							大阪広域水道企業団（四條畷）		1 奈良県
10	香芝市	1	0	1	0	0	0									1 奈良県
11	葛城市	1	0	1	0	0	0									1 奈良県
12	宇陀市	1	0	1	0	0	0									1 奈良県
13	山添村	0	0	0	1	0	1				山添村					0
14	平群町	1	0	1	2	0	2				信貴山（寺）	信貴山（門前）			斑鳩町	1 奈良県
15	三郷町	1	0	1	0	0	0									1 奈良県
16	斑鳩町	1	0	1	0	0	0								平群町	1 奈良県
17	安堵町	1	0	1	0	0	0								大和郡山市	1 奈良県
18	川西町	1	0	1	0	0	0									1 奈良県
19	三宅町	1	0	1	0	0	0									1 奈良県
20	田原本町	1	0	1	0	0	0									1 奈良県
21	菅郷村	0	0	0	1	0	1				菅郷村					0
22	御杖村	0	0	0	1	1	2				御杖村			赤目		0
23	高取町	1	0	1	0	0	0									1 奈良県
24	明日香村	1	0	1	0	0	0									1 奈良県
25	上牧町	1	0	1	0	0	0								河合町	1 奈良県
26	王寺町	1	0	1	0	0	0									1 奈良県
27	広陵町	1	0	1	0	0	0									1 奈良県
28	河合町	1	0	1	0	0	0									1 奈良県
29	吉野町	1	0	1	0	0	0									0
30	大淀町	1	0	1	0	0	0									0
31	下市町	1	0	1	0	0	0									0
32	黒滝村	0	0	0	1	0	1				黒滝村					0
33	天川村	0	0	0	1	0	1				天川村					0
34	野迫川村	0	0	0	1	0	1				野迫川村					0
35	十津川村	0	0	0	1	0	1				十津川村					0
36	下北山村	0	0	0	1	0	1				下北山村					0
37	上北山村	0	0	0	1	0	1				上北山村					0
38	川上村	0	0	0	1	0	1				川上村					0
39	東吉野村	0	0	0	1	0	1				東吉野村					0
	合計（総数）	29	0	29	14	1	15	上水	1	26						
	合計（重複除く）	29	0	29	14	1	15	上水+簡水	2	2	合計	14	合計	1	合計	5
								簡水	3	11						
								その他	4	0						

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。
 ※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合)は公営、6(自治会等の住民による組合),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(36)

【30_和歌山県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適用	判定 1:上水 2:上水+簡水 3:簡水 4:その他	上水道事業（公営）	上水道（民営）	簡易水道事業（公営）	簡易水道事業（民営）	上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者		
		公営	民営	計	公営	民営	計											
1	和歌山市	1	0	1	0	0	0								0			
2	海南市	2	0	2	0	0	0		海南市（下津）	海南市（海南）					0			
3	橋本市	1	0	1	0	0	0		橋本市						0			
4	有田市	1	0	1	0	0	0		有田市						0			
5	御坊市	1	0	1	0	0	0		御坊市						0			
6	田辺市	1	0	1	0	0	0		田辺市						2	白浜町 上富田町		
7	新宮市	1	0	1	5	0	5		新宮市		三津ノ 小口	宮井 西高田	敷屋		0			
8	紀の川市	2	0	2	0	0	0		紀の川市（河北）	紀の川市（河南）					0			
9	岩出市	1	0	1	0	0	0		岩出市						0			
10	紀美野町	0	0	0	7	0	7				河北 美里 西部	河南 毛原	中田 長谷宮		0			
11	かつらぎ町	1	0	1	8	0	8		かつらぎ町		広口 教良寺 新城	淡田 御所 花園梁瀬	見好東部 天野		0			
12	九度山町	0	0	0	1	0	1			九度山町					0			
13	高野町	1	0	1	2	0	2		高野町	神谷	富貴				0			
14	湯浅町	1	0	1	0	0	0		湯浅町					有田川町	0			
15	広川町	0	0	0	1	0	1			広川					0			
16	有田川町	1	0	1	9	0	9		有田川町	金屋 岩倉 早月	金屋北 釜中 五西月北	吉原 西ヶ峯 清水地区			0			
17	美浜町	1	0	1	0	0	0		美浜町						0			
18	日高町	1	0	1	0	0	0		日高町						0			
19	由良町	1	0	1	0	0	0		由良町						0			
20	印南町	1	0	1	0	0	0		印南町					みなべ町	0			
21	みなべ町	1	0	1	0	0	0		みなべ町						0			
22	日高川町	1	0	1	0	0	0		日高川町						0			
23	白浜町	1	0	1	9	0	9		白浜町		市江 安居 玉伝	田野井 久木 市鹿野	口ヶ谷 城 上滝		0	白浜町		
24	上富田町	1	0	1	0	0	0		上富田町						0			
25	すさみ町	1	0	1	5	0	5		すさみ町		江住 佐本	太閤川 立野	口和深		0			
26	那智勝浦町	1	0	1	0	0	0		那智勝浦町						0			
27	太地町	0	0	0	2	0	2			太地町	夏山				0			
28	古座川町	0	0	0	1	0	1			古座川町				串本町	0			
29	北山村	0	0	0	1	0	1			北山					0			
30	串本町	1	0	1	0	0	0		串本町						0			
	合計（総数）	26	0	26	51	0	51	18	合計（重複除く）	26	合計	0	合計	51	合計	0	合計	3
	合計（重複除く）	26	0	26	51	0	51	6										
								6										
								6										
								0										

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。
 ※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合)は公営、6(自治会等の住民による組合),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(37)

【31_鳥取県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適用	判定 1:上水 2:上水+簡水 3:簡水 4:その他	上水道事業(公営)	上水道(民営)	簡易水道事業(公営)	簡易水道事業(民営)	上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者			
		公営	民営	計	公営	民営	計												
1	鳥取市	1	0	1	0	1	1	2						小別所地区	0				
2	米子市	1	0	1	0	0	0	1							0				
3	倉吉市	1	0	1	6	0	6	2			関金	久米	今在家		0				
4	境港市	0	0	0	0	0	0	4			大河内	服部	岩倉		0				
5	岩美町	1	0	1	0	0	0	1							0				
6	若桜町	0	0	0	1	0	1	3							0				
7	智頭町	1	0	1	14	1	15	2			若桜地区				0				
8	八頭町	0	0	0	17	0	17	3			山郷	芦津	市瀬	波多	0				
9	三朝町	1	0	1	18	0	18	2			南方	惣地	穂見		0				
10	湯梨浜町	1	0	1	6	0	6	2			大屋	野原	毛谷		0				
11	琴浦町	1	0	1	0	0	0	1			篠坂	郷原	浅見		0				
12	北栄町	1	0	1	0	0	0	1			大呂	山ノ上			0				
13	日吉津村	0	0	0	0	0	0	4			明辺	山志谷	落岩・麻生		0				
14	大山町	1	0	1	0	0	0	1			福地・野町	花原	池田		0				
15	南部町	1	0	1	0	0	0	1			郡家第1	郡家第2	大御門		0				
16	伯耆町	1	0	1	0	0	0	1			船岡地区外	隼	福井		0				
17	日南町	0	0	0	11	0	11	3			日下部	八東	用呂		0				
18	日野町	0	0	0	7	0	7	3			鳥南	日田			0				
19	江府町	0	0	0	1	0	1	3			中津	神倉	東小鹿		0				
合計(総数)		12	0	12	81	2	83	1	7		西小鹿	高橋	坂本		0				
合計(重複除く)		12	0	12	81	2	83	2	5		小河内	下谷・福田	湯谷		0				
								3	5		助谷	久原	曹源寺		0				
								4	2		木地山	加谷	穴鴨		0				
											田代	下畑	下西谷		0				
											湯梨浜町	浜地区	泊	原地区	0				
											宇谷地区	白石地区	羽衣石地区		0				
											琴浦町				0				
											北栄町				0				
											大山町				0				
											南部町				0				
											伯耆町				0				
											多里	笠木	茶屋		0				
											日野上・生山	花口	石見		0				
											中石見	下石見	福栄		0				
											糠子原	白谷			0				
											根雨地区	黒坂地区	下根地区		0				
											下黒坂	板井原地区	上曹地区		0				
											金持地区				0				
											江府町				0				
											合計(重複除く)	12	合計	0	合計	2	合計	2	
												合計	81	合計	2	合計	2	事業者数計 (重複除く)	0

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。
 ※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合)は公営、6(自治会等の住民による組合),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(38)

【32_島根県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適用	判定 1:上水 2:上水+簡水 3:簡水 4:その他	上水道事業（公営）	上水道（民営）	簡易水道事業（公営）	簡易水道事業（民営）	上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者		
		公営	民営	計	公営	民営	計											
1	松江市	2	0	2	0	0	0	1	松江市（松江）	斐川穴道水道企業団					1	島根県（島根県）		
2	浜田市	1	0	1	0	0	0	1	浜田市						0			
3	出雲市	2	0	2	0	0	0	1	出雲市	斐川穴道水道企業団				雲南市	1	島根県（島根県）		
4	益田市	1	0	1	0	0	0	1	益田市						0			
5	大田市	1	0	1	0	1	1	2	大田市				波根		1	島根県（江の川）		
6	安来市	1	0	1	0	1	1	2	安来市				東中津		1	島根県（島根県）		
7	江津市	1	0	1	0	0	0	1	江津市					浜田市 大田市	1	島根県（江の川）		
8	雲南市	1	0	1	0	0	0	1	雲南市						1	島根県（島根県）		
9	奥出雲町	1	0	1	0	0	0	1	奥出雲町						0			
10	飯南町	0	0	0	1	0	1	3			飯南町				0			
11	川本町	0	0	0	1	0	1	3			川本町				0			
12	美郷町	0	0	0	1	0	1	3			美郷町				0			
13	邑南町	1	0	1	0	0	0	1	邑南町						0			
14	津和野町	1	0	1	0	0	0	1	津和野町						0			
15	吉賀町	1	0	1	0	0	0	1	吉賀町						0			
16	海士町	0	0	0	1	0	1	3			海士町				0			
17	西ノ島町	0	0	0	1	0	1	3			西ノ島町				0			
18	知夫村	0	0	0	1	0	1	3			知夫村				0			
19	隠岐の島町	1	0	1	0	0	0	1	隠岐の島町						0			
	合計（総数）	15	0	15	6	2	8	11	合計（重複除く）	14	合計	0	合計	6	合計	2	合計	3
	合計（重複除く）	14	0	14	6	2	8	2										
								3										
								4										

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。
 ※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合)は公営、6(自治会等の住民による組合),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(39)

【33_岡山県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適用	判定 1:上水 2:上水+簡水 3:簡水 4:その他	上水道事業(公営)	上水道(民営)	簡易水道事業(公営)	簡易水道事業(民営)	上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者		
		公営	民営	計	公営	民営	計											
1	岡山市	1	0	1	0	0	0	1	岡山市						3	岡山県南部水道企業団 備南水道企業団 岡山県広域水道企業団		
2	倉敷市	1	0	1	0	0	0	1	倉敷市						2	岡山県南部水道企業団 岡山県広域水道企業団		
3	津山市	1	0	1	0	1	1	2	津山市				吉見		1	岡山県広域水道企業団		
4	玉野市	1	0	1	0	0	0	1	玉野市						1	岡山県南部水道企業団		
5	笠岡市	1	0	1	0	0	0	1	笠岡市					広島県福山市	1	岡山県西部水道企業団		
6	井原市	1	0	1	4	0	4	2	井原市	中央 美星	種花滝	川町高原			1	岡山県広域水道企業団		
7	総社市	1	0	1	0	0	0	1	総社市					倉敷市	1	岡山県広域水道企業団		
8	高梁市	1	0	1	0	0	0	1	高梁市						1	岡山県広域水道企業団		
9	新見市	1	0	1	0	0	0	1	新見市						0			
10	備前市	1	0	1	0	0	0	1	備前市						1	岡山県広域水道企業団		
11	瀬戸内市	1	0	1	0	0	0	1	瀬戸内市						1	岡山県広域水道企業団		
12	赤磐市	1	0	1	0	0	0	1	赤磐市						1	岡山県広域水道企業団		
13	真庭市	1	0	1	18	0	18	2	真庭市	中津井 天津 三坂 櫻西上 鉄山 吉田 勝田	北房 上山 櫻西 勝山 湯原 別所 大原	立誠水田 土井中島 余野 美甘 下和 藤山 東栗倉	美咲町		1	岡山県広域水道企業団		
14	美作市	1	0	1	3	0	3	2	美作市						0			
15	浅口市	1	0	1	0	0	0	1	浅口市					倉敷市	1	岡山県西部水道企業団		
16	和気町	1	0	1	8	0	8	2	和気町	日笠 石生 塩田	吉田 西山 田土	南部 佐伯	赤磐市 美咲町		1	岡山県広域水道企業団		
17	早島町	1	0	1	0	0	0	1	早島町						1	備南水道企業団		
18	里庄町	1	0	1	0	0	0	1	里庄町						1	岡山県西部水道企業団		
19	矢掛町	1	0	1	0	0	0	1	矢掛町						0			
20	新庄村	0	0	0	1	0	1	3	新庄地区						0			
21	鏡野町	1	0	1	0	0	0	1	鏡野町						1	岡山県広域水道企業団		
22	勝央町	1	0	1	0	0	0	1	勝央町					津山市 美作市	1	岡山県広域水道企業団		
23	奈義町	1	0	1	0	0	0	1	奈義町					津山市	1	岡山県広域水道企業団		
24	西栗倉村	0	0	0	1	0	1	3	西栗倉村						0			
25	久米南町	0	0	0	1	0	1	3	久米南町						1	岡山県広域水道企業団		
26	美咲町	1	0	1	0	0	0	1	美咲町					真庭市	1	岡山県広域水道企業団		
27	吉備中央町	1	0	1	0	0	0	1	吉備中央町						1	岡山県広域水道企業団		
	合計(総数)	24	0	24	36	1	37	19	合計(重複除く)	24	合計	0	合計	36	合計	1	合計	11
	合計(重複除く)	24	0	24	36	1	37	19										
								2										
								3										
								4										

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。
 ※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合)は公営、6(自治会等の住民による組合),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(41)

【35_山口県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適 用	判 定 1.上水 2.上水+簡水 3.簡水 4.その他	上水道事業（公営）	上水道（民営）	簡易水道事業（公営）	簡易水道事業（民営）	上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者	
		公営	民営	計	公営	民営	計										
1	下関市	1	0	1	0	0	0	1	下関市						0		
2	宇部市	1	0	1	0	0	0	1	宇部市					山口市	0		
3	山口市	1	0	1	7	0	7	2	山口市		嘉年	徳佐	篠生		0		
											長門峡	生雲	赤松				
											篠目						
4	萩市	1	0	1	0	0	0	1	萩市						0		
5	防府市	1	0	1	0	0	0	1	防府市						0		
6	下松市	1	0	1	1	0	1	2	下松市		米川地区				0		
7	岩国市	1	0	1	1	0	1	2	岩国市		柱島				1	柳井地域広域水道企業団	
8	光市	1	0	1	0	0	0	1	光市						0		
9	長門市	1	0	1	1	0	1	2	長門市（長門）		横山				0		
10	柳井市	1	0	1	1	0	1	2	柳井市		平郡				1	柳井地域広域水道企業団	
11	美祿市	1	0	1	0	0	0	1	美祿市						0		
12	周南市	1	0	1	0	0	0	1	周南市						0		
13	山陽小野田市	1	0	1	2	0	2	2	山陽小野田市		跡物師屋・西山	平原・片尾畑上			0		
14	周防大島町	1	0	1	3	0	3	2	周防大島町		前島	笠佐	江ノ浦		1	柳井地域広域水道企業団	
15	和木町	0	0	0	1	0	1	3			和木町				0		
16	上関町	0	0	0	3	0	3	3			上関町統合	祝島	八島		1	柳井地域広域水道企業団	
17	田布施町	1	0	1	0	0	0	1	田布施・平生水道企業団						1	柳井地域広域水道企業団	
18	平生町	1	0	1	0	0	0	1	田布施・平生水道企業団						1	柳井地域広域水道企業団	
19	阿武町	0	0	0	1	0	1	3			阿武町				0		
	合計（総数）	16	0	16	21	0	21	1	9	合計（重複除く）	15	合計	21	合計	0	合計	4
	合計（重複除く）	15	0	15	21	0	21	2	7								
								3	3								
								4	0								

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。
 ※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合営)は公営、6(自治会等の住民による組合営),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(42)

【36_徳島県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適用	判定 1:上水 2:上水+簡水 3:簡水 4:その他	上水道事業(公営)	上水道(民営)	簡易水道事業(公営)	簡易水道事業(民営)	上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者				
		公営	民営	計	公営	民営	計													
1	徳島市	1	0	1	0	7	7	2	徳島市					名東町北分 八多町五滝 若葉団地親和会	名東末広 飯谷町長柱 飯谷町沖野	名東町3丁目	北島町	0		
2	鳴門市	1	0	1	0	0	0	1	鳴門市									0		
3	小松島市	1	0	1	0	0	0	1	小松島市									0		
4	阿南市	1	0	1	2	1	3	2	阿南市		伊島	大井		桑野				0		
5	吉野川市	1	0	1	0	0	0	1	吉野川市									0		
6	阿波市	1	0	1	0	0	0	1	阿波市									0		
7	美馬市	1	0	1	1	0	1	2	美馬市		木屋平地区							0		
8	三好市	1	0	1	1	0	1	2	三好市		落合							0		
9	勝浦町	0	0	0	1	0	1	3	勝浦町									0		
10	上勝町	0	0	0	1	0	1	3	上勝町									0		
11	佐那河内村	0	0	0	1	0	1	3	佐那河内村									0		
12	石井町	1	0	1	0	0	0	1	石井町								徳島市	0		
13	神山町	0	0	0	1	0	1	3	神山町									0		
14	那賀町	0	0	0	17	0	17	3	那賀町		幡敷	中山	西納野下原					0		
											大久保	延野	平谷							
											海川	小浜	桜谷							
											市宇	出羽	板州							
											六地藏	北川	南宇							
											出原和無田	横石								
15	牟岐町	0	0	0	1	0	1	3	牟岐町簡易水道事業									0		
16	美波町	1	0	1	2	0	2	2	美波町		伊座利	阿部						0		
17	海陽町	1	0	1	0	0	0	1	海陽町									0		
18	松茂町	1	0	1	0	0	0	1	松茂町									0		
19	北島町	1	0	1	0	0	0	1	北島町									0		
20	藍住町	1	0	1	0	0	0	1	藍住町									0		
21	板野町	1	0	1	0	0	0	1	板野町									0		
22	上板町	1	0	1	0	0	0	1	上板町									0		
23	つるぎ町	1	0	1	0	0	0	1	つるぎ町									0		
24	栗みよし町	1	0	1	0	2	2	2	栗みよし町					共栄	さかえ			0		
	合計(総数)	18	0	18	28	10	38	1	合計(重複除く)	18	合計	0	合計	28	合計	10	合計	2	事業者数計 (重複除く)	0
	合計(重複除く)	18	0	18	28	10	38	2												
								3												
								4												

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。

※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合)は公営、6(自治会等の住民による組合),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(43)

【37_香川県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適 用	判 定 1.上水 2.上水+簡水 3.簡水 4.その他	上水道事業（公営）	上水道（民営）	簡易水道事業（公営）	簡易水道事業（民営）	上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者		
		公営	民営	計	公営	民営	計											
1	高松市	1	0	1	0	0	0									0		
2	丸亀市	1	0	1	0	0	0									0		
3	坂出市	1	0	1	0	0	0									0		
4	善通寺市	1	0	1	0	0	0									0		
5	観音寺市	1	0	1	0	0	0									0		
6	さぬき市	1	0	1	0	0	0									0		
7	東かがわ市	1	0	1	0	0	0									0		
8	三豊市	1	0	1	0	0	0									0		
9	土庄町	1	0	1	0	0	0									0		
10	小豆島町	1	0	1	0	0	0									0		
11	三木町	1	0	1	0	0	0									0		
12	直島町	0	0	0	1	0	1									0		
13	宇多津町	1	0	1	0	0	0									0		
14	綾川町	1	0	1	0	0	0									0		
15	琴平町	1	0	1	0	0	0									0		
16	多度津町	1	0	1	0	0	0									0		
17	まんのう町	1	0	1	0	0	0									0		
	合計（総数）	16	0	16	1	0	1	上水	1	16								
	合計（重複除く）	1	0	1	1	0	1	上水+簡水	2	0								
								簡水	3	1								
								その他	4	0								
									1	16	合計（重複除く）	1	合計	0	合計	1	合計	2
									2	0	※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。							
									3	1	※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合)は公営、6(自治会等の住民による組合),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。							
									4	0						事業者数計 (重複除く)	0	

表 3-5 各都道府県の調査結果表(44)

【38_愛媛県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			通 用	判 定 1:上水 2:上水+簡水 3:簡水 4:その他	上水道事業（公営）	上水道（民営）	簡易水道事業（公営）	簡易水道事業（民営）	上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者			
		公営	民営	計	公営	民営	計												
1	松山市	1	0	1	6	1	7	2	松山市		萩原	院内	米之野	伊台地区	0				
2	今治市	7	0	7	1	0	1	2	今治市（今治）	今治市（大西）	横谷	窪	中島地区	1	広島県（広島）				
									今治市（朝倉）	今治市（波方）	関前								
									今治市（菊間）	今治市（越智諸島）									
									今治市（玉川）										
3	宇和島市	1	0	1	0	0	0	1	宇和島市					2	南予水道企業団 津島水道企業団				
4	八幡浜市	1	0	1	6	0	6	2	八幡浜市		釜倉	矢野畑	日土	1	南予水道企業団				
											古藪	今出	梶谷岡						
5	新居浜市	1	0	1	0	0	0	1	新居浜市					0					
6	西条市	5	0	5	3	0	3	2	西条市（東予）	西条市（丹原）	中野	港新地	丹原	0					
									西条市（小松）	西条市（西部）									
									西条市（東部）										
7	大洲市	1	0	1	0	0	0	1	大洲市					0					
8	伊予市	1	0	1	5	0	5	2	伊予市		中山地区	佐礼谷地区	村中地区	1					
											永木地区	豊田地区							
9	四国中央市	2	0	2	2	0	2	2	四国中央市（四国中央）	四国中央市（土居地域）	新宮地区	新宮地区北東部		0					
10	西予市	1	0	1	33	0	33	2	西予市		明間	真土西	西山田	1	南予水道企業団				
											田苗	野田	松溪						
											鳥鹿野	旭	長谷						
											外場	内場	予子林						
											三島	天神	大野ヶ原						
											木落	植木	中筋						
											日浦	古市	魚成						
											高野子	土居	南平						
											菊之谷	重谷	田穂						
											六十本村	男河内成穂	下相上						
											下相下	今田	川津南						
11	東温市	1	0	1	0	0	0	1	東温市					0					
12	上島町	1	0	1	1	0	1	2	上島町		上島町簡易水道事業			1	広島県（沼田川）				
13	久万高原町	0	0	0	15	0	15	3			久万	畑野川	二名	0					
											露峰	直瀬	里成						
											御三戸	大川	古味						
											三和	二籠	黒藤川						
											成河地区	落出	永野						
14	松前町	1	0	1	0	0	0	1	松前町					0					
15	砥部町	1	0	1	0	0	0	1	砥部町					0					
16	内子町	1	0	1	0	0	0	1	内子町					0					
17	伊方町	1	0	1	0	0	0	1	伊方町					1	南予水道企業団				
18	松野町	0	0	0	1	0	1	3			松野町			0					
19	鬼北町	1	0	1	0	0	0	1	鬼北町					0					
20	愛南町	1	0	1	0	0	0	1	愛南町					1	津島水道企業団				
	合計（総数）	29	0	29	73	1	74	1	10	合計（重複除く）	29	合計	0	合計	73	合計	1	合計	3
	合計（重複除く）	29	0	29	73	1	74	2	8										
								3	2										
								4	0										

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。
 ※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合)は公営、6(自治会等の住民による組合),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(45)

【39_高知県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適用	判定 1:上水 2:上水+簡水 3:簡水 4:その他	上水道事業（公営）	上水道（民営）	簡易水道事業（公営）	簡易水道事業（民営）	上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者		
		公営	民営	計	公営	民営	計											
1	高知市	1	0	1	0	0	0	1	高知市						0			
2	室戸市	1	0	1	0	0	0	1	室戸市						0			
3	安芸市	1	0	1	0	0	0	1	安芸市						0			
4	南国市	1	0	1	0	0	0	1	南国市						0			
5	土佐市	1	0	1	0	0	0	1	土佐市						0			
6	須崎市	1	0	1	0	0	0	1	須崎市						0			
7	宿毛市	1	0	1	2	0	2	2	宿毛市		橋来島	沖の島			0			
8	土佐清水市	1	0	1	16	0	16	2	土佐清水市		立石	布	下ノ加江		0			
											久百々・大岐	以布利	窪津					
											足摺	松尾天神	大浜					
											中浜	上野	下川口					
											宗呂	貝ノ川	弁横					
											津呂権現大谷							
9	四万十市	1	0	1	0	0	0	1	四万十市						0			
10	香南市	1	0	1	0	1	1	2	香南市				国光		0			
11	香美市	1	0	1	15	0	15	2	香美市		山田塚	香長	繁藤		0			
											ほきやま	美良布	清爪					
											五百蔵	根須	猪野々					
											西川	大板	別府					
											岡ノ内	影仙頭	五王堂					
12	東洋町	0	0	0	1	0	1	3	東洋町						0			
13	奈半利町	0	0	0	1	0	1	3	奈半利町						0			
14	田野町	0	0	0	1	0	1	3	田野町						0			
15	安田町	0	0	0	1	0	1	3	安田町						0			
16	北川村	0	0	0	1	0	1	3	北川村簡易水道						0			
17	馬路村	0	0	0	1	0	1	3	馬路村						0			
18	芸西村	0	0	0	1	0	1	3	芸西村						0			
19	本山町	0	0	0	1	0	1	3	本山						0			
20	大豊町	0	0	0	1	0	1	3	大豊町						0			
21	土佐町	0	0	0	1	0	1	3	土佐町						0			
22	大川村	0	0	0	0	0	0	4							0			
23	いの町	1	0	1	0	0	0	1	いの町（伊野）						0			
24	仁淀川町	0	0	0	1	0	1	3	仁淀川町						0			
25	中土佐町	0	0	0	2	0	2	3	中土佐地区		大野見地区				0			
26	佐川町	1	0	1	0	0	0	1	佐川町						0			
27	越知町	0	0	0	1	0	1	3	越知町						0			
28	梶原町	0	0	0	1	0	1	3	梶原町						0			
29	日高村	0	0	0	1	0	1	3	日高村						0			
30	津野町	0	0	0	1	0	1	3	津野町						0			
31	四万十町	1	0	1	0	0	0	1	四万十町						0			
32	大月町	0	0	0	1	0	1	3	大月町						0			
33	三原村	0	0	0	1	0	1	3	三原						0			
34	黒潮町	1	0	1	0	0	0	1	黒潮町						0			
	合計（総数）	15	0	15	52	1	53	1	合計（重複除く）	15	合計	0	合計	52	合計	1	合計	0
	合計（重複除く）	15	0	15	52	1	53	2										
								3										
								4										
								1										

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。

※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合)は公営、6(自治会等の住民による組合),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(46)

【40_福岡県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適用	判定 1.上水 2.上水+簡水 3.簡水 4.その他	上水道事業(公営)	上水道(民営)	簡易水道事業(公営)	簡易水道事業(民営)	上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者
		公営	民営	計	公営	民営	計									
1	北九州市	1	0	1	0	0	0	1	北九州市						0	
2	福岡市	1	0	1	1	0	1	2	福岡市			小呂島			1	福岡地区水道企業団
3	大牟田市	1	0	1	0	0	0	1	大牟田市					熊本県荒尾市	1	福岡県南広域水道企業団
4	久留米市	2	0	2	0	0	0	1	久留米市	三井水道企業団				筑後市	2	山神水道企業団 福岡県南広域水道企業団
5	直方市	1	0	1	0	0	0	1	直方市						0	
6	飯塚市	1	0	1	0	0	0	1	飯塚市						0	
7	田川市	1	0	1	0	0	0	1	田川広域水道企業団(田川市)					香春町	1	田川広域水道企業団
8	柳川市	1	0	1	0	0	0	1	柳川市						1	福岡県南広域水道企業団
9	八女市	1	0	1	0	0	0	1	八女市						1	福岡県南広域水道企業団
10	筑後市	1	0	1	0	0	0	1	筑後市						1	福岡県南広域水道企業団
11	大川市	1	0	1	0	0	0	1	大川市						1	福岡県南広域水道企業団
12	行橋市	1	0	1	0	0	0	1	行橋市						1	京築地区水道企業団
13	豊前市	1	0	1	0	0	0	1	豊前市						1	京築地区水道企業団
14	中間市	1	0	1	0	0	0	1	中間市						0	
15	小都市	1	0	1	0	0	0	1	三井水道企業団						2	山神水道企業団 福岡県南広域水道企業団
16	筑紫野市	1	0	1	0	0	0	1	筑紫野市					太宰府市	2	山神水道企業団 福岡地区水道企業団
17	春日市	1	0	1	0	0	0	1	春日那珂川水道企業団						1	福岡地区水道企業団
18	大野城市	1	0	1	0	0	0	1	大野城市						1	福岡地区水道企業団
19	宗像市	1	0	1	1	0	1	2	宗像地区事務組合			大島			2	福岡地区水道企業団 北九州市
20	太宰府市	1	0	1	0	0	0	1	太宰府市					筑紫野市	2	山神水道企業団 福岡地区水道企業団
21	古賀市	1	0	1	0	0	0	1	古賀市						2	福岡地区水道企業団 北九州市
22	福津市	1	0	1	1	0	1	2	宗像地区事務組合			本木			2	福岡地区水道企業団 北九州市
23	うきは市	0	0	0	2	0	2	3				富永	鷹取		0	
24	宮若市	1	0	1	1	0	1	2	宮若市			簡易水道事業			0	
25	嘉麻市	1	0	1	0	0	0	1	嘉麻市						0	
26	朝倉市	1	0	1	2	0	2	2	朝倉市			矢野竹	寺内		1	福岡県南広域水道企業団
27	みやま市	1	0	1	0	0	0	1	みやま市						1	福岡県南広域水道企業団
28	糸島市	1	0	1	0	0	0	1	糸島市						1	福岡地区水道企業団
29	那珂川市	1	0	1	0	0	0	1	春日那珂川水道企業団						1	福岡地区水道企業団
30	宇美町	1	0	1	0	0	0	1	宇美町						1	福岡地区水道企業団
31	篠栗町	1	0	1	0	0	0	1	篠栗町						1	福岡地区水道企業団
32	志免町	1	0	1	0	0	0	1	志免町					福岡市	1	福岡地区水道企業団
33	須恵町	1	0	1	0	0	0	1	須恵町						1	福岡地区水道企業団
34	新宮町	1	0	1	1	0	1	2	新宮町			相島		福岡市	2	福岡地区水道企業団 北九州市
35	久山町	1	0	1	0	0	0	1	久山町						1	福岡地区水道企業団
36	粕屋町	1	0	1	0	0	0	1	粕屋町					福岡市	1	福岡地区水道企業団
37	芦屋町	0	0	0	0	0	0	4						北九州市	0	
38	水巻町	0	0	0	0	0	0	4						北九州市	0	
39	岡垣町	1	0	1	0	0	0	1	岡垣町						1	北九州市
40	逸賀町	0	0	0	0	0	0	4						中間市	0	
41	小竹町	1	0	1	0	0	0	1	小竹町					飯塚市	0	
42	鞍手町	1	0	1	0	0	0	1	鞍手町						0	
43	桂川町	1	0	1	0	0	0	1	桂川町						0	
44	筑前町	1	0	1	0	0	0	1	筑前町						1	福岡県南広域水道企業団
45	東峰村	0	0	0	1	0	1	3				東峰村			0	
46	大刀洗町	1	0	1	0	0	0	1	三井水道企業団						2	山神水道企業団 福岡県南広域水道企業団
47	大木町	1	0	1	0	0	0	1	大木町					久留米市	1	福岡県南広域水道企業団
48	広川町	1	0	1	0	0	0	1	広川町					久留米市	1	福岡県南広域水道企業団
49	香春町	1	0	1	0	0	0	1	香春町					田川広域水道企業団(田川市)	1	北九州市
50	添田町	1	0	1	4	0	4	2	添田町			下中元寺 落合	英彦山	上中元寺	0	
51	糸田町	1	0	1	0	0	0	1	田川広域水道企業団(糸田町)						1	田川広域水道企業団
52	川崎町	1	0	1	0	0	0	1	田川広域水道企業団(川崎町)						1	田川広域水道企業団
53	大任町	1	0	1	0	0	0	1	大任町						0	
54	赤村	0	0	0	1	0	1	3				赤地区			0	
55	福智町	1	0	1	0	0	0	1	田川広域水道企業団(福智町)						1	田川広域水道企業団

表 3-5 各都道府県の調査結果表(47)

【40_福岡県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適 用	判 定 1:上水 2:上水+簡水 3:簡水 4:その他	上水道事業（公営）	上水道（民営）	簡易水道事業（公営）	簡易水道事業（民営）	上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者	
		公営	民営	計	公営	民営	計										
56	刈田町	1	0	1	0	0	0	1								1	京築地区水道企業団
57	みやこ町	1	0	1	1	0	1	2				岩屋河内				1	京築地区水道企業団
58	吉富町	1	0	1	0	0	0	1								1	京築地区水道企業団
59	上毛町	0	0	0	1	0	1	3				上毛町				1	京築地区水道企業団
60	築上町	1	0	1	0	0	0	1								1	京築地区水道企業団
	合計（総数）	54	0	54	17	0	17	1	45	50	0	17	0	17			
	合計（重複除く）	50	0	50	17	0	17	2	8								
								3	4								
								4	3								

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。
 ※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合営)は公営、6(自治会等の住民による組合営),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(48)

【41_佐賀県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適用	判定 1:上水 2:上水+簡水 3:簡水 4:その他	上水道事業(公営)	上水道(民営)	簡易水道事業(公営)	簡易水道事業(民営)	上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者				
		公営	民営	計	公営	民営	計													
1	佐賀市	2	0	2	0	3	3	2	佐賀市					大和町久池井	大和町惣座	大和町平田	2	佐賀東部水道企業団 佐賀西部広域水道企業団		
2	唐津市	1	0	1	0	2	2	2	唐津市					洲上	藤野		0			
3	鳥栖市	1	0	1	0	0	0	1	鳥栖市								0			
4	多久市	1	0	1	0	0	0	1	佐賀西部広域水道企業団								1	佐賀西部広域水道企業団		
5	伊万里市	1	0	1	0	6	6	2	伊万里市					久原1区	久原2区	波瀬	0			
														東分	城	大久保				
6	武雄市	1	0	1	0	0	0	1	佐賀西部広域水道企業団								1	佐賀西部広域水道企業団		
7	鹿島市	1	0	1	0	19	19	2	鹿島市					大木庭	東木庭	郷野	0			
														掛橋・平原	大野	貝瀬				
														土穴	本城	山浦				
														権廟	中尾	上中尾				
														奥山	上古枝	七開				
														飯田新地	飯田橋西	音成				
														大宮田尾						
8	小城市	2	0	2	0	0	0	1	小城市	佐賀西部広域水道企業団							1	佐賀西部広域水道企業団		
9	嬉野市	1	0	1	0	0	0	1	佐賀西部広域水道企業団								1	佐賀西部広域水道企業団		
10	神埼市	1	0	1	0	0	0	1	佐賀東部水道企業団								1	佐賀東部水道企業団		
11	吉野ヶ里町	1	0	1	1	1	2	2	佐賀東部水道企業団			永山		田手宿			1	佐賀東部水道企業団		
12	基山町	1	0	1	0	0	0	1	佐賀東部水道企業団								1	佐賀東部水道企業団		
13	上峰町	1	0	1	0	0	0	1	佐賀東部水道企業団								1	佐賀東部水道企業団		
14	みやき町	1	0	1	0	0	0	1	佐賀東部水道企業団								1	佐賀東部水道企業団		
15	玄海町	1	0	1	0	0	0	1	玄海町								0			
16	有田町	1	0	1	0	0	0	1	有田町								0			
17	大町町	1	0	1	0	0	0	1	佐賀西部広域水道企業団								1	佐賀西部広域水道企業団		
18	江北町	1	0	1	0	0	0	1	佐賀西部広域水道企業団								1	佐賀西部広域水道企業団		
19	白石町	1	0	1	0	0	0	1	佐賀西部広域水道企業団								1	佐賀西部広域水道企業団		
20	太良町	1	0	1	7	2	9	2	太良町		大浦地区	藤田地区	里地区	御手水地区	波瀬ノ浦地区		0			
												伊福地区	喰場地区	中尾地区						
												風配地区								
	合計(総数)	22	0	22	8	33	41	14	合計(重複除く)	11	合計	0	合計	8	合計	33	合計	0		
	合計(重複除く)	11	0	11	8	33	41	6	※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。										事業者数計	2
								3	※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合)は公営、6(自治会等の住民による組合),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。										(重複除く)	
								4												

表 3-5 各都道府県の調査結果表(49)

【42_長崎県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適用	判定 1:上水 2:上水+簡水 3:簡水 4:その他	上水道事業(公営)	上水道(民営)	簡易水道事業(公営)	簡易水道事業(民営)	上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者		
		公営	民営	計	公営	民営	計											
1	長崎市	3	0	3	8	0	8	2	長崎市(長崎)	長崎市(三和)	千々	高島	木場		0			
									長崎市(琴海)		野母	東部	神浦					
2	佐世保市	1	0	1	21	2	23	2	佐世保市		黒崎	植原形上岳			0			
											白仁田	黒島本村	田代	宮	里美			
											上原・桑古場	赤木	上木場					
											東下岳	平松	下宇戸・川谷地区					
											筒井・西下岳地区	弓張・高峯地区	上野原地区					
											世知原地区	神浦地区	北部					
											平地区	矢岳地区	船ノ村地区					
											北部地区	歌ヶ浦地区	神林地区					
3	島原市	1	0	1	1	0	1	2	島原市		中木場				0			
4	諫早市	1	0	1	0	8	8	2	諫早市					赤崎町	黒崎町	小野島町		
														川内町	長野町	川内町新地		
														浜浦	柳谷			
5	大村市	1	0	1	0	0	0	1	大村市						0			
6	平戸市	1	0	1	0	0	0	1	平戸市						0			
7	松浦市	1	0	1	0	0	0	1	松浦市						0			
8	対馬市	1	0	1	0	0	0	1	対馬市						0			
9	杵岐市	1	0	1	0	0	0	1	杵岐市						0			
10	五島市	1	0	1	3	0	3	2	五島市		久賀地区	梶島	奈留地区		0			
11	西海市	1	0	1	3	0	3	2	西海市		崎戸町平島	崎戸町江島	大瀬戸町松島地区		0			
12	雲仙市	1	0	1	0	0	0	1	雲仙市						0			
13	南島原市	1	0	1	0	0	0	1	南島原市						0			
14	長与町	1	0	1	0	0	0	1	長与町						0			
15	時津町	1	0	1	0	0	0	1	時津町						0			
16	東彼杵町	1	0	1	0	0	0	1	東彼杵町						0			
17	川棚町	1	0	1	0	0	0	1	川棚町						0			
18	波佐見町	1	0	1	0	0	0	1	波佐見町						0			
19	小値賀町	0	0	0	1	0	1	3			小値賀地区				0			
20	佐々町	1	0	1	0	0	0	1	佐々町						0			
21	新上五島町	1	0	1	0	0	0	1	新上五島町						0			
	合計(総数)	22	0	22	37	10	47	1	合計(重複除く)	22	合計	0	合計	37	合計	10	合計	0
	合計(重複除く)	22	0	22	37	10	47	2										
								3										
								4										

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。
 ※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合管)は公営、6(自治会等の住民による組合管),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(50)

【43_熊本県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適用	判定 1:上水 2:上水+簡水 3:簡水 4:その他	上水道事業（公営）	上水道（民営）	簡易水道事業（公営）	簡易水道事業（民営）	上水道 行政区域外からの給水 （給水区域外給水、分水） （供給元）	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者			
		公営	民営	計	公営	民営	計												
1	熊本市	1	0	1	0	0	0	1							0				
2	八代市	2	0	2	33	0	33	2	八代市	八代生活環境事務組合	坂本町下深水地区 坂本町貼郷地区 坂本町辻地区 坂本町合志野地区 坂本町大門地区 坂本町久多良木地区 泉町白岩戸地区 泉町打越地区 泉町岩奥地区 泉町南川内地区 二見白鳥地区	坂本町瀬高地区 坂本町大平地区 坂本町日光地区 坂本町荒瀬地区 坂本町中津道地区 坂本町小川内地区 泉町落合地区 泉町河合場地区 泉町野添地区 東陽町河俣地区 泉町五家荘地区	坂本町木々子地区 坂本町川原谷地区 坂本町坂本地区 坂本町藤本地区 坂本町板持地区 坂本町鶴鳴地区 泉町二重地区 泉町一ツ氏地区 泉町赤根地区 東陽町箱石地区 坂本町西部地区					0	
3	人吉市	1	0	1	0	1	1	2	人吉市					大野地区		0			
4	荒尾市	1	0	1	0	0	0	1	荒尾市							0			
5	水俣市	1	0	1	0	2	2	2	水俣市					湯出総合地区 湯出流合地区		0			
6	玉名市	1	0	1	0	0	0	1	玉名市						荒尾市	0			
7	山鹿市	1	0	1	0	2	2	2	山鹿市					奥永 湯舟	持松東 加憲	0			
8	菊池市	1	0	1	0	4	4	2	菊池市					伊津野	下伊萩	0			
9	宇土市	1	0	1	0	1	1	2	宇土市							1	上天草・宇城水道企業団		
10	上天草市	1	0	1	0	0	0	1	上天草市						八代生活環境事務組合	1	上天草・宇城水道企業団		
11	宇城市	2	0	2	6	1	7	2	宇城市（三角）	宇城市（松橋・小川）	郡浦地区 松合地区 串畑・的石地区 古城地区	不知火東部地区 上巢林地区 阿蘇山地区 古城・中通地区	塩浜地区 豊野西部地区 坂梨地区	不知火中央地区		1	上天草・宇城水道企業団		
12	阿蘇市	1	0	1	5	0	5	2	阿蘇市							0			
13	天草市	1	0	1	0	0	0	1	天草市							1	上天草・宇城水道企業団		
14	合志市	1	0	1	0	0	0	1	合志市							0			
15	美里町	0	0	0	1	4	5	3			美里町			砥用地区 小庭地区	志森地区 上中郡地区	0			
16	玉東町	0	0	0	1	0	1	3			玉東町					0			
17	南関町	0	0	0	1	0	1	3			八ッ塚					0			
18	長洲町	1	0	1	0	0	0	1	長洲町						荒尾市	0			
19	和水平町	0	0	0	1	0	1	3			和水平町					0			
20	大津町	1	0	1	0	1	1	2	大津町					真木		0			
21	菊陽町	1	0	1	0	0	0	1	大津町							0			
22	南小国町	0	0	0	1	0	1	3			南小国町					0			
23	小国町	1	0	1	1	0	1	2	小国町		杖立					0			
24	産山村	0	0	0	1	0	1	3			産山村					0			
25	高森町	0	0	0	8	0	8	3			高森地区 高尾野地区 河原地区	色見地区 草部地区 蔵地区	赤羽根地区 野尻地区			0			
26	西原村	0	0	0	2	6	8	3			中央	出ノ口		宮山地区 谷	万徳 小野	小森 多々良	0		
27	南阿蘇村	1	0	1	12	0	12	2	南阿蘇村		白水地区 沢津野・乙ヶ瀬 岸野地区 栗焼・田崎地区	立野地区 長陽南部地区 柿野地区 新村地区	下野地区 前川・八里木地区 猶須地区 井手口・原尻地区			0			
28	御船町	1	0	1	0	0	0	1	御船町							0			
29	嘉島町	0	0	0	1	0	1	3			東部地区					0			
30	益城町	1	0	1	0	0	0	1	益城町							0			
31	甲佐町	1	0	1	0	2	2	2	甲佐町					内田区	麻生原区	0			
32	山都町	1	0	1	1	0	1	2	山都町		大矢野原					0			
33	氷川町	1	0	1	0	0	0	1	八代生活環境事務組合							0			
34	芦北町	1	0	1	0	1	1	2	芦北町					大川内東地区		0			
35	津奈木町	0	0	0	1	7	8	3			津奈木町			中尾日添 上下門 日野	中尾日当 竹中	古中尾 大泊	0		
36	錦町	1	0	1	0	0	0	1	錦町							0			
37	多良木町	1	0	1	0	0	0	1	多良木町							0			
38	湯前町	1	0	1	0	0	0	1	湯前町							0			
39	水上村	0	0	0	1	0	1	3			水上村					0			
40	相良村	0	0	0	1	2	3	3			相良村			高原	平・松葉	0			
41	五木村	0	0	0	1	0	1	3			五木村					0			

表 3-5 各都道府県の調査結果表(51)

【43_熊本県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適 用	判 定 1:上水 2:上水+簡水 3:簡水 4:その他	上水道事業（公営）	上水道（民営）	簡易水道事業（公営）			簡易水道事業（民営）			上水道 行政区域外からの給水 （給水区域外給水、分水） （供給元）	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者	
		公営	民営	計	公営	民営	計														
42	山江村	0	0	0	1	0	1					山江中央地区							0		
43	球磨村	0	0	0	1	3	4					球磨村			大瀬地区	高沢地区	神瀬地区	人吉市	0		
44	あさぎり町	1	0	1	0	0	0					あさぎり町							0		
45	苓北町	0	0	0	4	0	4					坂瀬川・西川内 都呂々富岡	鶴地区	志岐上津深江					0		
	合計（総数）	31	0	31	85	37	122	上水	1	15		合計（重複除く）	29	合計	0	合計	85	合計	37	合計	4
	合計（重複除く）	29	0	29	85	37	122	上水+簡水	2	14											
								簡水	3	16											
								その他	4	0											

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。
 ※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合営)は公営、6(自治会等の住民による組合営),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(52)

【44_大分県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適 用	判 定 1.上水 2.上水+簡水 3.簡水 4.その他	上水道事業（公営）	上水道（民営）	簡易水道事業（公営）	簡易水道事業（民営）	上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者			
		公営	民営	計	公営	民営	計												
1	大分市	1	0	1	0	2	2	2						森ノ木	上竹中	由布市	別府市	0	
2	別府市	1	0	1	0	0	0	1										0	
3	中津市	1	0	1	0	1	1	2						下田口				0	
4	日田市	1	0	1	0	1	1	2						出口3番組				0	
5	佐伯市	1	0	1	0	0	0	1										0	
6	臼杵市	1	0	1	2	1	3	2			高山	武山		乙見				0	
7	津久見市	1	0	1	1	1	2	2			保戸島・四浦東地区			平岩地区				0	
8	竹田市	1	0	1	10	4	14	2						倉木	養生	城原		0	
											泉水	妙見瀬ノ口	下片ヶ瀬	倉木	養生	城原			
											戸上	松本	萩	神堤水道組合					
											久住	都野	白丹						
											直入中央								
9	豊後高田市	1	0	1	0	0	0	1										0	
10	杵築市	1	0	1	0	0	0	1										0	
11	宇佐市	1	0	1	0	0	0	1										0	
12	豊後大野市	1	0	1	1	2	3	2										0	
13	由布市	2	0	2	0	3	3	2			川辺			上自在	朝地			0	
14	国東市	1	0	1	0	6	6	2						榎木	朴木	田代		0	
														榎海	千灯	榎来			
														向田浜	来浦浜	来浦中央			
15	姫島村	0	0	0	1	0	1	3			姫島村							0	
16	日出町	1	0	1	0	0	0	1									別府市	0	
17	九重町	0	0	0	4	5	9	3				統合	串野	栗野	日向	宝泉寺	滝上		0
														湯坪	須久保	筋湯			
18	玖珠町	1	0	1	3	3	6	2			日出生本村	代太郎	綾垣	寺村	中通	縮田		1	玖珠町水道用水供給事業
	合計（総数）	17	0	17	22	29	51	1	6										
	合計（重複除く）	17	0	17	22	29	51	2	10	17	合計	22	合計	29	合計	3			
								3	2										
								4	0										

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。
 ※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合等)は公営、6(自治会等の住民による組合等),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(53)

【45_宮崎県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			通 用	判 定 1:上水 2:上水+簡水 3:簡水 4:その他	上水道事業（公営）	上水道（民営）	簡易水道事業（公営）	簡易水道事業（民営）	上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者				
		公営	民営	計	公営	民営	計													
1	宮崎市	1	0	1	0	0	0	1	宮崎市						0					
2	都城市	1	0	1	14	3	17	2	都城市		御池 高吉 永野 七瀬谷 下是位川内	高野 藤 五反田 古江 上是位川内	花木 青井岳 四家 上権屋	東田野 西田野 作之久保	0					
3	延岡市	1	0	1	0	1	1	2	延岡市					上崎地区	0					
4	日南市	1	0	1	1	0	1	2	日南市		大島				0					
5	小林市	1	0	1	0	5	5	2	小林市					生駒豊原 生駒下段	山中 千才環野	孝ノ子 高原町	0			
6	日向市	1	0	1	1	2	3	2	日向市		東郷地区			寺迫地区宮農飲雑用水施設 窪田地区宮農飲雑用水施設			0			
7	串間市	1	0	1	1	0	1	2	串間市		一氏						0			
8	西都市	2	0	2	1	1	2	2	西都市	一ツ瀬川宮農飲雑用水広域水道企業団				島内水道組合			0			
9	えびの市	1	0	1	4	0	4	2	えびの市			東川北 霧島第3工区	田代 大迫・妙見				0			
10	北諸県郡 三股町	1	0	1	0	0	0	1	三股町								0			
11	西諸県郡 高原町	1	0	1	0	0	0	1	高原町								0			
12	東諸県郡 国富町	1	0	1	0	0	0	1	国富町							宮崎市	0			
13	東諸県郡 綾町	1	0	1	0	0	0	1	綾町								0			
14	児湯郡 高鍋町	2	0	2	0	0	0	1	高鍋町	一ツ瀬川宮農飲雑用水広域水道企業団							0			
15	児湯郡 新富町	2	0	2	0	0	0	1	新富町	一ツ瀬川宮農飲雑用水広域水道企業団						西都市	0			
16	児湯郡 西米良村	0	0	0	1	0	1	3			西米良						0			
17	児湯郡 木城町	1	0	1	3	0	3	2		一ツ瀬川宮農飲雑用水広域水道企業団	中央地区	川原地区	石河内地区				0			
18	児湯郡 川南町	1	0	1	0	0	0	1	川南町								0			
19	児湯郡 都農町	1	0	1	0	0	0	1	都農町								0			
20	東臼杵郡 門川町	1	0	1	2	0	2	2	門川町		上井野地区	大原地区					0			
21	東臼杵郡 諸塚村	0	0	0	1	0	1	3			諸塚村						0			
22	東臼杵郡 椎葉村	0	0	0	1	0	1	3			椎葉村						0			
23	東臼杵郡 美郷町	0	0	0	1	0	1	3			美郷町簡易水道事業						0			
24	西臼杵郡 高千穂町	1	0	1	24	2	26	2	高千穂町		東岸寺 布平 花の群 黒原 田原 所尾野 下河内 田井本 日之影町簡易水道 赤谷 坂狩	竹の上 徳別当 芝原 永の内 中瀬 奥鶴 五ヶ所 黒口 坂本 五ヶ瀬町	天の岩戸 三原尾野 黒仁田 野方野 河内 馬場 上野 向山北	鶴の平 大猿渡		高千穂町	0			
25	西臼杵郡 日之影町	0	0	0	1	0	1	3										0		
26	西臼杵郡 五ヶ瀬町	0	0	0	5	0	5	3					兼ヶ瀬					0		
	合計（総数）	23	0	23	61	14	75	1	合計（重複除く）	20	合計	0	合計	61	合計	14	合計	4	事業者数計 (重複除く)	0
	合計（重複除く）	20	0	20	61	14	75	2												
								3												
								4												

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。

※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合営)は公営、6(自治会等の住民による組合営),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(54)

【46_鹿児島県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適用	判定 1:上水 2:上水+簡水 3:簡水 4:その他	上水道事業(公営)	上水道(民営)	簡易水道事業(公営)	簡易水道事業(民営)	上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者						
		公営	民営	計	公営	民営	計															
1	鹿児島市	1	0	1	0	0	0								0							
2	鹿屋市	1	0	1	0	10	10							有武町 根木原町 白水町 天神町	花里町 船間町 吉里町	花岡町 海道町 獅子目町	0					
3	枕崎市	1	0	1	0	5	5							中原 駒水	茅野 真茅	下山	0					
4	阿久根市	1	0	1	0	0	0										0					
5	出水市	2	0	2	10	0	10		出水市(出水)	出水市(高尾野)	桂島地区 上場地区 辺田地区 連尺野地区	軸谷地区 野田町 浦窪地区	大川内 野田・荘地区 荒崎地区				0					
6	指宿市	1	0	1	0	0	0										0					
7	西之表市	1	0	1	0	0	0										0					
8	垂水市	1	0	1	2	9	11							牛根境地区漁業集落 小谷・段地区宮農飲雑用水	浮津 中浜 上市木	深港 辺田 下市木	二川 牛根藤 大野原	0				
9	薩摩川内市	1	0	1	2	0	2							上飯島 下飯島				0				
10	日置市	1	0	1	0	0	0											0				
11	曾於市	1	0	1	0	7	7							大隅町坂元 財部町下十字 財部町中谷	末吉町五位塚 財部町大川原	財部町水ノ久保 財部町通山	志布志市	0				
12	霧島市	1	0	1	6	3	9							木原地区 牧園西部地区	横川地区 霧島地区	牧園東部地区 牧之原	竹子地区 上之段 塚脇		0			
13	いちき串木野市	1	0	1	0	0	0												0			
14	南さつま市	1	0	1	0	0	0												0			
15	志布志市	1	0	1	0	0	0												0			
16	奄美市	1	0	1	0	0	0												0			
17	南九州市	1	0	1	0	0	0												0			
18	伊佐市	1	0	1	0	0	0												0			
19	姶良市	1	0	1	0	0	0												0			
20	鹿児島郡 三島村	0	0	0	3	0	3							竹島						0		
21	鹿児島郡 十島村	0	0	0	1	0	1							十島村						0		
22	薩摩郡 さつま町	1	0	1	0	0	0													0		
23	出水郡 長島町	1	0	1	1	0	1							獅子島						0		
24	姶良郡 湧水町	1	0	1	0	0	0													0		
25	曾於郡 大崎町	1	0	1	2	0	2							水之谷	野方					0		
26	肝属郡 東串良町	1	0	1	0	0	0													0		
27	肝属郡 錦江町	0	0	0	3	8	11							大根占地区 中央地区 神城地区	島浜 半下石 宿利原	皆倉 川南 大原	笹原 川北		0			
28	肝属郡 南大隅町	1	0	1	0	0	0													0		
29	肝属郡 肝付町	1	0	1	0	0	0													0		
30	熊毛郡 中種子町	1	0	1	0	0	0													0		
31	熊毛郡 南種子町	1	0	1	0	0	0													0		
32	熊毛郡 屋久島町	1	0	1	1	0	1							口永良部島						0		
33	大島郡 大和村	0	0	0	1	0	1							大和村						0		
34	大島郡 宇検村	0	0	0	1	0	1							宇検村						0		
35	大島郡 瀬戸内町	1	0	1	10	0	10							西阿室 瀬相 勝能 請島	諸鈍 秋徳 加計呂麻西部	押角 与路 加計呂麻南部			0			
36	大島郡 龍郷町	1	0	1	0	0	0													0		
37	大島郡 喜界町	1	0	1	0	0	0													0		
38	大島郡 徳之島町	1	0	1	0	0	0													0		
39	大島郡 天城町	1	0	1	0	0	0													0		
40	大島郡 伊仙町	1	0	1	0	0	0													0		
41	大島郡 和泊町	1	0	1	0	0	0													0		
42	大島郡 知名町	1	0	1	0	0	0													0		
43	大島郡 与論町	1	0	1	0	0	0													0		
合計(総数)		39	0	39	43	42	85	上水	1	27	合計(重複除く)	39	合計	43	合計	42	合計	8	事業者数計 (重複除く)	0		
合計(重複除く)		39	0	39	43	42	85	上水+簡水	2	11												
								簡水	3	5												
								その他	4	0												

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。
 ※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合)は公営,6(自治会等の住民による組合),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-5 各都道府県の調査結果表(55)

【47_沖縄県】

No.	市町村名	上水道事業			簡易水道事業			適用	判定 1:上水 2:上水+簡水 3:簡水 4:その他	上水道事業(公営)	上水道(民営)	簡易水道事業(公営)	簡易水道事業(民営)	上水道 行政区域外からの給水 (給水区域外給水、分水) (供給元)	水道用水 供給事業の 事業者数	水道用水供給事業の 事業者
		公営	民営	計	公営	民営	計									
1	那覇市	1	0	1	0	0	0	1							1	沖縄県
2	宜野湾市	1	0	1	0	0	0	1							1	沖縄県
3	石垣市	1	0	1	0	0	0	1							0	
4	浦添市	1	0	1	0	0	0	1							1	沖縄県
5	名護市	1	0	1	0	1	1	2					源河区		1	沖縄県
6	糸満市	1	0	1	0	0	0	1							1	沖縄県
7	沖縄市	1	0	1	0	0	0	1							1	沖縄県
8	豊見城市	1	0	1	0	0	0	1							1	沖縄県
9	うるま市	1	0	1	0	0	0	1							1	沖縄県
10	宮古島市	1	0	1	0	0	0	1							0	
11	南城市	1	0	1	0	0	0	1							1	沖縄県
12	国頭郡 国頭村	0	0	0	1	0	1	3			国頭村				0	
13	国頭郡 大宜味村	0	0	0	1	0	1	3			大宜味村				0	
14	国頭郡 東村	0	0	0	1	0	1	3			東村				0	
15	国頭郡 今帰仁村	1	0	1	0	0	0	1							1	沖縄県
16	国頭郡 本部町	1	0	1	0	0	0	1							1	沖縄県
17	国頭郡 恩納村	1	0	1	0	0	0	1							1	沖縄県
18	国頭郡 宜野座村	1	0	1	0	0	0	1							0	
19	国頭郡 金武町	1	0	1	0	1	1	2					伊基地区		1	沖縄県
20	国頭郡 伊江村	1	0	1	0	0	0	1							1	沖縄県
21	中頭郡 読谷村	1	0	1	0	0	0	1							1	沖縄県
22	中頭郡 嘉手納町	1	0	1	0	0	0	1							1	沖縄県
23	中頭郡 北谷町	1	0	1	0	0	0	1							1	沖縄県
24	中頭郡 北中城村	1	0	1	0	0	0	1							1	沖縄県
25	中頭郡 中城村	1	0	1	0	0	0	1							1	沖縄県
26	中頭郡 西原町	1	0	1	0	0	0	1							1	沖縄県
27	島尻郡 与那原町	1	0	1	0	0	0	1							1	沖縄県
28	島尻郡 南風原町	1	0	1	0	0	0	1							1	沖縄県
29	島尻郡 久米島町	1	0	1	0	0	0	1							0	
30	島尻郡 渡嘉敷村	0	0	0	1	0	1	3			渡嘉敷村役場				1	沖縄県
31	島尻郡 座間味村	0	0	0	1	0	1	3			座間味村				1	沖縄県
32	島尻郡 粟国村	0	0	0	1	0	1	3			粟国村				1	沖縄県
33	島尻郡 渡名喜村	0	0	0	1	0	1	3			渡名喜村				1	沖縄県
34	島尻郡 南大東村	0	0	0	1	0	1	3			南大東村				1	沖縄県
35	島尻郡 北大東村	0	0	0	1	0	1	3			北大東村				1	沖縄県
36	島尻郡 伊平屋村	0	0	0	1	0	1	3			伊平屋村				1	沖縄県
37	島尻郡 伊是名村	0	0	0	1	0	1	3			伊是名村				1	沖縄県
38	島尻郡 八重瀬町	1	0	1	0	0	0	1							1	沖縄県
39	宮古郡 多良間村	0	0	0	1	0	1	3			多良間村				0	
40	八重山郡 竹富町	0	0	0	1	0	1	3			竹富町			石垣市	0	
41	八重山郡 与那国町	0	0	0	1	0	1	3			与那国町				0	
	合計(総数)	27	0	27	14	2	16	1	25			14				
	合計(重複除く)	26	0	26	14	2	16	2	2	26	0	14	2	合計	2	合計
								3	14							
								4	0							

※「令和2年度水道統計」の経営主体種別を用いて「都道府県営」、「市営」、「町営」、「村営」、「県市町村よりなる企業団」、「市町村よりなる企業団」、「町村よりなる企業団」を公営、「その他」を民営で区分した。

※「令和2年度全国簡易水道統計」の経営主体種別を用いて1(県営),2(市営),3(町営),4(村営),5(一部事務組合)は公営、6(自治会等の住民による組合),7(私営(株式会社等))は民営で区分した。

表 3-6 水道用水供給事業者と給水対象(1)

都道府県名	水道用水供給事業者名	給水対象名				
北海道	桂沢水道企業団	岩見沢市	美唄市	三笠市		
	石狩東部広域水道企業団	江別市	千歳市	恵庭市	北広島市	由仁町
		長幌上水道企業団				
	北空知広域水道企業団	深川市	沼田町	秩父別町	北竜町	妹背牛町
	十勝中部広域水道企業団	帯広市	音更町	幕別町	芽室町	池田町
		中札内村	更別村			
	石狩西部広域水道企業団	札幌市	小樽市	石狩市	当別町	
青森県	津軽広域水道企業団（津軽）	弘前市	黒石市	五所川原市	平川市	青森市
		藤崎町	田舎館村	板柳町	鶴田町	
		津軽広域水道企業団（西北）				
岩手県	奥州金ヶ崎行政事務組合	奥州市	金ヶ崎町			
宮城県	宮城県（大崎）	大崎市	栗原市	加美町	涌谷町	美里町
		大和町	大郷町	富谷市	松島町	大衡村
	宮城県（仙南・仙塩）	仙台市	塩竈市	白石市	名取市	角田市
		多賀城市	岩沼市	蔵王町	大河原町	村田町
	柴田町	亘理町	山元町	松島町	七ヶ浜	
	利府町	富谷市				
山形県	山形県（村山）	山形市	寒河江市	上山市	村山市	天童市
		東根市	河北町	西川町	朝日町	大江町
		最上川中部水道企業団				
	山形県（置賜）	米沢市	南陽市	高島町	川西町	
山形県（最上）	新庄市	金山町	真室川町			
山形県（庄内）	鶴岡市	酒田市	庄内町			
福島県	会津若松地方広域市町村圏整備組合	会津若松市	会津坂下町	会津美里町		
	福島地方水道用水供給企業団	福島市	二本松市	伊達市	桑折町	国見町
		川俣町				
	白河地方広域市町村圏整備組合	白河市白坂受水	矢吹町	西郷村	泉崎村	白河市表郷受水池
		白河市東受水池	中島村	白河市大信受水池	棚倉町	
茨城県	茨城県（県南西）	土浦市（土浦地区）	阿見町	美浦村	県南水道企業団	つくば市
		守谷市	稲敷市	河内町		
		土浦市（新治地区）	かすみがうら市	石岡市	筑西市	結城市
	下妻市	桜川市	八千代町	坂東市	常総市	
	つくばみらい市	古河市	境町			
茨城県（鹿行）	鹿嶋市	鹿嶋市大野地区	神栖市	潮来市	行方市	
	鉾田市旭区域	鉾田市鉾田区域	鉾田市大洋区域			
茨城県（県中央）	水戸市	ひたちなか市	茨城町	小美玉市	大洗町	
	笠間市	東海村	那珂市	常陸大宮市	かすみがうら市	
	湖北水道企業団					
栃木県	栃木県（北那須）	大田原市	那須塩原市			
	栃木県（鬼怒）	宇都宮市	真岡市	高根沢町	芳賀中部上水道企業団	
群馬県	群馬県（県央第一）	前橋市	高崎市	吉岡町	榛東村	
	群馬県（県央第二）	前橋市	伊勢崎市	渋川市	玉村町	桐生市
埼玉県	埼玉県	川口市	蕨市	戸田市	さいたま市	春日部市
		草加市	八潮市	三郷市	吉川市	越谷・松伏（企）
		川越市	所沢市	狭山市	入間市	朝霞市
		志木市	和光市	新座市	富士見市	ふじみ野市
		三芳町	熊谷市	行田市	加須市	東松山市
		羽生市	鴻巣市	上尾市	久喜市	蓮田市
		幸手市	伊奈町	滑川町	川島町	吉見町
		鳩山町	宮代町	白岡市	杉戸町	桶川北本（企）
		坂戸・鶴ヶ島（企）	五霞町	日高市	毛呂山町	越生町
		小川町	寄居町	嵐山町	深谷市	美里町
		飯能市	本庄市	神川町	上里町	ときがわ町

表 3-6 水道用水供給事業者と給水対象(2)

都道府県名	水道用水供給事業者名	給水対象名					
千葉県	九十九里地域水道企業団	八匝水道企業団	山武郡市広域水道企業団	長生郡市広域市町村圏組合			
	北千葉広域水道企業団	千葉県 我孫子市	松戸市 習志野市	野田市 八千代市	柏市	流山市	
	東総広域水道企業団	銚子市	旭市	東庄町			
	印旛郡市広域市町村圏事務組合	成田市 白井市	佐倉市 富里市	四街道市 酒々井町	八街市	印西市 長門川水道企業団	
	南房総広域水道企業団	勝浦市 三芳水道企業団	大多喜町 いすみ市	御宿町 南房総市	鴨川市	鋸南町	
	かずさ水道広域連合企業団	千葉県	かずさ水道広域連合企業団 (水道事業)				
神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	神奈川県	横浜市	川崎市	横須賀市		
新潟県	新潟東港地域水道用水供給企業団	新潟市	新発田市	聖籠町	明和工業㈱		
	三条地域水道用水供給企業団	三条市	加茂市	田上町			
	上越市	妙高市					
富山県	富山県 (西部)	高岡市	射水市	氷見市	小矢部市		
	砺波広域圏事務組合	砺波市	南砺市				
	富山県 (東部)	魚津市	黒部市	入善町	朝日町		
石川県	石川県	金沢市	七尾市	小松市	加賀市	羽咋市	
		かほく市	白山市	能美市	野々市市	津幡町	
		内灘町	宝達志水町	中能登町	川北町		
福井県	福井県 (坂井)	あわら市	坂井市				
	福井県 (日野川)	越前市	鯖江市	福井市	越前町	南越前町	
山梨県	峡北地域広域水道企業団	韭崎市	甲斐市 (双葉)	北杜市 (明野)	北杜市 (須玉)	北杜市 (高根)	
		北杜市 (長坂)	北杜市 (大泉)	北杜市 (小淵沢)			
	峡東地域広域水道企業団	甲州市 (塩山)	山梨市	笛吹市 (春日居)	山梨市 (牧丘)	甲州市 (勝沼)	
長野県	浅麓水道企業団	小諸市	軽井沢町	御代田町	佐久水道企業団	(株) プリンズホテル v	
	長野県	松本市	塩尻市	山形村			
	高瀬広域水道企業団	大町市	池田町	松川村			
	長野県上伊那広域水道企業団	伊那市	駒ヶ根市	箕輪町	南箕輪村	宮田村	
岐阜県	岐阜県	中津川市	恵那市	瑞浪市	土岐市	多治見市	
		美濃加茂市	川辺町	坂祝町	富加町	可児市	
		御嵩町					
静岡県	静岡県 (榛南)	牧之原市	御前崎市				
	静岡県 (遠州)	磐田市	袋井市	森町	浜松市	湖西市	
	静岡県 (駿豆)	三島市	函南町	熱海市			
	大井川広域水道企業団	島田市	焼津市	掛川市	藤枝市	御前崎市	
愛知県	愛知県	豊橋市	岡崎市	一宮市	瀬戸市	半田市	
		春日井市	豊川市	津島市	碧南市	刈谷市	
		豊田市	安城市	西尾市	蒲郡市	犬山市	
		常滑市	江南市	小牧市	新城市	東海市	
		大府市	知多市	知立市	尾張旭市	高浜市	
		岩倉市	あま市	蟹江町	阿久比町	東浦町	
		南知多町	美浜町	武豊町	幸田町	清須市	
		丹羽広域事務組合	北名古屋水道企業団	海部南部水道企業団	愛知中部水道企業団		田原市
		愛西市	稲沢市				
		三重県	三重県 (北中勢)	木曾岬町	桑名市	朝日町	川越町
四日市市	菰野町			亀山市	津市	松阪市	
三重県 (南勢志摩)	松阪市		伊勢市	鳥羽市	多気町	明和町	
滋賀県	滋賀県	草津市	守山市	栗東市	野洲市	湖南市	
		近江八幡市	東近江市	日野町	竜王町	甲賀市	

表 3-6 水道用水供給事業者と給水対象(3)

都道府県名	水道用水供給事業者名	給水対象名						
京都府	京都府	宇治市	城陽市	八幡市	久御山町	京田辺市		
		木津川市	精華町	向日市	長岡京市	大山崎町		
大阪府	大阪広域水道企業団	能勢町	豊能町	豊中市	池田市	箕面市		
		吹田市	茨木市	高槻市	摂津市	島本町		
		枚方市	守口市	門真市	交野市	寝屋川市		
		四條畷市	大東市	東大阪市	八尾市	柏原市		
		藤井寺市	羽曳野市	大阪狭山市	富田林市	松原市		
		河内長野市	太子町	河南町	千早赤阪村	堺市		
		高石市	和泉市	泉大津市	忠岡町	岸和田市		
		貝塚市	泉佐野市	熊取町	田尻町	泉南市		
		阪南市	岬町					
		泉北水道企業団	泉大津市	和泉市	高石市			
		兵庫県	阪神水道企業団	神戸市	尼崎市	西宮市	芦屋市	宝塚市
			市川町	加西市				
	兵庫県		尼崎市	西宮市	伊丹市	宝塚市	川西市	
猪名川町			神戸市	明石市	三木市	稲美町		
播磨町			三田市	加古川市	高砂市	小野市		
加東市			姫路市	加西市	福崎町	太子町		
丹波篠山市	淡路広域水道企業団	西脇市						
安室ダム水道用水供給企業団	赤穂市	西播磨水道企業団	上郡町					
奈良県	奈良県	奈良市	大和高田市	大和郡山市	天理市	橿原市		
		桜井市	御所市	生駒市	香芝市	平群町		
		三郷町	斑鳩町	安堵町	川西町	三宅町		
		田原本町	宇陀市	高取町	明日香村	葛城市		
		上牧町	王寺町	広陵町	河合町			
和歌山県	上富田町	田辺市						
	白浜町	田辺市及び白浜町						
島根県	島根県（島根県）	松江市	安来市	出雲市	雲南市	斐川穴道水道事業団		
	島根県（江の川）	江津市	大田市					
岡山県	岡山県南部水道企業団	倉敷市	玉野市	岡山市				
	備南水道企業団	倉敷市	早島町					
	岡山県西南水道企業団	笠岡市	里庄町	浅口市				
	岡山県広域水道企業団	岡山市	倉敷市	津山市	井原市	総社市		
		高梁市	瀬戸内市	赤磐市	真庭市	和気町		
		鏡野町	勝央町	奈義町	久米南町	美咲町		
吉備中央町								
広島県	広島県（広島）	広島市	海田町	熊野町	東広島市	竹原市		
		呉市	江田島市	大崎上島町	今治市（愛媛県）			
	広島県（広島西部）	広島市	廿日市市	大竹市				
広島県（沼田川）	三原市	尾道市	上島町（愛媛県）	福山市	東広島市			
山口県	柳井地域広域水道企業団	柳井市	周防大島町	岩国市	上関町	田布施町		
		平生町						
愛媛県	南予水道企業団	宇和島市	八幡浜市	西予市	伊方町			
	津島水道企業団	宇和島市（宇和海地区）	宇和島市津島町	愛南町（内海地区）				
福岡県	山神水道企業団	筑紫野市	太宰府市	三井水道企業団				
	福岡県南広域水道企業団	久留米市	大川市	筑後市	柳川市	大牟田市		
		八女市	朝倉市	みやま市	大木町	広川町		
		筑前町	三井水道企業団					
	福岡地区水道企業団	福岡市	春日那珂川水道企業団	大野城市	筑紫野市	太宰府市		
		宇美町	志免町	須恵町	粕屋町	篠栗町		
		新宮町	古賀市	糸島市	宗像地区事務組合			
	田川広域水道企業団	田川市	川崎町	糸田町	福智町			
京築地区水道企業団	行橋市	豊前市	苅田町	みやこ町	吉富町			
	上毛町	築上町						
北九州市	宗像地区事務組合	古賀市	新宮町	香春町	岡垣町			

表 3-6 水道用水供給事業者と給水対象(4)

都道府県名	水道用水供給事業者名	給水対象名				
佐賀県	佐賀東部水道企業団	佐賀市	佐賀東部水道企業団水道事業			
	佐賀西部広域水道企業団	佐賀市	小城市	佐賀西部広域水道企業団		
熊本県	上天草・宇城水道企業団	宇土市	宇城市(松橋町)	宇城市(小川町)	宇城市(豊野町)	上天草市(大矢野町)
		上天草市(姫戸町)	上天草市(龍ヶ岳)	天草市(倉岳町)		
大分県	玖珠町	玖珠町綾垣地区水道事業				
沖縄県	沖縄県	那覇市	うるま市	宜野湾市	浦添市	名護市
		糸満市	沖縄市	豊見城市	今帰仁村	本部町
		恩納村	金武町	伊江村	読谷村	嘉手納町
		北谷町	北中城村	中城村	西原町	南城市
		与那原町	南部水道企業団	粟国村	渡名喜村	南大東村
		北大東村	渡嘉敷村	座間味村	伊平屋村	伊是名村

4. 代表的な簡易水道事業のモノ、ヒトに関する調査

4.1. 将来給水人口の試算

4.1.1. 試算方法

国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の地域別将来推計人口（都道府県・市区町村）平成30（2018）年推計」による各市町村の将来人口指数に「令和2年度全国簡易水道統計」に記載されている現在給水人口に乗じて将来給水人口を算定する。また、同推計資料の推計期間は2045年度までであることから、本試算も2045年度までとする。さらに、同一市町村内に複数の簡易水道事業が存在する場合は、経営主体を問わず簡易水道事業が設置されている市町村の将来給水人口指数と現在給水人口を乗じることとした。

4.1.2. 試算結果

給水人口が100人以下の簡易水道事業は令和2（2020）年度の708事業から2045年には357事業増加して1,065事業となる見込みである。

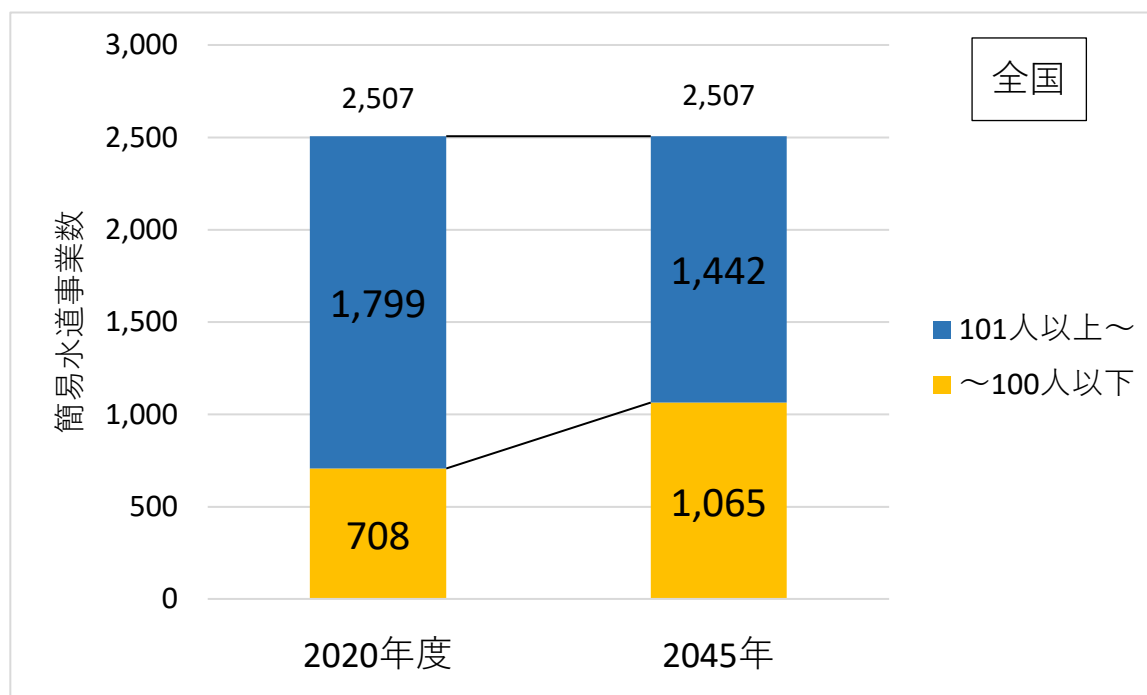
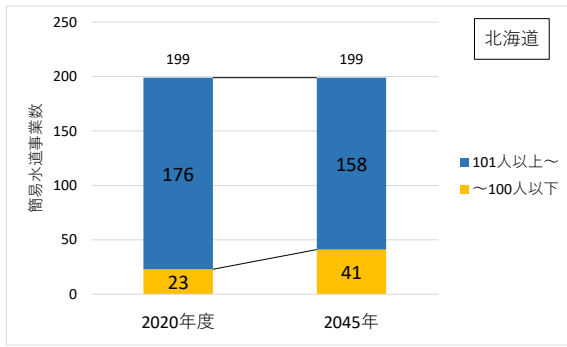
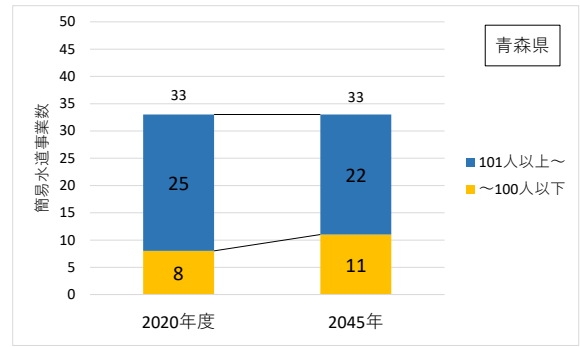


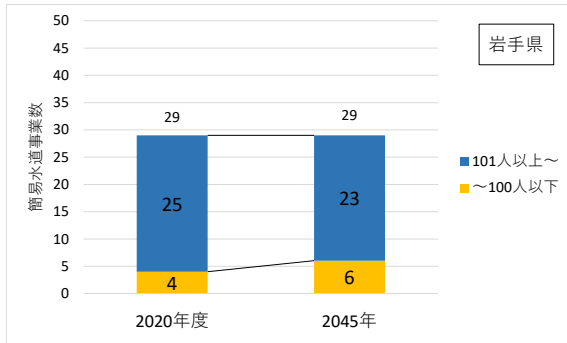
図 4-1 将来給水人口の試算結果(全国)



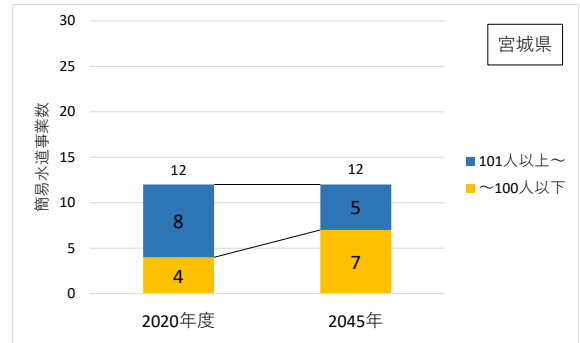
【01 北海道】



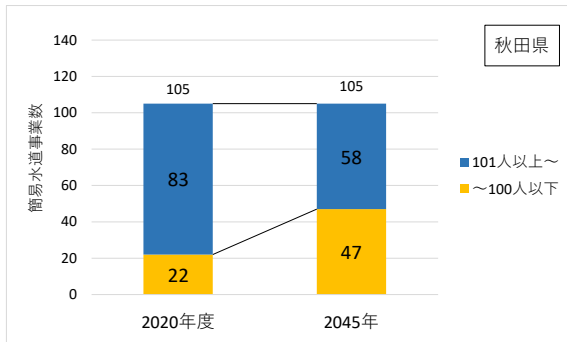
【02 青森県】



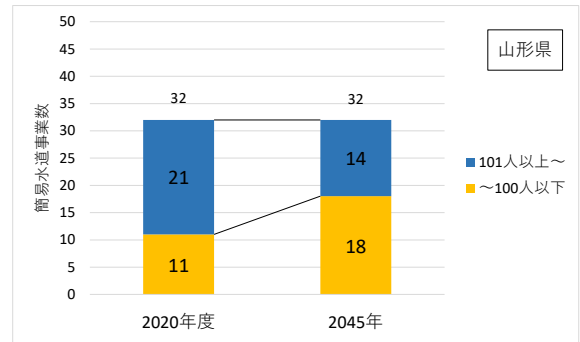
【03 岩手県】



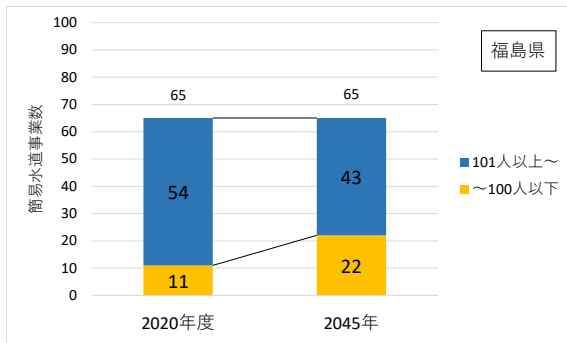
【04 宮城県】



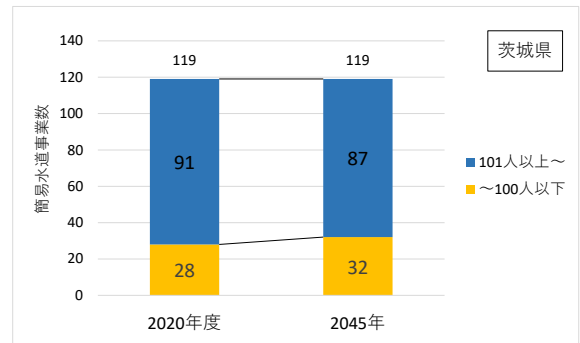
【05 秋田県】



【06 山形県】

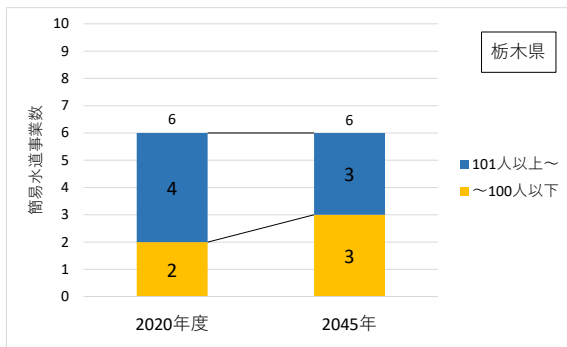


【07 福島県】

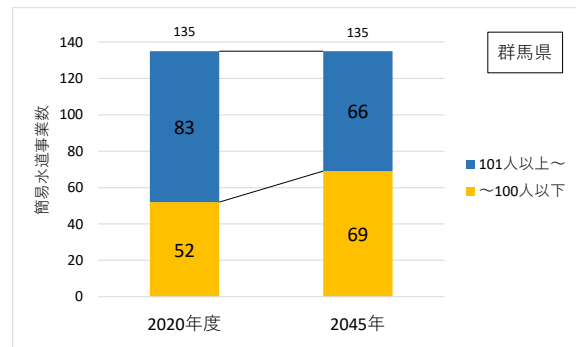


【08 茨城県】

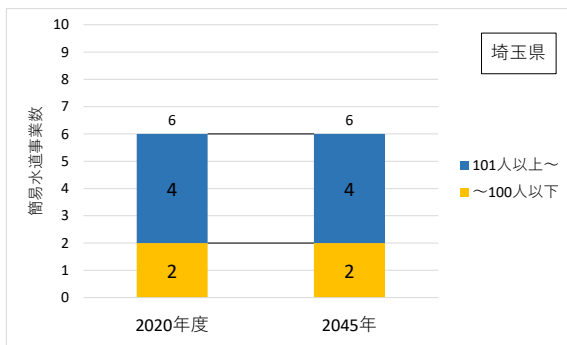
図 4-2 将来給水人口の試算結果(都道府県別)(1)



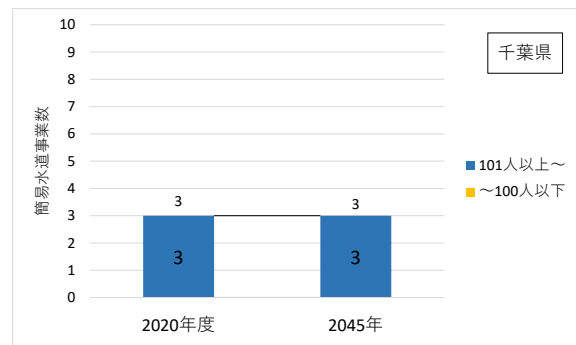
【09 栃木県】



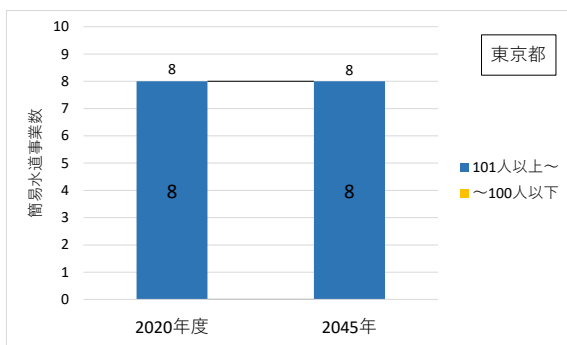
【10 群馬県】



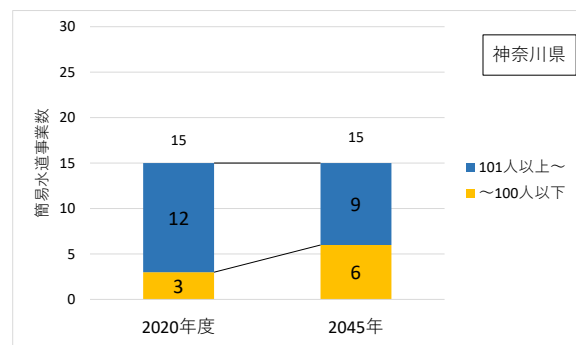
【11 埼玉県】



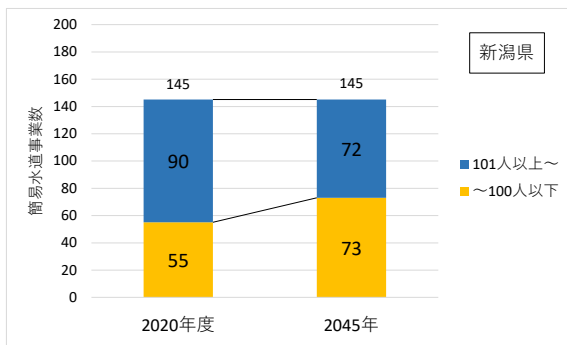
【12 千葉県】



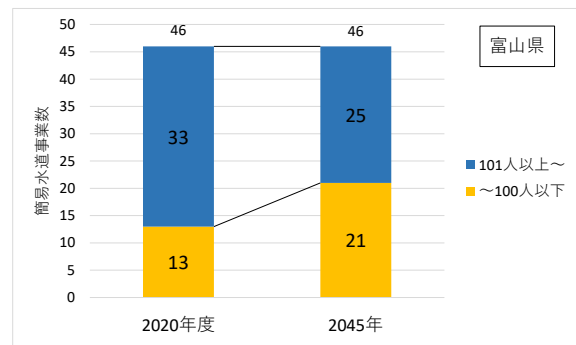
【13 東京都】



【14 神奈川県】

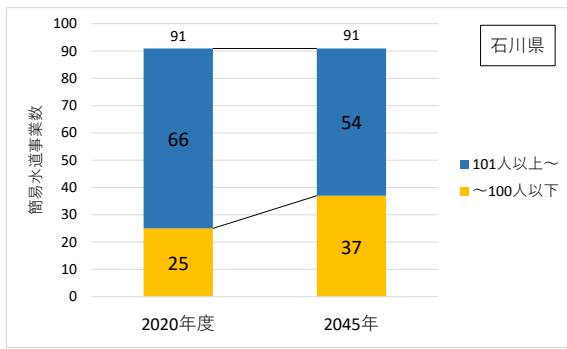


【15 新潟県】

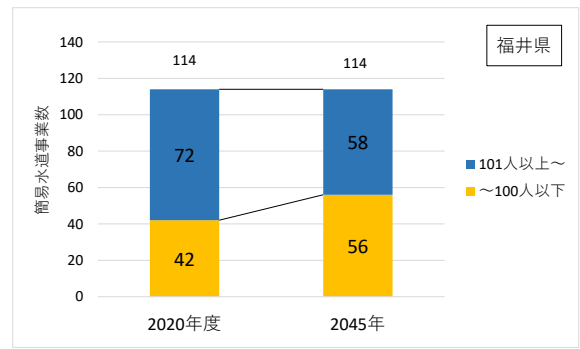


【16 富山県】

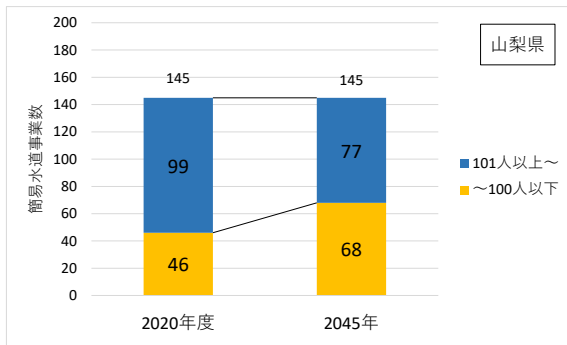
図 4-2 将来給水人口の試算結果(都道府県別)(2)



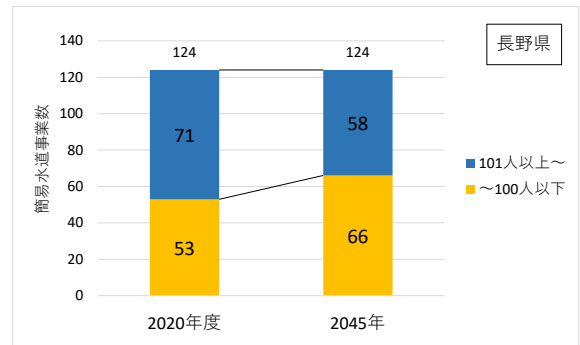
【17 石川県】



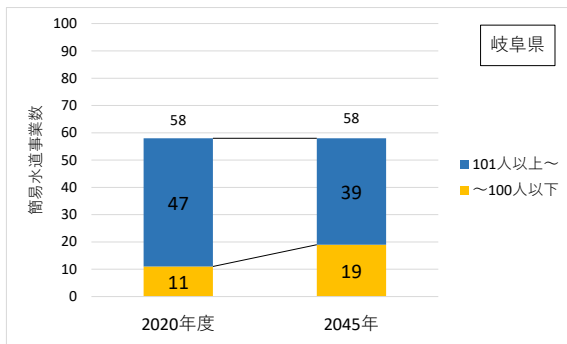
【18 福井県】



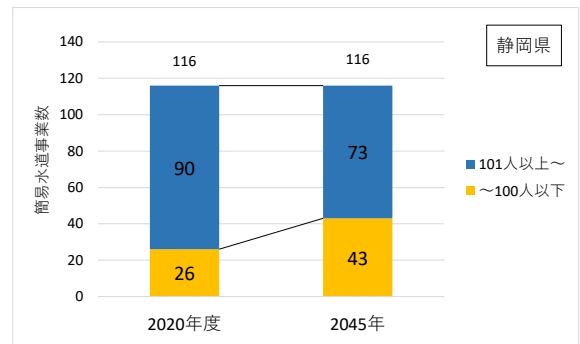
【19 山梨県】



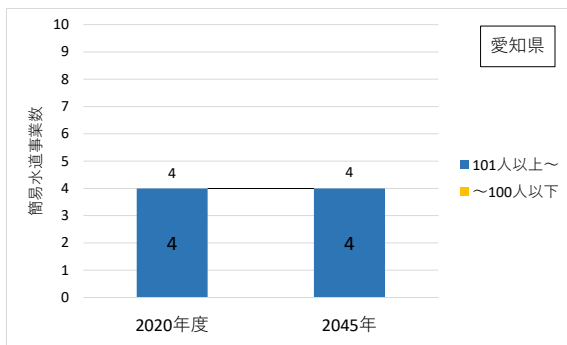
【20 長野県】



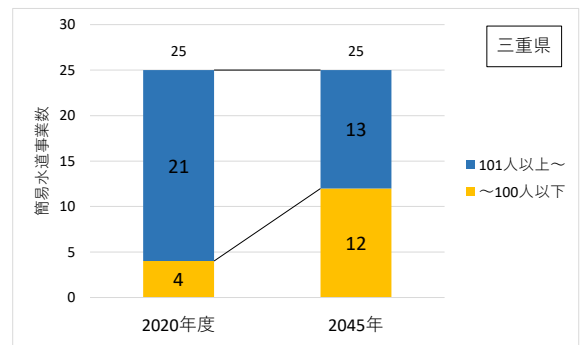
【21 岐阜県】



【22 静岡県】

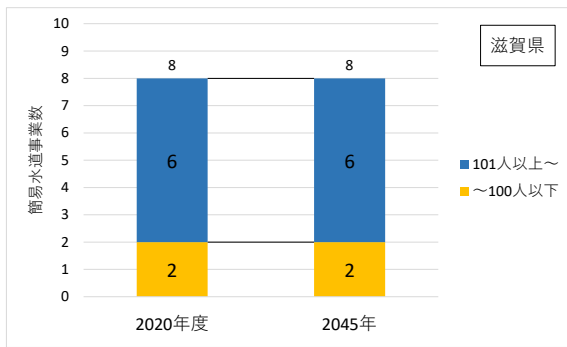


【23 愛知県】

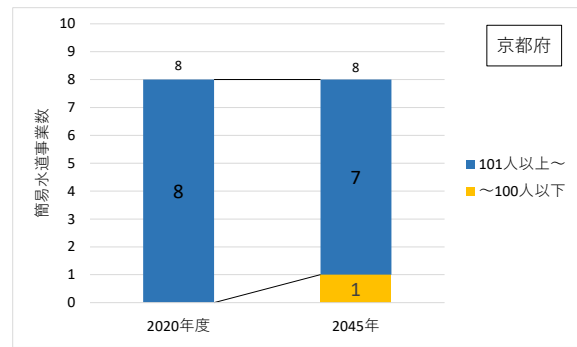


【24 三重県】

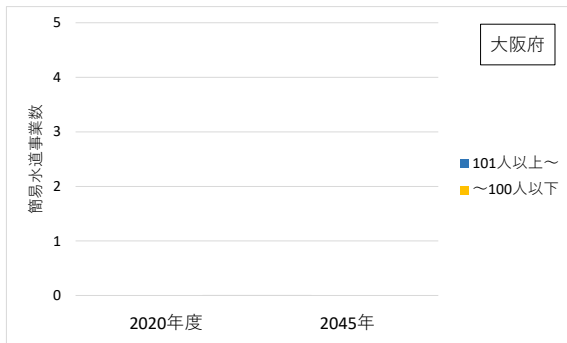
図 4-2 将来給水人口の試算結果(都道府県別)(3)



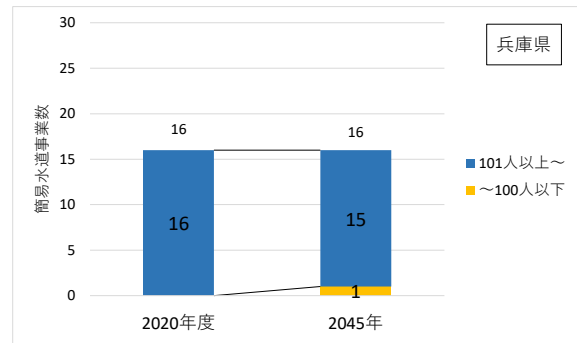
【25 滋賀県】



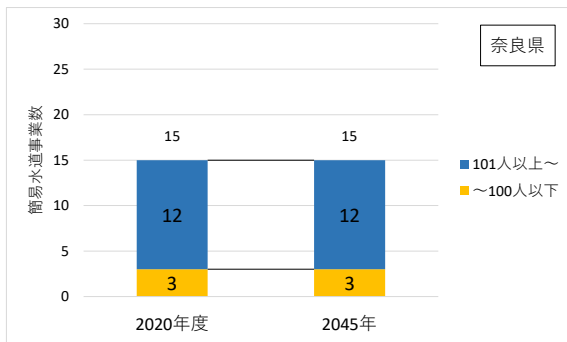
【26 京都府】



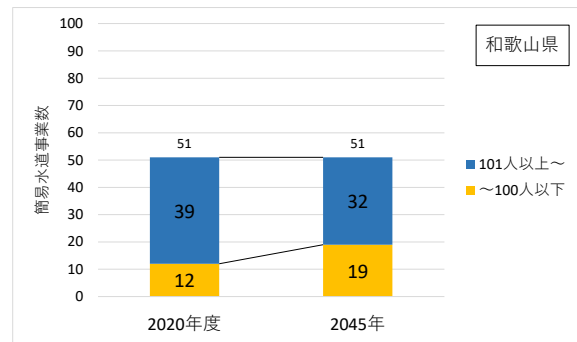
【27 大阪府】



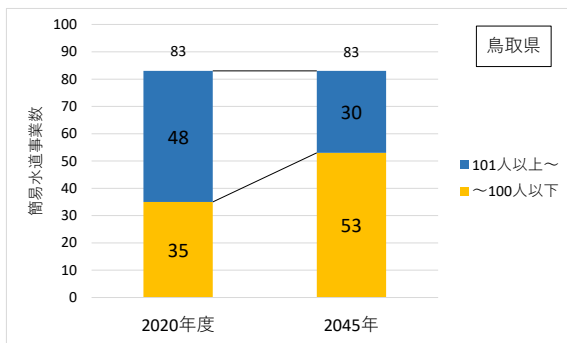
【28 兵庫県】



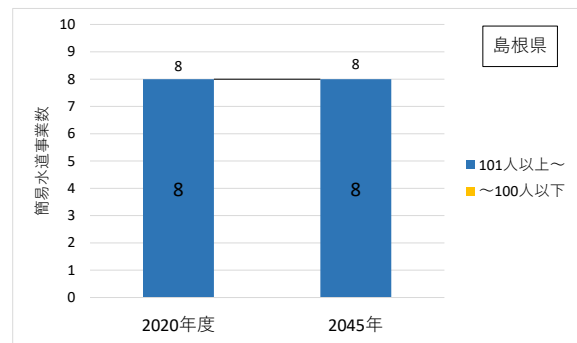
【29 奈良県】



【30 和歌山県】

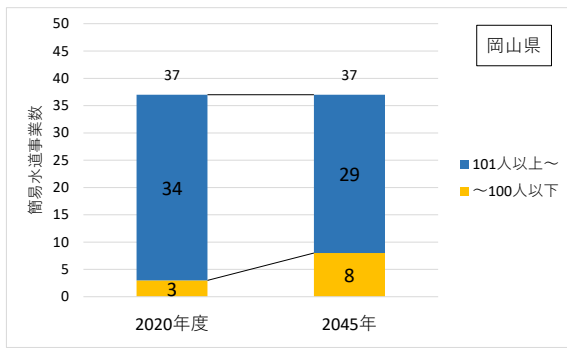


【31 鳥取県】

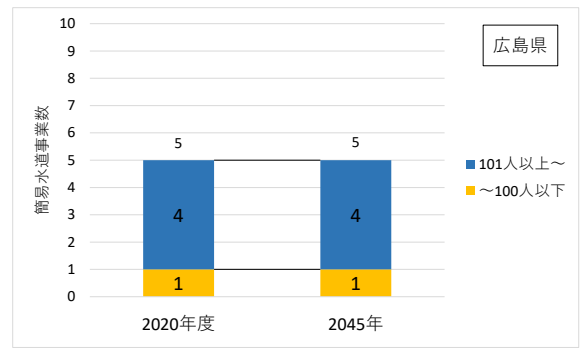


【32 島根県】

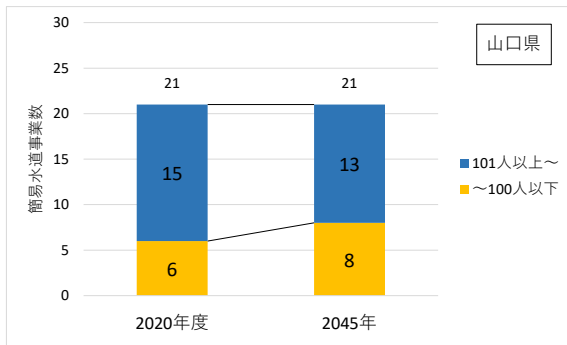
図 4-2 将来給水人口の試算結果(都道府県別)(4)



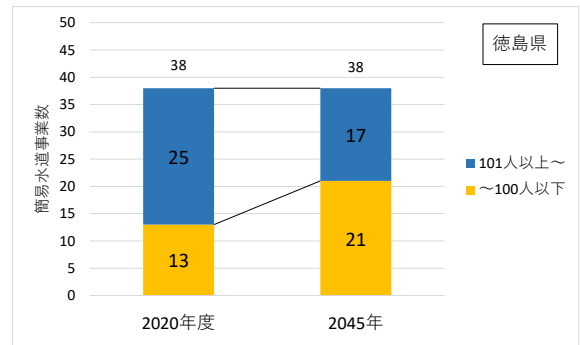
【33 岡山県】



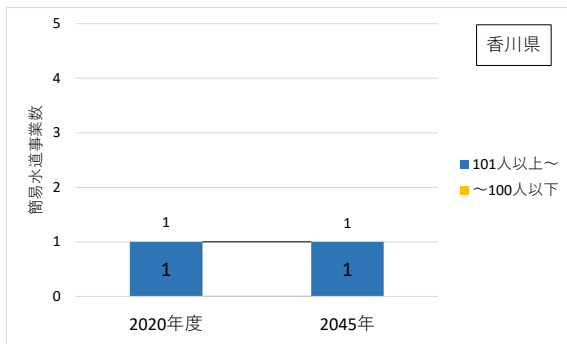
【34 広島県】



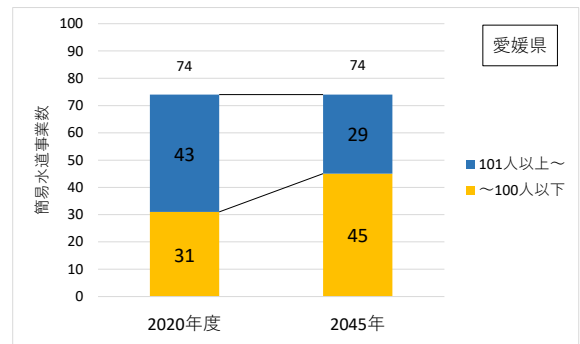
【35 山口県】



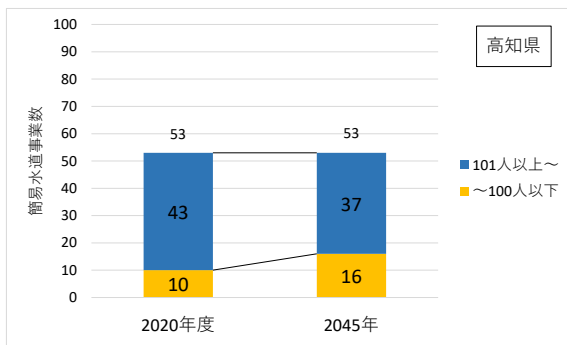
【36 徳島県】



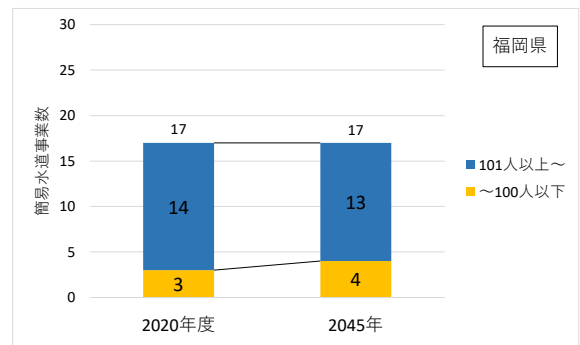
【37 香川県】



【38 愛媛県】

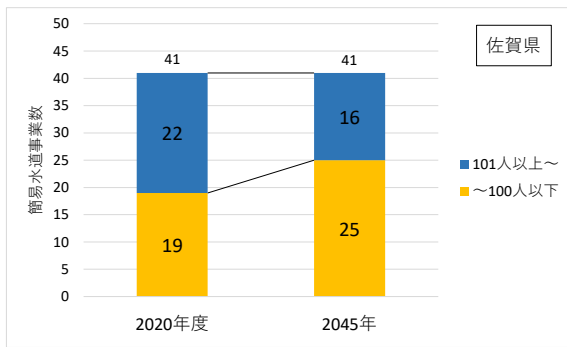


【39 高知県】

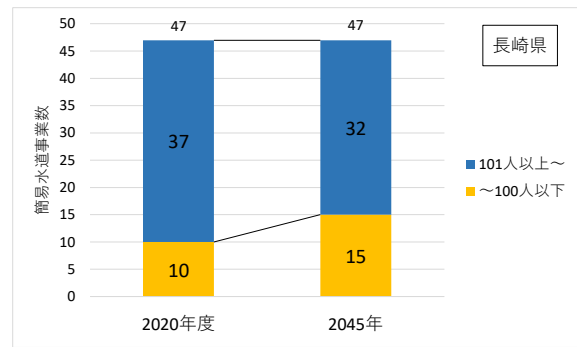


【40 福岡県】

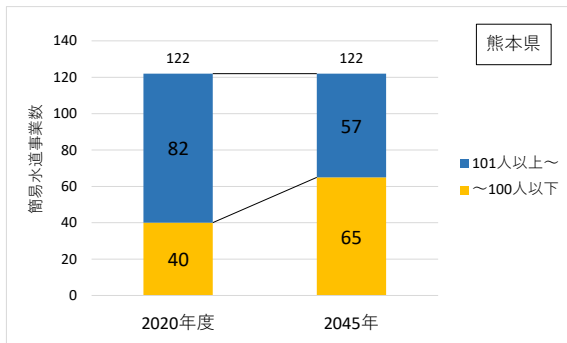
図 4-2 将来給水人口の試算結果(都道府県別)(5)



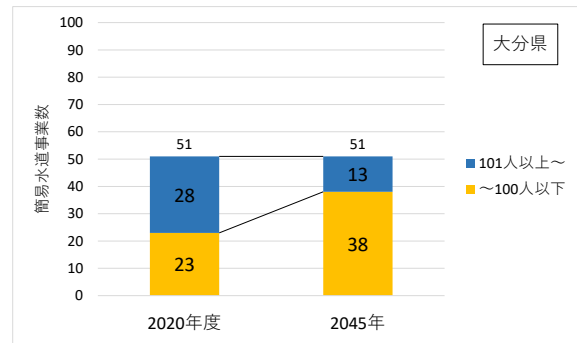
【41 佐賀県】



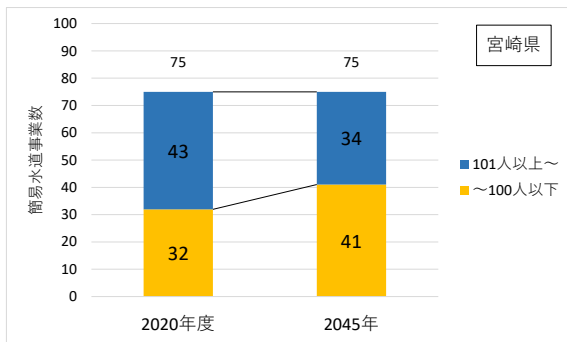
【42 長崎県】



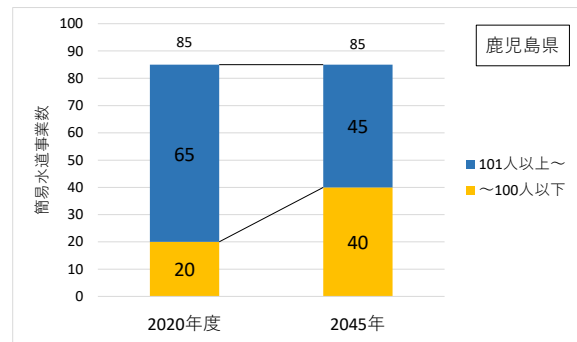
【43 熊本県】



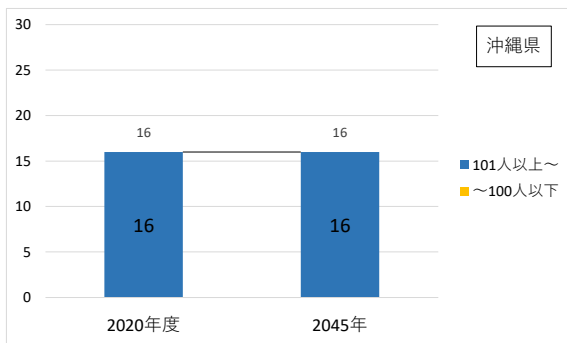
【44 大分県】



【45 宮崎県】



【46 鹿児島県】



【47 沖縄県】

図 4-2 将来給水人口の試算結果(都道府県別)(6)

4.2. 水道施設台帳の整備状況についての考察

今回、全国簡易水道協議会が令和3年度に実施した「簡易水道事業における水道施設台帳の整備状況調査」（以下、「台帳整備状況調査」という）の集計結果の活用を前提に、一定のルールで整理した推定値を用いて水道施設台帳の整備状況を簡易水道事業の規模、地域、主産業等を指標として、関連性について考察を行う。また、4.1で試算した将来給水人口との関連についても考察を加える。

4.2.1. 台帳整備状況調査結果の推定値の設定

台帳整備状況調査結果は事業体・事業者単位となっており、簡易水道事業単位ではないことから、図4-3に示す方法により簡易水道事業単位での推定値を設定した。

項目	概要
簡易水道事業における水道施設台帳の整備状況調査（報告）	<ul style="list-style-type: none">・調査市町村・事業体数 866 者・回答数 590 者（回答率 68.1%）・複数の簡易水道を有する事業者は 1 者としている・同一自治体内に簡易水道が複数ある場合、複数の簡易水道のアンケート結果を集約して 1 自治体の回答として集計

↓

項目	内容
推定値の設定	<ul style="list-style-type: none">・複数の簡易水道を有する事業者の場合、アンケート結果を各簡易水道事業の整備状況と解釈して、令和2年度全国簡易水道統計に記載の簡易水道事業にアンケート結果を紐づけする。・アンケート結果の簡易水道事業の名称と令和2年度全国簡易水道統計の簡易水道事業の名称が一致しない場合は、「不明」として扱う。・水道施設台帳の整備状況はアンケート結果の分類に「不明」を加えた5分類とした。なお、「不明」には全国簡易水道協議会が実施したアンケートに回答されていない場合を含むものとした。 ※5分類：「1.整備している」、「2.概ね整備している」、「3.あまり整備していない」、「4.整備していない」、「5.不明（アンケート未回答含む）」

図 4-3 アンケートの概要と推定値の設定方法

本件検討においては上記で設定した推定値を用いているため、全国簡易水道協議会が公表しているアンケート結果と異なる場合が生じている。

4.2.2. 水道施設台帳の整備状況

台帳整備状況調査の結果に基づき設定した推定値を用いて、水道施設台帳の整備状況を推定する。

簡易水道事業単位で集計した水道施設台帳の整備状況を図 4-4 から図 4-6 に示す。なお、整備率は「1. 整備している」または「2. 概ね整備している」と回答された値で算定している。公営簡易水道事業と民営簡易水道事業を合わせて全国で 1,027 事業、整備率は約 41%となっている。

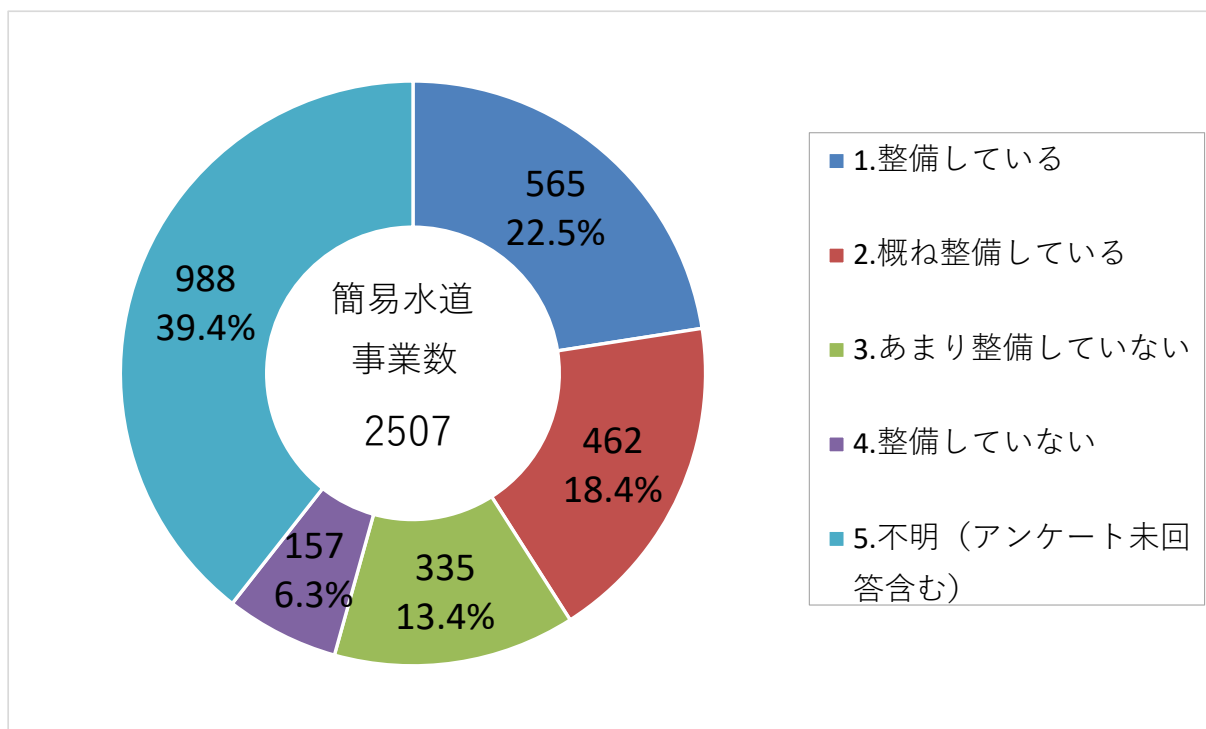
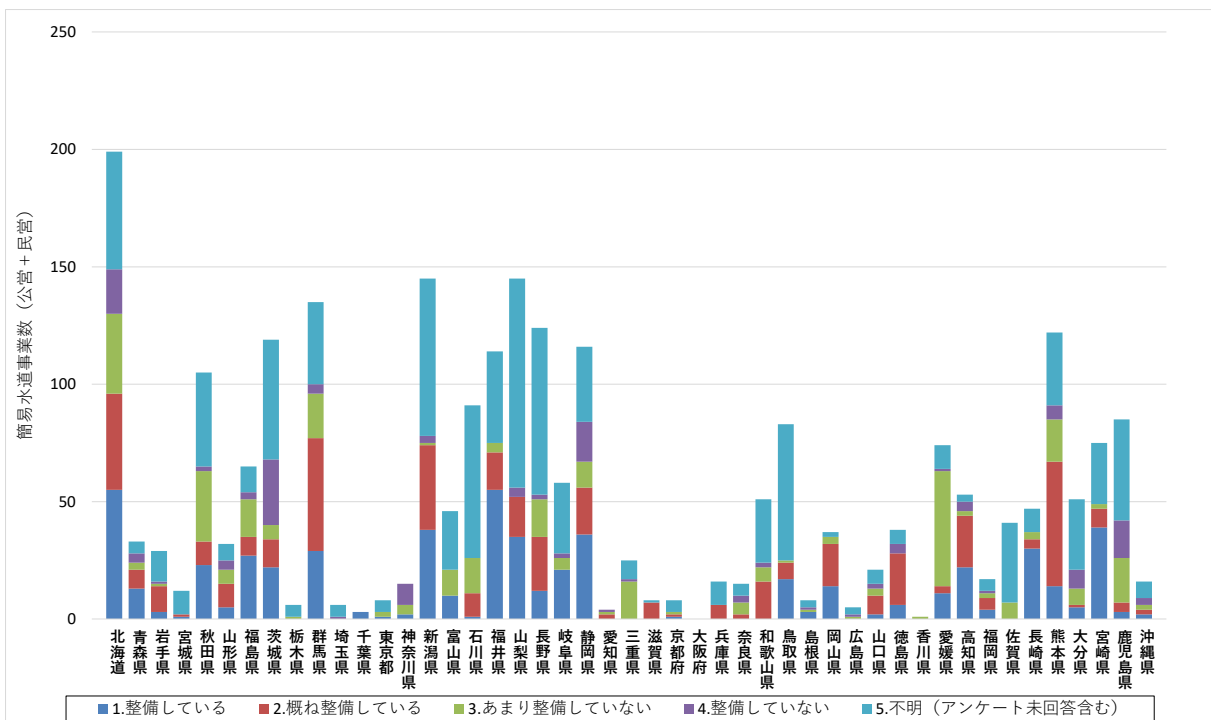
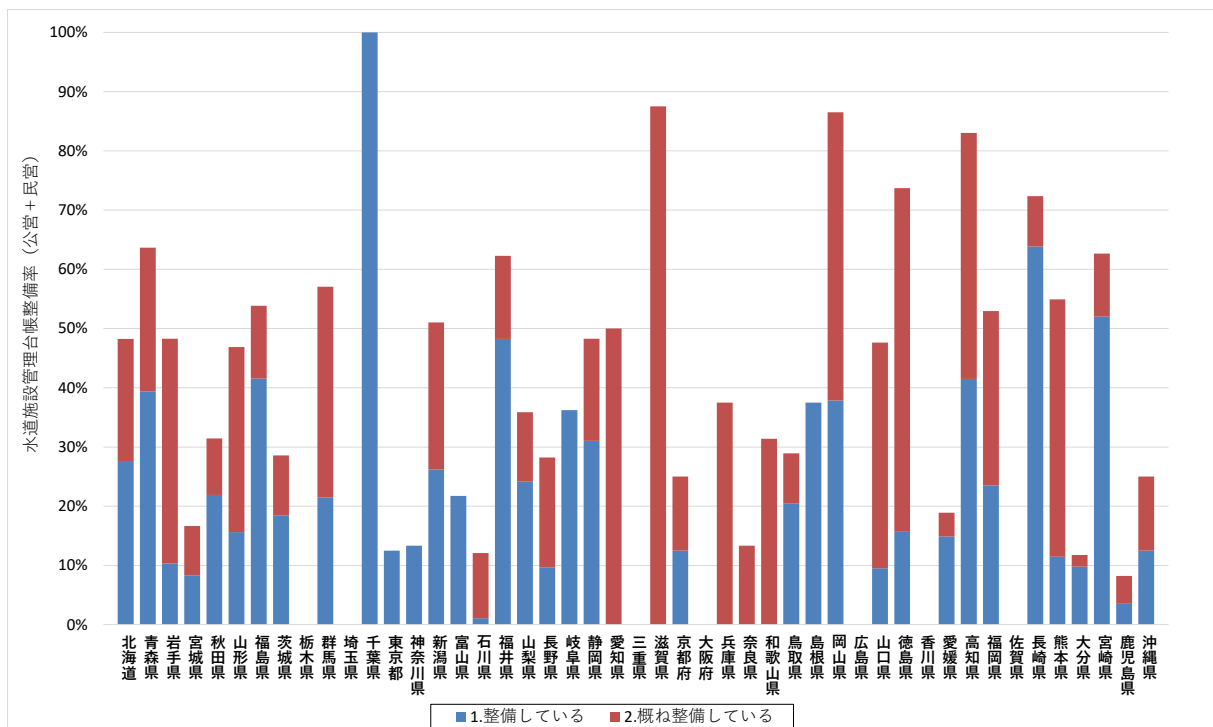


図 4-4 水道施設台帳の整備状況



都道府県名	1. 整備している	2. 概ね整備している	3. あまり整備していない	4. 整備していない	5. 不明 (アンケート未回答含む)	計	都道府県名	1. 整備している	2. 概ね整備している	3. あまり整備していない	4. 整備していない	5. 不明 (アンケート未回答含む)	計
1 北海道	55	41	34	19	50	199	25 滋賀県		7			1	8
2 青森県	13	8	3	4	5	33	26 京都府	1	1	1		5	8
3 岩手県	3	11	1	1	13	29	27 大阪府						0
4 宮城県	1	1			10	12	28 兵庫県		6			10	16
5 秋田県	23	10	30	2	40	105	29 奈良県		2	5	3	5	15
6 山形県	5	10	6	4	7	32	30 和歌山県		16	6	2	27	51
7 福島県	27	8	16	3	11	65	31 鳥取県	17	7	1		58	83
8 茨城県	22	12	6	28	51	119	32 島根県	3		1	1	3	8
9 栃木県			1		5	6	33 岡山県	14	18	3		2	37
10 群馬県	29	48	19	4	35	135	34 広島県			1	1	3	5
11 埼玉県				1	5	6	35 山口県	2	8	3	2	6	21
12 千葉県	3					3	36 徳島県	6	22		4	6	38
13 東京都	1		2		5	8	37 香川県			1		1	1
14 神奈川県	2		4	9	15	31	38 愛媛県	11	3	49	1	10	74
15 新潟県	38	36	1	3	67	145	39 高知県	22	22	2	4	3	53
16 富山県	10		11		25	46	40 福岡県	4	5	2	1	5	17
17 石川県	1	10	15		65	91	41 佐賀県			7		34	41
18 福井県	55	16	4		39	114	42 長崎県	30	4	3		10	47
19 山梨県	35	17		4	89	145	43 熊本県	14	53	18	6	31	122
20 長野県	12	23	16	2	71	124	44 大分県	5	1	7	8	30	51
21 岐阜県	21		5	2	30	58	45 宮崎県	39	8	2		26	75
22 静岡県	36	20	11	17	32	116	46 鹿児島県	3	4	19	16	43	85
23 愛知県		2	1	1		4	47 沖縄県	2	2	2	3	7	16
24 三重県			16	1	8	25	合計	565	462	335	157	988	2,507

図 4-5 水道施設台帳の整備状況 (都道府県別)



都道府県名	整備済み事業数	簡易水道事業数	整備率	都道府県名	整備済み事業数	簡易水道事業数	整備率	都道府県名	整備済み事業数	簡易水道事業数	整備率
1 北海道	96	199	48%	17 石川県	11	91	12%	33 岡山県	32	37	86%
2 青森県	21	33	64%	18 福井県	71	114	62%	34 広島県	0	5	0%
3 岩手県	14	29	48%	19 山梨県	52	145	36%	35 山口県	10	21	48%
4 宮城県	2	12	17%	20 長野県	35	124	28%	36 徳島県	28	38	74%
5 秋田県	33	105	31%	21 岐阜県	21	58	36%	37 香川県	0	1	0%
6 山形県	15	32	47%	22 静岡県	56	116	48%	38 愛媛県	14	74	19%
7 福島県	35	65	54%	23 愛知県	2	4	50%	39 高知県	44	53	83%
8 茨城県	34	119	29%	24 三重県	0	25	0%	40 福岡県	9	17	53%
9 栃木県	0	6	0%	25 滋賀県	7	8	88%	41 佐賀県	0	41	0%
10 群馬県	77	135	57%	26 京都府	2	8	25%	42 長崎県	34	47	72%
11 埼玉県	0	6	0%	27 大阪府	0	0	0%	43 熊本県	67	122	55%
12 千葉県	3	3	100%	28 兵庫県	6	16	38%	44 大分県	6	51	12%
13 東京都	1	8	13%	29 奈良県	2	15	13%	45 宮崎県	47	75	63%
14 神奈川県	2	15	13%	30 和歌山県	16	51	31%	46 鹿児島県	7	85	8%
15 新潟県	74	145	51%	31 鳥取県	24	83	29%	47 沖縄県	4	16	25%
16 富山県	10	46	22%	32 島根県	3	8	38%	合計	1,027	2,507	41%

※整備済み事業数：「1. 整備している」、「2. 概ね整備している」と推定した簡易水道事業数の和

図 4-6 水道施設台帳の整備率(都道府県別)

4.2.3. 給水人口規模別の整備状況

水道施設台帳の整備状況について、計画給水人口及び現在給水人口を指標としてその分布状況を考察した。

水道施設台帳の整備状況を図 4-7 から図 4-10 に示す。計画給水人口、現在給水人口ともに、いずれの階級にも同じような割合で分布しており、整備状況ごとの特徴を把握するには至らなかった。

1) 計画給水人口規模別の整備状況

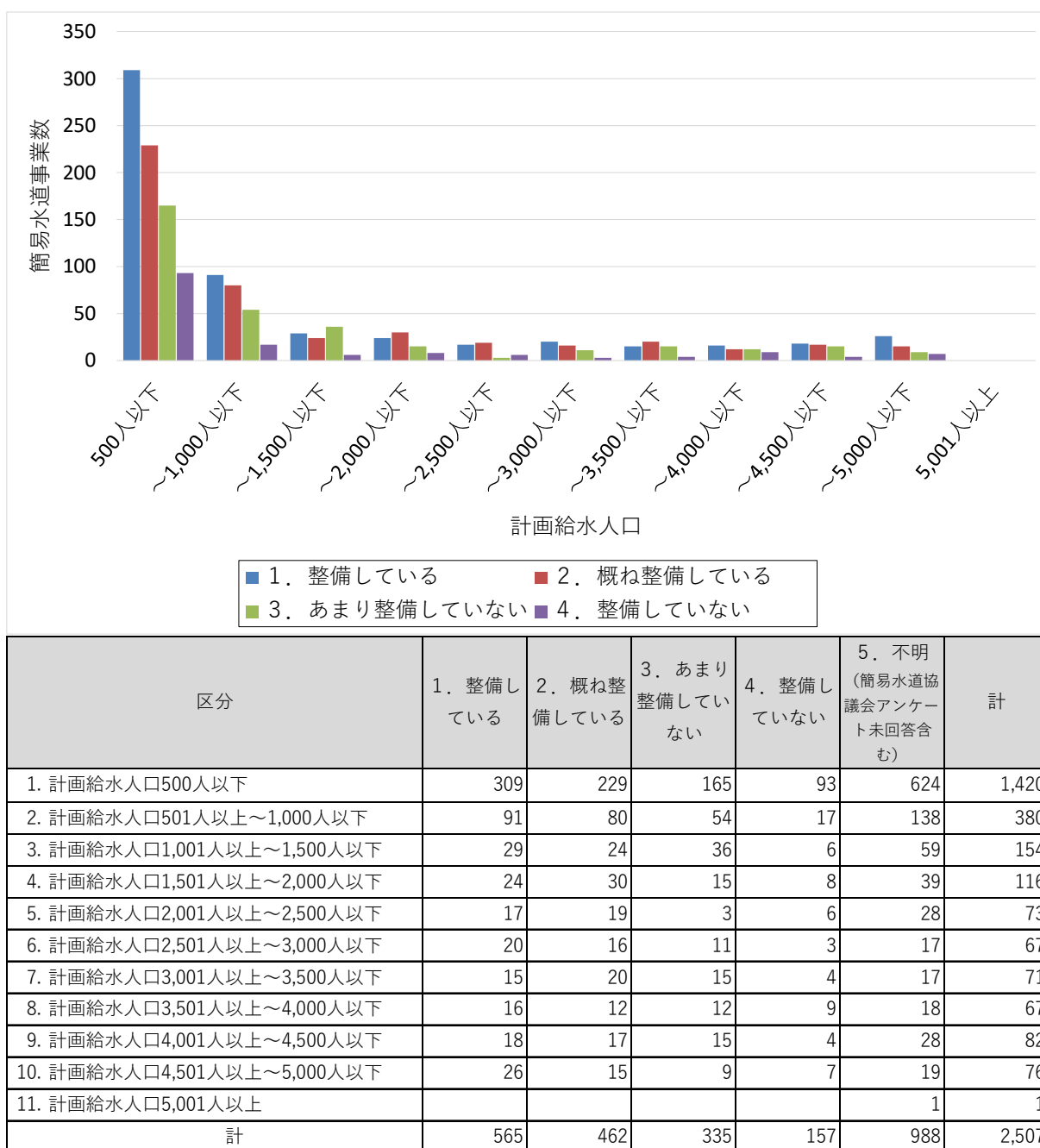
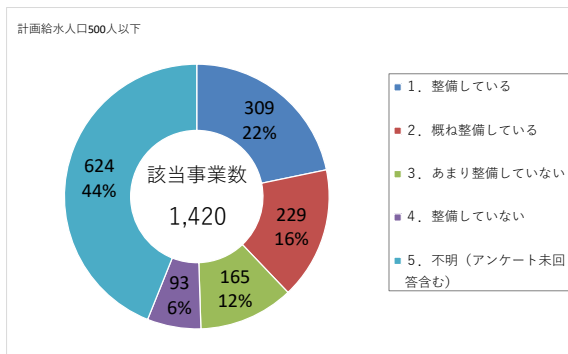
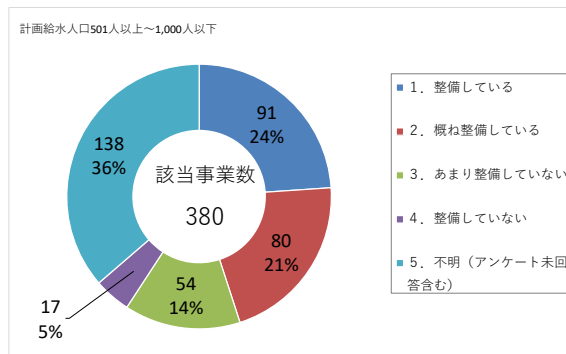


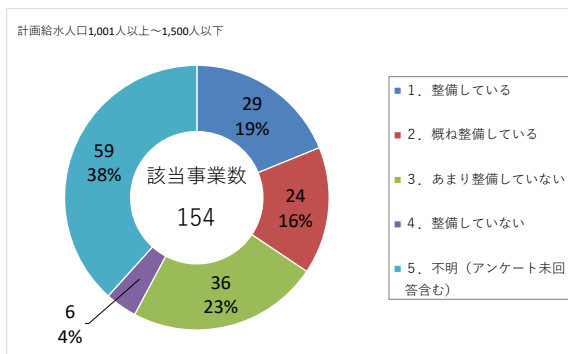
図 4-7 計画給水人口規模別分布状況(グラフは「5.不明」を除く)



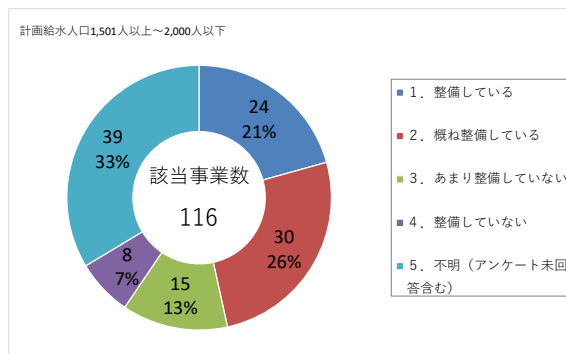
【計画給水人口 500 人以下の整備状況】



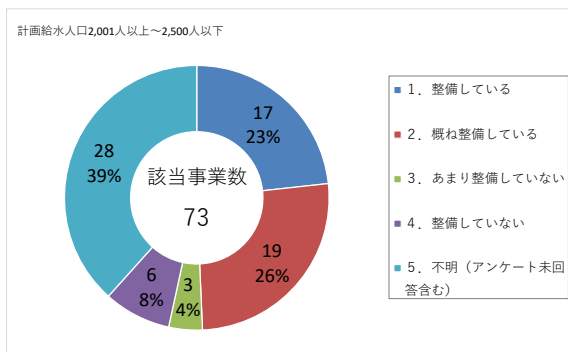
【計画給水人口 501 人以上 1,000 人以下の整備状況】



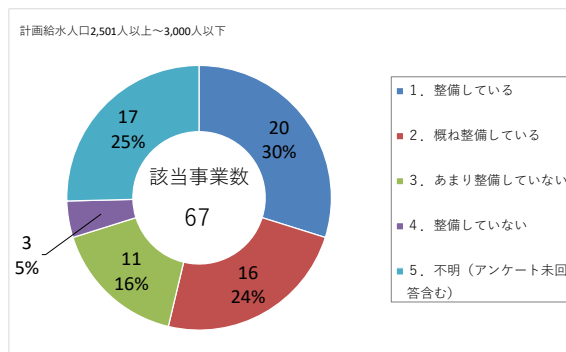
【計画給水人口 1,001 人以上 1,500 人以下の整備状況】



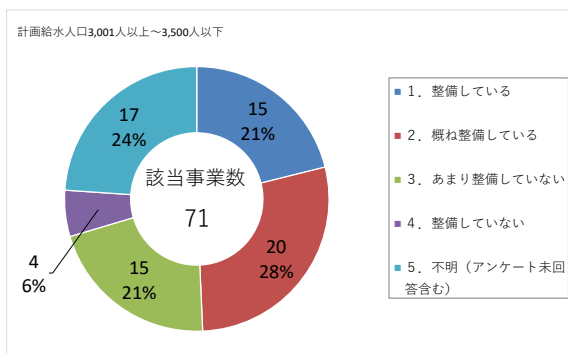
【計画給水人口 1,501 人以上 2,000 人以下の整備状況】



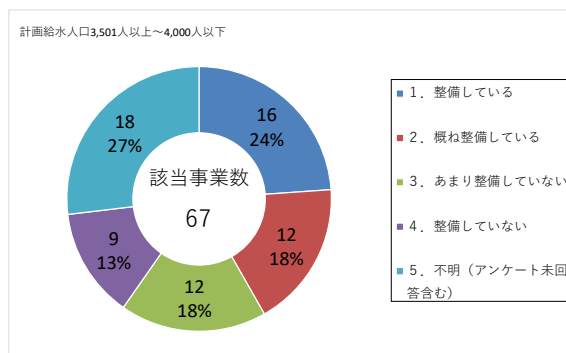
【計画給水人口 2,001 人以上 2,500 人以下の整備状況】



【計画給水人口 2,501 人以上 3,000 人以下の整備状況】

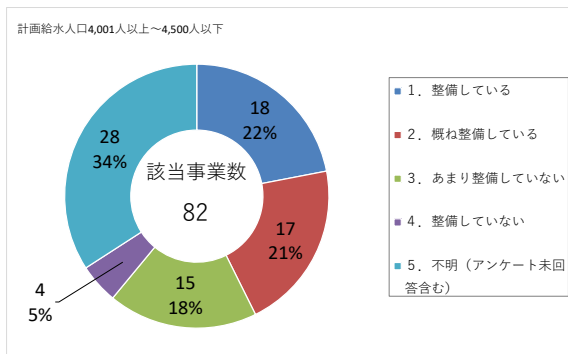


【計画給水人口 3,001 人以上 3,500 人以下の整備状況】

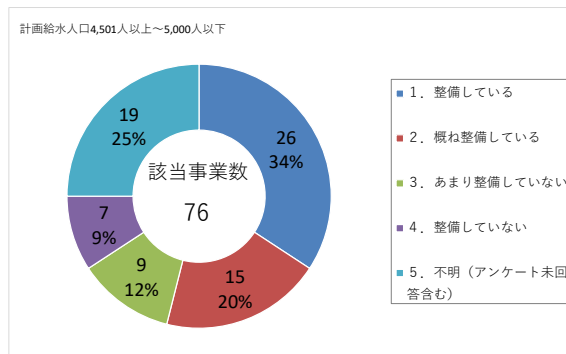


【計画給水人口 3,501 人以上 4,000 人以下の整備状況】

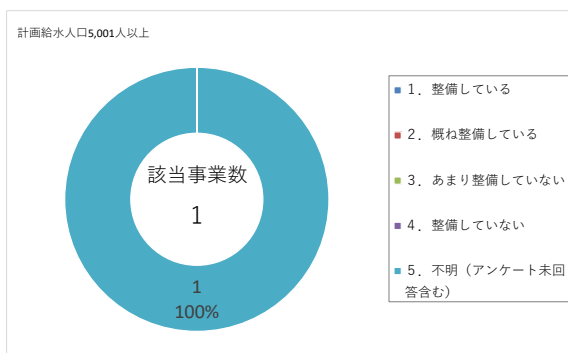
図 4-8 計画給水人口規模別の整備状況(1)



【計画給水人口 4,001 人以上 4,500 人以下の整備状況】



【計画給水人口 4,501 人以上 5,000 人以下の整備状況】



【計画給水人口 5,001 人以上の整備状況】

図 4-9 計画給水人口規模別の整備状況(2)

2) 現在給水人口規模別の整備状況

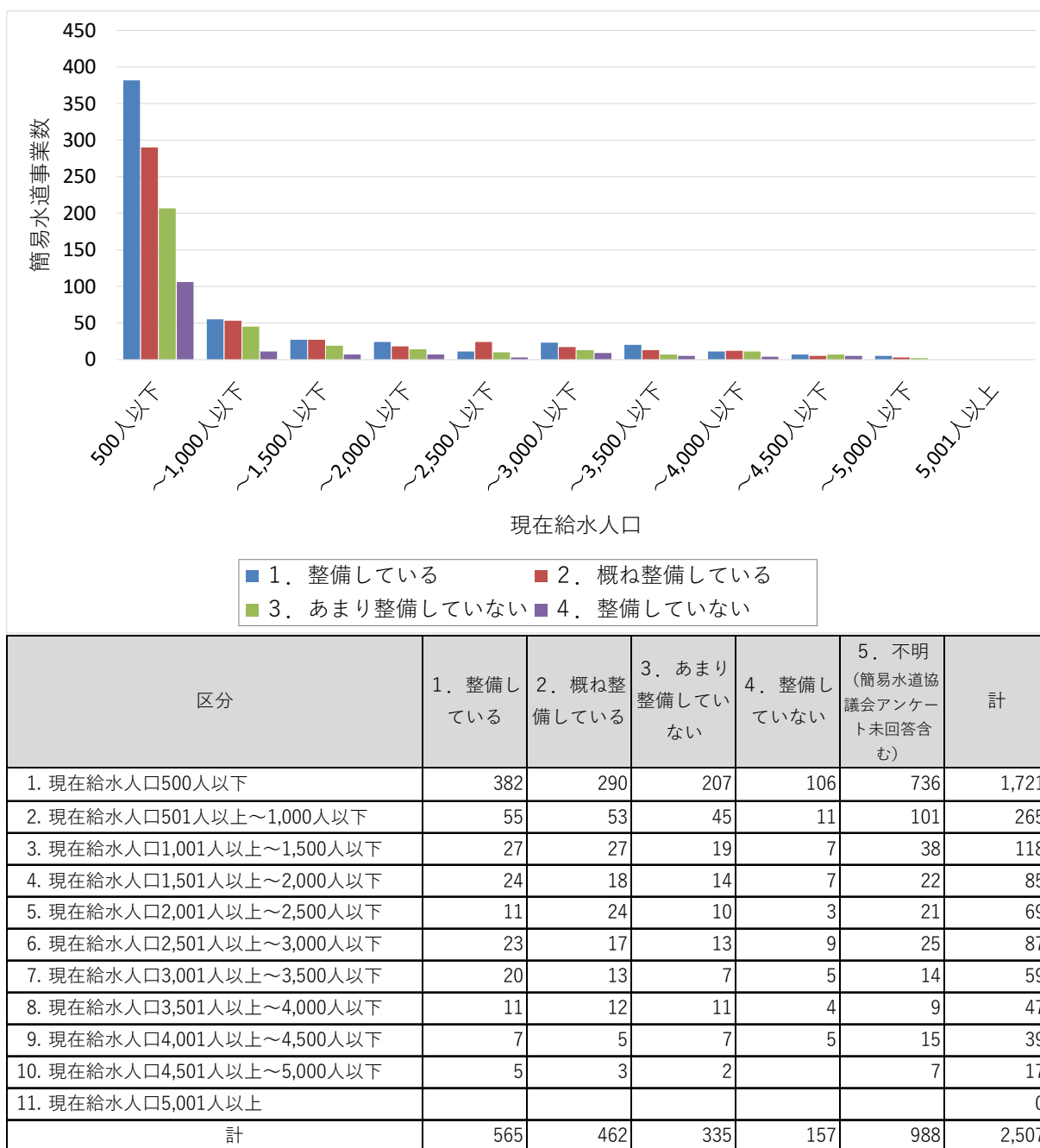


図 4-10 現在給水人口規模別分布状況(グラフは「5.不明」を除く)

4.2.4. 将来給水人口規模別の整備状況

「4.1 将来給水人口の試算」で得られた結果から、将来給水人口が 100 人以下と試算された簡易水道事業及び 101 人以上と試算された簡易水道事業での水道施設台帳の整備状況について考察を加える。

1) 将来給水人口が 100 人以下と試算された簡易水道事業

将来給水人口が 100 人以下と試算された簡易水道事業における水道施設台帳の整備状況を図 4-11 に、都道府県別の集計結果を図 4-12 及び図 4-13 に示す。

図 4-4 で示した水道施設台帳の整備状況と比較すると、未回答の割合が 5.2 ポイント上昇しているものの、顕著な特性等は見られなかった。

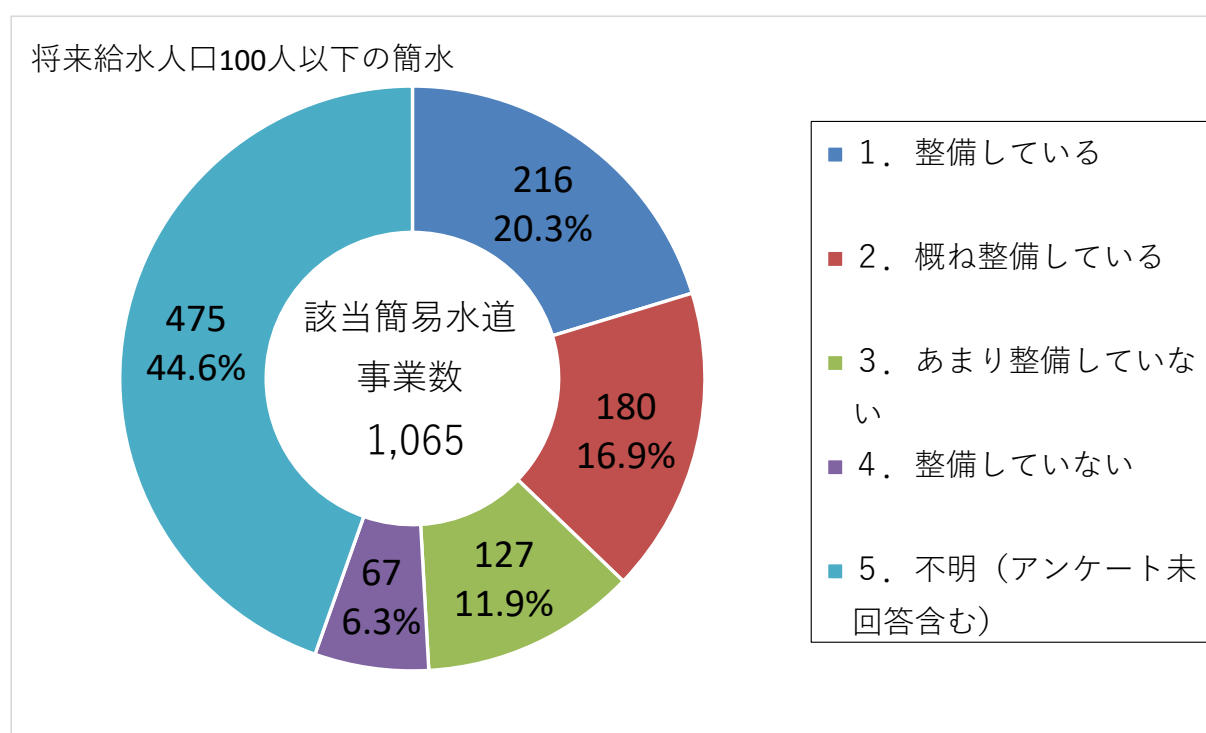
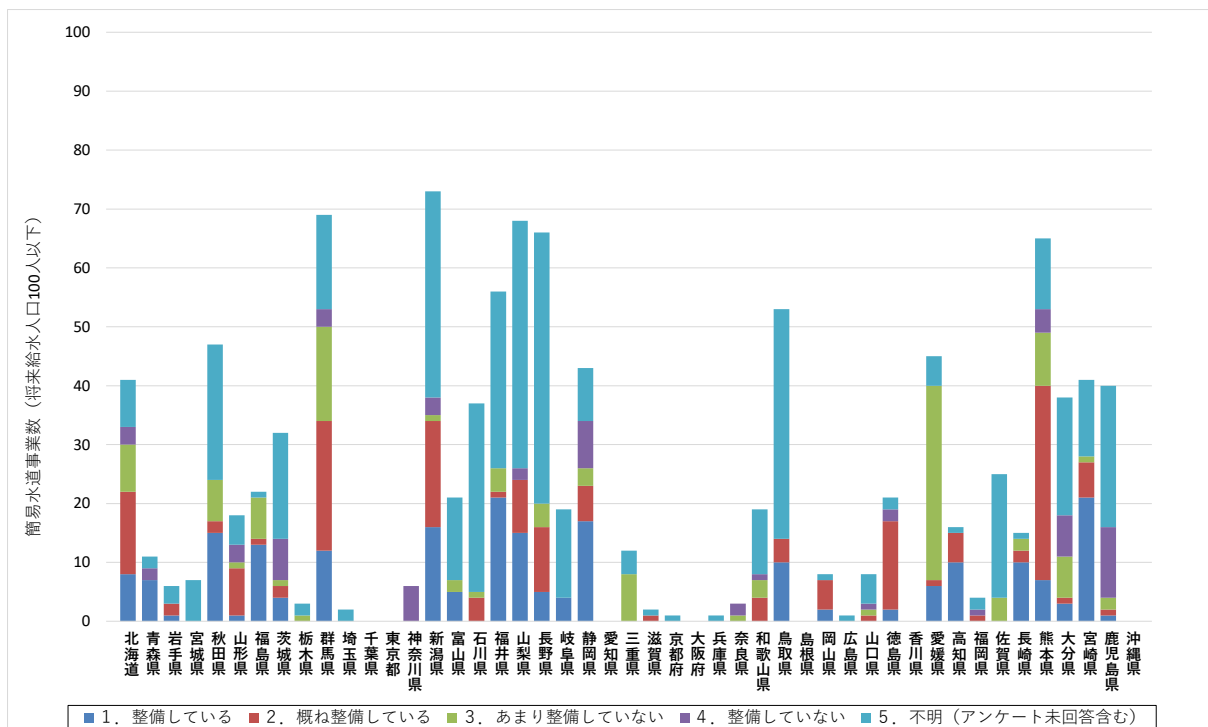
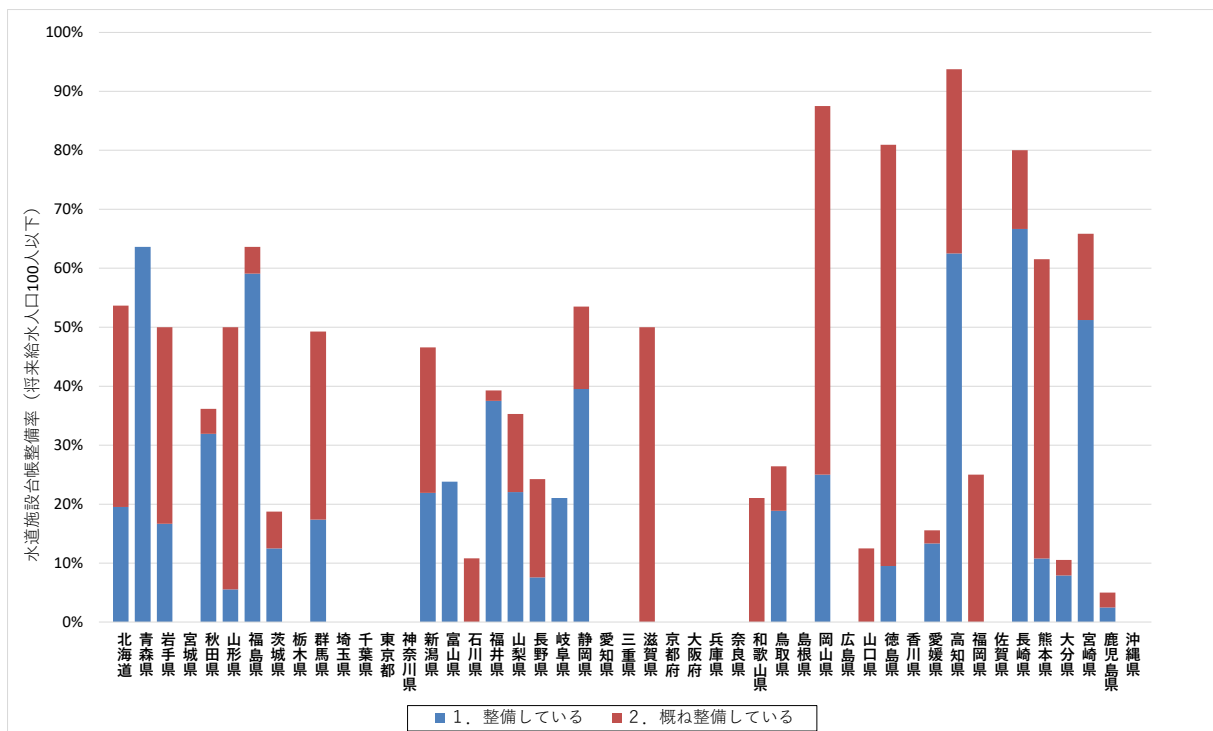


図 4-11 将来給水人口 100 人以下と試算された簡易水道事業における水道施設台帳の整備状況



都道府県名	1. 整備している	2. 概ね整備している	3. あまり整備していない	4. 整備していない	5. 不明 (アンケート未回答含む)	計	都道府県名	1. 整備している	2. 概ね整備している	3. あまり整備していない	4. 整備していない	5. 不明 (アンケート未回答含む)	計	
1 北海道	8	14	8	3	8	41	25 滋賀県			1			1	2
2 青森県	7			2	2	11	26 京都府						1	1
3 岩手県	1	2			3	6	27 大阪府							
4 宮城県					7	7	28 兵庫県						1	1
5 秋田県	15	2	7		23	47	29 奈良県			1	2		3	
6 山形県	1	8	1	3	5	18	30 和歌山県		4	3	1	11	19	
7 福島県	13	1	7		1	22	31 鳥取県	10	4				39	53
8 茨城県	4	2	1	7	18	32 島根県								
9 栃木県			1		2	3	33 岡山県	2	5				1	8
10 群馬県	12	22	16	3	16	69	34 広島県						1	1
11 埼玉県					2	2	35 山口県			1	1	1	5	8
12 千葉県							36 徳島県	2	15			2	2	21
13 東京都							37 香川県							
14 神奈川県				6		6	38 愛媛県	6	1	33			5	45
15 新潟県	16	18	1	3	35	73	39 高知県	10	5				1	16
16 富山県	5		2		14	21	40 福岡県		1			1	2	4
17 石川県		4	1		32	37	41 佐賀県			4			21	25
18 福井県	21	1	4		30	56	42 長崎県	10	2	2			1	15
19 山梨県	15	9		2	42	68	43 熊本県	7	33	9	4	12	65	
20 長野県	5	11	4		46	66	44 大分県	3	1	7	7	20	38	
21 岐阜県	4				15	19	45 宮崎県	21	6	1		13	41	
22 静岡県	17	6	3	8	9	43	46 鹿児島県	1	1	2	12	24	40	
23 愛知県							47 沖縄県							
24 三重県			8		4	12	合計	216	180	127	67	475	1,065	

図 4-12 将来給水人口 100 人以下と試算された簡易水道事業における水道施設台帳の整備状況(都道府県別)



都道府県名	整備済み事業数 (将来100人以下)	簡易水道事業数 (将来100人以下)	整備率	都道府県名	整備済み事業数 (将来100人以下)	簡易水道事業数 (将来100人以下)	整備率	都道府県名	整備済み事業数 (将来100人以下)	簡易水道事業数 (将来100人以下)	整備率
1 北海道	22	41	54%	17 石川県	4	37	11%	33 岡山県	7	8	88%
2 青森県	7	11	64%	18 福井県	22	56	39%	34 広島県	0	1	0%
3 岩手県	3	6	50%	19 山梨県	24	68	35%	35 山口県	1	8	13%
4 宮城県	0	7	0%	20 長野県	16	66	24%	36 徳島県	17	21	81%
5 秋田県	17	47	36%	21 岐阜県	4	19	21%	37 香川県	0	0	0%
6 山形県	9	18	50%	22 静岡県	23	43	53%	38 愛媛県	7	45	16%
7 福島県	14	22	64%	23 愛知県	0	0	0%	39 高知県	15	16	94%
8 茨城県	6	32	19%	24 三重県	0	12	0%	40 福岡県	1	4	25%
9 栃木県	0	3	0%	25 滋賀県	1	2	50%	41 佐賀県	0	25	0%
10 群馬県	34	69	49%	26 京都府	0	1	0%	42 長崎県	12	15	80%
11 埼玉県	0	2	0%	27 大阪府	0	0	0%	43 熊本県	40	65	62%
12 千葉県	0	0	0%	28 兵庫県	0	1	0%	44 大分県	4	38	11%
13 東京都	0	0	0%	29 奈良県	0	3	0%	45 宮崎県	27	41	66%
14 神奈川県	0	6	0%	30 和歌山県	4	19	21%	46 鹿児島県	2	40	5%
15 新潟県	34	73	47%	31 鳥取県	14	53	26%	47 沖縄県	0	0	0%
16 富山県	5	21	24%	32 島根県	0	0	0%	合計	396	1,065	37%

※整備済み事業数：「1. 整備している」、「2. 概ね整備している」と推定した簡易水道事業数の和

図 4-13 将来給水人口 100 人以下と試算された簡易水道事業における水道施設台帳の整備率(都道府県別)

2) 将来給水人口が 101 人以上と試算された簡易水道

将来給水人口が 101 人以上と試算された簡易水道事業における水道施設台帳の整備状況を図 4-14 に、都道府県別の集計結果を図 4-15 及び図 4-16 に示す。

図 4-4 で示した全国の水道施設台帳の整備状況と比較すると、その整備状況の割合に大きな変化は生じておらず、顕著な特性は見られなかった。

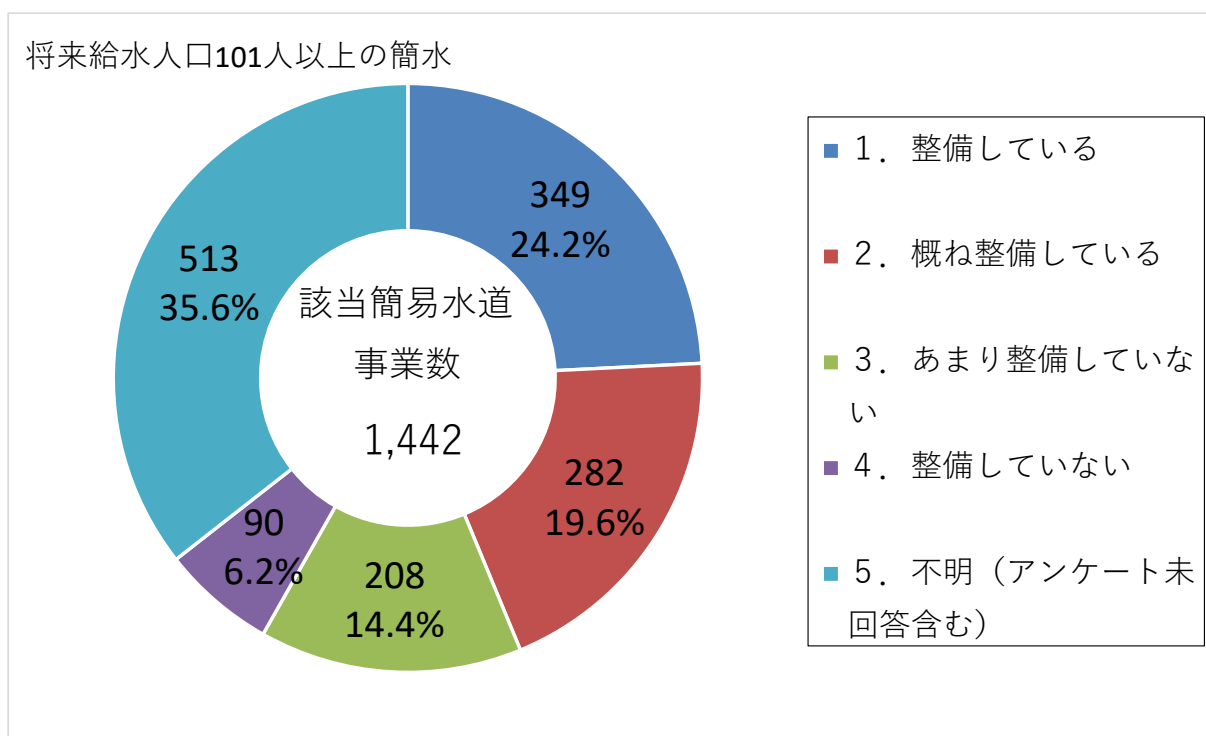
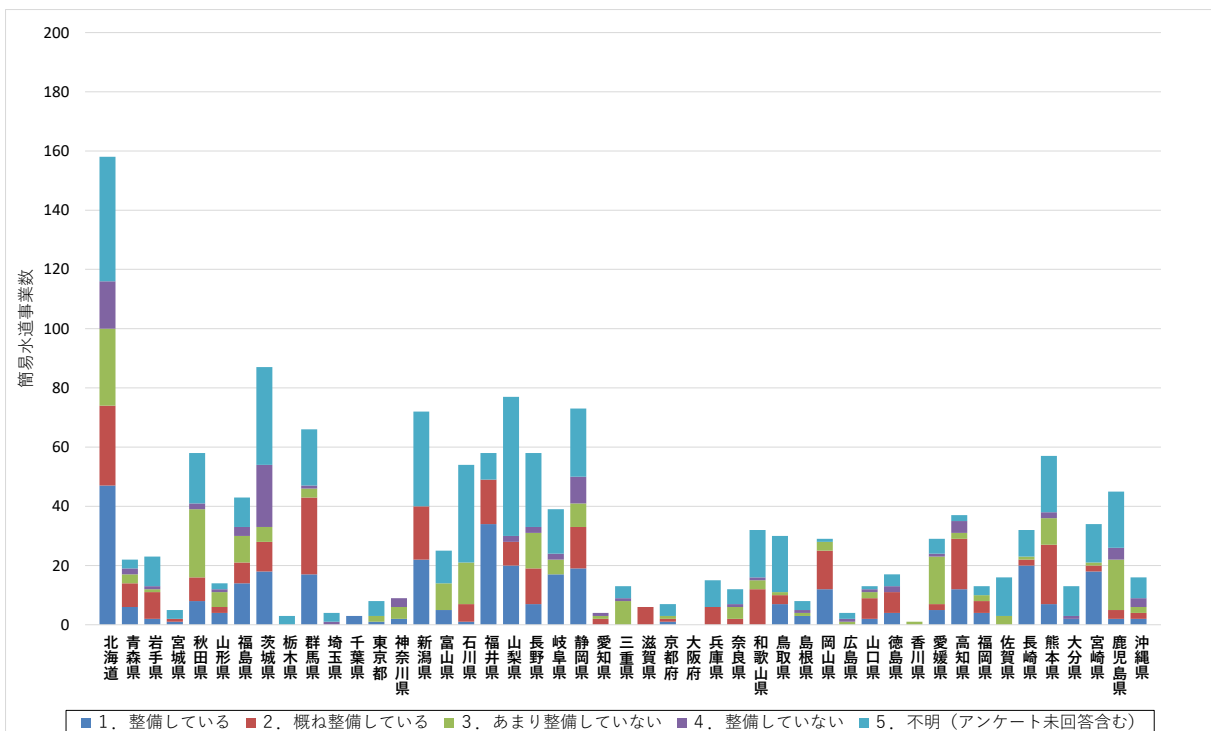
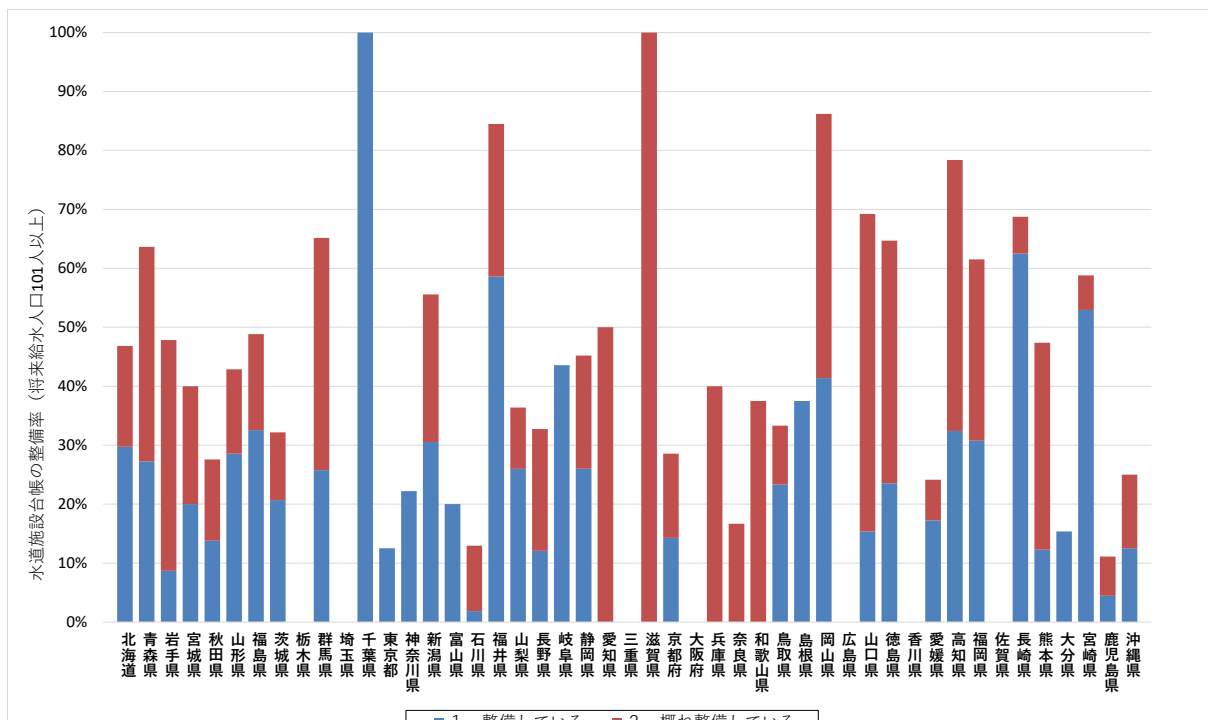


図 4-14 将来給水人口 101 人以上と試算された簡易水道事業における水道施設台帳の整備状況



都道府県名	1. 整備している	2. 概ね整備している	3. あまり整備していない	4. 整備していない	5. 不明 (アンケート未回答含む)	計	都道府県名	1. 整備している	2. 概ね整備している	3. あまり整備していない	4. 整備していない	5. 不明 (アンケート未回答含む)	計
1 北海道	47	27	26	16	42	158	25 滋賀県		6				6
2 青森県	6	8	3	2	3	22	26 京都府	1	1	1			4
3 岩手県	2	9	1	1	10	23	27 大阪府						
4 宮城県	1	1			3	5	28 兵庫県		6				9
5 秋田県	8	8	23	2	17	58	29 奈良県	2	4	1	1	5	12
6 山形県	4	2	5	1	2	14	30 和歌山県		12	3	1	16	32
7 福島県	14	7	9	3	10	43	31 鳥取県	7	3	1		19	30
8 茨城県	18	10	5	21	33	87	32 島根県	3		1	1	3	8
9 栃木県					3	3	33 岡山県	12	13	3		1	29
10 群馬県	17	26	3	1	19	66	34 広島県			1	1	2	4
11 埼玉県				1	3	4	35 山口県	2	7	2	1	1	13
12 千葉県	3					3	36 徳島県	4	7		2	4	17
13 東京都	1		2		5	8	37 香川県			1			1
14 神奈川県	2		4	3		9	38 愛媛県	5	2	16	1	5	29
15 新潟県	22	18			32	72	39 高知県	12	17	2	4	2	37
16 富山県	5		9		11	25	40 福岡県	4	4	2		3	13
17 石川県	1	6	14		33	54	41 佐賀県			3		13	16
18 福井県	34	15			9	58	42 長崎県	20	2	1		9	32
19 山梨県	20	8		2	47	77	43 熊本県	7	20	9	2	19	57
20 長野県	7	12	12	2	25	58	44 大分県	2			1	10	13
21 岐阜県	17		5	2	15	39	45 宮崎県	18	2	1		13	34
22 静岡県	19	14	8	9	23	73	46 鹿児島県	2	3	17	4	19	45
23 愛知県		2	1	1		4	47 沖縄県	2	2	2	3	7	16
24 三重県			8	1	4	13	合計	349	282	208	90	513	1,442

図 4-15 将来給水人口 101 人以上と試算された簡易水道事業における水道施設台帳の整備状況(都道府県別)



都道府県名	整備済み事業数 (将来101人以上)	簡易水道事業数 (将来101人以上)	整備率	都道府県名	整備済み事業数 (将来101人以上)	簡易水道事業数 (将来101人以上)	整備率	都道府県名	整備済み事業数 (将来101人以上)	簡易水道事業数 (将来101人以上)	整備率
1 北海道	74	158	47%	17 石川県	7	54	13%	33 岡山県	25	29	86%
2 青森県	14	22	64%	18 福井県	49	58	84%	34 広島県	0	4	0%
3 岩手県	11	23	48%	19 山梨県	28	77	36%	35 山口県	9	13	69%
4 宮城県	2	5	40%	20 長野県	19	58	33%	36 徳島県	11	17	65%
5 秋田県	16	58	28%	21 岐阜県	17	39	44%	37 香川県	0	1	0%
6 山形県	6	14	43%	22 静岡県	33	73	45%	38 愛媛県	7	29	24%
7 福島県	21	43	49%	23 愛知県	2	4	50%	39 高知県	29	37	78%
8 茨城県	28	87	32%	24 三重県	0	13	0%	40 福岡県	8	13	62%
9 栃木県	0	3	0%	25 滋賀県	6	6	100%	41 佐賀県	0	16	0%
10 群馬県	43	66	65%	26 京都府	2	7	29%	42 長崎県	22	32	69%
11 埼玉県	0	4	0%	27 大阪府	0	0	0%	43 熊本県	27	57	47%
12 千葉県	3	3	100%	28 兵庫県	6	15	40%	44 大分県	2	13	15%
13 東京都	1	8	13%	29 奈良県	2	12	17%	45 宮崎県	20	34	59%
14 神奈川県	2	9	22%	30 和歌山県	12	32	38%	46 鹿児島県	5	45	11%
15 新潟県	40	72	56%	31 鳥取県	10	30	33%	47 沖縄県	4	16	25%
16 富山県	5	25	20%	32 島根県	3	8	38%	合計	631	1,442	44%

※整備済み事業数：「1. 整備している」、「2. 概ね整備している」と推定した簡易水道事業数の和

図 4-16 将来給水人口 101 人以上と試算された簡易水道事業における水道施設台帳の整備率(都道府県別)

4.2.5. 給水量規模別の整備状況

水道施設台帳の整備状況について、計画1日最大給水量及び実績1日最大給水量を指標として、その分布状況を考察した。

水道施設台帳の整備状況は計画1日最大給水量、実績1日最大給水量のいずれにも広範囲に分布しており、整備状況ごとの特徴を把握するには至らなかった。

1) 計画1日最大給水量規模別の整備状況

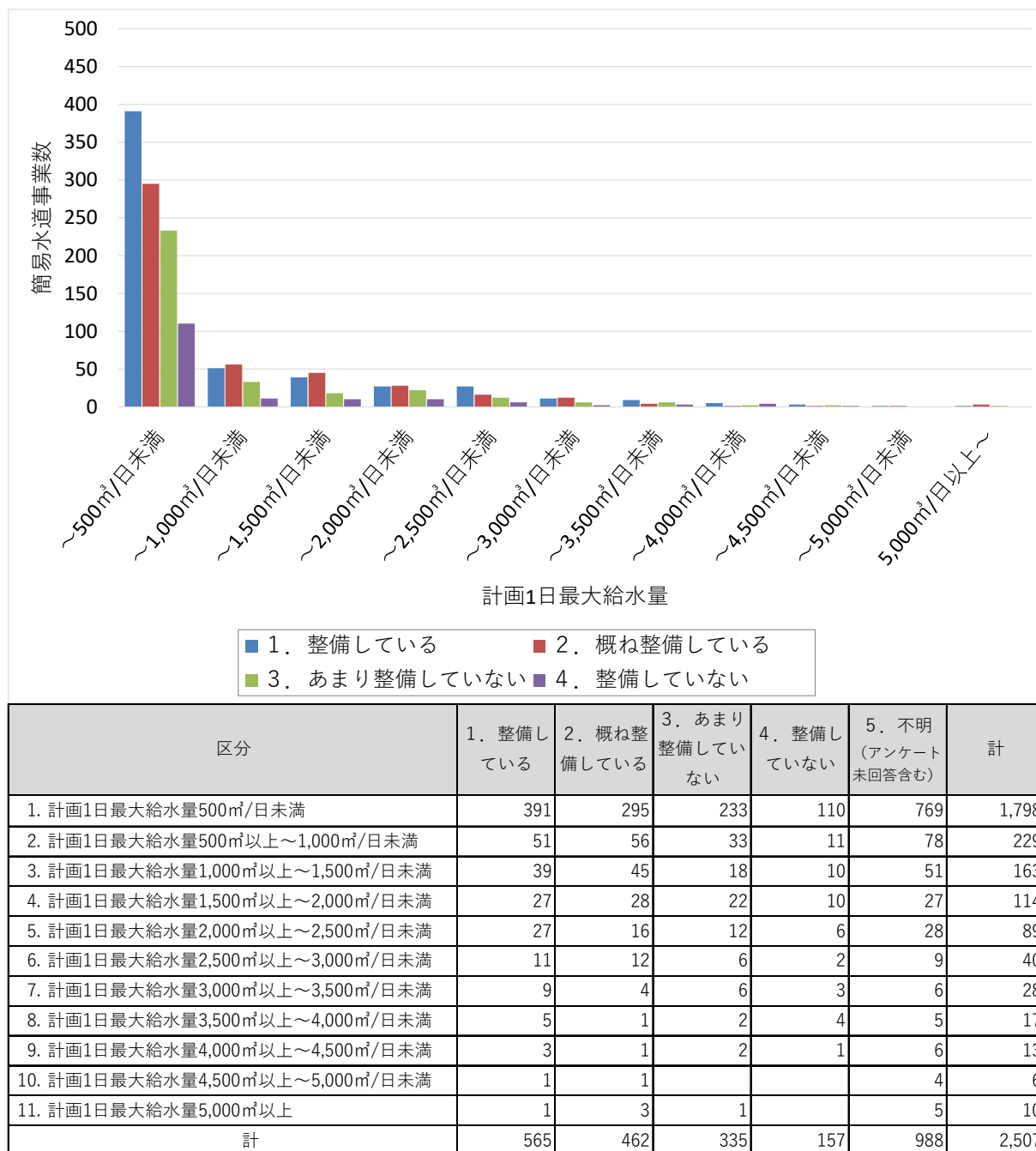
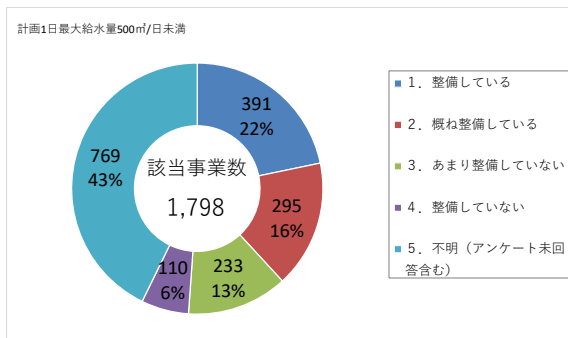
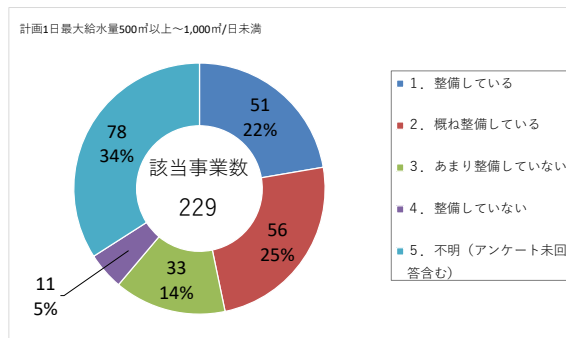


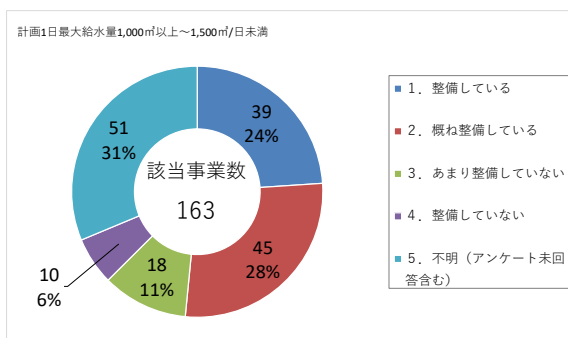
図 4-17 計画1日最大給水量規模別の整備状況(グラフは「5.不明」を除く)



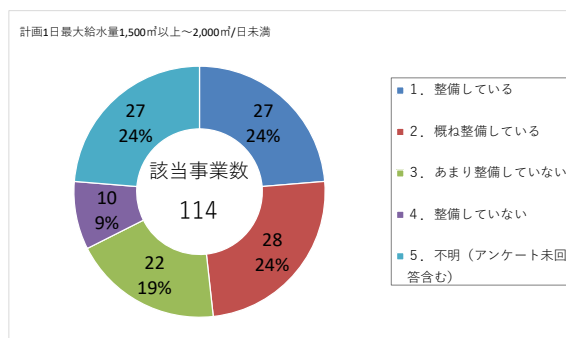
【計画1日最大給水量 500 m³/日未満の整備状況】



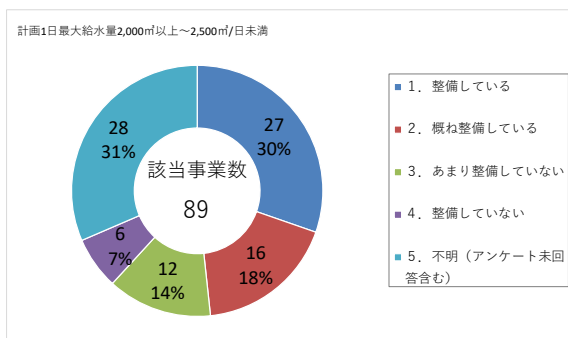
【計画1日最大給水量 500 m³/日以上～1,000 m³/日未満の整備状況】



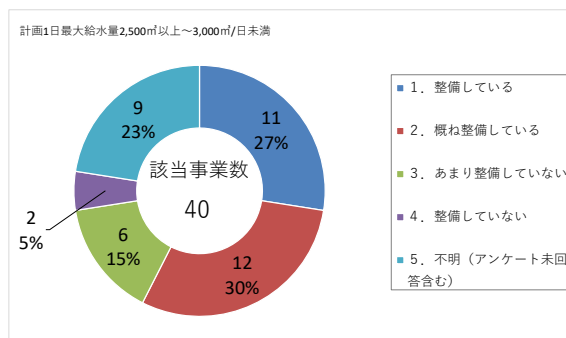
【計画1日最大給水量 1,000 m³/日以上～1,500 m³/日未満の整備状況】



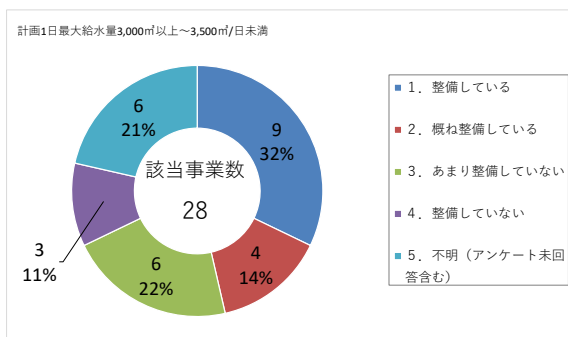
【計画1日最大給水量 1,500 m³/日以上～2,000 m³/日未満の整備状況】



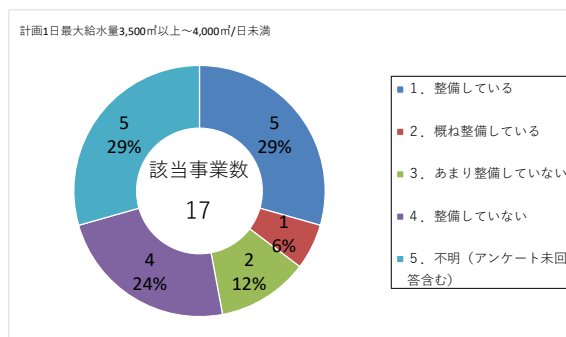
【計画1日最大給水量 2,000 m³/日以上～2,500 m³/日未満の整備状況】



【計画1日最大給水量 2,500 m³/日以上～3,000 m³/日未満の整備状況】

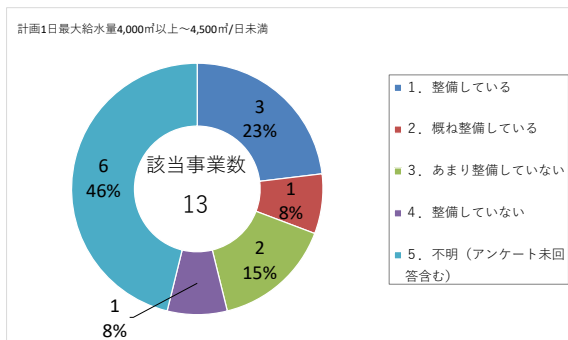


【計画1日最大給水量 3,000 m³/日以上～3,500 m³/日未満の整備状況】

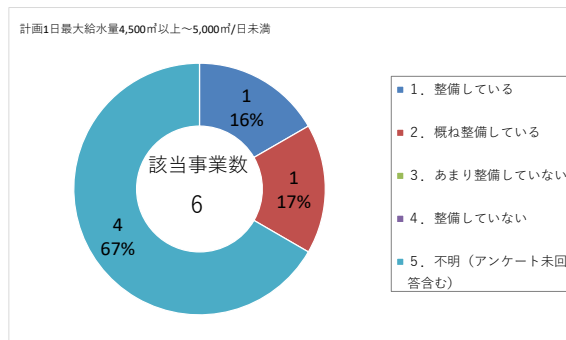


【計画1日最大給水量 3,500 m³/日以上～4,000 m³/日未満の整備状況】

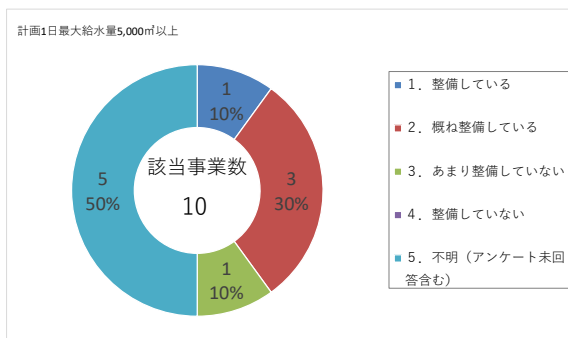
図 4-18 計画1日最大給水量規模別の整備状況(1)



【計画1日最大給水量 4,000 m³/日以上～4,500 m³/日未満の整備状況】



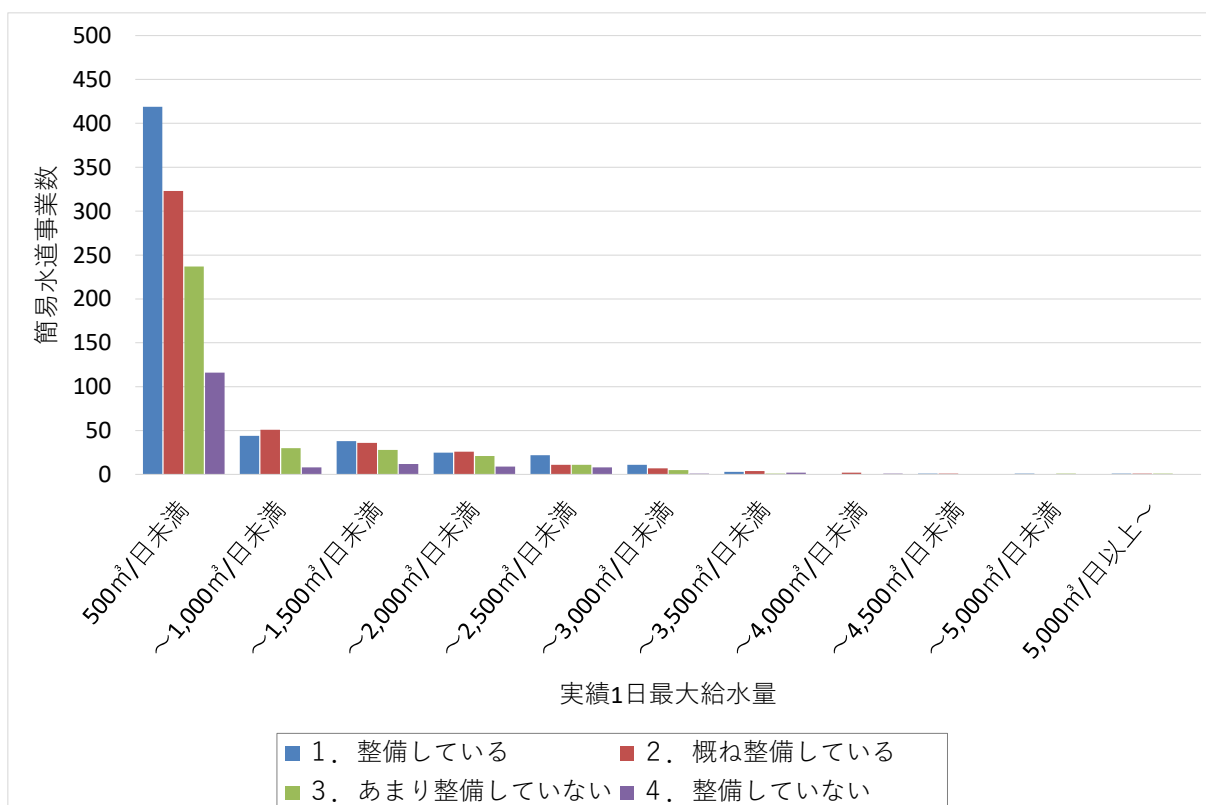
【計画1日最大給水量 4,500 m³/日以上～5,000 m³/日未満の整備状況】



【計画1日最大給水量 5,000 m³/日以上整備状況】

図 4-19 計画1日最大給水量規模別の整備状況(2)

2) 実績1日最大給水量規模別の整備状況



区分	1. 整備している	2. 概ね整備している	3. あまり整備していない	4. 整備していない	5. 不明 (アンケート未回答含む)	計
1. 実績1日最大給水量500m³/日未満	419	323	237	116	800	1,895
2. 実績1日最大給水量500m³以上~1,000m³/日未満	44	51	30	8	73	206
3. 実績1日最大給水量1,000m³以上~1,500m³/日未満	38	36	28	12	47	161
4. 実績1日最大給水量1,500m³以上~2,000m³/日未満	25	26	21	9	32	113
5. 実績1日最大給水量2,000m³以上~2,500m³/日未満	22	11	11	8	16	68
6. 実績1日最大給水量2,500m³以上~3,000m³/日未満	11	7	5	1	7	31
7. 実績1日最大給水量3,000m³以上~3,500m³/日未満	3	4	1	2	4	14
8. 実績1日最大給水量3,500m³以上~4,000m³/日未満	0	2	0	1	4	7
9. 実績1日最大給水量4,000m³以上~4,500m³/日未満	1	1	0	0	4	6
10. 実績1日最大給水量4,500m³以上~5,000m³/日未満	1	0	1	0	1	3
11. 実績1日最大給水量5,000m³以上	1	1	1	0	0	3
計	565	462	335	157	988	2,507

図 4-20 実績1日最大給水量規模別の整備状況(グラフは「5.不明」を除く)

4.2.6. 料金回収率別の整備状況

水道施設台帳の整備状況について、料金回収率（供給単価÷給水原価）を指標として、その分布状況を考察した。

水道施設台帳の整備状況は料金回収率との顕著な関連を把握するには至らなかった。

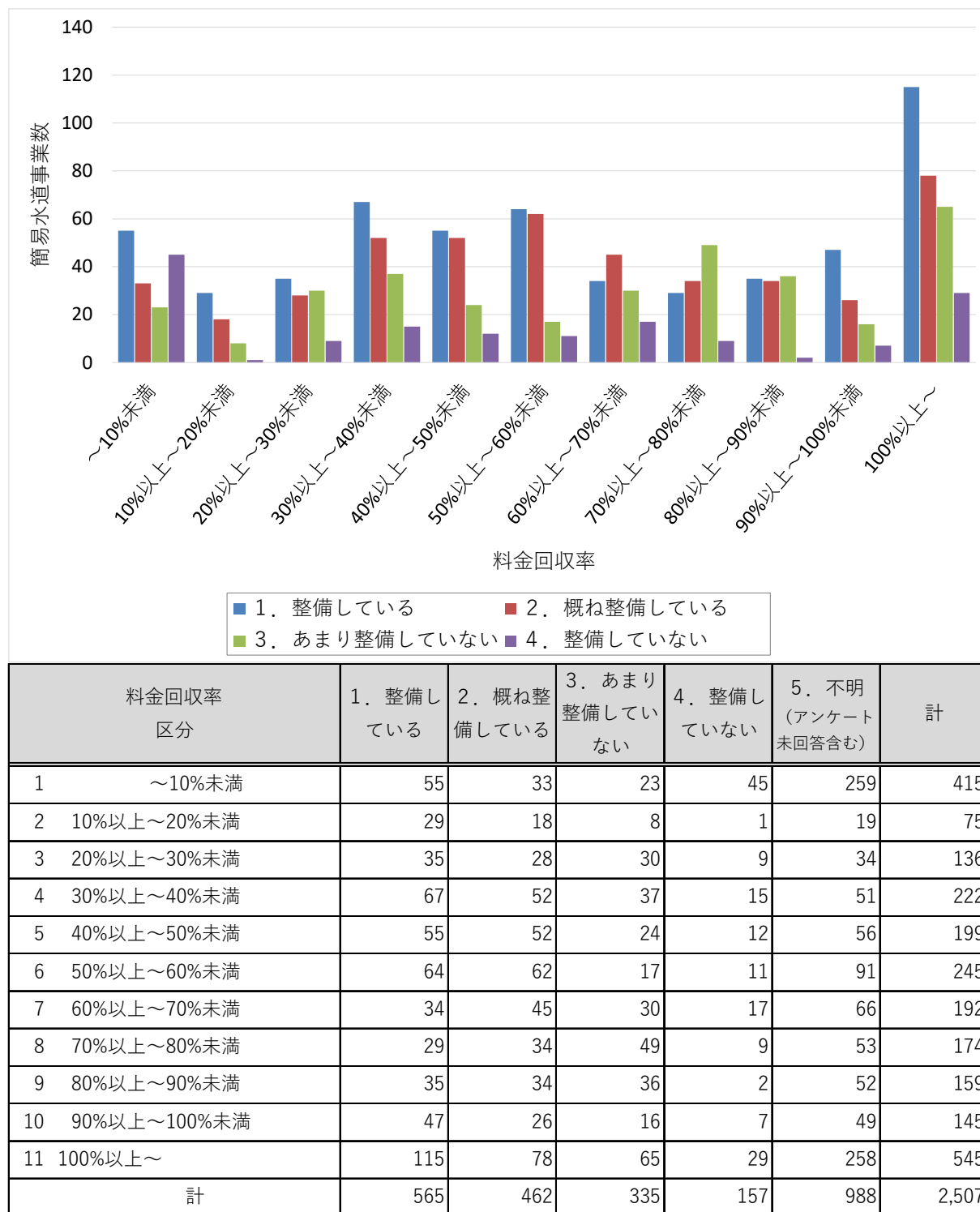
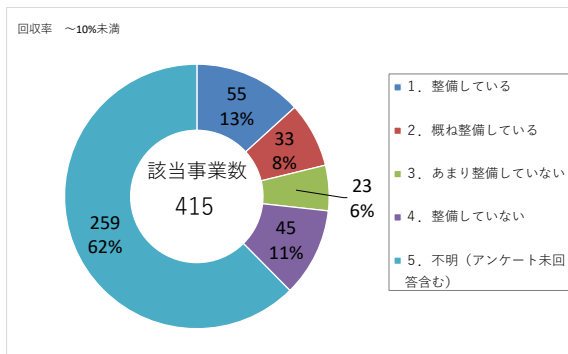
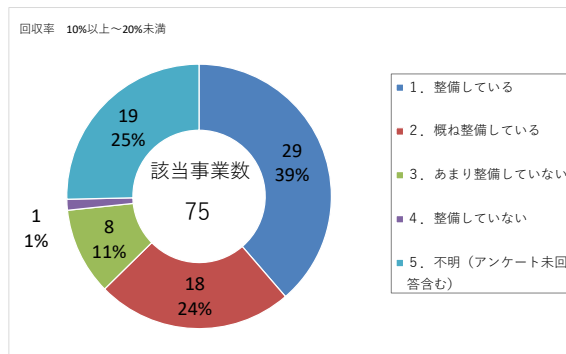


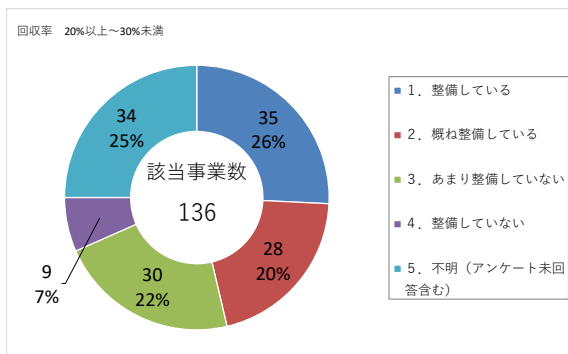
図 4-21 料金回収率別の水道施設台帳の整備状況



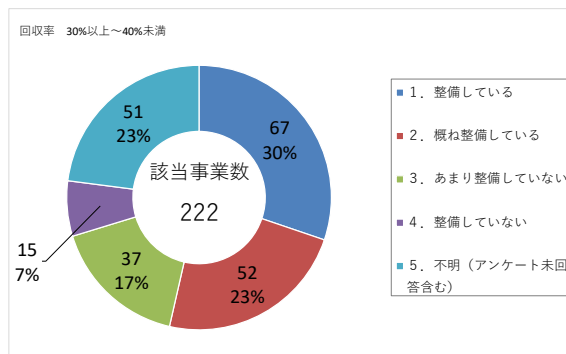
【料金回収率 10%未満の整備状況】



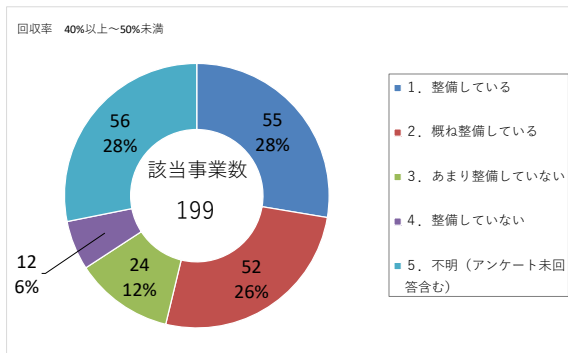
1. 【料金回収率 10%以上～20%未満の整備状況】



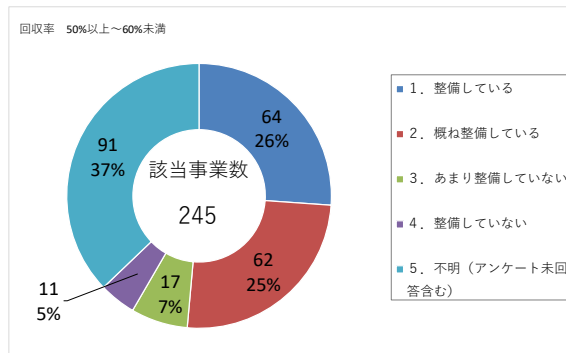
【料金回収率 20%以上～30%未満の整備状況】



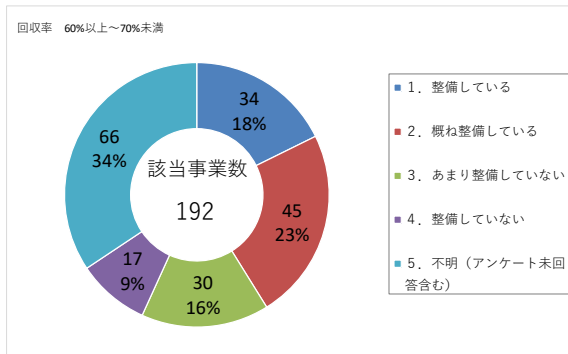
【料金回収率 30%以上～40%未満の整備状況】



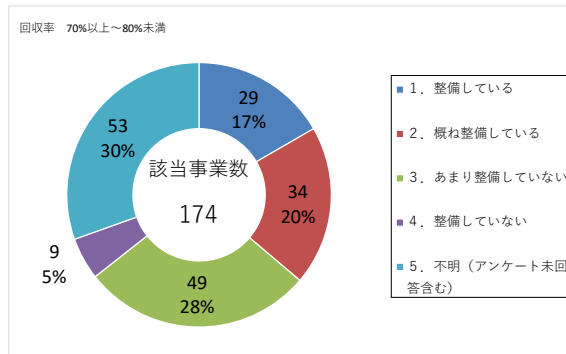
【料金回収率 40%以上～50%未満の整備状況】



【料金回収率 50%以上～60%未満の整備状況】

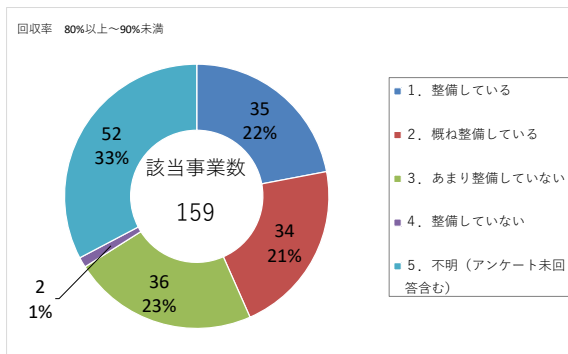


【料金回収率 60%以上～70%未満の整備状況】

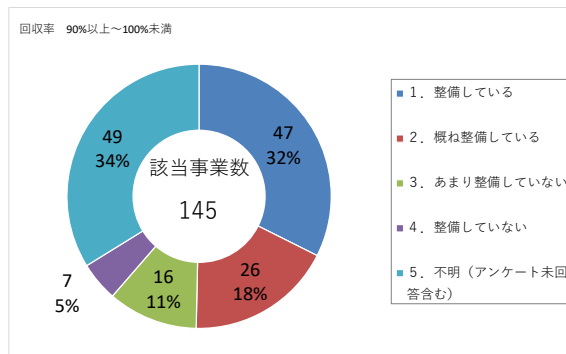


【料金回収率 70%以上～80%未満の整備状況】

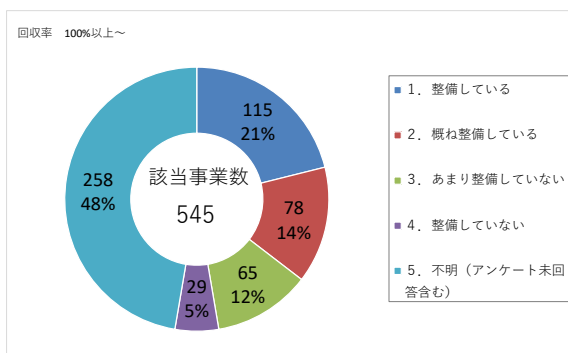
図 4-22 料金回収率別の整備状況(1)



【料金回収率 80%以上~90%未満の整備状況】



【料金回収率 90%以上~100%未満の整備状況】



【料金回収率 100%以上の整備状況】

図 4-23 料金回収率別の整備状況(2)

4.2.7. 主産業別の整備状況

簡易水道が設置されている市町村の産業構成に着目し、水道施設台帳の整備状況が主産業となるらかの結び付きがあるか考察を行う。

市町村の主産業を表 4-1 に示す産業 3 部門で分類した。また、関連する指標として売上高を用いた。なお、現在国がこれまで実施してきた各種統計調査について統廃合作業が進められており、最新の統計値について年度をそろえることが困難な状況にあるため、各市町村の主産業については「平成 28 年経済センサス-活動調査結果」における「売上（収入）金額（百万円）」に基づくものとした。さらに、市町村の産業別売上高が統計処理上の配慮から明らかになっていない場合は、市町村が所在している都道府県の売上高を用いて按分計算により配分を行った。

簡易水道が設置されている市町村の主産業を産業 3 部門で分類した場合の構成を図 4-24 に、整備状況ごとの産業 3 部門の構成を図 4-25 に示す。なお、第 3 次産業に分類される「公務」については、「平成 28 年経済センサス-活動調査結果」において売上高が明らかになっていないため除いている。

表 4-1 産業 3 部門の構成

産業 3 部門分類	産業大分類
第 1 次産業	A 農業、林業 B 漁業
第 2 次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業
第 3 次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売行・小売業 J 金融業・保険業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業 M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉 Q 複合サービス業 R サービス行（他に分類されないもの）

※産業 3 部門分類は国勢調査に基づく

いずれの水道施設台帳の整備状況においても、市町村の主産業が第 2 次産業である場合が 30% 台、市町村の主産業が第 3 次産業である場合が 60% 台とほぼ同様の構成比となっており、明確な関連は見られなかった。

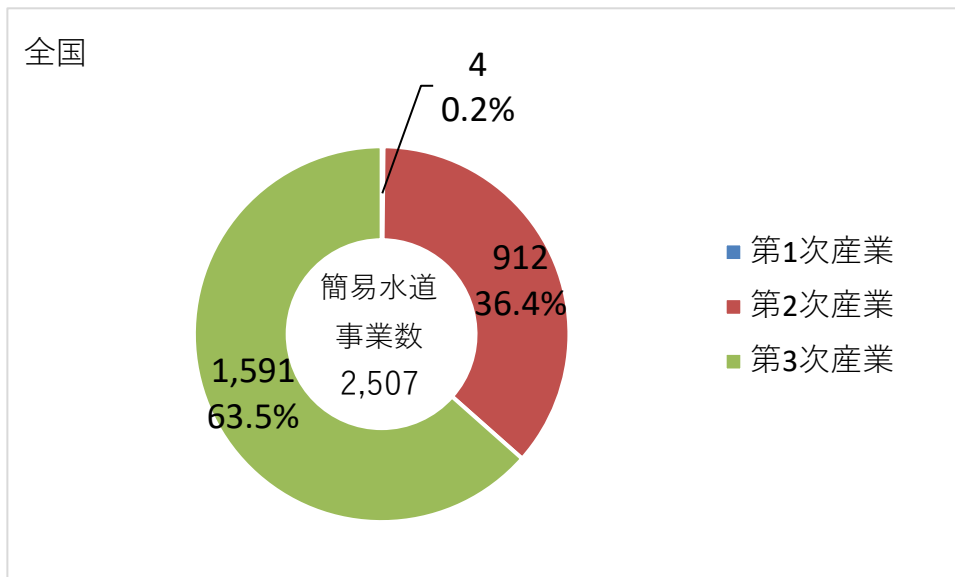


図 4-24 市町村の主産業の構成(産業3部門別)

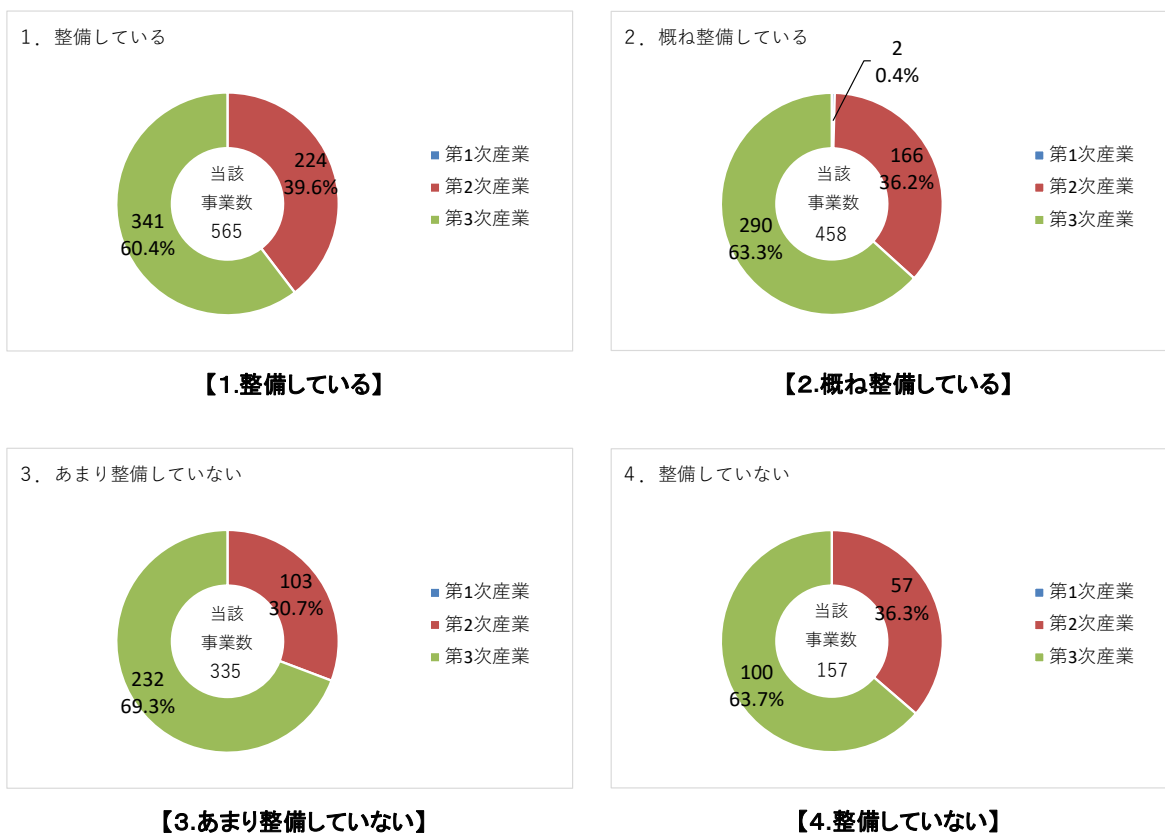


図 4-25 水道施設台帳の整備状況別の市町村主産業の構成(産業3部門)

4.3. 有識者ヒアリング

4.3.1. 文献調査と要旨の取りまとめ

1) 文献リスト

ヒアリング対象者の選定やヒアリング項目を整理するために水道関係の雑誌・論文等から簡易水道や小規模水道に関する資料を抽出し、要旨をまとめる。抽出した資料リストを表 4-2 から表 4-5 に示す。

表 4-2 文獻リスト(1)

番号	題名・内容等	執筆者	掲載誌等	発行年
1	第23回水道大学基礎講座特別講演録 小規模水道事業の課題とその改善策(上) - 安全な水道水の供給を目指して -	眞柄泰基 北海道大学大学院工学研究科教授・工博	隔月刊誌「水道」vol.45 No.4	2000年
2	第23回水道大学基礎講座特別講演録 小規模水道事業の課題とその改善策(下) - 安全な水道水の供給を目指して -	眞柄泰基 北海道大学大学院工学研究科教授・工博	隔月刊誌「水道」vol.45 No.5	2000年
3	水道水源事故に強い水道は	眞柄泰基 北海道大学環境ナノ・バイオ工学研究センター客員教授	隔月刊誌「水道」11月号	2012年
4	値上げを決するまでの8年	清野 馨 石狩市建設水道部 参事	隔月刊誌「水道」vol.58 No.1	2013年
5	小規模水道の経営管理と企業会計No.1 運営状況と法適用の意義	遠藤誠作 北海道大学大学院公共政策学研究センター-研究員他	隔月刊誌「水道」vol.58 No.1	2013年
6	小規模水道の経営管理と企業会計No.4 法適化準備作業の流れ	遠藤誠作 北海道大学大学院公共政策学研究センター-研究員他	隔月刊誌「水道」vol.58 No.4	2013年
7	小規模水道の経営管理と企業会計No.5 資産評価の仕方	遠藤誠作 北海道大学大学院公共政策学研究センター-研究員他	隔月刊誌「水道」vol.58 No.5	2013年
8	小規模水道の経営管理と企業会計No.6 (最終回) 企業会計は「貸借対照表」から始まる	遠藤誠作 北海道大学大学院公共政策学研究センター-研究員他	隔月刊誌「水道」vol.58 No.6	2013年
9	管路更新率向上方策について-水道管路のベストミックス-	清野 馨 石狩市建設水道部工務課長・水道技術管理者	隔月刊誌「水道」vol.59 No.1	2014年
10	中小水道における水道施設更新のABC	清野 馨 石狩市建設水道部水道施設課長 (水道技術管理者)	隔月刊誌「水道」vol.59 No.3	2014年
11	近未来の人口動態と水道	小笠原紘一 全国簡易水道協議会技術アドバイザー	隔月刊誌「水道」vol.59 No.5	2014年
12	水道サーピスを担う人材の確保	眞柄泰基 全国簡易水道協議会 相談役	隔月刊誌「水道」vol.61 No.3	2016年
13	水道事業の基盤強化に向けて	眞柄泰基 全国簡易水道協議会 相談役	隔月刊誌「水道」vol.61 No.7	2016年
14	Case study CASE.6 水道広域化における県の役割～磯城郡における水道広域化と今後の取組方針～	浦山博幸 奈良県地域振興部地域政策課 主幹	隔月刊誌「水道」vol.61 No.5	2016年
15	簡易水道事業の法適用実務 第1回 地方公営企業法を適用して簡易水道事業を運営する	遠藤誠作 全国簡易水道協議会経営アドバイザー一他	隔月刊誌「水道」vol.62 No.2	2017年
16	公営企業会計適用について自由闊達な議論を ～総務省による新たなロードマップの策定について～	清野 馨 石狩市建設水道部水道担当部長	隔月刊誌「水道」vol.63 No.5	2018年
17	水道の未来を支える三つの礎 (その1 人材育成)	清野 馨 石狩市建設水道部水道担当部長	隔月刊誌「水道」vol.63 No.6	2018年
18	水道の未来を支える三つの礎 (その2 広報活動)	清野 馨 石狩市建設水道部水道担当部長	隔月刊誌「水道」vol.64 No.1	2019年

表 4-3 文献リスト(2)

番号	題名・内容等	執筆者	掲載誌等	発行年
19	水道の未来を支える三つの礎 (その3 仲間づくり)	清野 馨 石狩市建設水道部水道担当部長	隔月刊誌「水道」vol.64 No.2	2019年
20	簡易水道事業の現場 第1回 連載を始めるにあたって	遠藤 誠作 全国簡易水道協議会経営アドバイザー-他	隔月刊誌「水道」vol.65 No.1	2020年
21	簡易水道事業の現場 第2回 東吉野村 ~水道施設の管理ノウハウを伝承する~	遠藤 誠作 奈良県吉野郡東吉野村地域振興課課長補佐 岩本克之 ほか	隔月刊誌「水道」vol.65 No.2	2020年
22	簡易水道事業の現場 第3回 山添村 ~地域の組合が支えた水道の歴史~	遠藤 誠作 奈良県山添村環境衛生課課長 中西利昌 ほか	隔月刊誌「水道」vol.65 No.3	2020年
23	簡易水道事業の現場 第4回 野田川村 ~コミュニティがささぎてきた小さな村の小さな水道~	遠藤 誠作 全国簡易水道協議会経営アドバイザー-他 鶴谷純也 ほか	隔月刊誌「水道」vol.65 No.4	2020年
24	簡易水道事業の現場 第5回 川上村 ~水源地の村・簡易水道組合と連携して維持管理~	遠藤 誠作 全国簡易水道協議会経営アドバイザー-他 森脇深 ほか	隔月刊誌「水道」vol.65 No.5	2020年
25	簡易水道事業の現場 第6回 黒滝村 ~40年前に簡易水道施設台帳を作成した村~	遠藤 誠作 全国簡易水道協議会経営アドバイザー-他 前田 芳 ほか	隔月刊誌「水道」vol.65 No.5	2020年
26	簡易水道事業の現場 第7回 御杖村 ~条例で水道水源を保護~	遠藤 誠作 全国簡易水道協議会経営アドバイザー-他 片岡保昌 ほか	隔月刊誌「水道」vol.66 No.1	2021年
27	簡易水道事業の現場 第8回 普爾村~簡易水道再編事業と県の技術支援で運営改善~	遠藤 誠作 全国簡易水道協議会経営アドバイザー-他 木治清英 奈良県宇陀郡普爾村地域建設課主事	隔月刊誌「水道」vol.66 No.2	2021年
28	簡易水道事業の現場 第9回 天川村~奈良県の最高峰・世界遺産・名水百選・源流の村~	遠藤 誠作 全国簡易水道協議会経営アドバイザー-他 中森一 奈良県吉野郡天川村産業施設課課長補佐	隔月刊誌「水道」vol.66 No.3	2021年
29	簡易水道事業の現場 第10回 上北山村~大阪市内から52時間半の秘境・日本の「聖地」の水道	遠藤 誠作 全国簡易水道協議会経営アドバイザー-他 岩本達幸 ほか	隔月刊誌「水道」vol.66 No.4	2021年
30	簡易水道事業の現場 第11回 十津川村~面積は奈良県の1/5、日本一広い村の簡易水道	遠藤 誠作 全国簡易水道協議会経営アドバイザー-他 鎌塚康史 ほか	隔月刊誌「水道」vol.66 No.5	2021年
31	簡易水道事業の現場 第12回 下北山村~特色ある村づくり・Uターン水道技術者がプロの施設管理	遠藤 誠作 全国簡易水道協議会経営アドバイザー-他 福本浩典 ほか	隔月刊誌「水道」vol.66 No.6	2021年

表 4-4 文献リスト(3)

番号	題名・内容等	執筆者	掲載誌等	発行年
32	簡易水道事業の現場 第13回 奈良県111村の簡易水道から学ぶこと～連載を終えて～	遠藤誠作 全国簡易水道協議会経営アドバイザー	隔月刊誌「水道」vol.67 No.1	2022年
33	人口減少下における水道施設計画のあり方に関する一考察 (その1) -岩手中部水道企業団をモデルとして-	眞柄泰基 岩手中部水道企業団 菊池明敏 ほか	隔月刊誌「水道」vol.66 No.3	2021年
34	人口減少下における水道施設計画のあり方に関する一考察 (その2) -将来における水道施設のダウンサイジング-	眞柄泰基 岡中孝美 日水コン ほか	隔月刊誌「水道」vol.66 No.4	2021年
35	人口減少下における水道施設計画のあり方に関する一考察 (その3) -将来における水道施設計画の課題-	眞柄泰基 岡中孝美 日水コン ほか	隔月刊誌「水道」vol.66 No.5	2021年
36	水道サービースが止まらないために-水道事業の再構築と官民連携-	宮脇淳 北海道大学公共政策大学院教授 眞柄泰基 北海道大学公共政策大学院教授 ほか	書籍	2007年
37	地域自立管理型水道を活用したこれからの地方水道	「地域自立型の次世代型・水インフラマネジメントシステムへの転換」 研究開発チーム 北海道率総合研究機構、北海道大学他	戦略的イノベーション創造プログラム インフラ維持管路・更新・マネジメント技術 研究成果資料	2019年
38	簡易水道事業の現状と統合後の課題	余湖典昭 King株式会社北海道支店 他	北海学園大学工学部研究報告(49)	2022年
39	USEPA_Small System Compliance Technology List for the Non-Microbial Contaminants Regulated Before 1996			1998年
40	小規模水道の再構築に関する取組み	木村直人 水道技術研究センター 小澤憲司 水道技術研究センター ほか	H25水道研究発表会講演集, 70-71	2013年
41	小規模水道の再構築に関する取組み (Ⅱ)	木村直人 水道技術研究センター 小澤憲司 水道技術研究センター ほか	H26水道研究発表会講演集, 60-61	2014年
42	小規模水道の再構築に関する取組み (Ⅲ)	田中稔 水道技術研究センター 木村直人 水道技術研究センター ほか	H27水道研究発表会講演集, 94-95	2015年
43	小規模水道事業の支援方策-給水手法の検討例-	田中稔 水道技術研究センター 木村直人 水道技術研究センター ほか	H28水道研究発表会講演集, 188-189	2016年
44	人口減少下における小規模集落への給水手法検討事例 -検討対象地区における経済性と維持保全性の評価-	田中稔 水道技術研究センター 松永隆宏 水道技術研究センター ほか	H29水道研究発表会講演集, 188-189	2017年

表 4-5 文献リスト(4)

番号	題名・内容等	執筆者	掲載誌等	発行年
45	小規模集落における運搬給水の実施	末永慎一郎 宮崎市上下水道局 坪田熱史 宮崎市上下水道局	H30水道研究発表会講演集,172-173	2018年
46	小規模水供給システムの維持管理の実態に関する調査	浅見真理 国立保健医療科学院 阿部功介 国立保健医療科学院 ほか	H30水道研究発表会講演集,174-175	2018年
47	鳥取県智頭町の小規模集落における水供給システムの現状と住民意識調査	野坂幸寿 鳥取大学 増田貞則 鳥取大学 ほか	H30水道研究発表会講演集,176-177	2018年
48	多様な給水手法の検討	板本真治 広島市水道局	H30水道研究発表会講演集,178-179	2018年
49	小規模水道事業の広域連携と官民連携 一段階的なスタートの発想—	木本邦彦 木古内町建設水道課	R1水道研究発表会講演集,136-137	2019年
50	小規模集落における水供給システムの維持管理に関する実態および記録保存等の状況調査	岩田千加良 鳥取大学 増田貞則 鳥取大学大学院	R1水道研究発表会講演集,214-215	2019年
51	兵庫県の小規模水道の効率的な維持管理方法に関する調査研究	鎌田森子 神戸大学大学院 内海留美子 神戸大学 ほか	R2水道研究発表会講演集,108-109	2020年
52	小規模集落が管理する水供給システムの維持管理に関する作業負担の実態	増田貞則 鳥取大学 堤晴彩 鳥取大学 ほか	R2水道研究発表会講演集,110-111	2020年
53	小規模集落が維持管理する水供給システムの実態及び民間団体からの支援に関する意向調査	堤晴彩 鳥取大学 増田貞則 鳥取大学 ほか	R2水道研究発表会講演集,112-113	2020年
54	小規模水道・水供給システムの維持管理に関する経営コミュニケーション	木村昌弘 国立保健医療科学院 浅見真理 国立保健医療科学院 ほか	R3水道研究発表会講演集,100-101	2021年
55	小規模水道・水供給システムの類型化と水質管理の最適化に関する検討	浅見真理 国立保健医療科学院 山口岳夫 国際厚生事業団 ほか	R3水道研究発表会講演集,102-103	2021年
56	小規模集落が維持管理する水供給システムの持続可能なあり方—外部団体からの支援の実現可能性に関する調査研究—	堤晴彩 鳥取大学 増田貞則 国立保健医療科学院 ほか	R3水道研究発表会講演集,104-105	2021年
57	人口減少集落における水道の給水継続方法に関する一考察—管路給水維持困難地域、特に孤立散在住居への給水方法について—	石井晴夫 東洋大学大学院経営学研究科客員教授、東洋大学名誉教授 安藤茂 公益財団法人 水道技術研究センター 理事長	月刊「公営企業」2021年8月	2021年

2) 文献要旨

文献の要旨を表 4-6 から表 4-31 に示す。

表 4-6 文献要旨(1)

文献名 No. 1	小規模水道事業の課題と改善策 -安全な水道水の供給を目指して- (上)	執筆者	眞柄泰基 (北海道大学大学院工学研究科教授)
掲載誌	隔月誌「水道」vol. 45 No. 4 2000	発行日等	2000年
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 水道事業について、日本の文化から歴史的背景も含め、水道事業が抱える問題点、改善策等についての講演録。</p> <p>(2) 水道のみが水を供給する社会になり、水道が無くなったら日本の地域社会が成立しない時代である。</p> <p>(3) 水道により供給される感染症のまん延、消火用水の供給などの便益の対価として水道料金をもらうことが重要でこの循環が止まったら水道はおしまい。</p> <p>(4) 日本の水道は独立採算制ではあるが、地方議会が料金設定に関与することによって、地方の政治的な問題となり、実質的に独立採算制が不可能になって、結果的に水道事業が不採算化をしている。</p>			
文献名 No. 2	小規模水道事業の課題と改善策 -安全な水道水の供給を目指して- (下)	執筆者	眞柄泰基 (北海道大学大学院工学研究科教授)
掲載誌	隔月誌「水道」vol. 45 No. 5 2000	発行日等	2000年
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 水道事業について、日本の文化から歴史的背景も含め、水道事業が抱える問題点、改善策等についての講演録。本稿ではアメリカ合衆国の水道事業や小規模水道における各種取組について紹介し、日本の水道事業への適用等について考察。</p> <p>(2) 小規模水道事業が多いアメリカ合衆国でも日本の簡易水道同様に深刻な問題を抱えており、問題解決のためにアメリカの水道界では「低コストの浄水技術」、「財政基盤整備のための体制整備」、「小規模水道従事者への経営、マネジメントあるいはオペレーション（経営戦略）を含めた研修の実施」を提言している。</p> <p>(3) アメリカにおける3つの提言と同様なことを日本の国なり、簡水協が提供する場合、簡易水道を運営する市町村長さんや従事者の方が受け止める体制になっていないとだめ。</p> <p>(4) 小規模水道向けの低コスト浄水技術をどのように提供するか。</p> <p>(5) 水道法の改正を契機として経営の体制をもう一度考え直そうという方向に行くのではないかと見ている。自己責任体制に移行していることから、自分のところの水道はどれを選ぶかということを考えなければならない時代に来ている。</p> <p>(6) アメリカの資格制度や浄水・配水方法に対する考え方を参考に、日本ではどうするのかということを考える糸口にして欲しい。</p>			
文献名 No. 3	水道水源事故に強い水道は	執筆者	眞柄泰基 (北海道大学環境ナノ・バイオ工学研究センター客員教授)
掲載誌	隔月誌「水道」 11月号	発行日等	2012年
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 利根川流域におけるホルムアルデヒドによる水質汚染事故が発生したことを受け、水道水源事故、浄水処理方式について、認可時から原水水質が大きく変化していることを考慮し、浄水処理方式の変更を含めた対策を講じるよう警鐘を鳴らしている。</p> <p>(2) 流域では表流水の繰り返し利用が行われており、上中流域の汚染が同一流域内の中小水道から大水道まで影響を等しく受けるようになっている。</p> <p>(3) 人材が枯渇しつつあるなか、少なくとも流域単位で水運用に係る人材を共有し、変貌した水道水源流域につながる水道サービス水準の維持を可能にする。</p>			

注) 敬称略。役職等は発表当時のもの。役職名が複数記載の場合は「他」と記述

表 4-7 文献要旨(2)

文献名 No. 4	値上げを決するまでの8年間	執筆者	清野 馨 (石狩市建設水道部 参事)
掲載誌	隔月誌「水道」 vol. 58 No. 1 2013	発行日等	2013年
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 27年ぶりの水道料金の値上げを実施するにあたり、値上げに至る8年間の石狩市の取組についての報告。</p> <p>(2) 様々なコスト削減に取り組んだものの、人口減少や経済・雇用情勢の低迷による料金収入の減少の中で上水道と簡易水道の統合による支出増により、赤字体質となる。</p> <p>(3) 引き続きコスト削減に努めたものの、老朽化施設の更新や耐震化を計画的に進めるには「料金値上げ」が不可避な状況となった。</p> <p>(4) 市議会に提案する前に、市議会議員や住民への事前説明に着手。住民説明会では住民からの厳しい言葉もあり、事前の広報活動の足りなさに反省しつつも、以前より取り組んできた住民などに対する丁寧な情報発信と価値観の共有に助けられたと感じる。</p> <p>(5) 住民全ての理解と合意を得ることは、こと値上げに関してはなかなか容易ではない。</p>			
文献名 No. 5	小規模水道の経営管理と企業会計 No. 1 運営状況と法適用の意義	執筆者	遠藤誠作 (北海道大学大学院公共政策学研究中心研究員)
掲載誌	隔月誌「水道」 vol. 58 No. 1 2013	発行日等	2013年
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 簡易水道事業への地方公営企業法に基づく財務規定適用を視野に、企業会計について記述されたもの。</p> <p>(2) 法非適用の公営企業の経営上の問題点は財政状況を考慮せず施設を整備し、原価を考えずに料金設定が行われていること。</p> <p>(3) 政治的判断で整備された水道の運営は使用料だけでは賄えないが、基準外の繰入は一般会計に過度の負担を強いることとなる。</p> <p>(4) 適切な会計管理で持続可能な公営企業の経営が可能となる。企業会計化は経営判断、意思決定を行うための機能を持った企業会計により、経営を管理することを意味する。</p> <p>(5) 繰入金に頼る収益構造から使用料で原価を回収するような経営改革が必要。</p> <p>(6) 簡易水道の経営において取り組む目標は、財務内容、経営状況の明確化、透明化を図り、住民への説明責任を果たしながら、将来を予測した経営方針を立て、長期的な健全経営を目指すこと。</p> <p>(7) 老朽化した施設の更新をしながら運営を続けるには資産と負債の状況を把握し、収益と費用を期間対応させることが必要。</p> <p>(8) 経営改革を考えないと、体力のない中小自治体や収支の合わない簡易水道は財政悪化を防ぎきれなくなる。</p>			
文献名 No. 6	小規模水道の経営管理と企業会計 No. 4 法適用準備作業の流れ	執筆者	遠藤誠作 (北海道大学大学院公共政策学研究中心研究員)
掲載誌	隔月誌「水道」 vol. 58 No. 4 2013	発行日等	2013年
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 法適用化に必要な15項目の作業について、その内容とポイントについて述べられたもの。</p> <p>(2) 他団体の事例を参考にすることがよい。その際、参考にする団体の規模に留意することが必要。</p> <p>(3) 関係部局との調整においては、庁内横断的なチームを編成することも一つの方法。</p> <p>(4) 条例、規則等の整備については、法適用を行った他市町村の例規集が参考になる。</p> <p>(5) 公営企業会計への理解を深める必要があるため、職員の公営企業会計に対する知識取得と経営意識の啓発を目的に職員研修を行うこと。</p> <p>(6) 企業会計方式への移行により、出納取扱金融機関等の指定と告示が必要となる。また、変更点につて金融機関に事前に説明、調整する。</p> <p>(7) 法適用化に係る準備作業は臨時的に発生する作業のため、外部委託を検討することもよい。国からの財政措置も活用したい。</p> <p>(8) システムの導入にあたっては、各業者のシステムを比較検討するが、企業会計の経験がないと判断が難しいので、余裕をもって早めに検討に着手する。</p>			

注) 敬称略。役職等は発表当時のもの。役職名が複数記載の場合は「他」と記述

表 4-8 文献要旨(3)

文献名 No. 7	小規模水道の経営管理と企業会計 No. 5 資産評価の仕方	執筆者	遠藤誠作 (北海道大学大学院公共政策学研究中心研究員他)
掲載誌	隔月誌「水道」 vol. 58 No. 5 2013	発行日等	2013 年
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 法適用化にあたり、スタート時の財政状況を明らかにするための資産評価について記述されたもの。</p> <p>(2) 資産の把握に多くの時間が費やされるため、減価償却費の算出基礎となる資産台帳の整備が大切となる。</p> <p>(3) 評価方法は①簡易、②標準及び③詳細の3つの手法があるが、会計処理に用いる減価償却費を算出すると割り切り、事業体規模に合った整理でもよい。</p>			
文献名 No. 8	小規模水道の経営管理と企業会計 No. 6 (最終回) 企業会計は「貸借対照表」から始まる	執筆者	遠藤誠作 (北海道大学大学院公共政策学研究中心研究員他)
掲載誌	隔月誌「水道」 vol. 58 No. 6 2013	発行日等	2013 年
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 企業会計の基本になる「貸借対照表」を理解するためのポイントと作成手順及び活用方法について</p> <p>(2) 企業経営の観点から、公営企業会計の導入は待ったなしの状況にある。</p> <p>(3) 小規模の水道事業が法適用する際の作業を軽減するためのポイントについて記述。</p> <p>(4) 法適用準備には特別交付税による財政支援があるものの、4分の1程度であり、近隣自治体と共同で一部委託するなど、予算をかけない方法を考える必要がある。</p>			
文献名 No. 9	管路更新率向上方策について -水道管路のベストミックス-	執筆者	清野 馨 (石狩市建設水道部工務課長・水道技術管理者)
掲載誌	隔月誌「水道」 vol. 59 No. 1 2014	発行日等	2014 年
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 水道事業の財政が厳しい中で管路更新率を向上させるための考え方等について、北海道石狩市の取組を基に記述されたもの。</p> <p>(2) 管路更新率を上昇させるために3つの視点「選択と集中」、「ダウンサイジング」、「LCCの低減」を意識している。</p> <p>(3) 管路更新にあたり、「基幹管路」、「配水支管」、「限界集落地域への管路」と3つのグループに分け、採用する管種を定めることで工事費用を20%以上ダウンさせている。</p> <p>(4) 中小水道の事業者は情勢が悪くなってから慌てても遅く、大水道を盲信し、その政策を単に真似する事はやめるべき。</p>			
文献名 No. 10	中小水道における水道施設更新のABC	執筆者	清野 馨 (石狩市建設水道部水道施設課長(水道技術管理者))
掲載誌	隔月誌「水道」 vol. 59 No. 3 2014	発行日等	2014 年
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 施設更新に関する北海道石狩市の取組を紹介。</p> <p>(2) 中小水道職員は大水道職員の高い志を見習うべきではあるが、盲信して大水道の施策を単に真似することはやめるべき。</p> <p>(3) 中小水道職員が「為すべきこと」、「持つべき意気込み」、「目指すべき基本姿勢」を提言。 為すべきこと：事業者内の悪循環に陥っていないかセルフチェックをすること 持つべき意気込み：適正なバランス感覚と戦略的でしたたかなオリジナルな水道政策を想像しようとする意気込み 目指すべき基本姿勢：今変えなければ危うくなるという危機感を持って決断する姿勢</p> <p>(4) 明らかに実現できないベストより、まずは実現できる得るベターな選択をしつつ、身の丈に合った一歩を踏み出すことが大切。</p>			

注) 敬称略。役職等は発表当時のもの。役職名が複数記載の場合は「他」と記述

表 4-9 文献要旨(4)

文献名 No. 11	近未来の人口動態と水道	執筆者	小笠原紘一 (全国簡易水道協議会技術アドバイザー)
掲載誌	隔月誌「水道」 vol. 59 No. 5 2014	発行日等	2014年
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 近い将来に確実に生じる人口減少による水道事業への影響について提言。</p> <p>(2) 将来、社会を維持する主体となる生産年齢人口の配分が議論されることとなり、水道に人材が回ってくる保証はない。</p> <p>(3) 水道施設の更新が話題の中心であり、ベテラン職員の退職に備えて技術の継承問題よりも多くの力が費やされており、対応遅れにならないか心配している。</p> <p>(4) 人口減少下、小規模水道での施設改良には限界があり、ソフト面と合わせた総合的な戦略が必要。</p> <p>(5) 引き継いでいくために、人口規模が7桁に広がる水道群を一つの手のひらに乗せて同じ目線で考える時が来ている。</p>			
文献名 No. 12	水道サービスを担う人材の確保	執筆者	眞柄泰基 (全国簡易水道協議会 相談役)
掲載誌	隔月誌「水道」 vol. 61 No. 3 2016	発行日等	2016年
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 水道事業の持続性を確保する水道事業者、民間事業者、地域住民等のステークスホルダーとの信頼関係が必要で、水道水の量・質、災害対応、人材確保、財政等のリスク管理を的確に行うことが求められる。</p> <p>(2) 水道関係団体では各種資格認定制度や講習会を実施しているが、講習内容の技術レベル等の協議や調整が行われていないことが問題。</p> <p>(3) 水道事業の業務と人材開発の現状を見ると、人材確保の観点から水道サービスの持続性は期待できず、水道事業の統合による規模による便益を活用すべき。また、民間や他の事業者に事業件を譲渡する方式もある。</p> <p>(4) 人材確保についてはアメリカ合衆国内の事例を参考に、水道事業従事者のレベルに応じた研修プログラムを国・学会・協会で作成し、水道法に定める資格を強化しつつ、有資格者の待遇・処遇向上の要件とする。</p> <p>(5) 技能研修制度を活用することも提言されている。</p> <p>(6) 少子高齢化社会で水道サービスを持続させるには人材開発を継続的に実施しなければならない。官民学が連携し、統一した人材開発体制を日本で確立すべきとしている。</p>			
文献名 No. 13	水道事業の基盤強化に向けて	執筆者	眞柄泰基 (全国簡易水道協議会 相談役)
掲載誌	隔月誌「水道」 vol. 61 No. 7 2016	発行日等	2016年
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 水道サービスを提供し続けるには、施設の機能が万全であるように、保守点検や必要に応じた更新を行うための人材、資金の確保がなされていなければならない。</p> <p>(2) 人口減少等による給水量の減少は、料金収入の減少のみならず、過剰な施設を抱え込むことで経済性も低下させる。</p> <p>(3) 水道法の改正を次世代の水道を構築するための制度や方策を打ち立てる千載一遇のチャンスである。</p>			

注) 敬称略。役職等は発表当時のもの。役職名が複数記載の場合は「他」と記述

表 4-10 文献要旨(5)

文献名 No. 14	Case study CASE. 6 水道広域化における県の役割 ～磯城郡における水道広域化と今後の取組 方針～	執筆者	浦山博幸 (奈良県地域振興部地域政策課 主幹)
掲載誌	隔月誌「水道」 vol. 61 No. 5 2016	発行日等	2016 年
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 奈良県では平成の大合併の際、市町村合併が進まず、行財政基盤がぜい弱な市町村が多く存在している状況から、協議会を立ち上げ、県と市町村の役割分担と方向性について検討を進めていた。「水道運営の連携」も取組の一つとされた。</p> <p>(2) 平成 23 年 12 月に策定した「県域水道ビジョン」において、県内を 3 つのエリアに分類し、県営水道が保有する施設、水源、人材、技術力までを含めた水道資産を圏域全体で有効活用するため、県と市町村の連携などについて県がリーダーシップを発揮している。また、県の水道行政部門を必要に応じて県の別部署に移管させた。</p> <p>(3) 県水受水区域の市町村に対しては「二重投資の防止し、投資の最適化を図る」として、県水 100%への転換を図るとともに、県営水道の料金改定を実施し、本来市町村がアセットマネジメントとして取り組む内容を県が実施し、市町村に提示することとした。</p> <p>(4) 複数市町村での水道広域区域においては、営業業務の共同化等のシミュレーションを県で実施し市町村に示した。一部市町村において、水平統合へ向けて動き出した。これらの市町村へは広域化に対する支援を県から行う。</p> <p>(5) 市町村単独での水道料金、県営水道との垂直統合によるシミュレーションを県で実施し、市町村に提案して将来の広域化の方針を決めたい。また統合してもなお多くの課題が残る簡易水道については、経営面、管理面双方から支援するための組織検討を行う予定。</p>			
文献名 No. 15	簡易水道事業の法適用実務 第 1 回 地方公営企業法を適用して簡易水道事業を運営する	執筆者	遠藤誠作 (全国簡易水道協議会経営アドバイザー他)
掲載誌	隔月誌「水道」 vol. 62 No. 2 2017	発行日等	2017 年
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 簡易水道に企業会計を適用する場合の手順について、図を多用して分かりやすく解説を行うことを主眼に記述されたもの。</p> <p>(2) 独立採算で経営することが困難な小規模事業では、経営管理をするための会計処理が目的であることから、「財務適用」で十分である。</p>			
文献名 No. 16	公営企業会計適用について自由闊達な議論を～総務省による新たなロードマップの策定について～	執筆者	清野 馨 (石狩市建設水道部水道担当部長)
掲載誌	隔月誌「水道」 vol. 63 No. 5 2018	発行日等	2018 年
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 法的化の更にある課題として、国、首長、水道事業者、住民にそれぞれ考えて欲しい課題について提言。</p> <p>(2) 小規模事業の現場の実態を示し、法非適用の状態では独立採算制の確保、費用と料金収入の関係を把握することが困難となり、事業の持続性を担保することへの制約条件となる。</p> <p>(3) 公営企業会計への移行は対象事業の規模や地勢的な条件も加え、実情に応じて適時移行できるようにしてはどうか。</p> <p>(4) 採算をとりえない簡易水道事業に対して企業会計方式を適用すると、収支の均衡を図るために現実的ではない料金を使用者に求めるか、さらなる一般会計からの繰り出しが必要となる。一方で不採算を理由に事業をすぐに取りやめることもできないジレンマを抱えている。</p> <p>(5) 基準外繰入は全て地方交付税による財源措置がない一般財源であり、それに頼ることは事業の持続性を担保するどころか、会計の不安定化を招く。</p> <p>(6) これら、企業会計適用では可視化しにくい現場の事態、隠れたリスクを踏まえつつ、法適用化後に検討せざるをえなくなる上水道事業などとの会計統合を見据え、首長、都道府県との意見交換をしておくべき。</p>			

注) 敬称略。役職等は発表当時のもの。役職名が複数記載の場合は「他」と記述

表 4-11 文献要旨(6)

文献名 No. 17	水道の未来を支える三つの礎 (その1 人材育成)	執筆者	清野 馨 (石狩市建設水道部水道担当部長)
掲載誌	隔月誌「水道」vol. 63 No. 6 2018	発行日等	2018年
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 団塊世代職員の大量退職と職員採用の抑制、短い人事サイクルにより、技術が継承されずにスペシャリストが育っていない状況下で、どのように引き継いでいく世代を育てるか、考えを述べたもの。</p> <p>(2) 職人技的な内容に加え、その町の水道の将来像を描く水道ビジョンの策定に向けた基礎資料作りに携わらせること。</p> <p>(3) 水道事業を深く知ることになり、客観的な自己評価から課題や問題点をあらわにして認識することで、解決や回避方策について先輩職員などととも考えられるようにするためである。</p>			
文献名 No. 18	水道の未来を支える三つの礎 (その2 広報活動)	執筆者	清野 馨 (石狩市建設水道部水道担当部長)
掲載誌	隔月誌「水道」vol. 64 No. 1 2019	発行日等	2019年
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 多くの水道事業者の持続可能な水道サービスの提供を阻む各種のジレンマを、住民と乗り越えていくための広報活動について、自信に経験に基づき記述。</p> <p>(2) 住民にとって痛みを伴う政策は、事前に住民に十分に提供されていないことから唐突感があり、不人気となって、首長や議員には自らの首を絞めることになるとのインセンティブが働く。</p> <p>(3) 水道事業者が取り組まなければならないことは、ジレンマを事前に解消させる、もしくは首長や議員が許容できる範囲にまで小さくさせておく環境づくりである。</p> <p>(4) 日頃より水道事業を住民に広く知ってもらうことと、水道事業者の経営体質基盤強化への取組みの2点である。なお、痛みを伴う水道政策の緊急性が高まってからでは遅い。</p> <p>(5) 広報の内容は「1. 水道事業の概要とどのようにして安全な水が守られているか」、「2. 水道料金の使われ方」、「3. 経費削減への努力」、「4. 施設の老朽度や耐震性など」、「5. 収支のバランス」であり、可能な限り図表や写真、挿絵を用いることと、小分けにして連載させることがよい。</p>			
文献名 No. 19	水道の未来を支える三つの礎 (その3 仲間づくり)	執筆者	清野 馨 (石狩市建設水道部水道担当部長)
掲載誌	隔月誌「水道」vol. 64 No. 2 2019	発行日等	2019年
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 中小規模水道事業を「パイロット不在の飛行機」に例え、中小簡易水道従事者の実態を憂い、いかに直面する課題を回避するか、人とのつながりを軸にしてお考えを示した内容。</p> <p>(2) 水道事業者は筋肉質な経営体質になるべく、各種取り組みを行うに併せて、首長にも正しい認識を持ってもらうために管理職や中堅職員が話し合いの場を設け、課題について議論を重ねるべきとしている。</p> <p>(3) 中堅職員を含む実務担当者は近隣事業者との横のつながりに加え、現場に精通している民間業者とも技術的な情報交換を通じて地域事情を知る仲間づくりが重要。</p> <p>(4) 事業者との連携は広域化などの検討を始める話題作りに、民間事業者との関係づくりは緊急時の対策立案の際に力になる。</p> <p>(5) 時間に余裕のない事業者も出てくる状況で、縮小再生産社会の先進地である地方がどのように残っていくのかといった、ソフト面からの支援が、前例のない中で強く求められる中、コンサルタントの助力が一層必要となる。</p> <p>(6) 中小規模水道事業体には、都道府県や大規模水道も含めた関係業界からの積極的な指導、支援をお願いし、それを受ける事業者は提案を虚心坦懐に聞き入れ、行動へと移すべきとしている。</p>			

注) 敬称略。役職等は発表当時のもの。役職名が複数記載の場合は「他」と記述

表 4-12 文献要旨(7)

文献名 No. 20	簡易水道事業の現場 第1回 連載を始めるにあたって	執筆者	遠藤誠作 (全国簡易水道協議会経営アドバイザー他)
掲載誌	隔月誌「水道」vol. 65 No. 1 2020	発行日等	2020年
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 簡易水道について水道法と地方公営企業法に基づき説明。また、簡易水道事業の運営状況、稼働効率、財政などについても言及。</p> <p>(2) 奈良県内 11 村の簡易水道事業について、現状と課題を整理。奈良県内に限らず、全国の簡易水道と共通する点が多い。</p> <p>(3) 簡易水道の事業運営、経営管理、将来の事業運営について実情と懸念される事項を明らかにしている。</p> <p>(4) 人口減少の影響は大きく、料金を2倍にしても既設施設を維持することで精いっぱいの見込みであり、更新するもの、時期を見て停止するものを分けないと対処できなくなる。</p> <p>(5) 給水人口が100人を下回る施設は飲料水供給施設の移行や個別対応への切り替えも選択肢としないと、個別対応した場合の工事費を超えるような共同施設は維持できない。</p> <p>(6) 料金設定について、維持管理費部分は利用者負担で賄わないと、財政規律が乱れ、自治体の存亡にかかわる事態を招くとし、住民に負担増をお願いして理解を得て、住民の負託にこたえるのが行政の役目。</p>			
文献名 No. 21	簡易水道事業の現場 第2回 東吉野村 ～水道施設の管理ノウハウを伝承する～	執筆者	遠藤誠作(全国簡易水道協議会経営アドバイザー) 岩本克之(奈良県吉野郡東吉野村地域振興課課長補佐) 松岡正起(同主査)
掲載誌	隔月誌「水道」vol. 65 No. 2 2020	発行日等	2020年
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 東吉野村の水道事業の沿革と運営及び管理に関する実情報告。</p> <p>(2) 平成29年4月に7簡易水道、4飲料水供給施設、3旧簡易給水施設をソフト統合。</p> <p>(3) 管理は村直営。担当職員は3名で兼務である。</p> <p>(4) 旧飲料水供給施設と旧簡易給水施設は、1施設当たりの給水人口が平均25人で高齢化や人口減少で利用者が減少している状況、公営企業として運営することは困難。</p> <p>(5) 従来から施設管理マニュアルを作成し、また、奈良県の技術支援により「簡易水道管理マニュアル」を整備した。担当職員の交代や新人教育に用いており、真価を発揮しているが、加筆修正できるようにしないと現場と乖離して使えなくなることが注意事項。</p>			
文献名 No. 22	簡易水道事業の現場 第3回 山添村 ～地域の組合が支えた水道の歴史～	執筆者	遠藤誠作(全国簡易水道協議会経営アドバイザー) 中西利昌(奈良県山辺郡山添村環境衛生課課長) 石原一弘(同課長補佐) 井ノ尾篤志(同主査)
掲載誌	隔月誌「水道」vol. 65 No. 3 2020	発行日等	2020年
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 山添村の水道事業の沿革と運営及び管理に関する実情報告。</p> <p>(2) 平成21年に18の簡易水道事業をソフト統合した。</p> <p>(3) 施設整備は村が行い、管理は地域の水道組合であったが、平成24年度に一部村に移管された。水道担当の職員は3名で兼務。また、巡回管理のため、会計年度任用職員を6名雇用し3班編成で対応に当たっている。</p> <p>(4) 平成30年度の給水原価は478円、供給単価は293円であり、地方債償還金の負担が大きく、収益をもって費用を賄えず、一般会計繰入金により収支を合わせている。</p> <p>(5) 水道事業の課題として、村の簡易水道は小規模施設が広範囲に点在することから、施設整備に対する収益力は低い。このため、独立採算で経営するのは困難ではあるが、可能な限り受益者負担の原則を徹底する一方、コスト削減が必要であるとしている。</p>			

注) 敬称略。役職等は発表当時のもの。役職名が複数記載の場合は「他」と記述

表 4-13 文献要旨(8)

文献名 No. 23	簡易水道事業の現場 第4回 野迫川村 ～コミュニティがささえて きた小さな村の小さな水道～	執筆者	遠藤誠作 (全国簡易水道協議会経営アドバイザー) 鶴谷純也 (奈良県吉野郡野迫川村建設課長) 坂本龍一 (同主査)
掲載誌	隔月誌「水道」vol. 65 No. 4 2020	発行日等	2020年
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 山添村の水道事業の沿革と運営及び管理に関する実情報告。</p> <p>(2) 5つの簡易水道と6つの飲料水供給施設で給水を実施。H29年3月にソフト統合を実施し、1簡易水道となっている。</p> <p>(3) 整備は村が行い、維持管理は地域の水道組合が担っている。村は建設課が対応、他のインフラに係る業務も行っており、水道の業務割合は0.2人程度。</p> <p>(4) 簡易水道の給水原価(855円)と供給単価(119円)の差が大きく、不足分は一般会計からの繰り出して補填しており、独立採算では運営困難。</p> <p>(5) H30年度の予算の歳入、歳出を見ると、金額が大きいのは水道使用料見合いの金額を維持管理費補助金として地域の管理組合に交付している負担金、二番目は水質検査費用となっている。</p> <p>(6) 今後の水道運営についての課題は次のとおりされている。</p> <p>(7) 村直営による管理を要望されているが、職員の大幅な増員が必要で対応に苦慮している。</p> <p>(8) 膜ろ過装置の維持管理費が高額であり、年間50万円の使用料収入では限度がある。</p>			
文献名 No. 24	簡易水道事業の現場 第5回 川上村 ～水源の村・簡易水道組合 と連携して維持管理～	執筆者	遠藤誠作 (全国簡易水道協議会経営アドバイザー) 森脇深 (奈良県吉野郡川上村水源地課課長) 杉田好平 (同主事)
掲載誌	隔月誌「水道」vol. 65 No. 5 2020	発行日等	2020年
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 山添村の水道事業の沿革と運営及び管理に関する実情報告。</p> <p>(2) 12の簡易水道と2つの飲料水供給施設で給水を実施。H21年3月にソフト統合を実施し、1簡易水道となっている。</p> <p>(3) 施設整備は村が行い、維持管理の一部は水道組合が担っている。</p> <p>(4) 旧飲料水供給施設では、高齢化や人口減少で利用者が減っていることが課題</p> <p>(5) 村の水道整備計画を手がけてきたコンサルタントと水道施設台帳を整備した。</p> <p>(6) 簡易水道は給水原価と供給単価の差が大きく、不足分は一般会計から繰り出しており、独立採算では運営できない状況。</p> <p>(7) 一部の維持管理を水道組合が担っていることを勘案すれば、維持管理費用は使用者が負担、整備費用は村が負担する過疎地の水道事業の財政フレームが見えてくる。</p> <p>(8) 最大の費用は水質検査費。</p>			
文献名 No. 25	簡易水道事業の現場 第6回 黒滝村 ～40年前に簡易水道施設台帳 を作成した村～	執筆者	遠藤誠作 (全国簡易水道協議会経営アドバイザー) 前田齊 (奈良県吉野郡黒滝村林業建設課課長) 中西勝己 (同主幹)、森本智晃 (同係長)
掲載誌	隔月誌「水道」vol. 65 No. 5 2020	発行日等	2020年
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 黒滝村の水道事業の沿革と運営及び管理に関する実情報告。</p> <p>(2) 平成28年3月に2簡易水道と4飲料水供給施設をソフト統合して、1簡易水道となっている。</p> <p>(3) 簡易水道の管理は一部を除く村が行っている。村の水道担当職員は2名だが、他の業務との兼務。</p> <p>(4) 地元管理の課題として「①輪番制で管理に差がある」、「②薬液の管理が難しい」、「③ろ過池の清掃が一様でなく、ろ過砂の消耗が早い」点である。</p> <p>(5) 少子高齢化、若者の村外転出などにより料金収入が減少し、費用を賄えないため、一般会計からの繰入に依存している。</p> <p>(6) 施設や設備に費用がかからないため、H30年度の給水原価(339.55円)は全国平均(383.25円)より約1割少ない。</p> <p>(7) 簡易水道施設台帳は約40年前に当時の担当者が作成している。</p> <p>(8) 当面の課題は老朽化が進んでいる浄水場や管路の更新や耐震化、停電などの災害時への対応である。</p>			

注) 敬称略。役職等は発表当時のもの。役職名が複数記載の場合は「他」と記述

表 4-14 文献要旨(9)

文献名 No. 26	簡易水道事業の現場 第7回 御杖村 ～条例で水道水源を保護～	執筆者	遠藤誠作（全国簡易水道協議会経営アドバイザー） 片岡保昌（奈良県宇陀郡御杖村住民生活課課長） 古谷依子（同課長補佐）、青海昌睦（同主任）
掲載誌	隔月誌「水道」vol. 66 No. 1 2021	発行日等	2021年
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 御杖村の水道事業の沿革と運営及び管理に関する実情報告。</p> <p>(2) 平成26年3月に4つの簡易水道をソフト統合して1簡易水道となっている。管理は村直営で、水道担当職員は1名。補助員2名が支援に回る体制。</p> <p>(3) 管理は村直営で、マニュアルはない。</p> <p>(4) 令和元年度の給水原価330円、供給単価202円。独立採算では運営できず、一般会計からの繰り出しで補填している。</p> <p>(5) 独自に水道水源保護条例を定め、水源を守っている。</p> <p>(6) 水道事業の課題は以下のとおり。</p> <p>①温泉施設や介護施設などの使用量で需要が急減することは無いが減少傾向であり、料金改定が必要。</p> <p>②施設の老朽化が進んでいる、管路は一部で更新事業を実施。今後、耐震化やスペックダウンに係る計画・設計を行う必要がある。</p> <p>③経常経費の削減</p>			
文献名 No. 27	簡易水道事業の現場 第8回 そこに 曾爾村～簡易水道再編事業と県の技術 支援で運営改善～	執筆者	遠藤誠作（全国簡易水道協議会経営アドバイザー） 木治靖英（奈良県宇陀郡曾爾村地域建設課主事）
掲載誌	隔月誌「水道」vol. 66 No. 2 2021	発行日等	2021年
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 曾爾村の水道事業の沿革と運営及び管理に関する実情報告。</p> <p>(2) 平成26年3月に4つの簡易水道を2つの水系に再編統合し、1簡易水道となる。</p> <p>(3) 管理は村が行っている。水道担当職員は1名で兼務。何かあれば他の課員が支援に回る体制。</p> <p>(4) 令和元年度の給水原価は637円、供給単価は235円。独立採算では運営できず、一般会計から繰り出しで補填している。</p> <p>(5) 奈良県から技術支援を受け、配水量分析に基づき漏水調査に着手した。また、人員削減、異動により維持管理のノウハウが継承されにくく、特にろ過地の維持管理が懸念されたため、検討を行っているとのこと。</p> <p>(6) 水道の課題は以下のとおり。</p> <p>①温泉施設や介護施設などの使用量で需要が急減することは無いが、減少傾向であり、料金改定が必要。</p> <p>②施設の老朽化が進んでおり、耐震化、ダウンサイジングを考慮した計画、設計に取り組む。</p> <p>③経常経費の削減としている。</p>			
文献名 No. 28	簡易水道事業の現場 第9回 天川村～奈良県の最高峰・世界遺産・ 名水百選・源流の村～	執筆者	遠藤誠作（全国簡易水道協議会経営アドバイザー） 中森圭一（奈良県天川村産業施設課課長補佐）
掲載誌	隔月誌「水道」vol. 66 No. 3 2021	発行日等	2021年
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 天川村の水道事業の沿革と運営及び管理に関する実情報告。</p> <p>(2) 平成29年3月に3つの簡易水道と経営統合し、1簡易水道となる。</p> <p>(3) 水道の管理は1地区を村直営、2地区を地元で管理。村の水道担当職員は3名で他業務と兼務である。何かあった場合は課員が支援に回る体制。地元管理のうち、1地区は高齢のため世代交代が迫られている。</p> <p>(4) 令和元年度の給水原価は供給単価を上回っている。不足分は一般会計から繰り出している。</p> <p>(5) 水道の課題は以下のとおり。</p> <p>①温泉施設などにより、急激に需要が落ち込むことは無いが、減少が続くので、料金改定が必要なこと</p> <p>②大量の塩ビ管と一部石綿管であり、老朽化による漏水が進んでいると考えられること。</p> <p>③経常経費の削減に努めること。</p>			

注) 敬称略。役職等は発表当時のもの。役職名が複数記載の場合は「他」と記述

表 4-15 参考文献(10)

文献名 No. 29	簡易水道事業の現場 第10回 上北山村～大阪市内から2時間半の秘 境・日本の「聖地」の水道	執筆者	遠藤誠作(全国簡易水道協議会経営アドバイザー) 岩本達幸(奈良県吉野郡上北山村建設課課長) 辻井隆之(同主管)
掲載誌	隔月誌「水道」vol.66 No.4 2021	発行日等	2021年
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 上北山村の水道事業の沿革と運営及び管理に関する実情報告。</p> <p>(2) 平成29年3月に3つの簡易水道と2つの飲料水供給事業を経営統合した。</p> <p>(3) 管理は村が行っている。村の担当職員は1名で兼務。何かあれば他の課員が支援に回る体制。また、水道OBを会計年度任用職員として雇用して管理にあたっている。</p> <p>(4) マニュアルは作成していない。</p> <p>(5) 平成29年度で回収率は59.49%。不足分は一般会計から繰り出している。</p> <p>(6) 水道の課題は以下のとおり。</p> <p>①料金収入の減少に対応するため、料金値上げを検討したいが、利用者は年金暮らしの高齢者が多く、踏み切れない。</p> <p>②浄水場の管理等を担当している臨時職員の後任者の確保、技術継承ができない。</p> <p>③給水契約を残したままの村外居住者が多く、各種事務処理、漏水発見の遅れなど、対応に苦慮。</p>			
文献名 No. 30	簡易水道事業の現場 第11回 十津川村～面積は奈良県の1/5、日本 一広い村の簡易水道	執筆者	遠藤誠作(全国簡易水道協議会経営アドバイザー) 鎌塚康史(奈良県吉野郡十津川村建設課課長) 松村哲也(同水道グループ長)、千葉陽一(同係 長)、中泉光稀(同主事)
掲載誌	隔月誌「水道」vol.66 No.5 2021	発行日等	2021年
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 新十津川村の水道事業の沿革と運営及び管理に関する実情報告</p> <p>(2) 平成28年3月に10簡易水道と4飲料水供給施設を統合した。</p> <p>(3) 管理は4地区を村直営、10地区を地元管理としている。村の水道は建設課で担当し、会計年度任用職員4名を含めた20人を道路、河川・ダム、水道の3グループに分けて行っている。</p> <p>(4) 直営管理地区での課題は高度な施設を導入しており、経常経費が高額になっていること。地元管理地区では良好な管理は3分の1程度で、住民の高齢化で村管理へ移行を望む声があること。カルキ臭に抵抗感を持つものもおり、塩素注入率の管理が難しいことが挙げられている。</p> <p>(5) 水道事業運営上の課題は以下のとおり。</p> <p>①地元管理から村管理に移行すると利用者の負担増になるため、水道事業審議会で議論が続いている。</p> <p>②地元管理水道の管理人の高齢化により維持管理に支障が出ている。</p> <p>(6) これからの事業経営として、「飲料水供給施設や戸別対応も視野に入れた施設規模の見直し」、「住民負担増への理解」、「地元管理水道の維持管理体制の整備」、「人材確保と育成」を挙げている。</p>			
文献名 No. 31	簡易水道事業の現場 第12回 下北山村～特色ある村づくり・Uター ン水道技術者がプロの施設管理	執筆者	遠藤誠作(全国簡易水道協議会経営アドバイザー) 福本浩典(奈良県下北山村農林建設課課長) 久保田智浩(同主事)
掲載誌	隔月誌「水道」vol.66 No.6 2021	発行日等	2021年
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 下北山村の水道事業の沿革と運営及び管理に関する実情報告。</p> <p>(2) 平成25年7月に4簡易水道と2飲料水供給施設を統合した。</p> <p>(3) 水道担当職員は1名</p> <p>(4) 運営の基本となる財源は水道料金。不足分を一般会計から補填しており、維持管理や資本費を賄うのは難しい。</p> <p>(5) 昭和63(1988)年から村内の水道設備業者に維持管理、補修などを委託している。</p> <p>(6) 水道事業運営上の課題は、少子高齢化などにより料金収入の確保が今後非常に難しくなることから、料金見直し、経費の削減を検討する必要がある。また、水道台帳の整備、公営企業会計への移行に対して、取り組む余力がないことから、県内簡易水道が共同で委託することで取り組んでいる。</p>			

注) 敬称略。役職等は発表当時のもの。役職名が複数記載の場合は「他」と記述

表 4-16 文献要旨(11)

文献名 No. 32	簡易水道事業の現場 第13回 奈良県11村の簡易水道から学ぶこと～ 連載を終えて～	執筆者	遠藤誠作(全国簡易水道協議会経営アドバイザー)
掲載誌	隔月誌「水道」vol.67 No.1 2022	発行日等	2022年
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 奈良県内11村の簡易水道の状況から、水道事業を継続するための方策について記している。</p> <p>(2) 水道料金からは、人口減少や水需要の減少により料金収入の確保が困難となる中、経常経費だけは使用料で賄うことを基本として料金設定を考える必要がある。</p> <p>(3) 料金回収率からは、類似団体と比較しても低い。支出に占める地方債償還の割合が大きく、その財源を一般会計繰り出しに依存しているためであり、料金改定が必要。</p> <p>(4) 水道台帳の整備、公営企業会計への移行については、経常業務に追われ余力がなく、ギリギリの対応を行っているのが現状。</p> <p>(5) 地域管理の簡易水道については管理人の高齢化、地区人口の減少で通常の維持管理に支障が生じており、管理方法の見直しが必要としている。村直営管理への移行や水道法適用外の施設への分離も選択肢になる。</p> <p>(6) 水道法適用外施設では、定期的な水質検査や消毒を行っていないことから、衛生上の不安を抱える地区がある。</p> <p>(7) これからの事業運営のため、飲料水供給施設への移行、戸別対応への切り替え、住民負担の増加、管理体制の再構築、人材確保と育成について検討、取り組む必要があるとしている。また、「かかりつけコンサルタント」の存在が大きいことから、設計、水道工事者などとの連携も欠かせないとしている。さらに、現状維持での施設更新は過大な施設を抱えることから、最小限の改良で延命させることも必要。</p>			
文献名 No. 33	人口減少下における水道施設計画のあり方 に関する一考察(その1) -岩手中部水道企業団をモデルとして-	執筆者	眞柄泰基(全国簡易水道協議会) 菊池明敏(岩手中部水道企業団) 近藤弘章(いであ) 馬場未央(東京設計事務所) 戸來伸一(東京設計事務所)
掲載誌	隔月誌「水道」vol.66 No.3 2021	発行日等	2021年
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 少子高齢化による人口減少、節水機器の普及による給水量の減少により、投資可能額が限定的となる中で水道サービスを維持できるように水道事業を最適化することを目的にしなければならないが、将来の水道像についての検討、提示が少ない。本稿は岩手中部水道企業団を対象に、人口推計や管路情報と連携し、将来の水道像の一端を明らかにすべく検討を行った結果を示したものの。</p> <p>(2) 検討方法は現況(2010年)におけるマッピングシステムの第3次メッシュ(縦横1km)の人口密度を算定、人口密度別ランク別に人口当たりの使用水量や面積当たりの配水管延長を算定する。算定した値を用いて将来(2050年)の人口密度ランク別に使用水量、配水管延長を算出、現況値と比較することで将来の配水管、給水管の削減可能量を推計する。</p> <p>(3) 現況は人口密度ランク一位の地域は給水区域の面積は14%、人口は全体の61%、使用水量は65%、メーター数は70%、配水管延長は全体の36%で人口、使用水量の割合から効率的。人口密度ランクが低い地域では給水区域の面積は7%、人口は0.2%、使用水量は1.1%、メーター数は0.3%、配水管延長は2.3%で、人口、使用水量の割合から効率が低いことが想定される。</p> <p>(4) 将来の人口は32%減、使用水量は31%減となり、施設効率は低下する見通し。一方人口密度ランクが最下位の区域は6.7%しか増加せず、給水区域は減少させにくいことが示唆された。</p> <p>(5) 将来の配水管延長は19%減、給水管は22%減となり、人口及び使用水量が30%減少することと比較すると削減しにくいことが示唆される。</p> <p>(6) 給水区域の縮小困難性と管路削減可能量が少ないことから、施設効率の低下を招くことが想定される。</p> <p>(7) 同様の手法で多くの水道事業体で検討を行えば、水道事業の将来の姿を把握することが可能となること、各事業体においては精緻に検討を行うことで投資の方向性を参考となる結果も得られるのではないかと。</p>			

注) 敬称略。役職等は発表当時のもの。役職名が複数記載の場合は「他」と記述

表 4-17 文献要旨(12)

文献名 No. 34	人口減少下における水道施設計画のあり方に関する一考察 (その2) -将来における水道施設のダウンサイジング-	執筆者	眞柄泰基 (全国簡易水道協議会) 岡中孝美 (日水コン) 山本有孝 (NJS) 馬場未央 (東京設計事務所) 戸來伸一 (東京設計事務所)
掲載誌	隔月誌「水道」vol.66 No.4 2021	発行日等	2021年
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 少子高齢化による人口密度の低下は配水管による配水効率の低下につながる。施設効率が低下する中で水道サービス水準を持続し続けるために水道施設のダウンサイジングが必要となる。本稿では、水道施設のうち、浄水施設、配水池及び配水管にスポットを当て、ダウンサイジングについて考察を行っている。</p> <p>(2) 1つの浄水場をダウンサイジングする場合は、施設能力をダウンサイジングできるよう、あらかじめ検討することが重要であるとしている。</p> <p>(3) 複数の浄水場のダウンサイジングする場合は、地域の水源状況、給水区域の広さや分布を併せて総合的に勘案すべきとしている。</p> <p>(4) 配水池については需要減少が見込まれる中、災害時対応のために確保したい容量と、滞留時間の延長による水質管理という、相反する課題を総合的に判断して行うとしている。</p> <p>(5) 配水管については「延長削減」と「縮径」が考えられる。前者は樹枝状管網とならないように配慮しつつ、配水管密度を低下させていく計画となるため、ブロック化とブロック内で使用中止、更新停止管の選定を進めることとなる。後者は、需要低下による管内滞留時間の増加で水質劣化が生じないように、推進する必要があるとしている。ただし、配水管のダウンサイジングと水道による消火用水の確保はトレードオフの関係にあるため、消防部局と協議を行い、非常時の対応策を設定する必要があるとしている。</p> <p>(6) 人口減少・給水量減少により、ダウンサイジングは必須であり、適切な施設規模、適正な資産量となるよう施策を実施していく必要があることを認識する必要があるとしている。</p>			
文献名 No. 35	人口減少下における水道施設計画のあり方に関する一考察 (その3) -将来における水道施設計画の課題-	執筆者	眞柄泰基 (全国簡易水道協議会) 岡中孝美 (日水コン) 山本有孝 (NJS) 馬場未央 (東京設計事務所) 戸來伸一 (東京設計事務所)
掲載誌	隔月誌「水道」vol.66 No.5 2021	発行日等	2021年
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 人口減少は給水区域の縮小をもたらし、配水管網形態や管径に影響するとともに、不要の配水管の増加が想定される。本稿は不要な配水管、給水管をどのように対処することが妥当なのかを課題として挙げ、給・配水設備の合理化等を含めて今後の水道施設計画の課題について記している。</p> <p>(2) 水道施設の位置選定に当たっては、ハザードマップに十分留意する必要がある。浸水害については、ハザードマップの示すとおり浸水することが、過去の事例で分かっているとしている。</p> <p>(3) 今後の更新事業及び統廃合事業に当たっては、次のような違いがあるとしている。</p> <p>①建設の目的：ダウンサイジングや統廃合に伴う更新、②水源・取水地点：既存水源の選別利用、③浄水場位置：既存利用、拡張用地での建設、④水質基準：項目追加や基準値の強化、⑤浄水処理方式：膜ろ過方式の増加、高度浄水処理システムでの対応、⑥排水処理：排水基準の遵守、環境への配慮、⑦工事手法：既設の有効利用、稼働しながらの工事、⑧工事費等：新設工事より割高、⑨維持管理：民間委託等の増加、⑩災害対策：地震、水害、噴火、テロ等</p> <p>(4) 水道事業体職員の減少が想定される状況下、新しい手法として「DB・DBO事業」、「CM方式」、「事業運営支援業務」が採用されている。</p> <p>(5) 人口減少は官民の水道に携わる技術者の減少にもつながっており、施設のダウンサイジングに加え、施設数の削減、自動化、無人化は避けて取れず、少ない人数で多くの浄水を生産できるよう考える必要があるとしている。</p> <p>(6) 水道計画立案に当たっては、長期的展望のもとに、更新需要と財政見通しを把握し、水道の将来像を描いたうえで向こう10～20年の計画を策定していくバックキャストの視点が重要としている。</p>			

注) 敬称略。役職等は発表当時のもの。役職名が複数記載の場合は「他」と記述

表 4-18 文献要旨(13)

文献名 No. 36	水道サービスが止まらないために -水道事業の再構築と官民連携- 「八戸圏域における水道の広域化」 p. p. 230~241	執筆者	宮脇淳（北海道大学公共政策大学院教授） 眞柄泰基（北海道大学公共政策大学院教授） 他
掲載誌	書籍	発行日等	2007年9月
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 八戸圏域における水道事業の広域化についてその歴史、広域化の考え方、取組等について記したものを。</p> <p>(2) 広域が進んだ背景には、水源確保という課題があったものの、生活環境審議会の答申と広域化に対する国の財政支援があったこと、さらに青森県が「水道整備基本構想」に基づき、積極的かつ公平に市町村への指導、助言を行ったことも大きいとしている。</p> <p>(3) 広域化には様々な課題がある。人材確保については部局に帰属を希望する職員は3年間で技術の継承を行い異動とし、議会対応については水道協力員制度の導入、各種審議会、委員会を設置し、透明性のある経営を行うこととした。工事業者育成は、3年間の猶予期間で工事レベルを上げさせることで対応した。</p> <p>(4) 水源の再編に当たっては、水量・水質的に問題のある水源については随時廃止・統合することとした。</p> <p>(5) 浄水場の再編についてはダム建設の遅延により、水需要動向を考慮して浄水場の廃止を早め、耐震性の低い浄水場の廃止を行い、集約化を図った。</p> <p>(6) 配水管については国庫補助対象が拡大したことにより、布設が進んだ。町村部ほど石綿管、塩ビ管の布設割合が高く、更新にかかる財政負担が大きい。このことが中核都市において不公平な負担と見られ、広域化の阻害要因であるとして補助率をアップするなどの政策的配慮を求めている。</p> <p>(7) 最も意見調整を図る必要がある水道料金は政策的側面が強く、一般会計から多額の助成を受けている事業体もあり、真の水道料金がいくらか判断に迷ったとのこと。料金体系は給水人口の多い用途別を採用し、料金設定は八戸市の料金改定に合わせて実施。「広域化により八戸市の負担増が現実になった」との声に対しては、水源開発を単独で行った場合には、さらなる料金高騰を招く」として市民へ説明したとのこと。</p> <p>(8) 統合前の経営状況について、町村にとって水道事業が大きな財政負担となっている状況。</p> <p>(9) 各町村単独で事業を継続した場合の繰り出し金と広域化により各市町村が出資する額を比較すると、今後の建設改良費用が現在の繰り出し金以内で賄いきれないことが明らか。国や県からの補助を受けての広域は一般会計に好影響を与えている。</p> <p>(10) 広域化の推進により「技術的、財政的に効率化」、「将来の水源が確保」、「地域内の水道料金格差の是正」、「行政負担の軽減と一般会計負担の軽減」が実現できたとしている。</p> <p>(11) 企業団の経営努力として「施設の統廃合」、「電算システムの導入」、「人員削減」、「経費削減」を踏まえて適正な財政見通しと計画的な建設投資に取り組んだこととしている。</p> <p>(12) 企業団は一部事務組合であり、上水道に関するすべての事務を委任されており、災害時の飲料水の確保及び供給についても企業団の役割とされているが、簡易水道や組合水道は市町村の事務であり、今後の調整が必要。</p> <p>(13) 企業団の第三セクターとして株式会社が設立されている。業務の標準化、共同化が広域化にたどり着く一方策であるとし、この第三セクターの存在は水道広域化、民間委託を考える上で重要となるとしている。</p>			

注) 敬称略。役職等は発表当時のもの。役職名が複数記載の場合は「他」と記述

表 4-19 文献要旨(14)

文献名 No. 37	地域自立管理型水道を活用したこれからの地方水道	執筆者	「地域自立型の次世代型・水インフラマネジメントシステムへの転換」研究開発チーム 北海道率総合研究機構、北海道大学他
掲載誌	戦略的イノベーション創造プログラム インフラ維持管路・更新・マネジメント技術研究成果資料	発行日等	令和元年
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 人口増加と経済成長が期待できない状況下、地方部の水道を持続的に運営していくためには運営の効率化を図ることが必須である。しかし、過疎地域では運営の効率化だけでは解決できないとの声が現場から聞かれる。課題の要点は「①現存する「大きすぎる施設」の効率的な運用」、「②老朽化施設の更新方法」、「③維持管理体制の再構築」の3点に集約される。本稿は北海道を対象に主に③の維持管理主体に係る一つの方向性として、地域の力を活かし、逆に地域の力を維持することにも貢献するような地域自立管理型（住民組織によって運営されていること）を核として水道運営のモデルを考え、一部を実証する取組についても、地域のプレーヤーとの共同により実施した結果について述べている。</p> <p>(2) 地域自立管理型水道の長所については「①低コスト運営を実現している」、「②自己責任の意識に基づいて運営できる」。課題については「①良質な水源を前提とした仕組み」、「②管路図等のアセット情報の整備」を挙げている。</p> <p>(3) 現地調査及び実証を通じての改良を繰り返し替えた結果、支援体制づくりの方向性として次のとおりとした。「①地域自立型の長所は活かす」、「②地域のリソースを最大限活用して支援する」、「③費用を支払い委託せざるを得ない部分は地元業者に委託し、ノウハウを持つ地元業者を存続させる」、「④市町村行政でも無理なく支援できる方法、体制を用意する」、「⑤データと引き換えに外部の専門家の支援を得られる関係を組む」</p> <p>(4) 地元高校を軸とした現地実証の結果、「①高校生が作り出したデータは、実際の維持管理に十分役に立つ」、「②地元高校生は住民にとって将来の地域運営の担い手として期待され、地域住民の協力が得やすい」、「③高校の卒業生のネットワークにつながり、地域運営の仕組みを構築する上で有効である」ことが明らかとなった。</p> <p>(5) 健康リスク管理については、引き続きリスク評価と実験等の結果を積み上げていくとしている。</p> <p>(6) 地域自立管理型水道を核とした運営体制を構築するにあたっては、「①地域にあるリソースを再確認する」、「②試行と改良、実績を行いながら、地域に合った体制を作り、各プレーヤーの責任範囲を調整していく」ことが重要としている。</p> <p>(7) 今後取り組むべき課題として、「①対応幅の広いフレキシブルな管理体制の検討」、「②あくまで北海道内の1市を対象としたモデルづくりであり、今後の作り込みと他地域でのバリエーション作り」を挙げている。また、発展途上国への適用の可能性についても言及している。</p>			

注) 敬称略。役職等は発表当時のもの。役職名が複数記載の場合は「他」と記述

表 4-20 文献要旨(15)

文献名 No. 38	簡易水道事業の現状と統合後の課題	執筆者	余湖典昭 水ing株式会社北海道支店 北海学園大学名誉教授
掲載誌	北海学園大学工学部研究報告 (49)	発行日等	2022年1月14日
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) 簡易水道事業に着目し、統計資料から現状を明らかにした。また、国が進めている統合政策終了後の状況を予測し、今後の課題を整理した。北海道においては、統合終了後も多数の簡易水道が残ることを明らかにし、給水人口の地域分布などを考慮した今後の持続適経営のための方策を検討している。</p> <p>(2) 人口と可住地域人口密度を取り、自治体ごとにプロットした結果から、次の事象が確認できる。</p> <p>①現状でも完全独立採算可能な水道事業体はごくわずかである。</p> <p>②簡易水道の経営改善は、桁外れに大きな事業体と統合した場合のみ成立する。</p> <p>(3) 施設面から統合の実態を検証した結果</p> <p>①簡水統合の主目的の一つ、「施設の統廃合による効率化による経費節減」は必ずしも達成されていない。</p> <p>②吸収母体の上水道事業の規模が小さいほど、統合による負担増は大きい。</p> <p>等から、長期的視点から補助制度の在り方を検討するべきとしている。</p> <p>(4) 公営簡易水道の統合後の姿について平成30年度(2018)年度の統計資料から「一自治体一水道」として推定した結果、北海道と長野県を除く都府県では簡易水道事業体数が劇的に減少するが、経営への圧迫が容易に想像されるため、旧簡易水道への支援措置は引き続き必要としている。</p> <p>(5) 非公営簡易水道については、同一自治体内であっても料金体系の違いから統合には大きな障害があるものの、統合すれば500の事業体が減少する。非公営簡易水道は人口減、高齢化、老朽化等の問題が顕在化し、経営も厳しい条件下におかれている。非公営を理由に統合政策の対象外とするべきではないとしている。</p> <p>(6) 北海道における簡易水道統合後の課題から見えること</p> <p>①現在と将来(2045年)の給水人口分布から言えることは、簡易水道の統合を進めても、今後は簡易水道に相当する上水道が増えるため、計画給水人口5,000人を境に固定している現在の制度がこれからの時代に合わなくなっている。現在(あるいは将来)給水人口を重視して政策を立案するべきとしている。</p> <p>②事業体の地域分布状況から言えることは、福祉型に分類される給水人口2~5万人未満の小規模事業体のみが存在する地域では、将来経営が困難になることが予想される。</p> <p>③小規模自治体は水道経営に不利であったとしても第一次産業の担い手として都市部への食糧供給を支えるインフラでもあり、大都市目線で評価せず、適切な支援体制を整え、持続的経営を支えるべき。</p> <p>(7) 北海道における広域連携の試案を作成するにあたり見えたこととして、</p> <p>①総務省、北海道庁の主導で構成された自治体の広域連携構想に水道が便乗することが可能であり、その枠組みで検討を開始することが最も効率が良い。</p> <p>②連携構想に係る事業が長期的視野に立っていない期限付き事業であることなど、多々課題を有するが、中心都市がない地域の自治体間の連携こそ、北海道にとって最も重要な問題。また、事業実施期間の延長、取組項目の充実を進めるべきとしている。</p> <p>(8) 広域連携を行うに当たり議論すべき内容について</p> <p>①小規模水道の維持管理は民間会社にとってメリットはない。</p> <p>②水道施設を適正に管理しながら可能な限り経費を削減すること。省人力も重要。</p> <p>③公営事業全般と抱き合わせて民間委託をすることも想定される。</p> <p>④水道施設全般のIoT化についても広域連携の中で議論して欲しい課題である。</p>			

注) 敬称略。役職等は発表当時のもの。役職名が複数記載の場合は「他」と記述

表 4-21 文献要旨(16)

文献名 No. 39	USEPA_Small System Compliance Technology List for the Non- Microbial Contaminants Regulated Before 1996	執筆者	
掲載誌		発行日等	1998年
<p>【要旨・要約】</p> <p>(1) EPA（アメリカ合衆国環境保護庁）1996年以前に規制された非微生物汚染物質に対する小規模水処理システムにおける適合技術について、その必要性、規制法制定の経緯、処理技術に関する説明、リーズナブルな浄水処理方法の選定目安となる価格基準の提示。</p> <p>(2) 配管を腐食させる又は副産物を生成する理由から規制されている無機汚染物質（17種指定のうち、鉛、銅、アスベスト、アンチモン、フッ化物、硝酸塩、ヒ素）及び揮発性有機汚染物質及び合成有機汚染物質（農薬、殺虫剤）の処理について書かれている。</p> <p>(3) 給水人口に基づき小規模水道を3階級に分類、除去対象物質に適合する処理技術を除去性能の面と除去性能と価格を考慮した面から選択できる表を提示している。</p> <p>(4) 新技術、放射性核種（ラジウム）の処理方法についても言及。新技術については価格、発生する廃棄物を含めて注視している。</p>			
文献名 No. 40	小規模水道の再構築に関する取組み	執筆者	木村直人、小澤憲司、渡部和弘、武内辰夫（水道技術研究センター）
掲載誌	H25水道研究発表会講演集、70-71	発行日等	平成25年
<p>【要旨・要約】</p> <p>簡易水道等の小規模水道は、規模的にも効率性を求めにくく地理的な制約が多い。小規模水道の課題解決に向けたアプローチのうち、技術的な視点で施設等の非効率性に着目しつつ課題対応の方向性について述べる。</p> <p>(1) 施設の非効率</p> <p>施設規模：施設規模が小さくなると処理量あたりの建設コストが割高になるため、鋼板製の装置やパッケージ型の処理装置が多く採用されている。これらの装置は、構成される機器等でメーカーの独自性が出やすく、管理の容易さに留意する必要がある。</p> <p>利用率・稼働率・負荷率：小規模水道施設では対象となる給水人口が少ないため、水道水の日最大使用量と日平均使用量の差が大きくなる傾向がある。大規模水道施設に比べて負荷率が低く、利用率・稼働率の低さにつながる。</p> <p>配管延長密度：小規模水道施設では配管延長密度が小さく、給水人口当たりの管路長が長いいため、管路の布設や維持管理のためのコストが割高となる。</p> <p>(2) 管理の非効率：限られた人員で分散した施設等を管理するため非効率である。無人化は有効だが施設整備の負担が大きい。</p> <p>地域特性に応じた分散処理システムと広域管理による効率化の手法が提供される必要がある。分散処理システムとしては、個別貯水槽等の設置や各戸設置型の浄水処理装置の利用、これらの浄水処理装置と二元給水の組み合わせ等が想定される。その適用性については今後の検討課題としたい。</p>			

注) 敬称略。役職等は発表当時のもの。役職名が複数記載の場合は「他」と記述

表 4-22 文献要旨(17)

文献名 No. 41	小規模水道の再構築に関する取組み (Ⅱ)	執筆者	木村直人、小澤憲司、武内辰夫 (水道技術研究センター)
掲載誌	H26 水道研究発表会講演集, 60-61	発行日等	平成 26 年
<p>【要旨・要約】</p> <p>簡易水道等の小規模水道の事業統合が進められているが、施設統合は財政的な負担も大きく、経営的な統合のケースが多くなると思われる。そのため、個々の施設の効率化とともに複数施設を対象にした管理の効率化が重要な課題となる。</p> <p>本項では、水道技術研究センターで平成 25 年度に実施した、簡易水道事業を複数有する事業体を対象とし実施した調査結果を踏まえて、小規模水道施設の課題と対応について整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水道と自家水源の併用」や「実居住人口の変動」が負荷率をさらに低下させる要因となっていた。 ・多くの施設が単独の地下水源であり、水源に不安を抱えているのが現状である。 ・「融通できる予備水源がない」「非常時の対応人員がない」等の理由から、設備能力に過度に余裕のある施設も多い。同様の処理プロセスの施設が複数あれば、設備機器に互換性を持たせることで施設利用率を改善しつつ予備力を補完することが可能である。 ・露出架空配管の導水管等、布設箇所状況に応じた廉価な管材・手法採用によるコスト削減が可能である。高台に設置した配水池からの自然流下方式が多いが、配水管延長が増大することがある。ポンプ方式や圧力タンク方式等についても検討が必要である。 ・無人施設の管理手法として実施されている「業務の共通化」「巡回型管理」「管理レベルに応じた業務分担」は多くの小規模水道でも同様な対応が可能である。 ・未普及地域を管路連結で解消した例では、ポンプや連絡施設の故障リスクが課題となっている。 			
文献名 No. 42	小規模水道の再構築に関する取組み (Ⅲ)	執筆者	田中稔、木村直人、羽山智則、武内辰夫、太田正 (水道技術研究センター)
掲載誌	H27 水道研究発表会講演集, 94-95	発行日等	平成 27 年
<p>【要旨・要約】</p> <p>小規模水道における統合と分散のパターンは①単一統合型 (同一の水系の複数施設をひとつに統合するパターン)、②統合・分散混合型 (統合のメリットが期待できる施設だけを統合するパターン)、③分散型 (施設が広域に複数存在するパターン)、④分散ネットワーク型 (施設は分散したままで、各種ネットワークによりそれらの施設を一体的に運営することを目指すパターン) である。この中で、④分散ネットワーク型の有効性 (比較優位性) が高いと一定の結論を得た。</p> <p>分散ネットワーク型小規模水道は、人口減少、特定地区の人口変動、水源の位置付けの変化などの社会的環境変化に柔軟に対応することをめざして分散している脆弱な施設群を各種ネットワークにより一体的に運営するものである。</p> <p>分散ネットワークシステムを構成する浄水施設には負荷変動に対応できる①柔軟性、②移動性、③互換性という 3 つの要件が必要となる。これらの要件を満たすものとしては水処理関連のプラントメーカーや機材メーカーが販売している『パッケージ型浄水処理装置』が挙げられるが、選定に当たっては機器費と保守費用のバランス、予備機の考え方等総合的な検討が必要となる。</p> <p>また、分散している施設群の遠隔監視設備の整備・拡充、水源の取水保全や料金徴収等簡易な管理作業での地域住民との共同体制の整備など、ハード・ソフト両面にわたるシステム化が求められる。</p>			

注) 敬称略。役職等は発表当時のもの。役職名が複数記載の場合は「他」と記述

表 4-23 文献要旨(18)

文献名 No. 43	小規模水道事業の支援方策 —給水手法の検討例—	執筆者	田中稔、木村直人、羽山智則、武内辰夫、 太田正（水道技術研究センター）
掲載誌	H28 水道研究発表会講演集, 188-189	発行日等	平成 28 年
<p>【要旨・要約】</p> <p>小規模水道事業における給水手法の検討事例を挙げ、代表的な数例について技術的な課題や導入における留意点等を述べる。</p> <p>例1. 廉価配管利用型：送配水管に露出配管等の廉価配管を利用するもの。 例2. 加圧給水型：高台等に設置している配水池を廃止して送配水管の延長・維持管理費を縮減するもの。 例3. 運搬給水型：送水施設の代替を給水車でいうか、送水施設・配水池を廃止し集落ごとに設けた加圧タンク等に給水するもの。給水先が分散している場合は各戸給水となる。一日最大給水量が数日間のみ給水能力を超えるような場合には、他の水道事業体等からの運搬給水を併用することも考えられる。 例4. 移動式浄水処理装置/浄水場移動型：分散する浄水施設の機能を移動式浄水処理装置が代替するもの。一日最大給水量が減少し、既存のシステムが老朽化しており、維持管理が困難な場合に有効。 例5. 移動式浄水処理装置/配水池移動型：浄水施設の機能と給水車の機能を移動式浄水処理装置が代替するもの。給水先が分散している場合は各戸給水となる。 例6. POE（建物入口設置型浄水装置）/POU（使用場所設置型浄水装置）型：計画給水人口が数十人を下回った場合に水道システム全体をPOE/POUが代替するもの。</p> <p>技術的な課題や導入における注意点</p> <p>運搬給水における水質管理：給水車への注水、貯留・運搬における残留塩素濃度の低減、給水車からの給水における衛生管理、各戸へ届くまでの残留塩素濃度の管理等に留意する必要がある。</p> <p>POE/POU システムの管理</p> <p>長期にわたって使用できる強靱性、ある程度の原水水質の変動に耐え得る柔軟性、故障や部品劣化を検知して管理者に自動で通報する自立性が必要となる。これらを満たす機器は無く、新規開発が必要である。</p>			
文献名 No. 44	人口減少下における小規模集落への給 水手法検討事例 —検討対象地区にお ける経済性と維持保全性の評価—	執筆者	田中稔、松永隆宏、中川遼太郎、松本浩 明、石田哲也、安藤茂（水道技術研究セン ター）
掲載誌	H29 水道研究発表会講演集, 188-189	発行日等	平成 29 年
<p>【要旨・要約】</p> <p>多様な給水手法で供給される体制の構築を図るために必要となる課題の整理等を行うために、設定した1箇所の検討対象地区において設定期間30年間または60年間にわたる4種類の給水手法の経済性と維持保全性を評価した事例を報告する。</p> <p>給水人口や給水人口当たり管路延長から対象事業を絞り込み、内陸のA地区を選定した。A地区は給水人口63人（50戸）、計画一日最大給水量81m³、表流水水源と緩速ろ過の浄水場を2箇所保有する簡易水道事業である。</p> <p>給水手法は①集中廉価型（浄水施設1箇所+廉価配管）、②集中標準型（浄水施設1箇所+標準配管）、③分散廉価型（浄水施設2箇所+廉価配管）、④分散標準型（浄水施設2箇所+標準配管）の4種類とした。</p> <p>A地区の収入と人口の推移を上記4手法それぞれについて、楽観・中間・悲観の3つのシナリオで推計した。いずれの手法においても、収支均衡の達成は困難であるという結果であった。</p> <p>経済性・維持保全性について評価を行うと、集中廉価型が最も評価が高く、次いで分散廉価型が優れているという評価となった。今回の評価は一つの参考例であり、今後ケーススタディを積み上げ、小規模集落の給水手法を検討する上での目安となる指標を提示したいと考えている。</p>			

注) 敬称略。役職等は発表当時のもの。役職名が複数記載の場合は「他」と記述

表 4-24 文献要旨(19)

文献名 No. 45	小規模集落における運搬給水の実施	執筆者	末永慎一郎、坪田熱史（宮崎市上下水道局）
掲載誌	H30 水道研究発表会講演集, 172-173	発行日等	平成 30 年
<p>【要旨・要約】</p> <p>本市は平成 20 年度に「簡易水道統合計画書」を策定し、8 箇所の簡易水道事業と 5 箇所の飲料水供給施設を上水道と統合することとした。しかし、遠隔地で給水人口も極めて少ない天神地区・持田地区の小規模集落については、統合の整備方針を見直し、給水タンク車で配水池へ水を運搬し需要者へ配水する運搬給水に切り替え平成 29 年より実施したので報告を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天神地区：給水人口 6 人（5 世帯）。運搬給水以前は浅井戸から追塩し給水を行うほか、梅雨時期には水源濁度上昇に伴い濁度が 0.1 を超過するため、煮沸飲用を需要者へお願いしていた。 ・持田地区：給水人口 8 人（3 世帯）。平成 17 年度の台風 14 号による土砂災害により飲料水供給施設を焼失したことから、合併前より運搬給水を行っていた。 <p>近隣の町域の上水道配水施設より給水車へ補水し、天神地区へは週三回（月、水、金曜日）、持田地区へは週四回（月、水、金、土曜日）運搬給水を実施している。この運搬給水方法では、水道法第三条第一項の「水道」の定義に該当しないという判断から、水道事業とは分けて市長部局において新たに条例を制定し一般会計での運用を実施している。また、運搬給水は、施設を所管する市長部局の事務併任を受けた上下水道局職員で行っている。</p> <p>配水池への補水時に管路内の水を末端で放水し水の入れ替えを行い、配水池補水前後と末端で残留塩素、PH、味、臭気、色、濁り、水温等の確認を行っている。一年に一回以上配水池の清掃も実施している。</p> <p>2 地区の平成 29 年度の配水量 861m³のうち無収放水量は 210m³で、有収率は 57.5%である。</p> <p>運搬給水と水道事業統合の 20 年後の費用を計算すると、運搬給水が 1.9 億円安価であった。</p> <p>施設老朽化やさらなる人口減少の際には、個別運搬給水の導入についての検討を行う予定である。</p>			

注) 敬称略。役職等は発表当時のもの。役職名が複数記載の場合は「他」と記述

表 4-25 文献要旨(20)

文献名 No. 46	小規模水供給システムの維持管理の実態に関する調査	執筆者	浅見真理（国立保健医療科学院） 阿部功介（国立保健医療科学院） 越後信哉（国立保健医療科学院） 伊藤禎彦（京都大学大学院） 島崎大（国立保健医療科学院） 小熊久美子（東京大学） 増田貴則（鳥取大学大学院） 中西智宏（京都大学大学院）
掲載誌	H30 水道研究発表会講演集, 174-175	発行日等	平成 30 年
<p>【要旨・要約】</p> <p>水供給維持困難地域を含む地域において衛生的な水を持続的に供給可能とするための具体的方策の検討を実施すべく、現地調査等を行った。</p> <p>簡易水道またはそれより小規模の飲供や、より小規模の施設、飲用井戸等を訪問し、水源水質や管理状況や費用負担について施設見学や聞き取りを実施した。可能な場合は採水も行い、粒径ごとの粒子数や濁度、残留塩素の計測を行った。また、行政上の位置付けや、地元住民の関与、維持管理、技術的な支援の状況についてもヒアリングを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政上の課題：状況把握、計画策定の困難さ ・施設上の課題：水源状況の変化、老朽化 ・管理上の課題：凝集条件の確保、ろ過、残塩注入、残塩保持 ・水質上の課題：高濁、大腸菌の検出、消毒等 ・水質検査場の課題：水質検査の費用確保等 <p>現地調査においては、住民らが組合等により持ち回りで管理を実施している場合が多い。次亜塩素酸水の補充に手間がかかることや、大雨で沈砂池が詰まること、取水口やろ過池の管理が困難なことや、野生生物由来の大腸菌検出などの事例があった。</p> <p>採水を行った浄水の試料から、金属類を含む粒子や藻類が検出される場合もあり、浄水処理が適切に行われにくい施設もあるという現状が確認できた。</p> <p>小規模水供給システムにおいては、実態の把握が困難であり多くの課題がある。小規模水供給システムに対する支援体制の検討が重要である。</p> <p>（本研究は厚生労働科学研究補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業、H29-健危-一般-004）の一部として行った。）</p>			

注) 敬称略。役職等は発表当時のもの。役職名が複数記載の場合は「他」と記述

表 4-26 文献要旨(21)

文献名 No. 47	鳥取県智頭町の小規模集落における水供給システムの現状と住民意識調査	執筆者	野坂幸寿、増田貴則、高部祐剛、星川淑子 (鳥取大学)
掲載誌	H30 水道研究発表会講演集, 176-177	発行日等	平成 30 年
<p>【要旨・要約】</p> <p>集落で水供給システムを管理している小規模集落が抱える問題点をヒアリング調査により確認するとともに、集落住民が実際に水供給システムに対して感じている不安や不満、点検や清掃などに対して感じている負担感を整理することを目的としたアンケート調査を行った。対象地域は鳥取県智頭町とした。</p> <p>智頭町役場及び各集落に対してヒアリングを行い、戸別井戸に切り替えた集落世帯を対象に共同井戸の新規導入・管理を行う水道プランのプロファイルを示し賛否と選好を尋ねるアンケート調査を行った。</p> <p>アンケートの結果を基に分析を行い、各選択肢の確定効用を導くために、各説明変数の係数を推定し、係数推定値を使い限界支払い意思額を求めた</p> <p>アンケートは A, B, C の 3 つの集落 35 世帯中 31 世帯の回答が得られた。A, B 集落は賛成意見がほとんどなかった。戸別井戸の電気代を把握していないため、水道料金がかかる共同井戸のプランには反対意見が多くなったと考えられる。C 集落は、集落水道を併用していることと、世帯人数が多く、戸別井戸用ポンプでは水量が不足することから 9 世帯中 5 世帯が賛成した。</p> <p>集落ごとに限界支払い意思額が高い水準を見ると、集落の管理労力は年 1 回で 1,974 円/世帯・月、水質はろ過した水で 3,942 円/世帯・月、断水頻度は 10 年に 1 回で 2,668 円/世帯・月であった。</p> <p>それぞれの集落で水供給に対する考えや思いが異なることが分かった。様々な対策提案があり得るなかで、集落住民が求めているもの、かつ、費用・労力負担できる水準を探り、実現可能性を提示できる手法を検討することが今後の課題である。</p>			
文献名 No. 48	多様な給水手法の検討	執筆者	板本真治 (広島市水道局)
掲載誌	H30 水道研究発表会講演集, 178-179	発行日等	平成 30 年
<p>【要旨・要約】</p> <p>本市の給水区域内人口の 0.4%は、既存の配水施設から遠く離れた山間部に家屋が点在しており、水道の整備が進んでいない状況である。給水人口 10~200 程度の A~G の 7 つのモデル地区について、①通常の施設整備、②浄水場、③拠点井戸、④配水池運搬、⑤各戸運搬+自家用井戸の 5 種類の給水手法について、算定期間を 60 年とし費用比較を行った。</p> <p>費用比較の結果、A~D 地区では⑤各戸運搬+自家用井戸が安価で重かった。一方で、給水人口が多く (75 人) モデル地区までの距離が長い (2,000m 以上) E 地区は、運搬給水のランニングコストが大きいことから、①通常の施設整備が最も安価であった。同様に、F 地区 (66 人、4,000m) は①通常の施設整備、G 地区 (206 人、5,500m) は③拠点井戸が安価となった。</p> <p>①~④の給水手法では、配水池や配水管等の施設が必要である。人口減少が急速に進めば非効率な施設運用を強いられる可能性がある。これに対し、⑤各戸運搬+自家用井戸については費用比較の結果から安価であることに加え、施設整備が不要であり早期に給水が可能である。需要者が飲用とそれ以外の用途に応じて運搬給水と地下水を選択でき、付加価値として高齢者単身世帯等の見守り活動等にも貢献できる。ただし、給水タンク車の事故等による運搬経路の寸断等不安が残るため、予備のボトル水配布といったバックアップ体制の検討が必要である。また、運搬給水についての住民合意が必要である。</p>			

注) 敬称略。役職等は発表当時のもの。役職名が複数記載の場合は「他」と記述

表 4-27 文献要旨(22)

文献名 No. 49	小規模水道事業の広域連携と官民連携 —段階的なスタートの発想—	執筆者	木本邦彦（木古内町建設水道課）
掲載誌	R1 水道研究発表会講演集, 136-137	発行日等	令和元年度
<p>【要旨・要約】</p> <p>木古内町は人口 4,100 人の小規模事業体である。人件費抑制のため、退職した職員の補充ができず、当町の水道担当は 1 人となった。水道施設全般を 1 人で維持管理することは困難であるため民間事業者の委託を想定したが、小規模であるために民間の受注や創意工夫を期待できず、委託業務へ多額の費用を投入できないという問題点があった。</p> <p>事業規模拡大による創意工夫の発揮できる状況を作るべく、同じ課題を持つ知内町との共同委託化について検討を行ったほか、下水道事業との共同管理に着目し、当町や近隣町村の下水道維持管理業者による上下水道一体型の長期的な包括民間委託を提案した。</p> <p>結果として、受注者にとっては規模拡大と長期的包括委託でスケールメリットが得られた。行政側は、民間の参入で長期の安定した事業運営を可能とし、共同委託により単独委託に比して約 30%の歳出削減を可能とした。さらに今回の取組みにより意識情勢が浸透し、周辺 6 町でソフト面から広域連携を検討中である。</p> <p>平成 30 年北海道胆振東部地震では、計 4 名常駐していた民間技術者が 4 箇所の浄水場に対応することで断水を回避することができた。このように、人員配置の面でも有効であることが実証された。</p>			
文献名 No. 50	小規模集落における水供給システムの 維持管理に関する実態および記録保存 等の状況調査	執筆者	岩田千加良（鳥取大学）、 増田貴則（鳥取大学大学院）
掲載誌	R1 水道研究発表会講演集, 214-215	発行日等	令和元年度
<p>【要旨・要約】</p> <p>飲料水供給施設相当規模の水供給システムを利用・管理している集落を対象に、水供給システム及びその維持管理の現状を質問紙調査により把握した。岐阜県、京都府、島根県、岡山県の 97 集落を対象とし、回収率は 48%であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・42%の集落では塩素消毒が行われていない。 ・ほとんどの集落で、集落の大半で水が使用できなくなった経験があり復旧までの数日間は水を調達せずに過ごしたか、近くの水場から水を調達していた。 ・一部の集落・市町において水質検査や研修会実施など水道事業体に関わっている。 ・水供給システムの管理を組合で行うことに少しでも負担を感じている集落は 38%。管理を支援団体に協力して欲しいと感じている集落もあり、集落と支援団体とが連携した維持管理方策について検討する価値があると考えられる。 ・全体の半数の集落が、設備の点検管理の記録や管路の濾水箇所・更新状況等の記録を有していない。 ・ほぼ半数の集落が維持管理用のマニュアルや引き継ぎ書を文書化していない。 <p>（本研究の一部は、厚生労働科学研究補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業、H29-健危-一般-004）および鳥取大学地域価値創造研究教育機構の支援を受けて行った。）</p>			

注）敬称略。役職等は発表当時のもの。役職名が複数記載の場合は「他」と記述

表 4-28 文献要旨(23)

文献名 No. 51	兵庫県の小規模水道の効率的な維持管理方法に関する調査研究	執筆者	鍛田泰子（神戸大学大学院） 内海留美子（神戸大学） 鈴木剛史（積水化学工業） 坂口功（積水アクアシステム）
掲載誌	R2 水道研究発表会講演集, 108-109	発行日等	令和2年度
<p>【要旨・要約】</p> <p>小規模水道システムの現地調査を行い、最適な施設の維持管理方法について提案することを目的としている。本稿では現地調査を踏まえて現状と課題を整理した。兵庫県豊岡市と養父市の5箇所の小規模水道について報告する。これらはもともと簡易水道や飲料水供給事業の施設であり、事業統合において他水系とハード統合されることなく独立して維持管理されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いずれも水源から供給地域まで自然流下による送配水を行っている。 ・水質、水量に恵まれた水源であるため水処理や送配水にかかる維持管理費が少ない。 ・緩速ろ過の施設では、2系列のうち1系列のみ利用している。もう1系列は災害時等を考慮してバッファとして維持されている。配水池も需要に対して十分な貯水量がある。 ・濁水発生時には、配水池に余裕があるため数日程度取水を停止している。 ・職員数に対して施設数が多いため、遠隔監視できる端末利用が進んでいる。 ・消火栓のほか、集落内の空き地に防火水槽が確保されている。 <p>将来の小規模水道の維持管理方法としては、既存の地域水源を保持すること、浄水施設の余剰は緊急時用に維持すること、配水池貯留時間は7日目安に長期化させること、過剰な浄水設備を付けず取水停止を推奨すること、耐用年数で施設管路の更新は行わず断水対応をすることが考えられる。</p>			
文献名 No. 52	小規模集落が管理する水供給システムの維持管理に関する作業負担の実態	執筆者	増田貴則（鳥取大学） 堤晴彩（鳥取大学） 岩田千加良（鳥取大学） 浅見真理（国立保健医療科学院）
掲載誌	R2 水道研究発表会講演集, 110-111	発行日等	令和2年度
<p>【要旨・要約】</p> <p>飲料水供給施設等の小規模な水供給システムを利用・管理している集落を対象に、集落役員が点検や清掃などの管理作業に対して感じている負担感や負担が重いと感じている作業項目、水供給システムに対して感じている不安や意見を拾い上げることを目的とした調査を行った。</p> <p>9府県の448集落を対象とした質問紙調査を行い、有効回答率は40.8%であった。</p> <p>作業負担が重い項目として、取水設備の管理（点検・清掃・堆積物除去）と回答した集落が最も多く、その他はタンク清掃（堆積泥・砂の除去）、ろ過池作業（砂の入れ替え、堆積物の除去）、検針、集金等があげられた。一回当たりの作業負荷（人数×時間）を計算したところ、漏水・管路破損・更新対応やタンク清掃、ろ過池作業に多くの時間がかかっていることが分かった。外部の団体との連携による維持を前提とした管理システムを検討していくことが重要だと考えられる。</p> <p>（本研究は、厚生労働科学研究補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業、H29-健危一般-004 および20LA1005）ならびに鳥取大学地域価値創造研究教育機構の支援を受けて行った。）</p>			

注) 敬称略。役職等は発表当時のもの。役職名が複数記載の場合は「他」と記述

表 4-29 文献要旨(24)

文献名 No. 53	小規模集落が維持管理する水供給システムの実態及び民間団体からの支援に関する意向調査	執筆者	堤晴彩（鳥取大学） 増田貴則（鳥取大学） 住友萌名（鳥取大学） 浅見真理（国立保健医療科学院）
掲載誌	R2 水道研究発表会講演集, 112-113	発行日等	令和2年度
<p>【要旨・要約】</p> <p>飲料水供給施設等の小規模な水供給システムを利用・管理している集落役員が負担を感じている作業項目、水供給システムに対して感じている不安や意見についての調査を行った結果に基づき、外部団体との協力関係や支援の受け入れ意向などを明らかにする調査を進め、回答結果の分析を行った。</p> <p>8種類の架空の支援方式に対して意見を尋ねるほか、支援を利用したいと思う価格を調査するためのPSM分析を行った。107集落に質問状を送付し、84集落より回答が得られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年以降に維持管理作業を外部団体と連携・協力したことがある集落は17%にとどまった。したことがない69集落は、自分たちが使っている水道は自分たちで管理するべきだという考え方を持っていた。 どの支援に関しても利用すると回答した集落があった。 集落側が適正と考える支援の価格帯は、1回あたりまたは1年あたり3,000円～25,000円であると分かった。 <p>（本研究の一部は、厚生労働科学研究補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業、H29-健危-一般-004）および鳥取大学地域価値創造研究教育機構の支援を受けて行った。）</p>			
文献名 No. 54	小規模水道・水供給システムの維持管理に関する経営シミュレーション	執筆者	木村昌弘（国立保健医療科学院） 浅見真理（国立保健医療科学院） 伊藤禎彦（京都大学大学院）
掲載誌	R3 水道研究発表会講演集, 100-101	発行日等	令和3年度
<p>【要旨・要約】</p> <p>過疎化地域等での小規模水道についてモデル地区での将来の経営シミュレーション等を基に、現在の制度を含めて水道事業の今後のあり方について考察を行った。</p> <p>検討ケースは、①浄水処理した飲用水を供給する現在の給水形態（飲用水道）、②簡易処理した非飲用水を供給し飲用水は宅配（非飲用水道）、③配水管路を布設せず水道水を各戸に運搬給水（運搬給水水道）の3ケースとし、管路は耐用年数30年のパターンAと、耐用年数60年だが30年償却とするパターンBとした。補助金有無や水処理装置の費用の異なるケースを想定し検討を行った。</p> <p>対象地区は整備後40年が経過した簡易水道で、現在給水人口は69人、配管延長は5.8kmである。</p> <p>同じ浄水処理装置を導入し前期30年にのみ補助金を投入した場合、パターンAでは、ケース①飲用水道の費用負担が最も少ないが、後期の管路負担額が大きくなり40年後にケース③が最も少なくなる一方、パターンBでは、全期間でケース①が最も負担が少ないが、後期にはケース②の負担も少なくなる。</p> <p>他のケースも含め明らかになった点は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 管路や浄水施設の整備費用とともにそれらの耐用年数が将来の費用負担に与える影響は大きい。 非飲用水を供給し飲用水を宅配するシステムも長期的には費用面で有利となる可能性がある。 国庫補助金等が個人の費用負担や給水形態に与える影響は非常に大きい。 <p>これらの結果より、今後の小規模水道のあり方として、施設の費用削減とともに運搬給水や非飲用水の供給と飲用水の宅配の組み合わせなど多様な給水システムを水道事業に取り込む検討も必要と考えられる。</p> <p>（本研究は厚生労働科学研究（20LA100）の補助を受けて行われた。）</p>			

注) 敬称略。役職等は発表当時のもの。役職名が複数記載の場合は「他」と記述

表 4-30 文献要旨(25)

文献名 No. 55	小規模水道・水供給システムの類型化と水質管理の最適化に関する検討	執筆者	浅見真理（国立保健医療科学院） 山口岳夫（国際厚生事業団） 今城麗（水道技術経営パートナーズ）
掲載誌	R3 水道研究発表会講演集, 102-103	発行日等	令和3年度
<p>【要旨・要約】</p> <p>水供給維持困難地域を含む地域においても衛生的な水を持続的に供給できる体制作りを目的として、そのための方策を検討する研究を行った。既往研究にて実施した小規模水供給システムの実態調査の結果を整理するとともに、共通に認識されている課題を抽出し、体系化・類型化を試みた。</p> <p>水源種別、事業の種別・維持管理形態、水処理の方法等から類型化し、189例を1群から6群に分類した。水質検査機関における水質調査費用、事業実績等を元に、水質検査の事業集に対する割合について試算を行った。1～3群の小規模水道は日常観察等で異常を検知した場合のみ検査の頻度を高めることとし、4群以上は上水道なみの管理を行うことを想定した。どうしても費用負担を軽くしたい場合を想定して最低限の試験とした場合の検討とし、通常時のほか、水源の状況が悪化して検査の頻度を高めたケースの2パターンをそれぞれに準備した。</p> <p>事業収入の少ない2群においては、状況悪化時の検査費用が事業収入の267%となった。4,5群においても通常状態であっても事業収入の65%, 85%と比較的大きく、状況悪化時には100%を超える。水質検査費用の負担の大きさが水源の分類によって異なることが示された。</p> <p>特に水質や水源の安定性の特性を踏まえ、施設整備と水質検査、水質管理の重点化を行う必要性が高いことが分かった。今後、小規模水供給システムの相談体制や情報提供体制の確立も重要であると考えられた。</p>			
文献名 No. 56	小規模集落が維持管理する水供給システムの持続可能なあり方 —外部団体からの支援の実現可能性に関する調査研究—	執筆者	堤晴彩（鳥取大学） 増田貴則（国立保健医療科学院） 浅見真理（国立保健医療科学院）
掲載誌	R3 水道研究発表会講演集, 104-105	発行日等	令和3年度
<p>【要旨・要約】</p> <p>水供給維持困難地域を含む地域において、持続可能な水供給のあり方を模索するための一つの解決策として、外部団体との協力による水供給施設の維持管理システムの実現可能性を調査及び検討した。飲料水供給施設相当規模の水供給システムを利用・管理している集落に対し外部団体との協力関係や支援の受け入れ意向などの調査を行い、その回答結果の分析を行った。</p> <p>平成27年以降での水供給施設の維持管理の作業について、8種類の架空の仕組みを紹介した上で有償または無償で利用したいかについて、管理している組合や役員の代表者の意見を尋ねた。103の集落に発送し、76集落より回答を得られた。分析結果は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部団体と連携・協力したことがある集落は14集落で、したことが無い集落は61集落であった。 ・無償・有償におけるどの支援についても利用したいと回答した集落があった。 ・多くの支援の仕組みで、有償よりも無償のほうが利用の可能性が高くなる傾向が見られた。 ・無償でも利用しないと答えた集落があった。 ・支援を求めない理由としては「支援の必要性を感じていないから」が最も多かった。 ・外部団体に作業を任せることが不安と答えた団体は0～15%程度で、抵抗感がないことも明らかとなった。 <p>（本研究は、厚生労働科学研究補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業、H29-健危一般-004 および20LA1005）ならびに鳥取大学地域価値創造研究教育機構の支援を受けて行った。）</p>			

注) 敬称略。役職等は発表当時のもの。役職名が複数記載の場合は「他」と記述

表 4-31 文献要旨(26)

文献名 No. 57	人口減少集落における水道の給水継続方法に関する一考察—管路給水維持困難地域、特に孤立散在住居への給水方法について—	執筆者	石井晴夫 (東洋大学大学院経営学研究科客員教授、東洋大学名誉教授) 安藤茂 (公益財団法人 水道技術研究センター 理事長)
掲載誌	月刊誌「公営企業」	発行日等	2021年8月
<p>【要旨・要約】</p> <p>地方の水道事業が抱える深刻な課題の1つとして人口減少集落における水道による給水継続方法が挙げられる。これら管路維持困難地域への対応として、管路以外による給水方式の検討が必要とされている。該当地域の制度的、財政的、社会的状況などに留意しながら実態調査や水質管理に関する調査研究を進め、また、既存水道事業の給水区域内の場合には今後も管路による給水を継続するかについても検討をしつつ、課題の明確化を図る必要がある。</p> <p>管路維持困難地域は管路給水を維持することが困難な地域とするほうが実態を表すものと考えられ、管路給水の継続、代替方法による給水について費用算定・比較を行い経済性を確認し、かつ給水契約の相手方全員の同意が得られた場合に管路による給水を取りやめる地域となる。</p> <p>孤立散在住居（給水区域内であって、集落の中心部から離れて孤立散在する住居）への給水方法については①現行システムの継続、②代替給水方法（他の水道事業からの給水）及び③代替給水方法（他の水道事業によらない給水）が考えられる。特に③の代替給水方法については次のような課題を挙げ、考察を行っている。</p> <p>(ア) 代替給水方法の選択（水量、水質、水圧）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確保する水量、目指すべき水質と水質検査項目・頻度の検討、水圧の確保。 <p>(イ) 比較検討のための代替給水期間の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給水契約の相手方全員に対して同意を得られる期間としてハード統合、ソフト都合の両面からの検討。 <p>(ウ) 適用される法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体を「現行の水道事業者（ソフト統合）」、「現行の水道事業者（非ソフト統合）」、「一般行政部局」、「他の水道事業者」及び「住民自ら」のケースに分けて考察。「現行の水道事業者（非ソフト統合）」は料金設定、適用法令、同意の取得について、「住民自ら」のケースでは維持管理や料金負担などでハードルが高い。 <p>(エ) 給水料金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以前の水道料金よりも高くなる場合には同意と得るのは困難を伴う。 <p>(オ) 費用負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供給単価よりも給水原価が高い場合はその差額を一般会計が負担することが妥当。 <p>(カ) 公衆衛生対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質について条例や要綱などによって地域の実情にあった規制等を行うことが妥当。 <p>今後の孤立散在住居への給水継続方法としては、孤立散在住居のできるだけ近傍で新たな水源を確保でき、他の代替給水方法より経済的な場合は「市町村が整備し、維持管理する小規模システム」が現実的。</p> <p>今後の課題・留意点として「空き家問題」を挙げている。給水装置の所有者が不明な場合に当該世帯を給水区域から除外できるか、法制度的な整備・検討が待たれるとしている。</p>			

注) 敬称略。役職等は発表当時のもの。役職名が複数記載の場合は「他」と記述

3) ヒアリングのポイント

文献調査から、簡易水道及び小規模水道について抱えている課題と今後の事業展開について様々な指摘、提案がなされている。総務省においても「水道事業の経営と課題」（令和3年12月総務省自治財政局公営企業経営室）と題して、今後の人口減少社会における公営企業の抜本的な改革について検討プロセスを示している。

これらの提案等に基づき、有識者へのヒアリングのテーマを以下のとおりとする。

テーマ1：事業を継続する上での課題

テーマ2：民間活用の課題

テーマ3：事業廃止（認可縮小）

テーマ4：飲料水供給施設の課題

テーマ5：既存制度課題

テーマ6：その他

さらに水道事業の経営に直接関係するテーマ1からテーマ4については、経営資源の三要素である「ヒト・モノ・カネ」に関する視点を取り入れ、ヒアリングに臨むものとする。

4) ヒアリング対象者

ヒアリング対象者は簡易水道事業及び小規模水道について、俯瞰的かつ今後のあるべき姿についてご意見を頂ける有識者、関連団体、事業体職員（退職者含む）を優先して選定する。

選定の視点は以下のとおりとする。

- ①簡易水道事業及び小規模水道を研究テーマの1つとしている学識者
- ②簡易水道事業及び小規模水道について施策全般の知見が豊富な関連団体
- ③簡易水道事業及び小規模水道が抱える諸問題の解決に向けて取り組む、あるいは取り組んだ経験のある事業体職員（退職者含む）

4.3.2. ヒアリングの概要と要旨

令和4年9月から12月にかけて、ヒアリングを3回実施した。

1) ヒアリングの前提

現存の簡易水道については、市町村内やその先の各都道府県単位において広域化を目指して経営を安定化させていくことが原則であるが、地域的な事情等で「当面広域化を進めることが困難な地域」の経営の厳しい簡易水道において、今後の給水のあり方について有識者からヒアリングする。また、水道法対象外である飲料水供給施設についての考え方についても意見聴取を行う。なお、有識者の意見は、個々の研究活動に基づく知見等を踏まえた内容であり、相反する見解も含まれることに留意するものとする。

2) ヒアリング実施日

第1回 令和4年9月6日

第2回 令和4年10月24日

第3回 令和4年12月7日

3) ヒアリング対象者

浅見 真里	国立保健科学院生活環境研究部上席主任研究官
伊藤 禎彦	京都大学大学院工学研究科教授
宇野 二郎	北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授
遠藤 誠作	北海道大学大学院公共政策学研究センター研究員 総務省地方公営企業等経営アドバイザー 全国簡易水道協議会経営アドバイザー ほか
小平 鉄男	全国簡易水道協議会事務局長
菊池 明敏	元岩手中部水道企業団局長 総務省経営・財務マネジメント強化事業アドバイザー 地方監査会計技術者 ほか
眞柄 泰基	全国簡易水道協議会相談役
増田 貴則	国立保健科学院統括研究官

《五十音順、敬称略》

事務局	厚生労働省医薬・生活衛生局水道課水道計画指導室
事務局補佐	株式会社日水コン

なお、全対象者が全日程に参加してはいない。

4) ヒアリング要旨

ヒアリング要旨を次ページより記す。

テーマ1：事業継続する上での課題

簡易水道事業に対しても公営企業会計の適用や経営戦略の策定など抜本的な経営改革が求められていると同時に、急激な過疎化の進行、老朽化が進む施設の更新、耐震化への対応も必要となっている。しかしながら水道料金のみで維持していくことが厳しく、一般会計からの繰入や国庫補助等の財政的な支援が経営条件として不可欠との側面がある。

また、谷ごとに散在する集落にそれぞれ簡易水道事業が設けられているような場合では、相互を管路で接続することが困難であり、水道事業の統廃合による効率化の効果が限定的となる。

このような厳しい経営環境に加え、退職などに伴う経験豊富な職員の不足もあり、長期的な視点での施設保全の取組が十分になされていくか懸念される。

【事業継続する上での課題：ヒト】

《人材育成・確保》

- ①役場の人事異動で職員が交代するとその都度、技術管理者の資格を取得させている。そのため庁内には経験者が何人も在籍している。職員は掛け持ちで仕事をしており、事故等があれば課内で協力し合っている。地区で管理している水道は地区に居住する役場職員OB等がリーダーになって管理してきた。小規模水道は技術者がいないので困っているのではと心配する話を耳にするが、知恵を出し工夫しながら運営しており、実際にはそれほど困っていないのではないかと考える問題。
- ②技術面でのアドバイザー制度の適用に当たって、浄化槽の管理士制度が広まったことに鑑み、水道分野でも同じような制度が広まっていけるのかどうかについて考える選択肢としてはあると感じている。
- ③将来安定的に施設更新や維持管理を行うために、水道を担っていく人を国としても育成する必要があると考える。

《他事業体との連携》

- ①小規模な事業体は情報を持っていない。需要が減少傾向にある中、水道施設も能力に余裕のある状況になっている。施設更新の際の規模縮小に関する情報を提供するための全国的な組織的支援、近隣事業体との協力・相談など情報交換ができる場の設置、研修会の実施などが必要。特に、近隣事業体との協力体制は大切。また、大規模な事業体に技術的な指導ができる人材を置き、その人件費を官官委託で支援することを考えると連携が進みやすいと思う。
- ②将来の経営環境を十分に把握できていない事業体が見受けられる。シェアードサービス（間接業務の共同化）、システムの共同化及び維持管理の共同化で緩やかな広域化は進んでいるので、小規模な事業体でも技術的な調整をしながら施設運営の効率化を考える必要がある。
- ③市町村合併に至らなかった自治体は、水道部分だけを周辺自治体に支援してもらうことは難しいと思う。市町村合併をせずに水道事業の統合を行った例も極めて少ない。そのような場合の連携の仕方について考える必要がある。

《実務経験者の活用》

- ①小規模な事業者が施設整備の設計を始める前に設計を概定してくれるような相談員の仕組みは必要。現状、周辺の大規模な事業者が支援することがあるが、それらの事業者も職員が減少傾向にあることから、継続的に支援する体制を取ることは難しいと感じている。総務省が公営企業のアドバイザーを各地に派遣しているが、外部に設計を委託する前に同じような制度で整理してもらえば、将来を見据えた適正な規模の施設を作ることにつながると思う。
- ②総務省の経営アドバイザーと同じような制度を水道事業でも考えられないか。最適施設への更新、実施設計、水処理に関する相談、有収率向上、劣化診断等に関してトータルでダウンサイジングできるような、そういう知見を持った人がアドバイザーで入っていく方法で管路も含めて最適にダウンサイジングを進めていくようなシステムを作らないと、これからはやっていけない。
- ③総務省のアドバイザー制度は財政的なところが主だと思うので、技術的なところとうまく一緒になって、技術的なことと財政的なことをセットでアドバイスできるようなオプションを設定する必要がある。また、モデル地域で実現したことを他のところでも導入することを具体的に進めていかないと経営環境の変化に間に合わないと感じている。

【事業継続する上での課題：モノ】

《既存施設に関する資料収集・整理》

- ①地域で維持管理をしている簡易水道は、資産台帳や図面の整備が十分になされていないことなどから漏水箇所を見つけるのも大変な状況になっている。

《施設の最適化》

- ①場所によっては事情が柔軟に考慮できる更新計画や将来計画も事業を継続する上では必要。一人当たりの管路延長が30mとか50mを超えると不採算になってしまう。場所によっては管路によって結ぶという選択肢だけではなく、簡易水道事業の一部として運搬給水や小型浄水機設置等を上手く組み合わせて継続することができる状況になれば広域化も進むかもしれないし、民間でも維持管理を受けることができるかもしれない。
- ②これだけ人口減少が急激に発生するという状況を日本は今まで経験したことがないので、既設施設の活用を前提とした修繕というアプローチだけではなく、可搬型のものを採用することなども選択肢に入れていかないと、これまでの延長上だけでは解決に至らないと思う。
- ③小規模の給水人口で成り立つような水道システムのモデルを研究する必要があると思っている。例えばFIT（再生可能エネルギーの固定価格買取制度（Feed-in Tariff））を使って、ある程度給水収益外の収入を踏まえて事業を成立させようとしている事例や、浄水システムについても低コストなもので、5,000人ぐらいでも今より安くできるようになる技術開発も、もっとあってもいいと考える。
- ④経営が成り立つためには、これからの更新投資をどれだけ下げられるかにかかっている。特に資産の7割8割を占めている管路をなんとかしないといけない。近年、管路の劣化診断、劣化

予測の精度が高くなってきており、これから管路のダウンサイジングの主流は更新すべきものと、先送りをするものとを区分することが主流になっていくと思う。

【事業継続する上での課題：カネ】

《財政支援》

- ①簡易水道の経営改善自体は重要だが、条件が不利な簡易水道で全てを使用料で賄うことは難しい。全てを使用料で賄うとした場合には水道料金が高くなりすぎる地域がでてくることから、水道法第一条にある豊富低廉に反することになる。簡易水道を継続して維持して行くという社会システムを取るのであれば、補助制度は残す必要がある。
- ②簡易水道は福祉的な事業としての側面もある。そういう視点からの制度設計に今後取り組んでほしい。なお、現行の補助メニューは今後も残して行く必要があると思う。
- ③今後も人が継続して住んでいく場所での関連計画や上位計画で振興することが決まった地域については、簡易水道事業に関しても国が手当をして行く必要がある。
- ④簡易水道事業は独立採算で完全に成り立っていくものでもなく、法制度上も様々な財政措置や国庫補助制度もある中で実施されている事業だと思う。簡易水道事を持続させていくためにも更新需要をしっかりとマクロでも見ていく必要があると思う。

《事業の最適化》

- ①広域化について検討する際、財政的に見たら更新需要を抑えていくことが持続可能にしていく 1つの大きい論点だと思われるので、それをどうやって実現するのか考える必要がある。広域化をしたことによってマイナス効果がある場合もあるので、広域化をしようというだけの旗を振ると、むしろ更新需要ないしは建設投資の面でマイナス効果がある場合も踏まえて、何を指してべきなのかを整理する必要がある。

《その他》

- ①地方の中心自治体もその周辺自治体まで考えられるほど経営的な余裕がないところもあると思われる、そういう中で周辺自治体の水道も面倒見て欲しいとなると、費用負担の議論になってくる。例えば、“技術供与したら手当がある”というようにすれば、動くところも出てくると思う。

テーマ 2：維持管理の民間活用の課題

水道事業の維持管理を民間に委託して民間企業の人的資源やノウハウおよび技術力を活用することで水道事業の経営効率化、職員の確保、技術レベルの維持向上、技術の継承、危機管理体制の強化などを図ることが期待されている。

経験豊富な職員の退職、人口減少による料金収入の減少、施設更新に伴う建設投資の増大など、水道事業を運営する環境が厳しさを増す中、事業継続について民間活用による維持管理体制の再構築は有効な手段となり得る。

【維持管理の民間活用の課題：ヒト】

《人材不足》

- ①広域連携できない簡易水道は事業継続、認可縮小どちらにしても、今後の維持管理について非常に困っている実態がある。維持管理を地元に残している公営の簡易水道や飲料水供給施設では、集落の高齢化が進んでおり待ったなしの状態となっている。公営だからと言って自治体で維持管理できるかという点、予算の手当はできるかもしれないが、人の手当ができない状況である。委託先の企業自身も高齢化により数年先は不透明な状態となっていることから、広域化しなくても民間活用できるような仕組みも考えなければいけない。たとえば、総務省が進めているマルチワーカーの仕組みを水道に関しての維持管理において用いる制度検討に着手するなど、総務省と歩調を合わせて進めることも一考。
- ②管理者に求める技術水準が高すぎるので、見直しをしないことで民間活用が停滞することを危惧している。
- ③水道経験者が残っている事業体では、非常時の緊急召集でも対応できると感じている。また、地元（役場職員OBが中心）で管理している簡易水道は、各人が連携し、図面も持っていてこなしている。一方で市町村は水道に詳しい職員はほとんどいなくなっており、実際に現場を経験した人たちもほぼ退職している状態。専門的な問題解決を外部に委託する場合に成果を評価できるかが重要であり、課題となり得る。
- ④簡易水道事業や小規模の上水道事業でPFIが実現するようには思えないため、民間企業が技術顧問的に関与できる方法を考える必要がある。技術顧問的に民間企業が関与しつつ、技術提案をしたものについては受注をしていけるような方法を作っていく仕組みが検討されてもよい。

【維持管理の民間活用の課題：モノ】

（該当する発言なし）

【維持管理の民間活用の課題：カネ】

《事業契約規模の拡大》

- ①統合に取り残されるような地域の水道事業が、官が手に負えないからといって民が受ける可能性はない。下水道、病院、介護、公共交通など他の公営事業と組み合わせて発注規模を大きくすることで、民が受ける可能性は残されている。

- ②民間的な立場で見ると、複数年契約や共同委託でもう少し規模の大きな仕事にすることで、民間活用が進むと考える。委託がうまく進むかどうかも含めて広域化とある程度セットになること、どの管理レベルを求めるかについて地域の事情に併せることにより、規模が小さい場合も民間活用の可能性はでてくると思う。
- ③小さい単位では民間も委託に応じてこない。他の公営企業と全部合わせて事務組合みたいな形でやっているところもあるので、そういう単位で考えていくことも必要。

《留意点》

- ①一概に民営化と大きく出てしまうと、一般の方が抱く水道料金の上昇、水質の悪化、採算性の低い地域の切り捨て、コスト縮減による老朽化施設の補修・更新の先送り、災害時対応への不安、事業継続の不安などといったイメージと関係者の認識で違うことが気になる。
- ②民間活用はよろしいかなと思っているが、水道施設台帳整備や公営企業会計の導入にあたっては費用が掛かり、民間に入ってもらいづらいところがある。
- ③民間に委託するにしても事業が地理的に分散する場合はビジネスとして成り立つのは難しいと思う。また、今まで地区で維持管理を担っていたものについて自治体が予算をつけるのは難しいと思う。

テーマ3：事業廃止（認可縮小）

水道事業などの全部または一部の休止又は廃止の許可基準については、水道法施行規則第8条の4により、「公共の利益が阻害されるおそれがないと認められるとき」と規定されている。その要件は「水道事業等の認可の手引き」（令和元年9月版）（厚生労働省医薬・生活衛生局水道課）において4つに区分されて示されている。

例えば簡易水道事業の給水区域の一部を廃止する場合や、簡易水道から飲料水供給事業に移行するような場合も上記の規定、要件が適用されることとなり、廃止しようとする区域の給水契約の相手方全員の同意が得られていれば可能となっている。

【事業廃止（認可縮小）：ヒト】

《行政の関わり》

- ①簡易水道の事業廃止（認可縮小）にあたっては、公衆衛生面でのデメリットが懸念されることから国は地方任せにするのではなく、メリット・デメリットを整理してからやるべきと示す必要がある。小さな町村ではメリット・デメリットを整理することが難しいと思われるところがあるので、都道府県の関与をもっと強くすることが必要であり、都道府県が指導力を発揮できるような制度づくりも必要と考える。
- ②地域管理の簡易水道において、人口減少により簡易水道として維持できないとして町村に移管したいと言う要望があり、町村は飲料水供給施設として引き受けた事例があるので紹介しておきたい。
- ③簡易水道が飲料水供給施設に変更されてもいいという立場を取るかどうかは大きな分かれ道であり、行政的な判断が入ると考える。もし、それは望ましい姿ではないと考えるならば、簡易水道が飲料水供給施設に移行して水道法非適用になることを回避するように手当するという考え方が必要になる。たとえば、水道法適用下における水質検査体制の柔軟化、あるいは小型浄水機や運搬給水などの多様な水道システムを受け入れていく体制を作り上げるなどの方策によって、飲料水供給施設に格下げすることを回避することが考えられる。
- ④簡易水道から飲料水供給施設への変更は、住民の同意を得る必要がある。限られた人たちが使っていて、合意をして変更することだと、法の立て付けとしてはあり得ると思う。飲料水供給施設は条例で水質を見ることになっている。市町村は住民に対して住民の福祉を守っていく責務を負っていると思うので、水道事業ではなくなるが、きちんと住民の健康は守っていく役割をしっかりと位置付けていくことが重要だと考える。飲料水供給施設に変更になったからといって、水質とか法的な意味で誰も関心を持たないことではないので、これを再度、規制強めていくことが必ずしも必要としないのではないかと考える。

【事業廃止（認可縮小）：モノ】

《需要の変化に対応できる施設整備》

- ①人口が減少している区域では、※小型浄水機で供給する施設があると良いとの声がある。今後は実態にあった処理や管理方法を選ぶことが必要になると考える。これらについて国が支援できる仕組みがあるとよい。

②事業廃止（認可縮小）は今後、顕著になる議論。合わせて、運搬給水も現在は議論はあるところだが、もうあと5年、10年すれば本当に現実的な話になると思っている。まだ事業廃止に至るような規模ではないところに関しては、例えば複数のユニット型浄水機を入れておいて、需要が少なくなればユニットを減らしていく考え方もある。

《個別整備》

- ①簡易水道で、給水人口が大幅に減った時は、従来と同じ方式の施設や管を更新すると高コストになるが、今まで給水サービスを行ってきた地方自治体には継続して給水する責任がある。その場合、下水道では個別処理方式の浄化槽を公設で設置する例があることを考えると、水道の場合、公設の井戸を掘る方法もあるのではないかと。実際に村の中心部は簡易水道、その周りは飲料水供給施設を設け、それにも属さないところは井戸で対応している自治体がある。また、全国では井戸を掘る補助金を出している自治体はかなりある。これから人口が減少していく中で、今までと同様の施設が必要なのか、経済的な対応を考えていくべきではないか。
- ②水道未普及率は約2%で、農村や中山間地帯などとなっており、井戸で生活用水を確保している。井戸枯れが発生した場合は、地域のボーリング業者が対応している。自治体の簡易水道で1戸当たりの工事費が井戸を掘るより高額であれば、井戸による個別給水あるいは数戸共同での給水もいいのではないかと。

《その他》

- ①簡易水道事業を廃止しようとする地域においても、公衆衛生の面で懸念される状況は避けなければならない。水供給サービスを不要とするという意味合いにはならない。
- ②100人もいない簡易水道がそのままになっていたり、簡易水道統合の際に数戸単位の供給施設まで簡易水道に含めたりしていることについては整理し直す必要がある。簡易水道から飲料水供給施設に変更した事例など、これから考えていく上での材料を提供することも必要と感じている。
- ③地区の簡易水道の利用者が減り、飲料水供給施設に変更した場合、公的な関与は必要ないのではないかと。例えば水道の普及率が50パーセント台から動かないところでは井戸水で対応していると考えられる。その中には行政が関与して水質検査をやっていない事例もある。健康に及ぼす影響が大きかった事例は聞いていないことから、個々に対応でいいのではないかと。
- ④公的な小規模水道と私的な小規模水道で何か違いがあるのか考えていく必要があると思っている。公的、私的の区別は必要だと思う。区別がある中でどちらに行くことを選択していくことだと思う。市町村が公的な水道事業の経営から撤退して私的にやってくれというふうに押し出していくのか、それとも、住民の健康維持は市町村の役割として公的なものをしっかりと残していくのか、そこら辺の判断だと思う。

【事業廃止（認可縮小）：カネ】

- ①簡易水道事業を廃止（認可縮小）する場合、対象となる区域の給水契約の相手方に対して、メリット・デメリットを示して同意を得ながら慎重に判断する必要がある。コストの面を主目的に事業廃止（認可縮小）をすると、衛生面でのトラブルが発生する地域があるかもしれない。
- ②小規模な簡易水道においては水道法に定められた業務の一部（アセットマネジメントの実施、水道施設台帳の整備及び水質検査等など）が大きな負担になっているとの声がある。今後、コスト面の負担から簡易水道の事業廃止（認可縮小）の適用事例が増えると思われる。
- ③小規模な簡易水道の場合、料金収入に対して水質検査に要する費用の割合が大きくなる傾向がある。簡易水道から認可縮小することで、水質検査費用を管理が容易な浄水装置の導入に充当し、市の保健所と密にコンタクトを取りながら水質管理をすることで浄水処理の向上を果たした事例がある。地元も方々も管理に参加しており、柔軟な対応で成功した事例がある。

テーマ4：飲料水供給施設の課題

簡易水道事業における給水人口の減少に歯止めがかからない場合や、広域化等の手法が採用できない場合は、現行水道法の適用外である飲料水供給施設と同規模の給水人口になることが容易に想定されることから、現行の飲料水供給施設を取り巻く状況等について理解する必要がある。

【飲料水供給施設の課題：制度】

《法令等の位置づけ》

- ①飲料水供給施設の運転管理を地域の方々に依頼する場合、管理者の責任の範囲が曖昧にされている場合がある。責任の範囲を明確にして万が一事故が発生しても、その後も水の供給を継続できるような体制、制度について考える必要がある。
- ②飲料水供給施設は水道法に規定されていないため、行政の関与の仕方がまちまちになっており、現場の判断になっていることが様々な問題を引き起こしている。行政の責務を明確にすることが公衆衛生の改善や公平公正な公共サービスの提供につながると思う。
- ③飲料水の安全に関しては、水道法に規定しない範囲に関しても行政ができることをしっかりやるべき。アメリカの飲料水安全法に近い建て付けを考えるのであれば、質の観点を重点に出して管理をする必要がある。市町村や都道府県の担当者に聞いても飲料水供給施設については情報をほとんど持っていない場合が多い。どこに責務があるのかが曖昧になっていることで、十分に情報把握ができていない状況になっている。困っている飲料水供給施設があるのに、それが行政に上がってこない。「飲用井戸等衛生対策要領の留意事項について」（平成19年11月15日一部改正）の通知では、表流水及び湧水を水源として利用する水道に類する施設も飲用井戸等に定義されている。飲料水供給施設という言葉も、使い方について地方自治体ごとに差が見られる。用語のわかりやすさ、文書の分かりやすさに課題が残っていると思われる。
- ④飲料水供給施設について法令の規定ではなく通知で事足りていると思う。そこに都道府県の関与を深めていく議論を行っても、おそらく、担当部局が対応できないと考える。関与しなければならぬとすれば、国の方でそれなりの対応を打ち出さないといけない。
- ⑤簡易水道で人数が100人以下のところは、飲料水供給施設などに変更したほうが良いと考える。ただ、水道を統合するときに飲料水供給施設を簡易水道にした事例があり、水道法の立て付けが良く理解されていない側面が見受けられる。各種の水供給事業は制度上分かれているが、小規模な事業者ではその境界が曖昧になっている場合がある。
- ⑥公的に行っている飲料水供給施設は市町村がしっかりとやっていけばいいと思う。そうでない私的なものに関しては、その市町村が十分に把握していない気もしていて、保健所の問題だと思っている。保健所は通常市町村の管轄ではないので、その連絡体制も重要と思う。法律もそういうふうになっていると思われるので、どこまで市町村に関わってもらうのか、あるいは保健所で対応していく体制なのか、この辺りを整理していく必要がある。

【飲料水供給施設の課題：ヒト】

- ①運営がうまくいってない飲料水供給施設はたくさんある。自分たちで維持管理を行うことが大変だからという理由で公共の水道事業に組み込んでほしいと市町村に要望しているところも多々ある。水源水質が良好なところが多く衛生的な面ではあまり困ってないが、降雨後の濁度上昇でろ過設備が閉塞して断水することや市町村ではなく地域で管理しているところでは、維持管理の負担がとて大きいことが課題。このような飲料水供給施設の状況を市町村が把握してないことが多いので、都道府県や中心となる市町村が関与して飲料水供給施設も含めて状況を把握していく必要性、そういったものを上位計画に組み込んでいく必要がある。

【飲料水供給施設の課題：モノ】

- ①事業廃止（認可縮小）により、飲料水供給施設は今後増える可能性がある。水道事業者から見れば管理レベルがまちまちでいいのか、水質レベルについても疑義が生じることから、適した方法について情報提供する必要がある。飲料水供給施設で求められている水質検査 11 項目にしても、一番必要な項目を洗い出すことなども必要。そこを決めた場合は徹底してもらうことが必要だが、項目数が多くなると負担が増えるので、着地点を探る必要がある。
- ②今後、多様な水道システムの構築という方向性が必要だと考える。大・中・小規模上水道間だけではなく、飲料水供給施設も含めて格差が拡大していく傾向にある。水道料金も今後 25 倍ぐらいに拡大していく試算もある（「人口減少時代の水道料金はどうなるのか？（2021 年版）」（2021 年 3 月 31 日、EY 新日本有限監査法人ほか））。この状況に対して、現在、基盤強化、あるいはそれ以前の持続可能性を高めるために、創意工夫やアイデアや提案が多くされている。そういった工夫・アイデアを支える技術を創出していくニーズがあるほか、それらの社会実装を妨げないような制度や仕組みが必要だと思う。運搬給水も水道事業の中で扱えるのが望ましい。Point of Use（POU；使用場所設置型浄水装置）、Point of Entry（POE；建物入口設置型浄水装置）も水道システムとして考えようという提案も企業からされるようになってきている。制度上の制約もあると思うが、なるべく運用面でフレキシブルにして、多様な水道システムが形成されるのを受け入れるような体制にしておくのが望ましい。それによって、飲料水供給施設をはじめとして、水道事業の運営上の困難さを緩和することができる。

【飲料水供給施設の課題：カネ】

- ①飲料水供給施設をグレードアップしていこうとなると、どうしてもコストアップにつながり、料金に関係してきてしまう。既存の集落の中で選択をしているローカルルールも、認めていく必要があると思っている。

テーマ5：既存制度の見直しの必要性

「規制・制度改革の経済効果」（平成22年10月 内閣府政策統括官）によれば、制度改革によってもたらされる効果として、事業者の新規参入や創意工夫による活性化、価格の弾力化と低下による利用者の便益の増加、供給の多様化と需要の増加、許認可等に係る行政手続きの簡素化等の項目が挙げられている。

施設の老朽化、財源不足及び人材不足といった水道事業が抱える問題に対しても、既存の制度を見直すことで、問題解決に寄与するものと考えられる。

一例として、航空法の見直しによるインフラメンテナンスにおけるドローンの活用が挙げられる。

（参考：規制改革推進に関する答申（令和2年7月2日））

《市町村経営について》

- ①都道府県の役割強化の方針のもと施策が進められているが、市町村経営原則がネックとなり、都道府県がリーダーシップを発揮できない現状が見受けられる。将来的には、市町村経営原則を緩和し、都道府県経営原則という考え方へシフトさせていくような制度・仕組みが必要なのではないか。市町村か都道府県かという二択なのではない。必要なことは、実質的に都道府県がリーダーシップを発揮できるようにすること、そして、それによって単独での事業経営が困難となる事業体が出現するのを回避するということである。徐々にその方向へシフトするための施策が打ち出されるのが望ましい。
- ②極端な形で市町村経営原則を外すことは、市町村が責務を負わないことにつながる。市町村が責務を負わないと、簡易水道への財政措置の必要性がなくなると考えられる。完全に都道府県営にして、基本的に独立採算で経営するとなれば、簡易水道事業に対する国庫補助もそんなにつけられる話ではなくなってくる。市町村が基本になっていることは、財政的には重要だと思えて、義務がないところに地方交付税などが拡充されることは基本的に難しい問題だと思う。国庫補助があり、国庫補助の対象部分から国庫補助金を控除した分を地方が負担する。その地方の受け持ち分の中で、地方財政措置の制度があり、それも踏まえて検討する必要があると考える。
- ③今の水道の閉塞感は、市町村経営主義に縛られているところにあると考える。そういう面では近い将来、都道府県経営原則の区割りで水道を統合していく考え方を打ち出してもいいのではないか。水道を企業的に運営して効率経営しようとするれば市町村の境を超えないと難しい。今後の水道の在り方、経営形態などについては国段階で議論して変更した方がいい。過去に広域化、共同化の議論は出たことがあるが盛り上がらなかった。水道や下水道が一部の例外を除き市町村行政の中に組み込まれていたことが要因だと思う。

《国庫補助制度について》

- ①簡易水道の国庫補助要件では現在財政力指数と単位管延長に基づいて区分されているが、現状にフィットしているのか精査する必要があると思っている。単位管延長で区分を行う時に、給水原価の動きと連動しているのかを精査する必要があると考える。単位管延長だけで考えていくと見逃すものがないか、単位管延長が短いので国庫補助要件が割と厳しくなっているようなところが、実は給水原価の条件不利という可能性はないのかなど。精緻に必要なところに国庫補助が行くような仕組みを考えたい。
- ②旧簡易水道の財政措置ないしは国庫補助の要件の見直しということで、旧簡易水道が入り込んだような上水道の部分という新しいカテゴリーができたと思う。5,000人という基準を崩さないようにしながら、財政補助には国庫補助拡充させていくようなことができないかなと思う。
- ③簡易水道事業を維持していくときに、経済性の計算がどうなっているのかよくわからないため、例えばもう少しデジタル化を行い管理経費を下げるのが可能だと思われる。ただ個別の団体でできることではないので複数の団体でシステムの共同化も含めて検討していく必要があると思う。それに対する財政措置や国庫補助を簡易水道の補助の中に拡充されるといいと思う。
- ④簡易水道の国庫補助制度は衛生的な観点からの制度作りだと考える。小さいところでもしっかり水道があったら感染症が広がらないという理屈が立つと同時にある程度の値段でしっかり水が飲めることは、地域で暮らしていくことに寄与すると思う。国庫補助制度の中でも地方で暮らしていくという目的で、それに寄与するような水道に補助していく方向性もあっていいと思う。

《水質管理について》

- ①水質基準の内容を規制的な水質基準と最低限の衛生を維持するような水質基準及び多くの住民が使用する大都市の水道の水質基準と二本立て、三本立てにするなど分けて考えないと、今後、水質基準を遵守し続けることが難しいと思う。水源の種類、必要な浄水処理施設、浄水処理技術、求める浄水水質レベルにリンクさせるような考え方で、もう一度水質基準の在り方を検討してみてもいいと思う。最低限の衛生を維持するために、例えば色度、濁度、残塩および一般細菌であれば自動化が可能な部分が多いので、その面で節約ができるのではないかと考えている。
- ②将来的には小規模な簡易水道が多くなる。今の簡易水道のカテゴリーでしっかりと施設基準を守り、さらに水質51項目を守ることは負担が大きいと思っている。小規模の水供給事業で最低限必要なことは、その状況に合わせて必要な項目を検査していくことだと思う。水道法の範囲内に位置づけることが難しいのであれば暫定対応やモデル地域などの形での対応が必要ではないかと思っている。
- ③小規模上水道の現場で実感したことは、原水水質が良いため、不要な水質検査項目等があるのではないかと認識しているところ。このようなことが給水原価を押し上げることに寄与してしまっている。飲み水としての安全性の実質的確保の観点から精査すれば、検査費用を何分の1かにするのは簡単なことと思う。ファーストステップとしては、現行の「水質検査の頻度減・省略の判断フロー」に従って、どこまで可能かを精査することであるが、さらに、水質検査・

管理に係る要件について、運用面での柔軟性を付与することが考えられる。事業者が水質検査計画を策定する際に、第三者が入って内容をオーソライズするといった仕組みを導入できると良い。その際、国は具体的内容を示す必要はなく、「飲料水としての安全性を保証でき、かつ、その内容をオーソライズできるなら、柔軟に運用してよい」と言うだけでよいだろう。これによって、全国的に上昇傾向が続く水道料金の値上げ幅を緩和することに寄与できると思う。

- ④水質検査項目の見直しや検査方法を根拠を持って省略することによって、同じ安全性を担保しながらコストを下げるができると思っている。それだと同じレベルの水が出ないということまでは行かないと思う。特に微生物学的な安全性は確保しなければいけない。今までできなかったことも技術的にも可能になっていることもあるので、そういった選択肢も入れられるように考えていく必要がある。

《維持管理について》

- ①簡易水道事業の中に飲料水供給施設やもう少し小さな施設まで取り込む場合、レベルが高い維持管理を求めると、予算がないと思われること、ハイレベルのものを住民が求めているという実態に則した制度の在り方について検討をしてほしい。

テーマ6：その他

《情報の整理・活用》

- ①今ある簡易水道が認可の時点とどう変化しているか、統計学的にも信頼性がある情報を提供することが水道行政の大きな役割と考えるが、簡易水道については情報が整っておらず、個々の簡水が抱える問題、それが全国の簡易水道から見た時にどういう位置にあるか、どういう立場にあるかということをも明快にすることで、交付金や補助制度を活用する意味が他のセクターからも理解をされることにつながる。
- ②これまでに廃止された市町村の水道が最後どうなったのか、情報を整理してみたらいいと思う。情報を整理した上で行政がその時にどのように対応しなければならないか、考えてみたらいいのではないかと感じている。
- ③小規模事業体に関して言えば、国からの財政的な支援はもっと行うべきだと思う。水道に関する統計値の正確さを確保するために、例えば台帳を作ることも含めた台帳の集中管理、国か県かどこかのレベルで集中管理をするぐらいの支援がほしいと思う。
- ④各事業体でしっかりとした情報を得ていることが大事であり、同時に全国的な統計を充実させていく必要がある。既存の統計書はオープンデータ化もされておらず、紙媒体のものもあるので使い勝手が悪く、全体像を掴むことが結構大変だと思っている。その辺の充実に取り組むことで全体像が分かってくると思う。それがひいては各団体が持っている情報を広げていくことになり、いろんな議論の出発点になると思う。
- ⑤簡易水道統計で事業統合により施設ごとの状況がわからなくなった。施設ごとに統計を集めてどういう施設があるのかを把握しないと、今後の議論が進まないと思っている。飲料水供給施設については元々の統計もなくて、実態がなかなかわからないというところがある。ベースとなるような統計が必要であると考えます。

《管理監督体制》

- ①水道事業によりパイプで供給される水だけではなく、水道事業以外で調達される飲み水に関して公衆衛生という観点から、国は関与し続けなければならないと思う。
- ②簡易水道の水質管理の限界点をチェックするとき、保健所の役割が非常に重要だと思われる。
- ③国は都道府県に対して都道府県認可事業体の将来見通しの状況に応じた認可をするように指導することが重要。また、保健所が管理監督者として十分に関われる体制も構築する必要がある。

《その他全般》

- ①水道行政そのものをどうやっていくかに帰結する状態になっていると思うので、その辺を含めて考えていく必要がある。全体の水道の中の問題と簡易水道の問題や過疎化が進行している町村における問題について、現実はどうやっていくという話をしていないと、多分この問題は答えが出ない。

- ②過疎地等の簡易水道で経営がうまくいっているところと、うまくいっていないところを切り分けて対処していく必要がある。うまくいっているところも今後人口減少が進み、今困っているところと同じ状況になる可能性もある。水道の運営・管理を地元でやっていけなくなってから事業体がなくなるまでの間に衛生的なトラブルがあると大変困った事態になる。将来的に水道がなくなると予想される場所でもどう着地していくのか、地元で維持管理ができなくなった時を見据えた政策立案が必要。
- ③小規模な簡易水道や飲料水供給施設に対して、都道府県あるいは地域の中核となる水道事業体に関与するような仕組みが大事と思う。今はインセンティブがないので関わりを避けていると思うので、どうすればインセンティブができるのか、あるいは今回の広域連携、基盤強化のように強制的でもいいが、飲料水供給施設レベルまで今後の広域連携の計画の中に見ていくようなことを進め、都道府県や大きな自治体に実態を把握していただくことが大事だと思う。
- ④上水道、簡易水道、飲料水供給施設以下を区分するのは5,000人、100人であるが、人口減少が進む中であって、これを変更しなくてよいのかという問題提起がある。見直しまたは再確認する価値がある事項だろう。ただ、個人的には、人数の問題というよりは、国・都道府県・市町村のそれぞれが、何をどこまでやるかという問題と考える。例えば、100人を下回ったからといって、簡易水道を廃止して飲料水供給施設に格下げする事例が増えていってしまっただけという課題をあげることができる。
- ⑤広域化にしるダウンサイジングにしる、それぞれの地域の水道をこう作っていくというようなワクワク感みたいなものがあつた方がいい気がする。単に維持していくのではなく、自分たちの暮らしを作っていくものでもあり、それぞれの地域でこんなふうにも再編してくとうまくいくとか、こういう水質検査のやり方だつてあるというのを一般の人や地方議会の議員さんに知ってもらふようなアプローチというか楽しく勉強できるような素材とかを作つてキャンペーンをしていく取り組みがあつてもいいと思う。

4.4. まとめと今後の課題

水道事業を取り巻く経営環境は、日本全体の人口減少に伴い事業規模の大小に関係なく給水人口や料金収入の減少、老朽化対策及び耐震化対策等の推進による更新需要の増大、水道サービスを持続させるための人材確保等と言った厳しい状況となっている。これらの課題に対応していくためには経営基盤及び技術基盤の強化に取り組むことが急務であるが、多くの簡易水道事業ではヒト、モノ、カネの各観点で見ても、将来にわたって安定的に水道事業を維持・運営していくことは困難な状況であると考えられる。

この困難な状況に対する有効な方策の一つとして簡易水道事業の統合がある。簡易水道の統合は平成 19 年度以降、積極的な施策が進められた結果、「全国簡易水道統計（平成 18 年度、令和 2 年度）」によれば、平成 18 年度末で 7,484 事業あった簡易水道事業は令和 2 年度末には 2,507 事業となっている。地理的事情等により他の水道事業との統合が進まない場合は経営・技術基盤の強化策として経営の一体化、管理の一体化、共同施設建設等について検討を進めることが必要と考える。

これらの検討を進めるにあたっては、将来の経営環境を十分に把握しつつ、施策に必要な情報を得るために近隣事業体との情報交換が重要となる。また、総務省の「地方公営企業経営アドバイザー派遣事業」制度の積極的な活用やマルチワーカーの仕組みの導入、全国的な組織的支援体制の構築や大規模事業体から小規模事業体への支援を充実させるといったことが必要となる。さらに飲料水供給施設への変更を検討する場合にはメリット・デメリットを地域住民に示しつつ、公衆衛生環境の維持に配慮した慎重な対応が求められることになる。施設更新に関しては、将来の需要の変化に柔軟に対応可能なユニット型の浄水機の導入や一戸あたりの事業費が多額になるような場合には個別井戸、POU や POE の導入による個別整備を主体とした給水体制の維持など、新たな発想が求められることになる。一方で小規模な事業体では専門的な知識を持った職員の配置が困難な場合が考えられるため、特に技術面で専門的知見を持つアドバイザーから助言を得られるような取り組みが必要と考える。また事業体間の情報交換等を活発にするために都道府県のリーダーシップが発揮できるような取り組みも重要となる。

現在抱えている様々な課題に対応していくには、将来の需要を反映させて適切な規模をもって更新計画を立案するとともに、アセットマネジメント等のツールを活用し、現在及び将来の水道事業の状況を把握することが肝要と考える。また、今後の料金収入の大幅な伸びが見込めない状況下で多額の投資を必要とすることから、財政見通しを明確にしてより一層会計の透明化を図ることで住民へ理解を得ることも重要となる。